

平成24年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成24年 6 月 8 日開会

平成24年 6 月 26 日閉会

平成24年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月8日（金曜日）

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 出席議員 | 3 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 3 |
| 1. 開 会 | 4 |
| 1. 議席の一部変更 | 4 |
| 1. 会議録署名議員指名 | 4 |
| 1. 議会運営委員長審査結果報告 | 4 |
| 宮原義久議会運営委員長 | 4 |
| 1. 会期決定 | 4 |
| 1. 議案第1号から第9号まで並びに報告第1号から第3号まで上程 | 5 |
| 1. 知事提案理由説明 | 5 |

自6月9日（土曜日）

至6月12日（火曜日） 休 会

6月13日（水曜日）

| | |
|---------------------|----|
| 1. 出席議員 | 11 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 11 |
| 1. 一般質問 | 12 |

西村 賢議員質問 12

- ・知事の政治姿勢について
- ・記紀編さん1300年記念事業について
- ・細島港の有効活用について
- ・幼い命を守る取り組みについて
- ・国際的に活躍できる人材育成について
- ・教育行政について

山下博三議員質問 26

- ・知事の政治姿勢について
- ・農林業の抱える課題について
- ・6次産業の取り組みと課題について

福田作弥議員質問 38

- ・知事の政治姿勢について
- ・県試験研究機関のコストと経済効果について
- ・農商工連携・6次化の成功のポイントについて
- ・物流問題について

| | |
|---------------------------------|-----|
| ・ T P P 問題と本県農業について | |
| 前屋敷恵美議員質問 ----- | 49 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 原発問題について | |
| ・ 国民健康保険税問題について | |
| ・ 子ども・子育て新システムについて | |
| 6月14日（木曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 63 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 63 |
| 1. 一般質問 ----- | 64 |
| 高橋 透議員質問 ----- | 64 |
| ・ 医療計画見直しについての考え方 | |
| ・ 自殺対策行動計画の見直しについての考え方 | |
| ・ 林業再生と水産業振興について | |
| ・ 東九州自動車道の早期開通について | |
| ・ 教育問題について | |
| 横田照夫議員質問 ----- | 77 |
| ・ 少子高齢化・人口減少に伴うさまざまな現象とその対策について | |
| ・ 栄養教諭の配置拡大について | |
| ・ 県道宮崎田野線の歩道設置について | |
| ・ 清武町正手地区の堤防補強について | |
| ・ 入札制度について | |
| ・ 県民協働について | |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| 鳥飼謙二議員質問 ----- | 91 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 宮崎国際音楽祭と古事記編さん1300年について | |
| ・ 子ども子育てプランについて | |
| ・ 社会福祉事業団と福祉の課題について | |
| ・ 県政の課題と人材の育成について | |
| ・ 公益法人化の現状と課題について | |
| 井上紀代子議員質問 ----- | 107 |
| ・ 東日本大震災による災害廃棄物の広域処理について | |
| ・ 新エネルギーについて | |
| ・ 観光振興（青島の活用）について | |

- ・ 県立病院の機能強化について
- ・ 就労支援について
- ・ 宮崎県の農業振興について

6月15日（金曜日）

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 出席議員 ----- | 125 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 125 |
| 1. 一般質問 ----- | 126 |

内村仁子議員質問 ----- 126

- ・ 土木行政について
- ・ 教育行政について
- ・ 総合政策行政について
- ・ 福祉行政について

押川修一郎議員質問 ----- 141

- ・ 社会保障と税の一体改革について
- ・ 農政問題について
- ・ 中山間地域の振興について
- ・ 公共建築物木材利用促進法について
- ・ 浄化槽について
- ・ 観光行政について
- ・ 宮崎の存在感を世界にどう高めていくか
- ・ 土木行政について
- ・ 学校の通学路の安全確保について（要望）

重松幸次郎議員質問 ----- 156

- ・ 道州制について
- ・ 防災対策について
- ・ 通学道路の安全確保について
- ・ 観光の振興について
- ・ 甲子園日本一の取り組みについて
- ・ 入札制度について
- ・ 商店街の活性化について

新見昌安議員質問 ----- 168

- ・ 県民サービスの向上について
- ・ 現代を取り巻く諸課題について
- ・ 教育行政について

自6月16日（土曜日）

休 会

| | |
|-------------------------------|------------|
| 至 6月17日（日曜日） | |
| 6月18日（月曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 185 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 185 |
| 1. 一般質問 ----- | 186 |
| 松村悟郎議員質問 ----- | 186 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 交通安全対策と道路整備について | |
| ・ 中心市街地の活性化対策について | |
| ・ 口蹄疫からの復興について | |
| ・ 木質ペレットの活用について | |
| ・ 鳥獣害対策について | |
| 有岡浩一議員質問 ----- | 198 |
| ・ 普天間基地移設について | |
| ・ 建設技術推進について | |
| ・ 土曜日の授業実施について | |
| ・ 生活保護と自立支援について | |
| ・ 古事記編さん1300年について | |
| ・ 儲かる農業と食育について | |
| ・ 1130運動について | |
| 渡辺 創議員質問 ----- | 209 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 政権交代以降の県内における状況変化について | |
| ・ 職員の人事配置・地域貢献などについて | |
| ・ 宮崎市海岸部の松林保全と観光資源としての再評価について | |
| ・ 県の広報戦略のあり方について | |
| ・ 通学路の安全確保について | |
| 黒木正一議員質問 ----- | 224 |
| ・ 森林・林業政策について | |
| ・ 教育行政について | |
| ・ 記紀編さん1300年記念事業について | |
| 6月19日（火曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 241 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 241 |
| 1. 一般質問 ----- | 242 |

| | |
|---|-----|
| 二見康之議員質問 | 242 |
| ・ 教育行政について | |
| ・ 理容学校について | |
| ・ 上海事務所について | |
| ・ 林業公社について（要望） | |
| 坂口博美議員質問 | 254 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 防災拠点施設について | |
| ・ 地球温暖化対策について | |
| 井本英雄議員質問 | 268 |
| ・ 定常型社会について | |
| ・ メディカルバレー構想について | |
| ・ 公務員のあり方について | |
| ・ 神話伝説について | |
| ・ 港湾住民の要望について | |
| ・ 県北の道路について | |
| 中村幸一議員質問 | 282 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 産業廃棄物問題について | |
| ・ 人事問題について | |
| ・ 生活保護の適正化について | |
| ・ 障がい者の工賃引き上げについて | |
| 1. 議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号まで並びに請願委員 会付託 | 293 |
| 自6月20日（水曜日） | |
| 常任委員会 | |
| 至6月21日（木曜日） | |
| 6月22日（金曜日） | |
| 特別委員会 | |
| 自6月23日（土曜日） | |
| 休 会 | |
| 至6月25日（月曜日） | |
| 6月26日（火曜日） | |
| 1. 出席議員 | 297 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 297 |
| 1. 常任委員長審査結果報告 | 298 |
| 黒木正一総務政策常任委員長 | 298 |
| 高橋 透厚生常任委員長 | 299 |

| | |
|---|-----|
| 山下博三商工建設常任委員長 | 301 |
| 松村悟郎環境農林水産常任委員長 | 303 |
| 西村 賢文教警察企業常任委員長 | 304 |
| 1. 討 論 | 306 |
| 太田清海議員（請願第16号の不採択に反対） | 306 |
| 前屋敷恵美議員（報告第1号に反対、請願第16号の不採択、請願第21号の継続審査に反対） | 308 |
| 1. 報告第1号採決 | 309 |
| 1. 議案第1号から第9号まで並びに報告第2号及び第3号採決 | 310 |
| 1. 請願第16号採決 | 310 |
| 1. 請願第19号採決 | 310 |
| 1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 | 310 |
| 1. 議員発議案送付の通知 | 310 |
| 1. 議員発議案第1号から第9号まで追加上程 | 311 |
| 1. 議員発議案第1号から第8号まで採決 | 312 |
| 1. 議員発議案第9号提案理由説明 | 312 |
| 中野一則議員 | 312 |
| 1. 議員発議案第9号採決 | 313 |
| 1. 閉 会 | 313 |
| <hr/> | |
| 1. 資 料 | 315 |
| 平成24年6月定例県議会日程 | 317 |
| 議案送付文書 | 318 |
| 一般質問時間割 | 319 |
| 議案・請願委員会審査結果表 | 321 |
| 閉会中の継続審査・調査申出一覧 | 322 |
| 1. 議案議決件名一覧表 | 323 |
| 1. 議員発議条例、意見書、その他 | 327 |
| 東九州自動車道の早期の全線開通を求める意見書 | 329 |
| 地方財政の充実・強化を求める意見書 | 330 |
| 防災・減災対策を重視した社会基盤再構築を求める意見書 | 331 |
| 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書 | 332 |
| 九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への議員の派遣 | 333 |
| 集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書 | 334 |

| | |
|--|-----|
| 現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を求める意見書 --- | 335 |
| 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に反対する意見書 ----- | 336 |
| 宮崎県議会基本条例 ----- | 337 |
| 1. 請願一覧表 ----- | 345 |
| 1. 議事経過 ----- | 357 |

6月8日（金）

平成 24 年 6 月 8 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (38 名)

| | | |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新 み や ざ き) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自 由 民 主 党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新 み や ざ き) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

欠席議員 (1 名)

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
|------|---------|-------------------|

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 長 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 夫 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 達 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 社 秀 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 本 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 詔 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成24年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして申し上げます。

寛仁親王殿下におかれましては、一昨日、薨去されました。ここに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

◎ 議席の一部変更

○外山三博議長 それでは、まず、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、黒木正一議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 次に、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

去る6月1日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成24年6月定例県議会の会期日程について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計12件であります。その内訳は、条例5件、条例以外4件、報告承認3件であります。この

ほか6件の報告があります。

これら提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から6月26日までの19日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月13日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、11日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人当たり30分以内といたします。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。6月20日・21日の2日間で各常任委員会を開催していただき、最終日の本会議で議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

各議員におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月26日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第9号まで並びに報告
第1号から第3号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第9号まで、並びに報告第1号から第3号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成24年6月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、寛仁親王殿下の御薨去を悼み、県民の皆様とともに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、東日本大震災により発生した災害廃棄物の広域処理についてであります。

昨年3月に発生しました東日本大震災におきましては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しました。国は、災害廃棄物の処理は復旧・復興の大前提であるとして、平成26年3月までに処理を完了することを目標に、全国の地方自治体に対し、岩手県及び宮城県の災害廃棄物について広域処理の協力要請を行って

いるところであります。

また、県議会におかれましては、本年3月12日に、県議会の4会派代表から、災害廃棄物の受け入れを市町村に働きかけるよう申し入れがあり、さらに同月22日には、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」が全会一致で可決されたところであります。

災害廃棄物の処理につきましては、被災県だけでなく我が国全体の問題として解決しなければならない課題であり、また、県議会からこのような決議等があったことを大変重く受けとめまして、市町村長との意見交換や国の担当者による説明会等を開催したところであります。

さらに、市町村と合同で担当職員を岩手県及び秋田県に派遣し、被災地や受け入れ自治体の現地調査を行うとともに、専門家を招聘し、放射性物質に関して、処理の安全性や健康への影響等についての説明会を開催するなど、災害廃棄物の広域処理について市町村の理解を深めるための場の提供にも努めてきたところであります。

なお、先日、岩手県及び宮城県の広域処理必要量の見直しが行われ、合計で247万トンと、これまでの要請量と比べ154万トン減少はしておりますが、引き続き広域処理が必要な状況には変わりがないとのことであります。

しかしながら、先ほど御説明しましたとおり、市町村とさまざまな機会を通じて意見交換と情報の共有に努めているところでありますが、県内で受け入れを表明している市町村は、これまでのところございません。

県としましては、引き続き市町村との議論を深めながら、今回の現地調査及び専門家による説明会の結果等を踏まえ、宮崎県として被災地

の皆様のために何ができるのか、県全体のコンセンサスの形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、地域医療提供体制の充実・強化についてであります。

去る4月10日に、宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターの運営が開始され、また、同月18日より、同病院を基地病院としてドクターヘリの運航が開始されました。

この救命救急センターとドクターヘリの運航開始は、救命率の向上、後遺症の軽減等の県民の安全・安心の確保はもちろんのこと、救急医療、ひいては地域医療を目指す若手医師を初めとする医療従事者の確保という点でも、大変期待が大きいところであります。関係の皆様の大なる御尽力に深く敬意を表し、感謝を申し上げます。今後とも、大学、医師会、市町村等関係機関と十分連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、東九州自動車道についてであります。

国土交通省より今年度の事業計画が通知され、その中で、東九州自動車道のうち、平成28年度以降供用予定とされていた北浦一須美江間が平成28年度供用予定と、また、平成25年度供用予定とされていた須美江一北川間が1年前倒しの平成24年度供用予定と公表されました。今回、東九州自動車道の県境から宮崎市内までのすべての区間について供用予定年度が示されたことは、県内高速道路網の全線開通への大きな前進であります。

また、東九州自動車道で唯一残されていた未事業化区間の日南一串間一志布志間につきましても、今年度新たに計画段階評価を進めるための調査に入ることが示され、今後の事業化に向

けて一步前進したものと考えております。今日に至るまでの関係の皆様のご理解と御協力に心より感謝を申し上げます。

県といたしましては、九州中央自動車道を含め、県内高速道路網の全線開通が一日も早く実現するよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

議案第3号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、生食用食肉を加工調理する場合の規格基準が示されたことに伴い、飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業について、生食用食肉の加工調理を行う場合の営業施設基準を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、細島港におけるガントリークレーンの増設等に伴い、その使用料に係る所要の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」は、現在、学校等の区分ごとに定額としている育英資金の貸与額につきまして、現行の額を上限とする選択制を導入するとともに、貸与の停止または休止の要件をより明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号から第9号までの損害賠償の額の決定につきましては、県有自動車による公務上の事故等に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法等の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

このほか、議案第1号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外3件であります。説明は省略させていただきます。

す。

次に、報告第1号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う、平成23年度一般会計補正予算(第7号)の専決報告であります。

補正額は、16億7,040万6,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の増額4,085万円余、公債費等の減額2億9,908万円余、県有施設維持整備基金への積立金19億2,669万円であります。この結果、平成23年度の一般会計歳入歳出の規模は5,908億3,293万8,000円となります。

報告第2号は、地方税法の一部改正により、不動産取得税及び自動車税の特例措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

報告第3号は、公害等調整委員会に申し立てられていた交通騒音による健康被害等に関し、同委員会から受諾を勧告されていた調停案についての専決報告であります。

これらの専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす9日から12日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時14分散会

6月13日（水）

平成 24 年 6 月 13 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (37 名)

| | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (自由民主党) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

欠席議員 (2 名)

| | | |
|------|---------|---------|
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員36名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日も傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

実は、私ごとでありますけれども、来週、私、誕生日を迎えまして、きょうが30代最後の質問登壇となります。張り切ってまいりますので、執行部の皆様方、明快な答弁のほうよろしくお願いをいたします。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

国の出先機関の廃止、いわゆる権限移譲の具体的な受け皿につきまして、関西、九州、そして四国と、それぞれの地域で広域連合等の設置の議論がスタートしております。今の国会の状況ではどうなるかわかりませんが、政府のほうも最終的な方針が固まりつつあります。具体的な話が固まってくる前は、「地方にできることは地方に」という強力なフレーズで話が進んでまいりました。しかし、いざ議論が現実味を増してくると、一部の国会議員の反対、また市長会、町村会の慎重意見、またそれに伴って地域の商工関係団体からも反対の意見、慎重な意見が上がり始めました。私は、権限の移譲によって、これまでよりも、より現場に近い場所で行

政が事業を行い、また県と国、そして市町村との二重行政が縮小していくのではないかという期待を持っております。これまで国が決定していた大型の公共事業等の優先順位が変わったり、二重行政コストの縮小にもつながるものだと思います。九州知事会としては、権限移譲については非常に前向きに行動している気がしますが、河野知事自身、国の出先機関原則廃止に向けた分権の動きに対してどのようにお考えなのか、知事の所感をお伺いいたします。

もう一点、この国の出先機関原則廃止に向けて、知事と県内の市町村、また商工関係団体との対話の場がどれほどあるのか、権限移譲や二重行政など行政の抱える諸問題においても議論や意見交換を行っているのか、知事にお伺いします。

この後は質問者席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

国の出先機関改革の現状への所感についてであります。国の出先機関につきましては、地方との二重行政やガバナンスの欠如などの問題が指摘され、長年にわたり改革の必要性が提起されてきたところではありますが、平成22年の6月に「出先機関の原則廃止」という政府方針が示され、平成24年の通常国会への関連法案提出に向けた動きが大詰めを迎えているところであります。しかしながら、現在示されている法律案は制度の枠組みにとどまっております。地方移管される事務の範囲や財源の取り扱いなどにつきましては政令にゆだねられるなど、いまだ不明確なままとなっている上、市町村を中心に今回の改革そのものに対する理解が得られていない状況にあります。私といたしましては、住

民サービスの維持・向上に資する制度設計はもちろん、幅広く十分な議論を経ることが大変重要であると考えておりますので、引き続き、国におけるこうした制度化の動向というものを注視するとともに、県議会、市町村等への十分な説明や意見交換を図りながら、本県としての主張、本県の考え方を伝える、そして判断というものをしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、市町村等との意見交換についてであります。私としましては、市長会や町村会、そして経済団体などから今回の改革に対する懸念の声が強いということを真摯に受けとめまして、これまでも市町村長や市町村の職員等に対し、機会をとらえて国の動向の説明や意見交換に努めてきたところであります。改革を進めるに当たりましては、県議会や市町村などの理解を得ることが何よりも重要であると考えておりますので、今後とも、国における制度の具体化に向けた議論の進捗に応じまして、十分な情報提供や意向の把握、そして本県の考え、思いというものを国に伝える、そのような動きに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○西村 賢議員 ただいま答弁をいただきました。ありがとうございます。

ただ、今の各論の議論については、知事の思いというものはよくわかりましたけれども、知事自身の、分権に対して、いわゆる地方にできることは地方へという、国の動きに対しての思いというものが、私にはわかりかねました。九州知事会としては、分権はあるべきだというような強いメッセージを出しておりますが、知事自身は、改革を望んでいる、分権はやるべきだという思いがあるんでしょうか、再度伺いま

す。

○知事（河野俊嗣君） まず、基本的な考え方でございますが、地方分権というもの、これまでも総務省にいた時点から私も取り組んできたところでございますが、地方にできることは地方に任せて、国の役人が地方から離れた遠いところで物事を決断するのではなく、地方の住民から選ばれた首長なり議会というものがしっかり議論して、その地域のニーズに応じた行政を行っていく、その基本的な考え方のもとに地方分権を積極的に進めるべきというふうに考えておるところでございます。その進め方としまして、これまで、個別の具体的な事務なり権限というものの移譲を、国と議論してきたわけですが、なかなか進まない。それではということで、出先機関というもの、二重行政とかガバナンスの問題、先ほど答弁しましたように、いろんな問題点も指摘されますので、それをすべて移管しようという方針が出され、全国知事会としてもそれに賛同する中で具体的な議論が進んできたところでございます。

したがいまして、基本的なスタンスとしましては、地方分権という大儀を進めるという観点のもとに、出先機関につきましても、すべて廃止するという方向に賛同するわけではありますが、その具体的な内容なり進め方について、今さまざまな議論がなされている、慎重意見が出されている、まさに総論賛成、各論反対というところかと思っております。繰り返しになりますが、本県におけるそのような議論というのを、私としては知事の立場でしっかり受けとめまして、あくまでも宮崎というものに軸足を置いた議論を今後ともしてまいりたい、そのような考えでおります。

○西村 賢議員 知事、今のお答えのほうです

ばらしいと、わかりやすいと思います。これからはそのようにお答えをいただいて、市町村との対話の場もしっかりとさせていただかねばなりませんけれども、やはり知事としては、この分権はなし遂げなきゃならないんだ、我々ができることは我々でやろうというメッセージを、市町村なり県内商工関係団体なりに、知事自身はこう思うんだというものをもうちょっと訴えていただきたいと思います。何か反対議論というのはすべて消極的になっていってしまうように感じますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、記紀編さん1300年記念事業についてお伺いをいたします。最近では新聞や書籍、テレビ等でも少しずつ取り上げられるようになり、また、これは県民の間で盛り上げていかなければいけない事業であると思いますので、質問をさせていただきます。

この6月議会の直前に、会派で先進している島根県庁を訪問し、島根県の取り組みについて調査をしてまいりました。島根県は5年ほど前から準備を開始し、知事のリーダーシップのもとで4年間で25億円という大きな予算をかけて事業を展開しておられました。ことしがその予算措置3年目に当たるそうで、「神話博しまね」、そして来年の出雲大社大遷宮にピークを持ってくるというような話を伺いました。500万人とか大きな目標を立てておられましたけれども、島根県がすごいとか、島根県の知事はすごかったという話を、私はここでしょうとは思っておりません。ただ、参考にすべきは、財政規模もそんなに変わらない島根県がこれほどまでに取り組んでいるんだなというのは、非常に触発をされたことがありました。

まず、知事にお伺いをいたします。本県の記紀編さん1300年記念事業については、ことしに

なって始まった感がどうしても私はぬぐえませんが、知事は、前職は副知事であり、その前は総務部長でありました。この記紀編さん1300年というものがことし来ることがわかっていたはずなのに、ことし急遽始まった。これまで取り組まれなかった理由と、ことし始めた知事の思いについて、まずお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今御指摘がありましたように、2年前、3年前に私は副知事、それ以前は総務部長として勤めておりましたときに、この1300年というのを意識して準備をしてきたかということ、そうではないわけでありまして。そこは反省をするべきというふうに思っておるところでございますが、口蹄疫、それから新燃岳の噴火等さまざまな災害もありまして、出おくれ感というものは否めないところでございます。しかし、1300年という長い歴史の流れの中で、焦る必要もないのではないかというふうに、一面では思うわけでございます。災害が続いた中で、何とか元気を出していきたいというときに1300年を迎えることができたのは、ある意味チャンスだというふうに思っておりますし、また、本県が持っております歴史的・文化的な宝というものを改めてじっくり腰を据えて見詰め直し、それを磨き上げていく、そういう作業を8年後の日本書紀1300年までも視野に入れながら取り組んでいきたい、そのように考えておるところでございます。観光、教育、文化、地域づくり、幅広い分野でさまざまな取り組みというものが考えられようかというふうに思います。県民の皆様と一緒にやりながら、まさに腰を据えて取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よくわかりました。ただ、この事業をことし始めるに当たりまして、そもそ

もどの程度、県民の認知度、理解度があるのか。また、この事業を始める前に、いわゆるアンケートとか県民に対するマーケティングも行ってやる必要があるんじゃないかと私は思います。これは記紀編さんに限らず、本県の観光事業でありますとか商品開発でありますとか、人の心に左右されるといいますか、趣味趣向に大きく影響する事業というものは必ずそういう事前調査というものを行わなければならないと私は思いますが、知事は、県民がどの程度興味を持っているのか、どのようにお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 神話に対する理解度、認知度、浸透度というふうな御指摘がございました。具体的な数値としてそれをはかっているわけではございませんが、実感としまして、日々親しんでいますようなさまざまな史跡なり神社、毎年参加しているようなお祭り、イベント、そういったものが、実はもとをただと古事記につながっている、古事記ゆかりのものであるということが、必ずしもすべての県民に理解されている状況ではないのではないかと思います。また、ツイッターやフェイスブックなどを通じて私のところに寄せられる、県外にいらっしゃる宮崎県出身の方の書き込みは、宮崎がそういう神話の宝庫であるというのを全く知らなかったと。学校でもこれまで神話というものが教えられてこなかったわけがありますので、そういう状況であるというふうなことを考えております。したがって、改めてこの機に、我々がふだんから親しんでいるもののもとをただしていく作業をしていく、そして特にこれからの社会を担っていく子供たちにしっかりと地域の宝というものを伝えてまいりたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 今、知事も地域の宝ということをお話されました。まさしくそのとおりではないかと思えます。この記紀編さん、先ほど知事が言われました9年間をじっくり長いスパンで考えていこう、まさしく私はそれには賛成をします。その中で、この事業自体が、今、知事がおっしゃったような、本県ゆかりの神話や史跡などを県民が改めて理解をして愛郷心をはぐくむ、そういうことで文化事業として取り組んでいくのか、これで花火を打ち上げて誘客に持っていく、いわゆる商業、観光に向けて実施していく観光事業なのか、どっちにウエートを置いているのかわからないところがあります。文化事業でいくのか観光事業でやるのか、どちらに知事としてはウエート（重点）を置いてやろうとしているのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 二者択一というよりは、またどちらかに重きを置くというよりは、どちらの効果も期待できるのではないかというのが基本的な考え方です。ただ、一番避けるべきは、1300年という節目だと、じゃあということではいろんなイベントをして、いわゆるよく言われるような一過性の打ち上げ花火に終わってしまうということは避けなければならない。これまでも本県においては、神話街道だとかいろんな取り組み、冊子をつくるなりなされてきたわけではありますが、それを束にして一つの集大成として、改めて、もっともっとできることがあるのではないかと、そのようなことを考えていく必要があるかと思っております。県内各地にあるものを探していく、そしてその一つ一つに明かりをともしつつ、ことしは「岩戸開き」の年にしたいと申しておりますが、それが大きな大きな光になって、我々の地域の宝というものを見詰め直し、磨き直す年に

していく。そして、行き着くところは、もちろん古事記に対する、日向神話に対する理解というものも大事ではありますが、ふるさと宮崎に対する深い理解と郷土愛というものに結びつけていきたいと考えておりますし、そうすることによって外に対する発信力にもなり、また誘客、観光客を招いてくる力にもなって観光振興にも結びついていく、そのように考えているところであります。

○西村 賢議員 今のお話を伺いまして、どちらもやっていくということでもありますけれども、宮崎県は、先ほどから若干出おくれてきているという話がありました。焦ってやる必要はないという話もありました。その中で、宮崎県としてはもっとじっくりと県民に周知していく、文化事業をまず先にしっかりと行って行って、県民一人一人、それぞれの各地各層にある人たちが、しっかりと自分たちの地域の神話を語れたり、1つ2つのうんちくを語れるようになっていくことが、長い目で見たら、人が大きな観光資源となっていくような気がします。ことしをスタートとして徐々に光を当てていくという話がありましたけれども、それでも3億円以上の予算を計上して、これからいろんな事業を行っていくわけです。それが来年、再来年と、もしかしたら、もっと予算が必要になってくるかもしれない。そういうときに、多額の予算をかけていくにしては、まだまだ準備不足感が否めません。私はこの文化事業について、もうちょっと特化したほうがいいのではないかと思います。これは観光を軽んじているわけではないです。知事にそのあたりをお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、文化事業に重点をとというような御指摘がございましたが、昨年来

の取り組みとしまして、明治大学と連携した講座を行い、参加した方に宮崎を体験ツアーもしていただいたというものがあります。また、各県の知事と一緒にしたシンポジウムを行う、また、この4月に梅原猛先生をお招きして講座を行う、そういう古事記に対する理解を深めていこうと。まさに文化振興的な側面から、また今、西都原の博物館などでもいろんな講座を行ったり、いろんな形で取り組みが進んでいるものというふうに考えております。そして、それを徐々に徐々に盛り上げて行って、ことしの全体的なイメージとしては、秋口に、神武さまや西都の古墳祭り、それから古事記ゆかりのグルメのイベントということで、3週連続で大きな核となるイベントをそこには持っていこうかと思っておりますが、今はじわりじわり足元を固めるところから文化振興的な取り組みを進めてきておるところでございます。今後とも、いろんなアプローチ、いろんな取り組みがなされてくると思いますし、県だけですることではなく、市町村、民間団体と一緒に、しっかりとアイデアを出しながら、地に足をつけて取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

同じく、記紀編さんでつながる他県との協力体制についてお伺いをいたします。既に知事は1月、ゆかりの地サミットというものに出席をされました。奈良県、福井県、島根県、鳥取県、そして宮崎県の5県の知事が参加されたということでもあります。非常に盛り上がったというような記事を見ました。また、「るるぶ」を初めとする観光ガイド本の古事記バージョンというものが発行されてもおります。そこで私は、知事にも提案をしていきたいと思っております。

が、商工観光労働部長にまずお伺いしたいと思います。本県の古事記神話とゆかりのある県に、こちらから知事を団長として訪問団を募集して、ツアーをつくっていく。今まで誘客といいますが、宮崎県に来てくれ来てくれということであったんですけれども、逆にゆかりの地、例えば山陰地方に宮崎県から知事を団長として乗り込んで行って、向こうのイベントを盛り上げてやるということを宮崎県が先に行うといいのではなかろうかと思いました。当然、お互いの古事記、古代神話の理解、そして事業を盛り上げていくためにも必要だと思いますし、またそのやりとりが、例えば宮崎県と奈良県、奈良県と島根県とか、マイナーとかメジャーの話ではないんですけれども、それぞれの地方都市が連携することによって盛り上がっていけば、そのゆかりの地以外の方からも、その県で何をやっているんだろう、古事記とは何だろうということによって全国的にニュースが広がっていけば、まさしく古事記の「岩戸開き」のように、自分たちが楽しんで盛り上がれば、ほかの人たちがぞろぞろやってくるのではないかなと私は思っております。誘客に対して、こっちに来て、こっちに来てだけではなくて、まずこっちから出向いていくということに関して、こういうツアーというものは、部長、何か考えておられませんかでしょうか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 今お話がございましたけれども、商工観光労働部としましては、古事記編さん1300年記念という、先ほど知事がお答えしましたとおり、千載一遇といえますか、このチャンスを生かして、より多くの県外の皆様にPRしておいでいただくということを中心に取り組んでいきたいと考えております。その一環としまして、私どもの部が中心

になってやるものとしては、例えば、先ほどお話がありましたけれども、島根が開催する「神話博しまね」の中で宮崎県のブースを出展したり、島根県、奈良県、宮崎県の3県が連携した首都圏でのシンポジウム開催などに取り組むこととしております。逆に私どもが行くということについては、地元の旅行業者等においていろいろ検討されているような話も伺っておりますが、県としてそれを積極的にという状況には、今のところございません。以上でございます。

○西村 賢議員 今、部長の答弁のとおり、商工観光労働部としては来てもらうことに力点を置くというのは確かなんですけれども、知事はどうですか。

○知事（河野俊嗣君） 今、具体的に計画されているものはございませんが、大変おもしろい視点だと思っております。私もぜひ、そういう機会があれば奈良なり島根に足を運んでまいりたいというふうに考えております。また、市町村レベルでは、例えば宮崎市と樫原市の連携というのがありますし、市長さんに伺うと、今、出雲市さんともいろいろ話をしているというふうなことで、いろんな行き来が考えられているようであります。私もそういう機会を見つけてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、教育長にお伺いをいたします。先日、常任委員会で西都原考古博物館に行きました。そのときに調査をさせていただいたんですけれども、非常に古代ロマンがあふれまして、記紀編さん1300年の事業にも欠かせない施設であるなということを感じました。この施設見学の昨年度の小中学校一覧をいただきまして、カウントしたら、75校ぐらい県内の小中学校から考古博物館の見学に来られておりました。県内の小

中学校の数というのは、支援学校も含めまして392校ぐらいありました。当然、個人なり家族なりで行かれる方もいるんでしょうが、まだまだ県内の学校からあの施設に行っただけの人がいらっしゃると思います。この記紀編さん事業を盛り上げるためにも、教育長のほうから県内の市町村に対して、ことしから一度は行ってくださいというようなお願いはできないものかを伺います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、県内の子供たちが郷土の歴史に対する興味・関心を高めていくことは極めて重要なことだと考えておりまして、昨年策定いたしました第二次宮崎県教育振興基本計画におきましても、「ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育」を施策の柱の一つとして位置づけ、取り組みを進めているところであります。

西都原考古博物館についてですが、我が国を代表する史跡である西都原古墳群の中に位置し、子供たちが郷土の歴史を学ぶ上での資料も多数展示してある、非常に有効な施設であると考えておりますことから、これまでも、県内すべての学校へ利用案内文書の配付や、本県教育情報通信ネットワークである「教育ネットひむか」にも案内を掲載し、利用促進に努めてきたところです。さらに、議員から御指摘がありましたように、本年度は、記紀編さん1300年記念事業の初年度であるとともに、西都原古墳群発掘100周年にも当たりますことから、西都原考古博物館が県内多くの小中学校等でこれまで以上に利用されますよう、校長会等での案内や全市町村教育委員会への訪問など、積極的な働きかけに今取り組んでいるところでございます。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。1300年については以上です。

次に、物流対策についてお伺いをいたします。総合政策部長にお伺いいたします。

私が2月議会でも質問いたしました物流効率化支援事業についてですが、これは、細島港に限らず、県内の港、また鉄道の輸送に関係してくる事業であります。新年度になりまして、新たな事業がスタートしました。この事業は、輸送業者の貨物をふやすためにインセンティブを与えるというものですが、まず、県のホームページを見ますと、新年度の事業は4月20日から受け付けとなっております。また、ホームページには、事前申し込み制度で、申し込みからおおむね10日かかることあり、その言葉どおりであるならば、4月の1日から19日までの貨物、また申し込みから10日必要ということであれば、実質4月中の貨物は対象になりにくいということでありまして。また、10日前に申し込みをしなければならぬということになれば、3日前とか4日前に急に「この荷物を運んでくれ」といった荷物が対象にならないということになってしまいます。この新規事業については非常に期待が大きかったものの、せっかく細島港を利用してやろうと県外から移してきた荷主さんにとっては、非常に評判の悪いものになってしまいました。御存じのとおり、物流というものは一日もとまることができません。鉄道やフェリーにも適用される事業ですから影響は大きかったと思いますが、県は本当に貨物を集める気があるのか、この件においても不安になりました。このことについて部長のお考えをお聞かせください。

○総合政策部長（稲用博美君） 物流効率化支援事業につきましては、今年度、下り荷不足によるコスト高への対策として、新たに下り荷に対する割り増し制度を設けましたほか、利用者

の利便性を考慮した申請方法への変更などの所要の改正を行いまして、4月20日付で施行したところであります。しかしながら、今御指摘がありましたように、事業の目的ということを考えました場合に、改善すべき点もあるだろうというふうに考えております。今年度の申請状況や事業者からの意見等も踏まえまして、より効果的で申請しやすいインセンティブとなるよう検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 新規事業で新年度から要綱が変わるといふものであれば、3月に、申請をこういふふうに変更しますということとを事前に通告しておけば何ら問題がなかったことだと思います。これは現場の声としてしっかりと部長に届けたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、細島港では新たなガントリークレーンの設置もあり、徐々に港の姿も変わってきております。企業誘致の報道も聞かれ、今後の希望にわいておりますが、その中でも最も市民が気にしているのが、中国木材株式会社の細島港への企業立地であります。これまでも多くの質問が行われてきましたが、明確な回答は企業側にしかわからないということでありましたので、そのことは聞くことはありませんが、商工観光労働部長にお伺いをいたします。中国木材株式会社が日向市に進出するに当たりまして、県の立ち会いのもと覚書が交わされております。通常、契約書、覚書といったものには期限も明記されていると思いますが、その内容について教えてください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 中国木材株式会社と宮崎県木材協同組合連合会などの林業3団体は、平成20年に、県の立ち会いのもと、中国木材の日向進出に関しての覚書を締結

しております。この覚書は、企業と市町村が結ぶ、いわゆる立地協定とは異なりまして、具体的な進出の時期や期限を明記したのではなく、原木の安定供給や県内製材業者との連携・協調など、中国木材と林業団体が相互に協力して本県の林業・木材産業の発展に尽力することをうたったものであります。中国木材におきましては、進出する意思に変わりはないということでありますので、県といたしましては、引き続き日向市とも連携しながら、早期進出を働きかけてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 普通に考えれば、期限のない契約書とか覚書というものがどれほど有効なのか、非常に不安になります。今後、また同ような覚書、契約書がある場合には、ぜひその点も注意していただかないと、何の効力があるのか。特に、御承知のとおり、今、中国木材が来ようとしている場所は、新規岸壁の目の前でありまして、一等地でもあります。今は旭化成という企業の土地でありますけれども、細島港一帯を有効的に活用するためにも、ずっと遊ばせておくわけにもいかない土地であると思っております。その対策、対応を、今後とも当局にはお願いしたいと思います。

次に、客船の入港についてお伺いをいたします。本年は、細島港、油津港、宮崎港への大型客船の入港が伸びており、この3港で国内外の大型客船の入港が24~25回程度予定されております。一度に数百人から数千人程度の観光客を乗せてくるわけですから、経済効果、観光動向に与える影響は非常に大きいかと思います。しかし、報道はされておられませんけれども、寄港に関してトラブルが非常に多かったという話も聞きました。2月議会でも私は、C I Qの拡充が絶対的に必要だ、要望すべきだということ

申し上げましたが、この5月の国際クルーズ船の細島寄港時の混雑等々について、その経緯を伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 今お話にありました件につきましては、国際クルーズ船が出国をする際の混雑ということであったということで、私どものほうも承知しております。5月26日に出港するという事になったんですが、そのときに——これはツアーバスがずっと回っておったんですが、数十台のツアーバスが一斉に港に帰ってきた。当初の計画ではそれぞれ分かれて帰ってくる予定であったんですが、それが一斉に港に戻ってきたということで、出国手続に長時間を要する事態になった。そのことでクルーズ船の運航会社からクレームがあったということでございます。

○西村 賢議員 今のようなケースも、できればないようにしていきたいと思いますが、ことし非常にクルーズ船の入港というものがふえております。これに対して、よく私は聞かれるんですが、「県はどの部署が窓口となって対応してくれるんだ」と。ますますふえていくことに対して、地元では対応し切れない部分もあるかと思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。県はクルーズ船の寄港に対してどのような対応を考えておるのか伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） クルーズ船の受け入れは、観光やショッピングなど地元への経済効果が大きいことから、県ではこれまで、地元自治体や関係機関と連携して誘致に努めてきたところであります。クルーズ船の受け入れに当たりましては、県の関係部署や地元自治体、観光協会、関係事業者などで構成する受け入れ協議会を中心として、他の港での大型クルーズ船の受け入れ状況の視察などを行いなが

ら、受け入れ体制の整備や歓迎イベントの実施などを行ってきております。

先ほど御指摘のありました、細島港での大型クルーズ船の寄港につきましては、先ほど総合政策部長もお話ししましたとおり、2,000人規模の受け入れが初めてであり、出港に際して、旅行会社の手配によるツアーバスの帰着時間が一度に重なって乗船に時間を要したことなどから、船会社から不満の声が聞かれたところがございます。このため、関係者でその原因等の分析を行い対応に努めた結果、その5日後に寄港がありましたけれども、2回目では円滑な受け入れが図られ、入港時や出港時のおもてなしなどの地元日向市の対応につきましても、船会社から評価をしていただいたと伺っております。県としましては、今後とも、地元の受け入れ協議会を活用して、関係機関の連携をより一層図ることにより、円滑な受け入れに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ことしは24～25回、来年はそれ以上に、再来年はもっとそれ以上に来てもらわないといけない取り組みだと思っております。細島であったり油津であったり、各地域の受け入れ協議会がしっかりと自立をしていくように、県も支援をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、幼い命を守る取り組みについて質問をいたします。

全国的に乳幼児への虐待の事件が後を絶たない状況にあり、その取り組みの重要性を感じておりますが、まず、県内の虐待の状況について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 昨年度の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は410件でありまして、過去最多となりました平

成22年度の451件に次ぐ件数となっております。児童虐待の種別につきましては、ネグレクトが188件と最も多くなっておりまして、次いで身体的虐待の128件、心理的虐待の82件、性的虐待の12件となっております。また、主たる虐待者であります、実母が288件と最も多く、次に多い実父の80件を含めると、実父母による虐待が全体の約9割を占める状況となっております。なお、被虐待児童の年齢構成につきましては、未就学児が184件の44.9%で最も多く、次いで小学生の156件の38.0%となっているところでございます。

○西村 賢議員 この数が多いことには非常に驚かされますが、今まで密室で隠されてきたものが表に出てきているということは、非常に前進していると思います。今度はこの数自体を減らしていく取り組みをお願いしたいと思います。

続けますが、私は3月に熊本市にある慈恵病院を視察いたしました。御存じの方もいらっしゃると思いますが、全国で初めて、「こうのとりのゆりかご」、いわゆる赤ちゃんポストを導入した病院であります。この導入された蓮田理事長、また田尻看護部長と直接お話する機会も設けていただきました。蓮田理事長は、身近な場所で乳児が遺棄されて亡くなる事件にいたたまれなくなり、何とか命を助けることはできないかとヨーロッパを回り、赤ちゃんポストを視察し、決意と行動力で導入いたしました。当初は、行政からは厄介がられ、また、赤ちゃんポストの設置自体に、「無責任な育児放棄がふえる」との大きな批判もありました。今もレアケースを取り上げたような批判のほうが大きく報道されますが、この5年間で助けられた81人の子供たち、またそれ以上に、相談によって連

れ帰ったり、数日後迎えに来たケースを含めると、成果は大きいものがあったと思います。特別養子縁組などにも積極的に取り込まれ、その子供一人一人の命を大事にしようという気持ちが伝わってくる施設でありました。実際にこの「こうのとりのゆりかご」を利用する熊本県内の親の割合は非常に少なく、9割程度が県外からこの病院を訪れる親でありました。幼い命を守るため、この取り組みは全国的に必要ではないかと思えます。本県にはこの赤ちゃんポストはありませんが、かわりにどのような対策が行われているのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、望まない妊娠や子供を養育することへの不安などを抱く方々に対しまして、保健所や児童相談所において相談に応じているところでございます。仮に子供が遺棄された事案が発生した場合でございますが、昨年度3件ございました。児童相談所において、児童の安全確保を図るために、当該児童を乳児院や医療機関などに一時保護いたしまして、当該児童の健康チェックなどを行いますとともに、警察において、保護者の捜索等を実施することになります。その後、当該児童の保護者が見つからない場合や、保護者による養育が困難と児童相談所が判断した場合は、当該児童を乳児院や里親に措置いたしまして、児童の養育を行っているところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。昨年度、宮崎県でも3件あったということですが、これはゼロになることが当然望ましいんですけども、3人の幼い命が助かったということのほうが非常によかったのではないかと私は思います。

次に、虐待から子供を守るためにも、母親だ

けに任せ切りにならず、父親の育児参加、教育参加も必要であると思います。先ほども、主たる虐待者は実母が288件、非常に多い状況でありました。今、私の子供のころからすれば、非常に男性の育児参加というものは活発になっているとは思いますが。継続して呼びかけて取り組んでいく必要があると思います。そこで、私が平成20年に呼びかけて、21年度に県に作成していただいた「パパの子育てガイド」、最近の利用状況はどうかと思ひまして日向市役所のほうに行きましたら、21年の1年間で終わったということでした。次の年に市販のものを使ったりしたようですが、市町村によっては、みずからそれをコピーして使ったり、市販のものを買って来て今も継続しているという話も伺いました。福祉保健部長、これは継続が必要だと思ひますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 「パパの子育てガイド」であります。妊娠前から乳幼児期までの父親の子育てに参加する際の役割や留意点を掲載したリーフレットでございます。平成21年度に作成・配布したところでございますけれども、その後市町村からの追加要望があったことから、本年5月の市町村担当者会議におきまして「パパの子育てガイド」についての説明を行うとともに、今月中に必要部数を送付いたしまして、県民の皆様には、それぞれの市町村において母子健康手帳を交付する際に配布してもらうこととしていただいております。県といたしましては、今後とも、市町村と連携した取り組みなどによりまして、父親の子育て参加を推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。今度は切れないように、継続してほしいと思

います。

次に、国際的に活躍できる人材の育成についてお伺いいたします。

私は幸運にも、5月の連休後半から8日間、ワシントンD.C.にありますジョージタウン大学の日米リーダーシップ研修に参加することができました。この大学はクリントン元大統領の出身校でありました。行くまで私も非常に気が重かったんですが、期間中すばらしい研修をさせていただきました。またその際に、逆にみずからの語学力の不足など悔しい面もありましたけれども、海外に行ってよかったなど、非常に留学の重要性も感じた次第でありました。年々、政治、経済、文化、教育、観光など国際交流が進んでいく中で、外国人と触れ合っていくことは重要であると思います。しかし、それに逆行し、文科省の報告では若者の留學生の数が減っているとの報告もありました。その理由は、経済的な理由や少子化、アメリカ圏だけが留学先ではなくなったということも分析されておりましたが、私は、単に語学力の向上だけが重要であると言っているわけではなくて、これからの国際化の時代に身につける国際感覚というものが重要ではないかと思っております。そこで、みずからハーバード大学留学経験もある知事に、国際的に活躍できる人材の育成についてどのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） どんどん社会というのがグローバル化しておりますので、外国人と触れ合う、また国際的に活躍できる人材を育てるということは大変重要な課題であると考えております。今、議員が話をされましたジョージタウン大学、私はハーバードに行く前にサマースクールで通っておりまして、今、懐かしく思

い出しておったところでございます。そこで学んだことはもちろんであります、異文化の中で外国の若者と一緒に過ごした経験というものは、大変いろんな意味で刺激になる、つくづく日本というものは島国だったんだなということを実感した次第であります。したがって、これからの日本を担う特に若い人たちが、国際交流を通じてさまざまな経験を積んでいくことは大変重要であると考えております。外国語、国際理解を初めとする学校での教育というものが基本になるわけですが、県や市町村の国際交流事業、さらには国際関係団体が実施するイベント、最近では宮崎市のJ Cが市街地で国際フェスティバルなどを開催しておるところでございます。そういったものを通じて、さまざまな機会に外国人と接して、国際感覚豊かな人材というものを育てていくことが大事だと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

その中で、まず、子供たちに諸外国について興味を持ってもらうことが大事だと思いますが、本県がどのように子供たちと外国人が接する機会をつくっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県の取り組みであります、まず、国際交流員が学校に出向きまして児童生徒と直接触れ合う講座を実施するなどの、国際理解を深める取り組みがあります。また、外国との交流につきましては、宮崎と韓国の小・中・高校生が相互に訪問しホームステイ等を通じて交流を行う、「アンニョンハセヨ！ 少年少女国際交流事業」を実施しておりますほか、台湾との間では、東アジア民間交流促進事業を実施しまして、それをきっかけとした青少年の文化・スポーツ交流も行われてき

ているところであります。また、県内の中学校、高等学校では、海外への修学旅行を実施しているところもありまして、現地で学校訪問などの交流が行われております。なお、その際、宮崎空港を発着する国際定期便を利用する場合には、空港振興協議会を通じました助成も行っておるところであります。これらのほかにも、市町村や国際交流団体などの取り組みとも連携しまして、役割分担を図りながら、さまざまな国際交流に努めているところであります。

○西村 賢議員 やはり国際感覚を身につける上でも、外国人に対する抵抗感というものをなくすためにも、今、部長がおっしゃったような事業というものはもっと必要ではないかなと私は思います。子供たちが皆、世界に羽ばたくわけではありませんけれども、やはり大きな気づきであったりチャンスを与えてくれるものであると思っております。まだ韓国、台湾のみとの交流でありましたが、当然予算の面もありませんけれども、ぜひ諸外国のほうにも広げていただきたいと思っております。

また、知事に、これは質問で通告していませんでしたが、知事の国際感覚というものを先ほど話の中でいただきました。その中で、私が外国に行ったときに、ここの町は何々市と姉妹都市ですよとかいう話は、現地にいらっしゃる日本人とかガイドの方からよく聞きます。そう考えると、宮崎県は姉妹都市というのが今のところないわけであります。宮崎県内の市町村には、いろんなところと姉妹都市を結んでいるところもあります。ここで質問しても、知事の中でどこという国は言えないでしょうから、やはり姉妹都市というものを宮崎県も考えていって、それは1地域に限らなくてもいいわけですが、私は、宮崎県に姉妹都市があっ

てもいいなということを経験して感じた次第でした。要望申し上げておきます。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

教職員の不祥事が相次いでいる中で、先日は議長による議会からの申し入れを教育長に行いました。その不祥事に対する対策というものに対しては、この議会中の委員会等でも取り扱われると思いますので、ここでは質問申し上げますが、この場をかりて教育委員長のほうに質問したいと思います。この一連の教職員の不祥事に対して、教育委員長の御意見をお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 本県教育の振興につきましても、県民の皆様のご信頼のもとに進めなければならないにもかかわらず、教職員による不祥事が後を絶たないことにつきまして、大変残念でなりません。このような状況を受け、このたび議長から、教職員不祥事の再発防止を求める申し入れがありましたことを、大変重く受けとめております。教職員の不祥事が続くということは、学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、何より子供たちの信頼を裏切る行為が続いていることであると、強い危機感を感じております。

これまで、不祥事を起こした教職員に対し厳正な処分を行うとともに、再発防止に取り組んでまいりました。にもかかわらず不祥事が後を絶たないという現状を受け、これまでの取り組みが効果的であったのかを分析・検証することが必要であると強く感じております。そのために、不祥事の内容に沿って、なぜ起きてしまったのかを再度調査・分析して、今後の対策に生かしていくことが大切であると考えております。また、今後の取り組みにつきましても、そ

の効果を検証していくことは必要不可欠ととらえております。さらに、不祥事の再発防止の取り組みが、県内すべての教職員一人一人の心になぜ届かなかったのかということにつきましても、検討することが求められていると感じております。今回の議長からの申し入れを、県民の皆様からの声として重く受けとめまして、県教育委員会といたしましては、県民の皆様のご期待にこたえられるよう、今後とも市町村教育委員会と十分連携し、組織を挙げて不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。今の教育委員長のお言葉、私は教育長の言葉と一緒にとらえておりますが、教育長、よろしいでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒を指導すべき立場にある教職員の不祥事が依然として後を絶たないということは、私としても痛恨のきわみであります。教育は人を育てる仕事である、その重み、崇高さを自覚して教職員が職務に当たってほしい。また、教育に携わる者は人としてあるべき姿を説く存在である、そういうことから、法を犯すことは許されないし、倫理的にも高い存在でなければ教壇に立つことはできない、このような思いが教職員一人一人に届かなかったことは、まことに残念でなりません。私といたしましては、教職員の不祥事を何としても防止したい、教育に対する信頼を一刻も早く回復したいという強い思いで、6月7日、緊急にすべての県立学校の校長を招集し、管理職として、危機感をしっかり持って指導に当たることや、相談しやすい風通しのいい職場づくりに努めることなどを強く訴えたところであります。また、教職員一人一人に私の思いを届け、教育に携わる者としての誇りと責任を改めて深

く自覚させるため、私のメッセージをつけて、県立高校、県立特別支援学校全教職員に、コンプライアンスの一斉点検を求めたところであります。さらに、市町村教育委員会に対しましても、同様の取り組みをお願いしたところであります。このたびの議長申し入れを、県民の皆様のお思いであると真摯に受けとめまして、不祥事が起きた原因を調査・分析し、今後の対策を検討するなど、不祥事の再発防止に向けて、組織を挙げて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、教育長の言葉もいただきました。この後の委員会のほうで、しっかりとその中身については伺いたいとは思いますが、私自身は、今の組織体制のあり方、教育長が直接、市町村立の小中学校にいる方には声が届けられない、もしくは、以前質問いたしました、教職員の採用のあり方、正職員となるために5年、6年時間がかかってしまう、そういうことがすべて複合されているのではないかなど思っております。また委員会のほうでじっくりと聞きたいと思っております。

次に、通学区域撤廃について伺います。いわゆる校区自由化となって5年、導入直後はさまざまな憶測や心配がありましたが、定着してきた現在の状況、成果について、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましては、平成20年度の高校入試から普通科の通学区域を撤廃いたしました。この制度変更による旧通学区域以外からの合格者は、今春、平成24年度は190名程度であり、これは普通科合格者全体3,159名中の6%程度となっております。通学区域撤廃の大きなねらいは、それまでも全県1区であった県立高校の専門学科、そして私立高

校に加え県立高校普通科においても、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにすることであります。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が高まり、生徒は、各高校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択しているものと考えております。県教育委員会といたしましては、各高校がさらに魅力ある高校づくりを進められるよう、今後とも支援をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に移ります。少子化が進む中で、残念ながら学校の統廃合は今後も進んでいくと思っております。統廃合によって、小中一貫校などの特色のある学校づくりを始めているところも多く、マイナスだけのイメージではありませんが、地域にとっては、学舎というだけでなく、心のよりどころとしての学校を失うことに、卒業生のみならず地域の方が寂しく思っております。ある小学校が廃校となりまして取り壊されました。これは仕方ないことではありますが、そこに保管をしてあった長年の学校での思い出の品、アルバムもしくはビデオテープなどの記録媒体が、その後、その地区の方々があれが欲しいといった際には既に処分されてなくなっていたということでありました。思い出の品というものは、人によって思い出が違います。廃棄することで、そのときの管理者が責められたりするという事も考えられますが、学校資材——それは資材と呼ぶかわかりませんが——の処分について、マニュアル等があるのかを教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 統合により閉校となる場合、学校には、議員がおっしゃったように長年の大切な記録はもちろんのこと、卒業生や

地域の方々の思いの詰まった貴重な品々が数多くありますので、関係される方々の意向を十分に配慮することが大切であると考えております。閉校となっても、公的書類につきましては、規則にのっとって適切な保管がなされております。記念の品々等につきましては、保管するように明文化したマニュアルなどは作成いたしておりませんが、統合した学校に記念の品々を保管・展示し、大切に受け継いでいる小学校、中学校、県立学校の例もございます。県教育委員会といたしましては、小中学校の統合に当たっては届け出を受理するという立場でございます。その届け出を受理する際、記念の品々の保管等について、関係される方々の意向に十分配慮するよう、市町村教育委員会に助言をしまいたいと考えております。

○西村 賢議員 最後に、スポーツの強化校、種目の選定についてお伺いします。今年度の高校総体の開会式を見に行きました。若い高校生たちの熱気というか頑張りというか、非常に我々も刺激を受けました。県大会で優勝された方、全国大会に行く方々には、ぜひ宮崎県の代表として頑張っていたいただきたいと思えます。

その中で、宮崎県はスポーツ強化校、いわゆる高等学校競技力強化推進校を指定しております。その指定を見ますと、職業系高校に偏っているような気がします。普通科に進学したい優秀な選手が県外に出ていくという話も聞いたことがあります。例えば、職業系高校、普通科系と2校指定して、バランスよく普通科高校にも指定がふやせないものか、県の競技力推進校の指定の考え方についてお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 宮崎県高等学校競技力強化推進校指定制度は、本県における高等学校のスポーツ水準の安定的な維持と国民体育大

会における競技力の向上に資することを目的として、平成9年に設けたものであります。指定につきましては、普通科とか専門学科とか設置学科にかかわらず、「全国に通じる競技力を有し、今後も維持・向上が期待されること」「競技力が県のトップにあり、その活動が地域または学校に根づいており、将来ともその競技力の向上が期待できること」などの基準により、関係部局や学校体育団体等で構成します県高等学校競技力強化推進校連絡調整会議の意見を聞いた上で行っているところであります。本年度は、22校、21競技、45部を指定いたしておりますが、普通科の高校が15校、専門の高校が7校でございます。県教育委員会といたしましては、引き続き、強化推進校の支援などにより、高校生の競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは、私の地元から、地元の公民館長さんを初め高齢者の皆さん方がたくさんおいでいただきました。遠いところまでありがとうございます。この議場の臨場感をリラックスして楽しんでいただくとありがたいと思っています。

それでは、通告に従い順次お伺いしてまいります。

昨年度、県におかれましては、みやざき行財政改革プランを策定され、職員の意識改革を図りながら、県庁総力戦で県民本位の行財政改革を進めることとされております。この行財政改革プランの中に、現在取り組んでおられます第3期財政改革推進計画が盛り込まれており、平

成26年度までの4年間の具体的な取り組みが明示されております。その中で、投資的経費については、公共事業においては一部を除いて毎年度5%削減、箱物整備については原則新規着工は凍結、増改築は緊急性のあるものに限り実施とされております。この財政改革推進計画については、昨今の厳しい財政状況をかんがみますと、当然必要な対応策であり、本県の財政破綻を招かないためにも、しっかりと取り組んでいくことは私も同感であります。

そのような中、平成24年度当初予算を見ますと、財政改革の着実な実行をベースとしながらも、50億円規模の地域経済活性化・防災対策特別枠の設定を初め、文化とスポーツの2つの基金を創設し各種事業を展開するとともに、古事記編さん1300年に係る各種事業まで盛り込み、財政改革を進める中にも河野カラーをうまく調和させた予算編成になっていると思います。事実、マスコミの報道等におきましても、評価は高いように感じたところであります。ただ、今後の予算編成を考えますと、基本的には財政改革を進めることをベースにするにしても、例えば公共事業で申し上げますと、今年度は先ほどの特別枠で何とか維持できたものと理解しますが、毎年度5%の削減を続けていくことについては、県内の経済状況を勘案するに少々難しいのではないかと心配せざるを得ないところであります。

つい先日、県建設業協会の方々との意見交換会がありました。国、県における公共投資予算の削減が続く中、建設産業の厳しい現状報告があり、今日においては公共事業設計労務単価の下落についての報告もありました。平成11年度と平成24年度の単価を比較すると、51職種の平均でマイナス34.8%、主要12職種の平均ではマ

イナス45.2%となっており、公共事業の削減に歩調を合わせるように下落を続けております。このような厳しい中において、建設業の雇用の安定と地域における魅力のある職場環境は厳しいものがあると思います。建設業界には、非常時の災害出動はもとより、一昨年の中東呼吸器感染症、昨年の鳥インフルエンザでの防疫対策、新燃岳噴火による降灰除去作業など、県民の安全・安心な生活のために積極的に取り組んでいただいております。建設産業の必要性は県民ひとしく理解いただいているものと思います。そこで知事にお伺いします。今後とも、公共事業、特に県単公共事業について5%の削減を続けていくおつもりなのか。宮崎県知事として、県内建設業の厳しい現状を初め、地域経済の停滞感を勘案していかれる気持ちはないか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、これより質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

公共事業予算についてであります。本県の公共事業予算につきましては、第3期の財政改革推進計画に基づき、前年度の95%の範囲内で編成することを基本としているところでありますが、24年度におきましては、停滞している本県経済の状況等を踏まえまして、通常のシーリングとは別枠で特別枠を設け、特に県単公共事業につきましては、23年度予算で対前年度比24.1%増としたものを、2年続けて延ばすということで、さらに2.3%増とするなど、最大限の配慮に努めたところであります。しかしながら、この4月、5月、各種団体の総会シーズンでありました。いろんな懇談会で意見交換をしておりますと、「公共事業予算が少ない」、そういう

声ばかり聞いて非常に気がめいる思いがしたところでございますが、御案内のように、国のほうで直轄事業についてはかなり伸ばしていただいたわけですが、一方で、補助公共の予算が十分確保できなかつたという状況がありまして、トータルではなかなか厳しい状況だという認識でございます。何とか予算の獲得に向けて引き続き努力をしていく必要があるかというふうに考えておりますし、議員から御指摘がありましたように、公共事業、また建設業が地域経済に果たす役割——産業、雇用の面、それから災害対応等の幅広い効果、影響というものがございまして、その役割というのも十分認識しながら、極めて厳しい財政状況の中で、県債残高の抑制など財政改革の取り組みというものは一方で着実に推進をしながら、国の予算編成の状況というのをしっかり見きわめて適切な対応に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。十分理解はしていただいているものと思っておりますが……。これから、事務事業見直しや来年度に向けての財政上の検討を進めていかれるものと思いますので、私は、早い段階から問題を提起し、御検討をお願いしていきたいと思ひ、知事にお伺いをいたしているところであります。

今回、6月議会に報告された、平成23年度最終補正予算の専決内容を見ますと、本県の財政調整の2基金残高は326億円であります。お隣の鹿児島県は235億円、熊本県は財政調整の4基金でわずかに82億円であります。本県の財政改革の成果であるとは思いますが、6次産業化などを含めた地域経済循環システム、緊急防災対策、医療や少子化対策など、重点施策にはもう

少し手厚く予算を配分してもよいのではないのでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、財政を進める上では、よく「選択と集中」というふうに申し上げますが、めり張りをつけること、その中でも、今御指摘がありましたような地域経済の活性化を支えるための地域経済循環システム、また緊急防災対策、医療・少子化対策は、大変力を入れる分野だというふうに考えております。今年度の当初予算編成におきましては、3つの柱を立てました。1つは「産業・雇用づくり」、さらには「安全・安心なくらしづくり」、そして「地域を支える人財づくり」ということで、重点的に予算措置をしたところでございます。広い意味での地産地消の推進でありますとか農業の6次産業化の取り組み、さらには、東日本大震災を踏まえた防災力の向上、医師確保、救急救命体制の強化などを重点的に置いたところでございます。今後とも、めり張りをつけた予算編成というものを心がけてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、知事の本県経済の長期展望についてお伺いをいたします。

平成21年度、本県の1人当たりの県民所得は全国45位、207万円であります。九州・沖縄では沖縄県が最下位であります。その沖縄県にも抜かれそうであります。沖縄県においては先月、振興計画案が発表されました。10年後の2021年度に、県内総生産を2010年度の3兆7,000億円から5兆1,000億円の1.4倍に増加させる計画案であります。大きな事業としては、「強くしなやかな自立型経済」「沖縄らしい優しい社会」を目標に、大きな計画として、過密化の進む那覇空港の滑走路に、新たに2,700メートルを増設する計画であります。既に国が環境

影響評価を進めており、県は同評価が終わり次第着工するよう国に要望し、概算事業費約1,900億円を見込まれております。IT産業の充実では、アジアにおける国際情報通信拠点ITブリッジ形成を目指し、IT関連の生産額を10年間で66.5%増の5,800億円を目標とされております。県民の暮らしや観光客の利便性の向上などインフラ整備も計画されており、こうした取り組みで、10年後には県の人口5万人増の144万人、完全失業率6.8%から4%に改善し、県民所得も2010年度の207万円から271万円に増加すると見込まれております。そこで知事にお伺いしますが、知事も、総務部長、副知事を経験され、そして宮崎県知事となられました。今や最下位となろうとしている本県の経済の長期展望をどのように描いておられるのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今、本県経済の長期展望ということで、沖縄の例も話をされました。先日、九州地方知事会で沖縄に参りましたときにも、沖縄に今、国際的な物流のターミナル、ハブ機能が集約をしている。さらには最先端の大学等設置というような話もございまして、いろんな活力というものが生まれつつある。大変参考になったところでございます。本県を取り巻く経済環境は大変厳しい状況にございますが、大局的な視点で見ますと、世界的には、人口増加や経済成長により食料や資源の不足というものが見込まれる。さらには、低炭素・循環型社会への転換といった大きな課題が顕在化しているわけですが、これは見方によれば、本県のポテンシャル(潜在能力)というものを考えると、いわばチャンスに結びつけることができるのではないかと、そのような視点で考えておるところでございます。本県の強み

である第1次産業というものをベースに安全・安心な食料を供給していくフードビジネス、食料産業というものをより強化していく取り組みでありますとか、豊かな自然条件を生かした太陽光なりバイオマスなどの新エネルギー分野の事業創出というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。さらには、昨年、東九州メディカルバレーが特区に指定されたところでございますが、医療機器産業の集積を生かした国際的な拠点づくりなど、長期的な視点に立った産業振興、まさに本県産業振興のエンジンとなるようなものをつくっていく、そのような取り組みを進めていくことが大変重要であると、それが本県経済の長期的発展や県民所得の向上につながるものと考えておるところでございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ力強い長期展望を構築していただくようお願いいたします。

行財政改革は予算編成の基本ベースとしてしっかりと取り組むべきと、私も理解はいたしております。ただ、知事の姿勢としては、県民本位、すなわち県民が幸せになることであり、施策の実現を優先的に考えるべきであり、長期展望を持ち夢をかなえることこそが責任であると思います。予算編成においては、あらかじめ一定の重点地域枠を設定するなど、県民の目に見える形で重点施策にはしっかりと財源を振り向けるといふ、知事の強い姿勢を示してほしいと思います。以上、要望をしておきたいと思っております。

次に、農林業の抱える課題についてお伺いをいたします。

知事を初め執行部の皆様、ことしはSAP運動発足50周年の記念の年であることを御承知で

しょうか。県民運動として半世紀に及ぶ運動が全国でもあるのでしょうか。S A Pとは、Study for Agricultural Prosperity の頭文字をとり、農業繁栄のための学修活動という意味であります。昭和37年の春に、農林業青少年が希望と誇りを持って学修と実践活動を行う県民運動として発足いたしました。以来、この運動は、本県農林業青少年の学修の支えとなり、心の糧となって、地域農林業の将来の担い手の育成に多大な成果をおさめるとともに、本県農業発展の原動力として大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

S A P運動設立当時の日本経済を振り返ってみたいと思いますが、第2次世界大戦から復興し、欧米に追いつき追い越せを目標に高度成長を遂げ、昭和39年の東京オリンピック開催に向けて国内が活気にあふれた時代でありました。その中で農業は、昭和36年に農業基本法が制定され、自給自足農業から生産の選択的規模拡大、農業構造改善、自立経営農家の育成が推進されてまいりました。この農業基本法に基づき、本県では、ミカン、酪農を筆頭にすべての部門で農業が積極的に推進され、急激に生産量を伸ばしてまいりました。昭和37年の発足当時から今日までの農業産出額及び全国の産出額順位を調べてみました。50年前のS A P発足時は342億円の全国30位であります。10年後の昭和47年が991億円の23位、次の10年後の昭和57年、2,903億円の17位、さらに10年後の平成4年は3,707億円の7位であります。S A P運動発足から30年ですから、当時の会員から多くの後継者が育ち、以来、全国7位前後を保ち今日に至っております。今や本県農林業の立て役者であります。

私も、昭和43年、都城農業高校を卒業と同時

に新規就農者として加入し、ちょうどその年が5周年の年でありました。そのときの記念大会の感動は今でも脳裏に焼きついており、私の青春時代はS A Pとともに歩んでまいりました。この議会の中にも、緒嶋議員、中野副議長、徳重議員、押川議員、宮原議員、黒木議員、私を含めて7名ものS A Pの卒業生がいることも今日知ったところであります。こうした多くの卒業生が県内各地の首長や市町村議員や各種組織、経済団体等でリーダーとして御活躍されていることを大変うれしく思っております。このようなことを踏まえ、知事は、S A P運動の果たした50年の歩みの評価と、今後どのように組織育成を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) これは本県独自の県民運動でありまして、S A P50年の歩みというのは、言い換えれば本県農業発展の足跡であるというふうに考えておりまして、農業・農村の担い手を数多く育成しながら、本県の農業の礎を築いてきたものと考えております。今や食料供給県として確固たる地位を本県は確立しておりますわけですが、これには、今御指摘がありましたように、過去における防災営農の導入でありますとか「みやざきブランド」の取り組みなど、その時々時代の時代が求める課題に対応して果敢に挑戦をしてきたS A P会員やそのO B、O Gの皆さんのたゆみない努力のたまものであり、高く評価されるべき取り組みというふうに考えておるところでございます。

昨年2月、皇居御所に両陛下を訪ねまして、鳥インフルエンザ、新燃岳の状況について御説明を申し上げたんですが、そのときに両陛下のほうから、「農業青年の研修グループがありますよね」というふうに話しかけていただきました

た。実際に本県を訪れているいろんな意見交換をされたときの記憶というものが両陛下の中にもあって、また評価をされている。大変ありがたく思ったところでありますし、このことをSAPの皆さんにもお伝えして励みにしてもらいたいと思ったところでございます。

この50年、農業情勢というものは大きく変化をしたところでありますが、SAPというものが今、農業の成長産業化に向けた新たな時代の要請に対応すべく、例えば現在では、商工青年事業者で組織しますSSグループなどとの連携、共同にも取り組んでいる、いろんな新しいチャレンジをしておられるということで、敬意を表するところでございます。県としましても、このような自主的な取り組みを積極的に後押ししてまいりたいと考えております。さまざまな課題を抱える今だからこそ、若い発想力、若い行動力で新しい本県農業を切り開く組織としてさらに飛躍されることを期待しております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ちょっと調べてみたんですが、発足当時、本県の昭和37年当初予算が213億2,300万円だったんです。そのときの経済部、今の農政水産部の当初予算が27億5,700万円であります。そのうちのSAP運動関連予算というのが、何と8,200万円組んであるんです。その点、いかに経済成長に向けて、本県の農業に対する役割——黒木知事時代だったんですが、こういう運動のもとに予算を組まれていたことを覚えておいていただくとありがたいと思っております。

ことしはSAP50周年の記念すべき年です。記念事業の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたしますが、その前に、SAPと皇室のかかわりについて御紹介をさせてい

ただきます。先ほど知事が答弁でも言っていたしましたが、ちょうどSAP発足の年の5月2日から6日まで、現在の天皇皇后両陛下が本県を訪問されております。本県の当時の年表を見ますと、昭和37年5月2日、宮崎空港着後、県庁、宮崎神宮、平和台その他、延岡市旭化成ベンベルグを訪問されており、3日には高鍋の高等営農研修所（現県立農業大学校）、児童福祉園その他を訪問され、4日にはこどもの国、サボテン公園その他、5日には高原の種畜場、そしてえびの高原に泊まれ、6日に鹿児島に移動されておる記録があります。当時この様子がマスコミに大きく取り上げられ、その後、本県が新婚旅行のメッカになったことは御承知のとおりであります。

また、当時の高鍋の高等営農研修所を御訪問された折、農業青年が大型トラクターでルピナスの花を緑肥としてすき込む作業をごらんになられ、美智子妃殿下はこのときの様子を、昭和38年の新春宮中歌会始で「草原」という題で次のように詠まれております。「耕耘機若きが踏みて草原の土はルピナスの花をませゆく」、農業大学校にはこれを記念して皇太子妃殿下の歌碑が建立されております。また、先ほど紹介いただきましたが、ミカンの花も、昭和38年より今日まで毎年、SAP会員が皇居に届けております。そしてその後、5周年記念では常陸宮殿下御夫妻、15周年記念大会では現在の天皇陛下御夫妻、25周年においては現在の皇太子殿下、35周年では清子内親王殿下をお迎えして、今日まで盛大に行われております。ことしの記念すべき50周年記念行事をどのような大会にされるのか、また、皇室へ出席要請をされる計画はないのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、SAP

P50周年という大きな節目に当たりまして、これまでの足跡を振り返りますとともに、今後のさらなる躍進の契機とするため、11月にSAPとの共催による記念行事を開催することとしております。記念行事では、式典や記念講演のほかにも、地域色を出した料理のコンテストや農産物即売会など、広く県民の皆さんにSAPのすばらしい取り組みや農業の大切さをアピールするイベントを行う予定であり、現在、SAP会員を中心に準備を進めているところでございます。さらに、この行事は、口蹄疫等の災害からの再生・復興に向けた農業青年たちの取り組み状況を広く発信する場になるものと考えております。また、SAPは発足以来、皇太子同妃両殿下へのミカンの花の献上などを続けさせていただいており、県といたしましては、50周年を機に、今後とも皇室との御縁を大切にしていきたいと思います。

○山下博三議員 次に入ります。第10回全国和牛能力共進会の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

平成19年、鳥取県で行われた全国共進会では、種牛、肉牛の9部門中7部門を制する圧倒的な強さでありました。最高賞の内閣総理大臣賞を手にし、日本一の栄冠に輝きました。和牛のオリンピックとも言われる畜産業界最大のイベントが、ことしは長崎県で10月25日から開催されます。第10回全国和牛能力共進会の最終比較審査開催まであとわずかの期間となっております。5年ごとに行われる和牛オリンピックは、その時代に求められる和牛の姿を示す役割を果たしてきたと言われております。畜産農家を取り巻く情勢は、粗飼料の高騰、景気低迷による食肉の消費減退、特に肥育農家は、子牛価格の高どまりに加え枝肉価格が大幅に下落す

るなど苦しい状況であります。約30万頭の家畜が犠牲になった2年前の口蹄疫の被害からも、完全復興しているわけでもありません。本県では、優秀な種雄牛や繁殖雌牛、次代を担うはずだった候補牛という財産を失ったばかりか、農家の再開も順調とは言えない状況であります。そのような中、本県の畜産農家は、「5年前の感動再び」を合い言葉に、農家一丸となって県代表選考会に臨んでおられます。県勢の悲願はもちろん連覇であります。口蹄疫で万全の体制とは決して言えないと思いますが、本県を上回る飼育頭数を誇りながら前回苦杯をなめた鹿児島県や地元長崎県など、ライバルも巻き返しに躍起になっているそうであります。本県の今日までの取り組み状況や意気込みについて、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 第10回和牛能力共進会開催まで残り4カ月を切ろうとしているところであります。口蹄疫の発生によりまして、種雄牛を初め多くの優秀な牛を失ってしまったということ、また選考対象となる子牛の数が少ないなど、代表牛を選定するに当たりましては大変厳しい状況もあるものと考えております。しかしながら、このような中であっても、何としても連覇をとという意気込みで、関係者一同、「もう一度奪え日本一」という合い言葉のもとに、今取り組んでいるところでございます。私が名誉会長を務めます第10回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会を主体としまして、県内関係者一丸となって候補牛の掘り起こしに努めているところでございまして、8月23日と27日に行われます県の代表決定審査では、すばらしい代表牛が選出されるものと期待をしているところでございます。先日行われました九州地方知事会におきましても、議事が一通り終わった

後、最後、話題提供ということで長崎県の知事から、「こういう共進会みたいなのがあります。各県の知事さん、ぜひ来てください」という話がありました。「そういう大会があるんですか。それはどんな大会ですか」ということをおっしゃる知事さんもいらっしゃいましたが、私はすかさず、「前回チャンピオンとして私は必ず行きます」ということを申し上げたところでございまして、副知事と手分けをしながら現場の皆さんの激励をして、何とか再び栄光の座を勝ち取るという決意で取り組んでまいりたいと考えております。それが口蹄疫からの復興を全国にアピールすることになりますし、また、さまざまお世話になった全国の皆さんに対する御恩返しである、そのような認識で今取り組んでいるところでございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。

長崎全共は、消費者の皆様にも、世界に誇れる日本の財産でもある和牛の力を示す機会になります。出品候補牛は万全な仕上がりで長崎を目指してほしいと思います。全国和牛能力共進会を主催する全国和牛登録協会は、一昨年本県で発生した口蹄疫を受け、今大会から会場の消毒設備を厳格にし、家畜伝染病のシャットアウトに全力を注がれるとのこととあります。また、今までの大会では、牛を間近で見られ、一般客にも大変人気だった牛舎とその周辺には、出品者、大会役員ら関係者以外の入場が全面禁止されるそうとあります。大会の盛り上がりには大変心配をいたしておりますが、被災県として、本県から参加される皆様にも防疫対策には万全を期していただくようお願いしておきたいと思っております。

今回の全共の主なテーマは「和牛維新」ということとあります。前回までの審査は、産肉性

を重視する肉用種としての能力に重きが置かれておりました。今回からは、肉用種と種雄牛や繁殖雌牛の生産能力の両面をバランスよく評価する新審査標準を採用、さらに、枝肉では、肉のうまみや風味に関係すると見られる一価不飽和脂肪酸も測定し、脂肪の量だけでなく質を評価し、おいしい牛肉の姿を探るのだそうとあります。今日まで本県は、サシの入り、枝肉の量について改良を中心に行ってきたと思っておりますが、今後、宮崎牛の目指す方向について、御所見を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 宮崎牛につきましては、これまで県内の和牛のブランド化に向けて、いわゆるサシの量や入り方と枝肉重量を重視した改良を進めてきたところでございます。一方、今回の和牛能力共進会において、御指摘のとおり、うまみ成分に関係する脂肪の質の評価が審査基準に取り入れられたように、流通・消費段階では、より多様な肉質を求められてきております。県といたしましても、昨年来、関係団体や流通関係者などを交えて、牛肉のあり方に関する意見交換等を行っているところでございまして、今後は、長年にわたって培ってまいりました宮崎牛ブランドの発展を基本としつつ、肉のうまみなどについての消費動向も見据えた多様なニーズへの対応について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお願ひしたいと思います。生活環境の変化や高齢化社会を迎え、消費者のニーズは多岐にわたっております。霜降り重視からうまみ追求へ、脂肪と赤身のバランスのとれた肉を消費者は求める時代になっております。全国に先駆けた改良をさらに進めていただくように、御要望を申し上げておきます。

次に、森林法の改正点について、環境森林部

長にお伺いをいたします。

緑豊かな日本の国土、国土の3分の2が森林であります。山の果たしている役割は、私たちが生命を保ち続けていく上での生態系の保持や地下水の涵養、国土保全等多くの多面的機能を果たしております。本県の山の面積の6割は人工林であります。現在その人工林の多くが荒廃の危機にあります。人工林は、常時手入れを行い、木材として使用され初めて、次の循環である新しい苗を植えることにつながり、再生可能資源としてその健全性を保つこととなります。しかし、人工林形成には多くの人手と費用がかかります。今日、とめどもなく安い外国産材の流入により、値段の高い国産材は売れないために、人工林も手入れをされずに荒廃しているのが現状であります。このような中、地主の不明や、相続がうまく継続されていない、境界が不明等、多くの問題が発生しております。そのために、ことし4月より、森林の土地を取得したときの届け出制、伐採及び伐採後の造林の届け出制度の強化がなされておりますが、どのような点が改正強化されたのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 新たに森林の土地を取得した場合、これまでは、国土利用計画法に基づいて1ヘクタール以上の売買について届け出義務がありました。今回の森林法改正では、国土利用計画法に基づくものを除いて、面積にかかわらず市町村長に届け出ることが義務づけられ、届け出をしない、または虚偽の届け出をした場合には10万円以下の過料が科せられることになっております。また、無届け伐採が行われた場合には、これまでは罰金の規定しかありませんでしたが、新たに、伐採中止や伐採後の造林を市町村長が命ずることができるよ

うになっております。これらの命令に従わない場合には100万円以下の罰金が科せられることになり、さらに、無届け伐採等の罰金が30万円以下から100万円以下に引き上げられております。

○山下博三議員 ただいま答弁いただきましたが、今年度よりかなり罰則規定は厳しくなったようではありますが、果たしてそれが万全とは私は思いません。最近、私の住んでいる都城市で判明している分だけでも5件ほど、境界不明等による誤伐や違法伐採、盗伐とも思える事案が発生しております。県北においては1戸当たりの所有面積が平均13ヘクタールほどとも聞いておりますが、私ども都城市においては、9,500名の森林組合員が民有林1万9,000ヘクタールを所有しており、1戸当たりの所有面積は2ヘクタールほどであります。森林に対する財産価値も薄れる中、境界不明や相続確認の複雑化等で、さらに大きな社会問題になってくるような気がいたします。境界不明等による誤伐や違法伐採を防ぐため、県はどのような対策をとられておられるのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 森林の境界や所有者が不明確な場合は、適正な森林施業に支障を来すとともに、誤伐や違法伐採の原因になるものと考えております。このため県では、森林境界明確化事業等により、地籍調査が完了していない地域において、森林施業に必要な境界の明確化のための測量などを行う森林組合等を支援いたしますとともに、要間伐森林等調査事業により、間伐対象林の所有者等を調査し、その情報を市町村等に提供することにしております。また、市町村や森林組合等と合同で伐採現場パトロールを行い、適正な伐採についても指導しているところであります。このような取り

組みに加えまして、今回の森林法改正では、森林を取得した場合の届け出制度が新設されたことから、今後とも、市町村や森林組合等と連携を図りながら、境界の明確化や所有者の特定に努めることとしております。

○山下博三議員 都城市での山林に対する国土調査は、まだ68%しか進んでいないんです。そのことで1年に1平方キロメートルぐらいの予算しか確保されていないんです。これを全部完了しようとするれば、まだ30年から40年、年月がかかるということでもあります。そのことで国、県の事業を取り入れて、境界明確化等を早急に進めなければならないということなんですが、これだけの年月を必要とする中では、世代の交代とともに、ますますこの問題は深刻化するものと思います。都城市のここ3カ年の届け出状況を調べてみました。21年で56件、22年が65件、23年で73件、70件前後の届け出があるんです。筆数にして200筆前後、面積100ヘクタール前後が届け出をされておるんですが、これは市町村への届け出の義務があるんです。市町村の職員が、届け出があった中で、その現場に赴いて境界を明確にして、そして伐採されたその後の確認まではとても手が回らないということでありました。法律が強化されても、なかなか現場確認は難しいということでもありますから、境界の確立に向けては、県が応分の予算措置をしていただきますようお願いを申し上げます。

次に、同じく環境森林部長にお伺いいたします。昨年の6月と11月議会において、県産材の需要拡大に向けた取り組み等について質問させていただいております。その中で、本県の素材の生産状況、価格動向についてお聞きし、そして公共施設等への利用拡大もお願いしてまいりましたが、再度、現状についてお伺いをいたし

ます。また、利用拡大に向けた事業の内容等も御紹介ください。

○環境森林部長(堀野 誠君) 本県の平成23年における素材生産量は約163立方メートルであり、このうち杉については約144万立方メートルで、21年連続して全国1位となっております。5月の素材価格は、県森林組合連合会の原木市場平均で1立方メートル当たり約7,600円となっております。公共施設等での木材利用につきましては、諸塚村立診療所や三股町弓道場、宮崎空港ビルの保安検査場などで、木造化・木質化が図られているところであります。こうした中、県におきましては、県内でのさらなる利用拡大を図りますため、県民を対象にした家づくり講習会、また新築・リフォームにおける県産材購入経費の一部助成も含め実施するとともに、工務店等を対象にした技術力向上のためのセミナーの開催などによりまして、県産材の普及・PRに努めているところであります。また、県木材利用技術センターでは木造建築の技術相談も行っており、非木造から木造に変更された事例も出ております。木材価格が大変厳しい状況となっておりますので、今後とも、市町村などの関係機関と連携を図りながら、県産材の利用拡大に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、本県の6次産業化の推進等について、農政水産部長にお伺いをしてまいります。

地域において、農業就業人口の高齢化や若い担い手不足等により、集落営農組織や農業生産法人等が形成され、家族農業形態から雇用を抱えた企業農業へと転換されてきておまして、大変力強く感じております。しかし一方では、生産性の悪い農地では借り手もない荒廃地がふ

えているのも現実であります。本県の不耕作による荒廃地の状況と、その抑制対策として期待される土地利用型の農業法人や集落営農組織の現況はどうなっておるのか。また、これらの農業法人等の平均耕作面積、作目等についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の耕作放棄地は、市町村農業委員会が実施いたしました耕作放棄地全体調査によりますと、平成23年12月現在で2,640ヘクタールが確認されております。この解消を図り農地利用率を向上させるためにも、本県では土地利用型農業の推進に取り組んでおりますが、現在、それを担う露地野菜を主に経営する農業法人が102法人、集落営農組織は119組織となっており、年々増加傾向にあります。露地野菜が主の農業法人の平均耕地面積は、市町村が行った実態調査によりますと、平成24年1月現在で16.8ヘクタールとなっております。また、主な作目では里芋、ホウレンソウ、カンショが近年増加しており、特に全国の加工・業務用仕向けに占める本県産のシェアは、里芋、ホウレンソウが全国で1位、カンショが2位と高いシェアを占めております。

○山下博三議員 次に、国の6次産業化の方向性について、農政水産部長にお伺いします。我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しております。農山漁村も活力が低下しており、食と農林漁業の競争力、体質強化は待ったなしの課題であります。このことを踏まえ、国は昨年10月25日、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を示しました。平成23年度から28年度までの5年間で、農林業再生のための7つの戦略で具体化するものであります。戦略2の中で、農林漁業の高付加

価値化を図るために、体質強化を図りながら6次産業化を進め、農林漁業のさらなる成長産業化を目指し流通効率化を進めるものとあります。本県としては、全国の中でも農業産出額に対して食料品製造業出荷額の低い地域でありますから、6次産業化は強力に進める必要があると思います。本県の6次産業化法認定状況と、どのような利点があるのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 国は、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出など、農山漁村の6次産業化を推進するために、平成23年3月に6次産業化法を制定し、5月より総合化事業計画の認定がスタートしております。平成24年5月31日現在、全国で928件が認定され、そのうち本県は36件で、九州では第1位、全国では第6位の認定数となっております。認定によるメリットといたしましては、プランナーによる事業実施上の課題解決からフォローアップまでの総合的で丁寧なサポート、また無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長、新商品開発、販路開拓や加工・販売等のための機械・施設整備等に対する補助、また、直売施設等を建設する際の農地転用等の手続の簡素化などがございます。新しい経営に挑戦する担い手が増加することで、本県農業の担い手や農村の活性化に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

○山下博三議員 私は、県内の野菜加工施設を何カ所か見てまいりましたが、ホウレンソウ、コマツナ、里芋等が中心であり、今後、加工・業務用野菜等の生産に取り組む農業法人が増加することで供給過剰となるおそれがありますが、その対応について農政水産部長のお考えをお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県内の農業法人数は651でございますが、近年、特に加工・業務用野菜の生産に取り組む農業法人が増加しております。このような中で、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画では、加工・業務用など新たな需要に対応する土地利用型農業等の生産を拡大することとしております。現在、加工・業務用野菜の需要は急速に拡大しておりますが、その生産に当たりましては、加工事業者や量販店などの実需者が求める量にしっかりこたえるなど、いわゆるマーケットインの視点を踏まえた生産を行っていくことが大変重要だと認識しております。このため県におきましては、JAや冷凍野菜加工事業に取り組む農業法人等で構成いたします「宮崎県冷凍野菜加工事業者連携推進協議会」や、県内の先進的な農業法人83社等で構成いたします「社団法人宮崎県農業法人経営者協会」等において取り組んでいる、生産・販売情報の共有化やネットワーク化による販路の拡大、また安定的な取引づくりを支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 6次産業化を伸ばすための食品関連産業等の集積や支援について、総合政策部長にお伺いいたします。先ほど、本県の6次産業化法認定状況等について御答弁をいただいたところでありますが、本県は36件もの事業者が認定され、今後の取り組みに大変期待が持たれるところであります。しかし、食料品製造業出荷額については、原材料となる農業産出額とのバランスを見てみると、平成21年度は、隣の鹿児島県が、農業産出額約4,000億円に対して食料品製造業出荷額が約6,000億円で、その比率は農業産出額に対して約1.5倍であります。本県では、農業産出額3,000億円より少ない2,578億円で、0.8倍程度となっております。このことか

ら、本県の食料品製造業はまだ産業として伸ばしていく余地が十分あり、可能性を大いに秘めている状態にあると思います。今後さらに食料品製造出荷額を伸ばすための食品関連産業等の集積や支援のあり方について、お伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 食料品製造出荷額を伸ばすためには、豊富な農水産資源を生かしました食品産業などの育成・立地により、素材供給基地から農水産業を核としました総合的な食料供給基地への発展を図っていくことが重要であると考えております。具体的には、農水産物の高付加価値化を促進するための商工業者とのマッチング機会の確保や意欲的な事業者の育成、また、市場ニーズに対応しました食品開発や、新たな市場の開拓に取り組む食品加工業者の支援などを行うとともに、農業生産や製造・加工、流通・販売などさまざまな分野の力を結集し、農業者や関係団体、企業の皆様の連携した取り組みを活発に推進していくことが大切であります。こうした動きを活発化させるために、農政水産部、商工観光労働部とも連携し、農商工連携や6次産業化の取り組みなど、食品関連産業等の集積に向けた総合的な施策が推進されるように努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になりますが、先ごろ農林水産省から公表された平成22年農業産出額から試算すると、本県と隣の鹿児島、熊本県の南九州3県の合計額は約1兆円で、北海道の9,900億円に匹敵する産出額となる大食料供給基地になり、その品目もバラエティーに富んでおります。今はそれぞれが産地間競争にまっしぐらですが、将来的には、南九州3県での地域間連携も模索しながら、産地から価格を提案す

るなど、産地から消費地に対してしっかりと主張できる体制づくりが可能ではないかと考えております。かなり以前から、日本の食料供給基地は北海道と南九州であると言われてきました。そこで、南九州3県を視野に置いた今後の農畜産業振興について、そのあり方や可能性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 御承知のとおり、南九州3県の農畜産業においては、畜産配合飼料や焼酎用のカンショ、加工用バレイショ等の移出入など、食品製造業等を中心として密接な交流が行われてまいりました。一方、豊かな農業生産基盤を誇る南九州3県では、これまで素材供給型産地として互いに切磋琢磨してまいりましたが、今後、農産物価格の低迷、また重油・配合飼料価格等の高騰、家畜伝染病の侵入リスクの増大等により経営環境の厳しさが増す中では、日本の一大食料生産基地として、県域を越えた新たな発想での連携の仕組みづくりも求められているものと考えております。県といたしましては、3県の地理的な近接性を踏まえ、まずは、それぞれの特徴を生かした農産物の相互補完を通じた輸出の強化や物流の合理化などの可能性について、関係団体等の意見も聞きながら研究してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○中野一則副議長 休憩前に引き続き会議を開

きます。

次は、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) 「たゆたえども沈まず」、知事として24年間県政を担われた松形元知事の回顧録の表題であります。改めて本のタイトルの記述の由来を読むと、パリ市の標語とあります。「たゆたえども沈まず」とは、たとえ強い風雨でセーヌ川が荒れ、どんなに揺さぶられようとも船は沈まぬという、船乗りたちの心意気をあらわしたものだといえます。出版時、米寿を迎えられた元知事のみずからの人生に重ね合わせられて、御自分の生涯を顧みてつけられた本の題名のようにあります。元知事の基本信条は、御自分で何事も先手先手で動くこと、政治手法はおおむねトップダウン方式をとったと述べておられます。記述されている内容は、ほぼ同期間県政に参画した者から見ても、県政上の重要課題に必死で取り組んでこられた姿が脳裏をよぎります。

河野知事は、総務部長就任時からすると8年にわたり重要ポストで県政を担っておられ、本県が抱える懸案事項も熟知されていると思います。私は、河野知事がいつどのような形で、山積する県政の問題から何をピックアップし、みずから先頭に立って推進されていくのか、待ちわびているのであります。

さて、私どもの宮崎県は、中央省庁の多くの人材の派遣を受け、数々の県政課題に取り組んできました。一時期、多いときは副知事を筆頭に常時3～4名の部長クラスが出向で在籍されておりました。当時は国の財政にも余裕があり、中央からの人材受け入れは同時に予算がセットで流れてくるものだという意識が、私どもにはあり、素直な気持ちで受け入れておりました。また、そのことが本県の重要課題の解決

の早道だということもありました。松形元知事は本県出身ではありませんでしたが、林野庁の長官を務められた中央省庁の出身で、現在の河野知事と出自は同じだと思います。私は、元知事の在任中の多くの期間、県政に参画させていただいたので、どうしても今の知事と比較対照してまいります。

今回の質問に当たって、元知事の「たゆたえども沈まず」の回顧録を再読し、どのようなスタンスで24年間の長期県政を運営したのか、検証してみました。この回顧録には、ほぼ、県政の重要事項だった件に関してのてんまつが記述されており、当時の県政の取り組みがリアルに読み取れるのであります。数々の栄光、功績はあるものの、元知事にとって在任中の最大の苦渋はシーガイアであったと、詳細にメモられています。予測しがたい経済環境の激変とはいえ、よほど残念であったと思われま。

さて、現下の経済環境、財政状況のもとでは、県政上の多くの懸案事項に一度に取り組むことは無理だと考えます。このことは県民ひとしく理解されていると思います。そこで、知事としては、県政の重要事項の中から県の経済浮揚に直結するものをピックアップし、オール県庁で、時には民間の資金、ノウハウも活用し、政策を打って出る時期に来ているのではないかと考えます。本県の長年の悲願でありました東九州自動車道も、ようやく見通しがつきました。後は、国が約束どおり工事を進めていくよう叱咤激励するのみであります。いよいよ河野知事の出番であります。具体的に何をやりたいとの知事の力強い意思表示を、私ども県民に訴えていただきたいのであります。本県にとっては時期尚早と考えられている九州広域行政機構の設立問題も、九州地方知事会では相当論議が

進んでいるやに聞き及んでおりますが、もしそのような事態にでもなれば、本県はさらに影が薄くなるのであります。大変心配をいたしております。今です、知事。勇気、元気を出して、ここに宮崎県の存在感を示してほしいものであります。知事の率直な、そして具体的なお考えをお尋ねするものであります。

以下、質問者席から質問をいたしたいと思えます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

力を入れてまいりたい政策ということでございますが、本県は、長引く景気の低迷——リーマンショック等の影響によりまして大変長引いております——そういう状況の中で、口蹄疫などのさまざまな災害からの再生・復興を初めといたします経済・雇用対策、それから昨年の大震災等を教訓とした危機事象への対応、社会資本の整備、中山間地域対策、子育て・医療対策など、重要課題が山積している状況だという認識であります。

このような中で、私といたしましては、ことしの目標を「岩戸開き」と掲げまして、さまざまな災害が続いた影響のもとに、長引く景気の低迷なり、また疲弊した本県経済に何とか光を取り戻してまいりたい、そのようなことを最優先の課題と考えておるところでございます。このため、総額1,078億円に及びます「みやざき元気プロジェクト」を軸にいたしまして、特に今年度からは古事記編さん1300年という機会をとらえまして、神話のふるさと宮崎というものを見詰め直して、オンリーワンのブランド、いわばブランドを確立していくこと、さらにその強みを発信していくこと、磨いていくこと、そのような取り組みをしてまいりたいと考えており

ます。また、市町村や経済団体とも連携をしながら、広い意味での地産地消というものを進めていくことによる地域経済の活性化、地域循環システムの確立、それから活力あふれる伸び行く東アジアの活力を取り込んでいく、そのための東アジアへの販路開拓というものに力を入れてまいりたいと考えております。

そういった経済の取り組みの一方で、やはり県民の安全・安心の確保というものは大変重要な課題でございます。地震、津波等の自然災害のほか、新燃岳の噴火、火山活動というものが心配されるところでございます。また、口蹄疫などのさまざまな危機事象に備えるための体制強化、災害に強い県土づくり、そういったものにも取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上であります。

[降壇]

○福田作弥議員 今、内容的には長い文面で答弁をいただきました。しかし、御答弁いただいた項目を考えますと、やはり全国共通で総花的な課題もたくさん入ってございました。私は先ほど、大変失礼かと思いましたが、松形元知事を引き合いに質問をいたしました。私が鮮明に覚えていますことは、開口一番、こういうことを当時の知事はおっしゃっていました。具体的に、空港拡張をやります、どこどこの企業を自分の人脈で誘致します、日豊線の高速化をやります、シーガイアを建設します、サミットの誘致をやりますと。得意の国土保全奨励制度等についても、この議場でかなり詳しくお聞かせをいただいたのであります。ずっと知事の回顧録を読みますと、やっぱり不発に終わったものは余り記載されていませんね。しかし、私は数々の功績があると見ておるんです。まだ知事になられてそう長い期間ではないと思います

が、在任としては総務部長から数えますと8年になります。ぜひそういう個々の県政上の課題を——これは元知事のやられたことですが——独自にピックアップして、早急にお示しいただきたいというのが、私ども議会サイドの大方の考えではなかろうかと思えます。知事は私の質問をどのようにお受けになりましたでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 総花的なというふうなことをおっしゃいましたが、共通するような課題にも本県は直面している、それは目をそらすべきではないという中で、経済の問題と防災の問題というのを特に今、重点を置いてお答えしたところでございます。今、御指摘がありましたような、松形元知事が取り組まれたさまざまな課題、非常に華々しいいろんな取り組みがあるものだなというふうに、うらやましく思ったところでございます。財政状況が厳しくなったことを言いわけにしてはならないわけですが、その中でいかに選択と集中を図るか、そして県民の総力を結集して低迷する経済を打開していくか、そこが最も大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。

今、御指摘がありました本、「たゆたえども沈まず」、実は私、知事室の机のすぐそばに置いておまして、きのうもちょっと整理をする中で、また手にとったところでございますが、しっかりとそういう先人の、諸先輩の取り組みというのも参考にしながら、今後とも県政運営に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○福田作弥議員 私は、河野知事の真摯なスタイルには大変好感を持てるのでありますが、ひとつぴしっと政策を掲げてお訴えをしてほしいなど。県政上の課題はたくさんありますけれど

も、それは知事が順序づけられれば、私ども議会は全面的にバックアップですよ。ぜひそのような意気込みで県政の執行をお願いしたいと思います。

質問の順序がちょっと変わりますが、次に、県の試験研究機関のコストと経済効果についてお尋ねをいたしたいと思います。

県の各種研究機関がこの10年間で投下した研究費は、農業試験場が146億円、畜産試験場が73億円、水産試験場が68億円、林業技術・木材利用技術両センターで44億円、工業技術・食品開発両センターで67億円、合計355億円であります。投入したコストに対する経済効果についての分析をどのようになされているのか、また、生産現場が真に求めている技術や品種などをしっかりと受けとめ、試験研究され、その成果を提供されているのか、あわせて関係部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林業技術センターの主な研究成果と経済効果につきましては、例えば、成長や材質にすぐれた杉品種や松くい虫に強いクロマツ苗の開発などで、苗木の生産額は約4億円となっております。また、菌床栽培用のシイタケ種菌を開発し、生産者へ技術移転を行ったところでありまして、菌床ブロックとシイタケの販売額が約3,400万円となっております。このほか、数値に換算しにくい研究成果として、人工衛星を活用した探索技術の確立による植栽未済地対策への活用などがございます。今後とも、杉のコンテナ苗の開発や菌床シイタケの増収技術等の試験研究等に取り組みまして、林家の所得向上や林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、木材利用技術センターについてでございます。主な研究成果と経済効果でございます

けれども、例えば、杉とヒノキを張り合わせた強度性能のすぐれた集成材の開発によるものが、出荷額で約2億2,000万円、見た目には無垢材でありながら、集成材の強度・品質を兼ね備えた双子柱の開発によるものが、出荷額で約4億9,000万円となっております。このほか、数値に換算しにくい研究成果といたしまして、杉柱材の乾燥ノウハウを開発したことにより、本県の杉柱材は全国的にも高く評価されるようになったところでありまして、また、公共施設の企画・構造設計などの技術支援を行いまして、日向市駅を初め、30件余りの公共施設の木造化が図られたところでありまして、今後とも、県産杉の特性を生かした新しい部材や構法の研究開発を推進しますとともに、得られた試験研究の成果を速やかに県内企業などに普及し、本県木材産業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 工業技術センター、食品開発センターについてお答えします。

まず、主な研究成果ですが、工業技術センターでは、シラス多孔質ガラス、いわゆるSPG技術を活用し、世界最小クラスのハンダ粒子や、抗がん剤・化粧品の乳化技術、1ミクロン以下のナノバブルの生成技術などの研究開発を行ってきたところでありまして、

また、食品開発センターにおきましては、新たな焼酎酵母であります「平成宮崎酵母」のほか、機能性を生かした干したくあん、日向夏、キンカンを利用した発泡酒、ゴボウチップスの長期保存技術の研究開発などを行ってきたところでありまして、

これらの取り組みによる経済効果としましては、把握が可能な、県が所有する特許を活用し

た企業の売り上げで見えますと、両センター合計で、昨年1年間で焼酎を中心に約19億円となっているほか、先ほど申し上げましたハンダ粒子の開発の例では、共同で研究を行っている県外企業が佐土原町に立地し、既に約50人の県内新規雇用を生み出すとともに、製品につきましても、世界最大手の半導体メーカーとの取引が始まるなどの成果につながるという、今後大いに期待できる事例も生まれてきております。また、これ以外にも、両センターで毎年度3,000件近くの技術相談等に応じ、企業の技術力向上や多くの製品開発等に寄与しているところでございます。以上でございます。

○農政水産部長（岡村 巖君） 総合農業試験場、畜産試験場、水産試験場についてお答えいたします。

まず、総合農業試験場のこれまでの成果につきましては、品種や技術開発に関する経済的な効果を正確に算出することは容易ではございませんが、例えば、平成2年に育成した良食味の「ヒノヒカリ」が、全国の作付面積が3位という高い評価を得るとともに、過去10年間の本県における産出額累計は約345億円になるなど、農業生産の向上や産地の育成に大きく貢献しております。また、本県ならではの農業生産を支えるべく、日本一の残留農薬分析体制の確立や、ピーマンにおける病気に強い台木の育成、畑かん地域で普及が期待される加工業務用の春どり寒玉キャベツの栽培技術の開発、新たなブランド商品になり得る種なしキンカン新品種の育成など、多様な成果を上げてまいりました。

次に、畜産試験場においては、宮崎のトップブランドであります「宮崎牛」の改良を初め、家畜の改良増殖や生産技術の開発等を積極的に進めてきたところであり、例えば「みやざき地

頭鶏」は現在、年間約50万羽を出荷し、直近10年間の産出額が累計で約56億円と、県ブランドとして高い評価を受けております。また、県が長年かけて造成してまいりました「宮崎ハマユウポーク」でも、10年間の出荷頭数は約90万頭、産出額累計は約290億円となっております。このほか、安全で効率的な飼料給与のための自給飼料の分析技術の確立や、乳用牛の暑熱ストレスを可視化できる温湿度計の開発、さらには、未利用資源の飼料化や、肉のうまみ成分に関する研究など、さまざまな側面から、農家の生産性向上やコスト低減に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

次に、水産試験場におきましては、操業の効率化、付加価値向上、水産資源の回復等に向けた取り組みを進めているところであり、例えば、平成18年度に開発した科学的な漁場予測システムでは、カツオ一本釣り漁業の効率性を高め、これまでに約18億円の水揚げにつながっておりますし、平成20年度にはシイラの焼酎もろみ漬の製法を開発し、本県の新たな特産品としての製造販売に至っております。このほかにも、カサゴなどの水産資源の効果的な回復につながる技術や、今後、100億円産業の創出が期待されますチョウザメの種苗生産技術開発などに取り組んでまいりました。

このように各試験場の研究成果は、生産現場から販売までの広範な分野で積極的に活用されてまいりましたが、厳しさを増す農水産業生産の現状を踏まえ、農漁業者の所得向上に直接つながる生産コストの低減や収量向上技術などに重点化して、大学や民間企業等との連携も図りながら、一層のスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○福田作弥議員 それぞれ関係部長から、所属の研究機関の経済効果についてお話をいただきました。これだけの経済効果があらわれておれば、宮崎県の地場産業は非常に大きな力をつけているはずであります。今御答弁いただいた内容がすべて経済効果として上がっているわけではないと、私は見ております。

例えば、この議場で各種研究機関のいろいろなことが紹介をされました。私は過去のものをひとつといてみましたが、今、ピーマンの台木の問題が出ましたね。台木どころじゃなくてピーマンの種子を開発することを、ここで堂々と、当時の農政水産部長はおっしゃっているんですよ。もう20年たちますけれども、解決しませんね。

それから、環境森林部長です。平成8年の議会で当時の部長が、林業センターで非常に性能のよい菌床シイタケの種菌を開発する直前だと、いよいよ生産者段階で使ってもらえるようになるということを言われました。これもまだであります。これは、たまたま都城の生産農家に委員会で視察に行って、あえて質問しましたら、「期待はしておりますけれども、まだ使わせていただいております」という話で、まだできていないようですね。議会でおっしゃったことが完全にできていない。

それから、工業技術センター、SPGテクノの問題、これも随分この本会議場で論戦が行われました。肝臓がんの特効薬の問題、あるいは水道水の殺菌——塩素にかわるSPG利用の問題、こういう問題が出て、ここは沸きましたね。全国の水道水の殺菌剤が、殺菌装置が宮崎県でできると。これも不発に終わりました。私はそれを責めるわけではないんです。それは結果ですから。

私は、各試験場には、現場で必要とされている、即経済効果の出るものに取り組んでほしいなと思うわけでありまして。例えば、今で言いますと、省エネでありますから、無加温ハウス栽培の技術の開発なんかも、ローテクであります。大事だと思います。それから、トマトが今、野菜の売り上げのナンバーワンになりましたが、このローコスト栽培、これなんかも大事ですね。私は千葉大学を訪ねてびっくりしたんですが、いわゆる実証圃で生産農家規模の実験をやっておる。しかも、大学の経費は使わずに、国内の各施設資材メーカーをうまく利用している。土地を提供しているだけ。工夫のしようによっては幾らでもできると考えておるわけでありまして。代表して農政水産部長にお聞きしましょうか。

○農政水産部長(岡村 巖君) 今、無加温ハウス栽培、トマトのローコスト栽培について御提言いただいたわけですが、これからは、やはりそういう先進的な農業をやっていく必要があるということで、現在、御承知のように、太陽熱を利用したハウスの暖房というようなことも三鷹光器との共同研究をやっていますし、また養液栽培等についても総合農試でさまざまな研究を深めております。特に今後は、飛躍的な収量アップにつながるようなものについても、さらに深めてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 ぜひ努力をしてほしいと思いますが、本県は農業試験場も工業試験場も、林業も水産も畜産も、施設としては全国のトップレベルです。誇っていいと思います。ぜひ、その施設にふさわしい実績を出して、生産現場におろしてほしい、このようにお願いをする次第であります。

次に移ります。農商工連携、6次化を成功さ

せるポイントについてお尋ねをいたしたいと思
います。

農村地域の人々による草の根的な取り組みと
してスタートしました農畜産物の直売所あるい
は農産物の加工所、そして農村レストランと
いった3点セットは、今、市民権を得ました
ね。それに国も県も市町村も目をつけて、重要
な施策として推進していただくことになりました。
これはありがたいと思います。そこに着眼
していただいたんですから。経済産業省と農林
水産省の連携する農商工連携、あるいは農業を
中心とした6次産業化、農村振興の目玉として
アドバルーンが打ち上げられたと見ておりま
す。農林や経産の分野がしっかりと手を握っ
て、国内では最後の未開拓の分野である農業振
興の後押しをするものであります。しかし、私
は——これはマスコミでもよく取り上げられて
おりますが——いささかネーミング先行型の感
がするのであります。例えば、その推進体制
は、パンフレット等では非常に立派でありま
す。しかし、現実従前の商工系と農林系の合
同会議にすぎず、実態は、それぞれ独立した分
断の構図のまま組織ができておる、こういうふ
うに見ております。ぜひ一体となった強力な推
進体制をつくってほしい、こういうふうに考え
るわけではありますが、私のひとりよがりではい
けませんので、関係部長の所見を求めるもので
あります。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 農商工連
携につきましては、県庁内では副知事をトップ
に、関係部で宮崎県農商工連携推進会議を設置
するとともに、関係機関が一体となりまして、
宮崎県農商工連携推進ネットワーク会議を組織
し、情報を共有しながら、全県的な視点で進め
ているところでございます。御質問にもちよっ

とございましたが、農商工連携等に関する相談
窓口につきましては、商工業者、農林漁業者、
それぞれにとって関係が深いところで相談しや
すいようにと考えまして、中小企業に関する情
報、専門性、支援策等を有する宮崎県産業支援
財団と、農業経営、農業者の情報等に精通した
宮崎県農業振興公社で対応しております。な
お、産業支援財団の7名のコーディネーターの
うち4名は、農業振興公社の6次産業化プラン
ナーを兼ねており、両機関が密接に連携し、連
携パートナー探しや事業計画のブラッシュアッ
プなど、相談事業者に対し、きめ細かな対応に
努めているところであります。今後とも、農商
工連携応援ファンドを初め、支援施策の周知を
図りながら、庁内、関係機関が一体となって、
農商工連携等を効率的に推進してまいりたいと
考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農商工連携に
ついては、商工観光労働部長からも答弁があっ
たとおり、県の産業支援財団と商工サイドとも
緊密に連携いたしまして、宮崎県農業振興公社
にワンストップ窓口を設置するなど、農業者等
に対するきめ細かな支援を行ってまいりまし
た。また、現在、農政水産部では、儲かる農水
産業の実現に向けまして、6次産業化の推進に
も積極的に取り組んでいるところでありますの
で、より一体的に総合的な施策の推進が図られ
るように、本年5月に宮崎県6次産業化推進会
議を設け、商工サイドともさらにしっかりと連
携を図りながら、農商工連携や6次産業化に取
り組む体制を整備したところでございます。今
後とも、関係部局との連携を一層密にしなが
ら、本県農水産業の発展につながる成功事例を
創出し、地域経済の活性化に努めてまいりたい
と考えております。

○福田作弥議員 私は、国、あるいは行政と言ってもいいんですが、未開拓の農業分野に目をつけてくれる最後のチャンスだと見ております。追い風ですね。これを生かさない手はないと思うんです。全国にはこういう制度がなくても成功したのがあります、見方は両論あります。私も現地に行ってまいりましたが、近隣では大山町の事例、それから山梨県の勝沼町の事例、これはそれぞれ有名でありますから御存じと思いますが、ここの成功のポイントは——町長、あるいは町長が農協長を兼務されたところもありましたが——農林、商工、一体となった町長のトップダウン方式、これで成功をおさめた事例だと私は見ておりまして、ぜひ我が宮崎県においても、農業が基幹産業でありますから、成功してほしい、成功させたい、そういう気持ちがやまやまであります。口では一体となったとおっしゃるんですが、農商工連携のパンフレット一つを見ましても、財団法人宮崎県産業支援財団だけ、場所も農業関連は大淀のほう、商工関連は宮崎市の外れの佐土原のほう、こういう状況でありまして、会合では一体化できますよ。しかし、内容的には前進がないと考えております。多くは申しません。ぜひ、宮崎県の農商工連携、あるいは6次化が——せっかく県を挙げて取り組んでいらっしゃいます。知事も一生懸命やっいらっしゃいます——成功するように、ワンストップサービス、相談窓口をぜひお考えいただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。

続きまして、物流問題、特に大都市消費圏、京浜航路について、知事並びに関係部長にお尋ねをいたしたいと思っております。

かつて副知事のときに知事は、経済団体や農業団体のトップと新聞の紙上対談をされまし

て、意欲的な物流改革をお話しになっておられました。私は感心したんです。これは大丈夫、そういう気持ちでした。知事に就任されて、たくさん仕事がありますからお忙しいと思いますが、このことに関しまして、いささかトーンダウンしているような気がしてならないんです。私の見方が間違っていればお許しをいただきたいと思いますが、下り荷の確保が困難であるとか、あるいは就航する船会社がないとか、できない言いわけが先行し、実現させる意欲が本当にあるのかなど、こういう心配をいたしております。まずは、東九州自動車道もめどがつかしました。重点物流港の絞り込みも知事の頭の中にはできていると思っております。かつてありましたね。京浜航路の海上航路を再構築する必要があると私は思いますが、短期間でできるものではありませんから、やはり知事が前向きに旗を掲げなければできないと思っております。何回もお聞きして恐縮ではありますが、知事のお考えを再々度お聞きしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 物流対策は、大消費地、大都市から遠い本県にとって、海上交通、陸上交通も含めて大変重要な課題ということで認識しておりまして、私を本部長とします物流対策推進本部を県庁内に置きまして、取り組んでいるところでございます。海上交通に関しまして、やはり低コスト、それから大量輸送が可能であるということ、それから本県の立地条件、海に開かれたこういう条件を利用すること、それから二酸化炭素の排出量も少ないということで、いろんな意味で本県にとって重要な、今後とも力を入れていくべき輸送手段であるというふうに考えておるところでございます。

これまでの課題というのは、やはり議員の御

指摘にありましたように、荷の確保、特に下り荷の部分であります。例えば今、ローロー船が就航しております。細島からの上り荷は6割程度あるわけですが、帰り荷は4割に満たないというような状況でございます、いかにこの下り荷を確保するかということで、これまでも取り組んできたところでございます。

今年度からは物流効率化支援事業につきまして、特に不足している下り荷への割り増しを行うなど、支援の拡充を行ったところでございまして、そういった荷物を集めていく、それが航路の開設というのに結びついていくのではないかとこのように考えております。関係団体、経済団体とも一緒になりながら、物流対策に取り組んでおるところでございまして、企業の協力も得ながら、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 気持ち的には取り組まなくては行けないという段階のところかなというふうに察したのでありますが、下り荷の問題は長年の懸案事項ですから、それでも過去やったんです。ところが、途中で観光事情が変わりました。宮崎県に対する観光客が減りました。それで京浜航路が、いわゆる旅客を中心としたフェリーでしたから経営困難になりました。そしてまた、旅客中心のフェリーは運航コストが高いですよ。同じトン数の船を、8,000トンなら8,000トン、貨物専用のローロー船でありますと運航が5人です。旅客船は28人です。人件費のコストだけ考えても、とてもとてもペイしないんです。ですから、北海道は早々とローロー船対策——規模が違うとおっしゃればそうですが、しかし宮崎県も捨てたものじゃないんです。午前中の質問でも、細島港の九州の扇のかなめとしての話が出ておりましたが、宮崎県の

品物を大都市で売るためには、何が何でも必要な航路でありますから、ぜひ取り組んでほしいと思うんです。そこで、以前の取り組みの中で、農畜産物専用船の試験運航等が実施されています。その辺まで踏み込んだ実験をなさる時期に来ているのではないかと。関係団体も、そういう知事の意向があれば心が動くと思います。ぜひ、そういう取り組みをやってほしいんです。今、何十億もする船を建造して京浜航路を開設しなさい、そういうことは申しません。この建造費についても、北海道方式を考えますと、いろいろ工面ができると思います。知事のやるかやらないかの決断だと思うんですが、本格的な航路の開設が難しいとすれば、かつて40年前に本県が取り組んだ試験航行、そのあたりぐらいは実験して、確信を持たれる必要があるんじゃないかと思いますが、もう一度、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 海上輸送は大変重要だということで、今、旅客の話もございましたが、現在あります大阪の航路、これはやはり実際に経験してみる必要があろうかということで、この前、大阪の出張の帰りに乗って帰ってきたところであります。社長さんにもいろいろ話を聞いてみると、燃油価格の高騰が大変重い課題としてのしかかっているというような状況でございます。いずれにしましても、本県としては非常に貴重な輸送手段でございますし、京浜市場というのも、本県にとって重要な市場であります。それを結びつける航路が本当に可能なかどうか、先ほど言いましたような物流効率化の支援事業を、下り荷を集めるようなそんな取り組みを進めておりますので、その状況をよく見ながら、今のような試験運航というものが有り得るかどうか、関係機関、関

係企業・団体等の意見も聞きながら、十分な検討が必要であろうかというふうに考えております。

○福田作弥議員 大変慎重な答弁に終始しているようでありますが、私はこういうことを関係者から言われました。何回かお話ししたと思いますが、「県は何事も玄関口までは案内するが、それ以上は踏み出そうとしない。お金がなければいけないで、取り組む方法があるのではないかと。大変私どもには耳の痛い話であります。ぜひ、こういう思いを持った方もいらっしやることを考えてほしいと思います。例えば、ソウル便や台北の空の国際便、県の大きな金を支出しまして、これも何回も試行錯誤してやっているんです。その辺も参考に、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、T P P問題と本県農業について、知事初め関係部長にお尋ねをいたしたいと思いません。

国政は現在、消費税と社会保障の一体改革一色で、T P P問題は水面下の動きのようでございまして、表面的には小康状態を装っているように見えております。しかし、その対応策は、T P Pの阻止運動と並行して必要であります。特に基幹産業が農業である本県にとっては、将来の展望にかかわる問題であります。そこでまず、知事には、T P Pに対する阻止の考えは揺るぎないか、お聞きしたいと思えます。また、九州知事会等ではどのような論議がされているのか。

農政水産部長には、主力の畜産、ハウス園芸、水稻について、もしもの場合の影響をどのように予測され、その対応策は可能かどうか、この辺も今、精査されていると思えますが、お尋ねをしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） T P Pの問題について

は、これまでも答弁してきたところでございますが、本県における農業の問題、我が国における農業というものをいかに守っていくかというところのしっかりとした方向性、考え方、またT P P交渉に加わったときの条件というものがしっかり見えてこない段階では反対であるということ、はっきり申し上げておるところでございます。九州地方知事会におきましても、同様のさまざまな議論がなされておるところでございますが、今、T P P交渉全体がどういう方向に進んでいくのか、今の参加国の中でも方向性が見えない状況であるというふうに考えております。引き続き国には、その交渉の情報収集なり、情報提供というものを求めてまいりたい、それを踏まえてしっかりと本県の意見を届けてまいりたい、そのように考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 大変厳しい国際競争の中で、本県の農業・農村が次の時代への扉を開き、一歩踏み出すためには、既成概念にとらわれない大胆な構造改革が必要であると考えております。お尋ねの畜産、施設園芸、米、それぞれについてということでございます。

まず、畜産についてでございます。本県では、口蹄疫からの再生・復興を進めているところでありますが、飼料価格の高どまりや枝肉価格の低迷など、畜産を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため県では、全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築を目指した「畜産新生」を、関係機関・団体と一体となって進め、生産性の向上、生産コストの低減、販売力の強化、畜産関連産業の集積の4つの課題に取り組んでいるところでございます。この中で、生産性の向上につきましては、家畜疾病が生産性に及ぼす影響

を明らかにするとともに、繁殖牛の分娩間隔の短縮や、母豚当たりの年間出荷頭数の増加に向けた取り組みを進めることとしております。また、生産コストの低減につきましては、自給飼料の増産やエコフィードの利用拡大などを通じて、飼料自給率の向上に向けた取り組みを進めてまいります。このような取り組みに加え、本県産の畜産物の品質のよさを生かした販売力の強化などにも力を入れ、本県畜産が将来にわたって発展できる産業となるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、施設園芸でございますが、生産性の向上や低コスト化対策につきましては、まずは喫緊の課題として、省エネ設備の導入支援や木質バイオマスを活用した新たな暖房体系の構築を図り、燃油高騰対策として積極的に取り組むこととしております。また、産地全体のコスト低減対策としては、中古ハウスなどの経営資源の円滑な継承と有効活用に向けたシステムの構築を進めるとともに、新設ハウスについても、より一層の設置コストの低減に向けた技術的な検討を進めてまいります。さらに、総合農試で開発いたしましたかん水や施肥を自動化できるシステムの利用による省力かつ効率的な栽培管理技術や、増収効果が期待されるCO₂施用技術等を、地域の条件や品目に応じて適切に組み合わせることにより、高い生産性と低コスト化を実現する宮崎型の施設園芸モデルを確立してまいりたいと考えております。

最後に、本県の米につきましては、規模の小さな農家が多く、生産コストが高いことから、県といたしましては、生産コストの低減と生産性の向上を一体的に進めることを基本として、大規模経営に取り組む営農集団や集落営農法人の育成等を通じまして、主食用米はもとよ

り、業務・加工用米等の低価格帯の米生産にも積極的に取り組み、競争力の高い産地体制の確立を進めてまいります。特に、業務・加工用米等の生産においては、低コスト生産技術の導入が不可欠でありますので、例えば、直まき栽培の技術的な課題等を整理した上で、栽培マニュアルの改定を進めるなど、新たな技術のさらなる普及を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○福田作弥議員 自由化問題に対して決め手はないと私は見ているんですが、しかし、努力はしなくてはいけない。どういう事態になろうとも、消費者にある程度、安心・安全を上乗せして購入してもらうにしても、コストの低減は避けられないと思います。多くを申し上げませんが、例えば今、最後のほうで農政水産部長がお話しになりました米の問題等についても、私は、宮崎県は随分コスト対策がおくれていると見ております。2月に私ども会派の農林の委員会で福井県、コシヒカリのふるさとであります。この調査をいたしました。農業団体や県行政——出先事務所、私の地域でいいますと中部農林振興局でしょうか、そういうところから既に一般の栽培農家に直まき栽培、直播ともいいますけれども、それが出ているんです。もう普及している。宮崎県はとても普及段階ではない。コストが比較にならないぐらい違う。田植え機も要らない。育苗センターも要らない。田植えをしない稲作ですからね。オーストラリアとかアメリカの広大な農場の飛行機ではありませんが、やはり小さい水田は水田なりにばらまきの技術があるわけですから、これを確立することによってコストの低減を図る。その辺も十分——何回も先ほど試験研究機関の中でも申し上げましたが、現場が要求する技術の確立を、

必要とする技術対策をお願いしたい、このように考える次第であります。大変厳しい表現でお訴えをしましたが、ぜひ宮崎県の経済が浮揚するようにお互いが努力をしなければいけない、そういう気持ちで質問いたしましたから、お許しを賜りたいと思います。

以上でございます。(拍手)

○中野一則副議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、消費税増税問題について、知事にお伺いをしたいと思います。

今、国会では、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに、消費税を2014年に8%、2015年に10%に増税する大増税法案の成立に向けて、民主、自民、公明の3党による採決先にありきの修正協議なるものが行われ、今週から特別委員会で、増税法案を初め年金や子ども・子育て新システム関連法案など、重要法案が一括審議されるという異例の国会となっています。消費税増税は、増税推進の論調を繰り広げる大手メディア各紙の世論調査でさえ、朝日6日付は、増税法案に反対が、先月より5%ふえて56%、賛成は7%減って32%、毎日4日付でも反対57%、賛成は36%という状況です。こうした国民の反対の声を無視して消費税増税を強行することは許されません。消費税増税が国民の暮らしも経済も壊してしまうことは、既に1997年、橋本内閣が消費税を5%に引き上げたときに経験済みで、税率が2倍にもなる今回はそのさたではありません。知事は消費税増税についてどのような見解をお持ちか、また、増税が県民の暮らしや地域経済にどのような影響を及ぼすと認識しておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

消費税の影響についてであります。消費税の増税につきましては、今御指摘がありましたような景気への影響が懸念されるということや、低所得者層への配慮も必要となるということから、その実施に当たりましては、地域経済の状況を十分考慮するとともに、低所得者に配慮した対策が講じられる必要があるというふうと考えております。国民の暮らしにもいろんな影響を与えることから、何よりも国民の理解をどのようにして得られるか、大変重要な課題であるというふうに認識をしております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今、知事も国民の理解が必要だということをおっしゃいましたけれども、先ほどお話ししましたように、今、国民は増税に理解を示していないという状況です。この増税で、県民負担もさることながら、宮崎県自体の負担も非常に大きくなり、すべて税金でこの県の負担分も賄われるということになるわけです。現在、県の消費税負担はどれほどあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長(四本 孝君) 県の業務執行に際して負担しております消費税及び地方消費税につきましては、当該業務に伴う取引が課税取引であるかどうかなどにより異なった取り扱いとなります。このため、正確な負担額を算出することは困難であります。県の歳出総額のうち、一般的に消費税等を負担しているものは、物品等の購入、役務の提供、業務の委託、建設工事の請負などと考えられますので、その相当

額は負担をしているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 的確な数字がわからないということなんですけれども、相当額、県民に税の負担が及ぶことになるのは間違いありません。

次に、「社会保障と税の一体改革」が今、論じられているわけなんですけれども、社会保障の充実のためには消費税増税が必要だということになっておりますが、果たしてそうなのかということなんです。知事はこの一体改革をどのように見ておられるか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 「社会保障と税の一体改革」であります。少子高齢化が急速に進展する中で、社会保障関係費が増大しております。国と地方が住民に身近な社会保障サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、避けては通れない課題であるという認識でございます。特に、社会保障関係費につきましては、毎年の自然増として、国費で約1兆円、地方費で約7,000億円というふうになっておりました。大幅な増額が見込まれているところであります。その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の安定財源の確保や財政健全化の観点からも困難ではないかという認識でございます。このような観点を踏まえ、「社会保障と税の一体改革」というものは、給付と負担の両面にわたって、世代間、世代内の公平性を確保する仕組みを構築しようとする改革であると理解しているところであります。その改革の背景、内容というものを国民に十分説明して、理解の促進を図る必要があろうかというふうにご考えておるところでございます。県内におきましても、先日、国と連携しながら、そういう説明会も開催したところであります。

○前屋敷恵美議員 社会保障の充実、またその費用の負担のためには、どうしても財源が必要という立場だというふうにお答えになったと思います。しかし、政府の説明では、増税をすれば社会保障がよくなるというふうに国民には受け取れるんですけれども、実際、この社会保障の中身を見てみますと、子ども手当の廃止と年少扶養控除の廃止で、実質手取りがマイナスになる世帯が相当数あります。また、年金も3年間で2.5%も削減になる。年金、医療、介護の保険料も大幅にアップする。しかし、その一方で、消費税の増税分がどこに使われるかといえれば、財政の赤字や流用した年金財源の穴埋めに置きかえられる。社会保障には回らない。実質、社会保障は改悪でしかないというのが、これまでの国会の論議の中で明らかになってきている部分です。今回の大増税は全く道理がないというふうに言わなければならないと私は思います。

しかし、この増税が実施されますと、地域経済の面ではどういった影響が出るか。知事も先ほど相当な影響が出るとおっしゃいましたけれども、国民の所得と消費が今、長期にわたって落ち込んでいるさなかです。その中で消費税負担が13兆5,000億も増大する。これに社会保障の改悪分も合わせると、約20兆円の負担がかかってくるということです。しかし、経済の6割を個人消費が占めております。雇用の7割を支える中小業者、ここに大きな打撃となって、さらに地域経済の疲弊というのは免れないというふうに思うわけです。

特に現時点では、震災被災地で生活再建や地域復興の足を引っ張ることになるということで、この増税が大問題になっておりますけれども、私は、その点では宮崎も同じだというふう

に思うんです。先ほど来、知事のお話がありましたが、口蹄疫や鳥インフルエンザ、それから新燃岳の噴火、こういう災害にずっと見舞われてきました。今、農家や関連業者や地域経済への打撃はまだまだ回復していない。これを回復させようというのが県の施策でもございます。そういった中で、今、被災された皆さん方が何とか再建に向けて頑張ろうというときですから、この宮崎でも大増税というのは大きな負担になり、今の再建しようという人たちに冷や水を浴びせかけるようなものだ、と、極端に言えば。私はそういうふうに思います。絶対にやってはならない大増税だというふうに思うんですけれども、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁したところでございますが、国と地方が提供している社会保障サービスというものを将来にわたって安定的に提供していくためには、安定的な財源の確保が必要であろうというふうに考えております。そのためには、景気に左右されにくく、働く世代の特定の者に負担が集中しない、広く薄く負担をお願いする消費税というものは、実施の時期、実施の対応、やり方は別といたしまして、避けては通れない課題だというふうに考えておるところでございます。一方で、景気への影響が懸念されるということで、今、国会で審議がなされております。きょうの公聴会におきましても、専門家がいろんな御意見を述べておられたところがございます。そういった専門的な御意見も踏まえた国会での議論というものを注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほどお話ししましたけれども、橋本内閣の5%引き上げになったときに、その引き上げになる前と直近の2010年の税

収を比較したデータが出ているんですけれども、消費税は確かに2%増税されましたから、7.6兆円から12.7兆円にふえました。しかし、税収の総額で見ると14兆円も減るというデータが、結果が出されているんです。14年間の累計にいたしますと、84兆円も税収が減る。これは国の税収なんですけれども、地方の場においても、国の税収状況と単純比較はできませんけれども、やはり同じ傾向は否めないというふうに思います。これが10%の税率になれば、さらに税収の落ち込みは深刻なものにならざるを得ないというふうに思います。結局、消費税で増税して財源を確保したとしても、景気が悪くなれば、その悪い状態が続けば全体の税収は減るということを物語っているというふうに、結果が示していると思います。ですから、本当に消費税の増税というのは、住民の暮らしも地域経済も破壊していく、とんでもない税金だというふうに思います。

私は今、街頭でもよく消費税増税反対の国会請願の署名をしているんですけれども、とりわけ高齢者の皆さん方が口にされるのは、「食べ物は仕方がない。買わないと仕方がないけれども、そのほかのものはもう一切買わないことに決めました」、このように言われるんです。ですから、ますます消費不況というのは深刻にならざるを得ないというふうに思います。これが庶民の、ささやかですが、生活防衛手段なんです。こういう県民の生活実態なども十分に知事は認識していただいて、本当に消費税増税が県民の暮らしや経済にとってどうなのかということとをしっかりと踏まえて、消費税増税反対の立場に立っていただきたいというふうに私は思うわけです。

こう言いますと、財源が必要だということに

なりますけれども、私どもは、消費税に頼らないでも財源ができるということを今、提案しているところです。特に、後先になりましたが、この負担というのは、中小零細業者の皆さん方には本当に深刻な問題なんです。というのは、消費税分が転嫁されなくて営業しなければならない。消費税がスタートした時点から、もう20数年になりますけれども、一貫して身銭を切りながら営業を続けているという状況で、もう持ちこたえられないというのが中小業者の方々の悲鳴です。これが10%にもなれば、零細業者の方々は経営が続けられないということにもなってくるわけですから、本当に深刻に受けとめなければならないというふうに思っているところです。

税の原則というのは、応能負担が原則です。負担能力、余力があるところにちゃんと税は納めてもらう。ところが、今、こうした余力のあるところに減税をしているというのが政府のやり方ですから、これをきちっと改めて、必要なところに税の負担をしてもらう。そして、無駄遣いは聖域をなくして一掃する。何より、国民の雇用や所得をふやしてこそ、安心できる暮らしというものが地域経済にも大きく寄与することになるわけですから、そういった働く、雇用のルールであるとか、非正規じゃなくて、やはり働くルールで本採用が本当だというようなルールをしっかりと国がつくっていくということも踏まえながら、国民の暮らしそのものを守るという立場に立った政治が求められているというふうに思います。この方向を追求することが、消費税増税に頼ることなく社会保障の拡充や財政再建の道を開くことになるというふうに思っております。今、本当にこの時点で必要なのは、今、国会で会期末を迎えて論戦が激しく

なっていますけれども、消費税増税を許さないという、総じて国民の大きな声が国会に届いていくような、こういう地方の声をしっかりと届ける役割というのを知事にはあるんじゃないかというふうに思っております。国民の暮らし、そして県民の暮らし、地域経済をしっかりと守る立場に立つという点で、消費税増税を許さない、そういう知事の決意を聞かせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 私のスタンスとしましては、将来的に国民の生活を守るための安定的な社会保障サービスを提供していくためには、消費税の負担というの、増税というの避けて通れない課題であるというふうに考えておるところでございます。その実施に当たりまして、今、御指摘がさまざまございましたが、経済への影響なり低所得者層への配慮、そういったところも十分勘案する中での実施というものを求めてまいりたい、そのように考えております。

○前屋敷恵美議員 期待をいたしております。ぜひ、そういう立場に立っていただけるように、御検討を引き続きお願いしたいというふうに思います。

次に、原発問題について、まず原発の再稼働問題について伺いたいと思います。

野田首相は8日の記者会見で、福井県の大飯原発3・4号機の再稼働実施の表明をされました。その理由は、国民生活を守るために夏場に限定せず大飯原発を運転する必要があるということでした。また、福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる体制は整っているということも断言されました。しかし、福島原発事故の原因究明もできていない、政府みずからがとりあえずとして決めた30項目

の安全対策の設置なども3年先という状況です。これでどうして事故を防止できると断言できるのか。私は、これこそ安全神話の最悪の形での復活だというふうに言えると思います。具体的な根拠や対策も示さずに、電力不足や電気料金値上げで日常生活や経済が混乱するというおどしの言葉だけで再稼働を迫るというのは、決して許されないというふうに思います。全国で50基の原発が今、すべてとまっておりますけれども、それは何より原発を安全に運転する保証がないからにはほかならないというふうに私は思っているところです。

そこで、宮崎県民の身近な課題である鹿児島の川内原発について、一たん事故が起きれば取り返しのつかない事態を招くのが原発事故です。深刻な放射能被害を危惧し、再稼働反対を求める県民の思いは、直接、知事にも伝わっているというふうに思いますけれども、どのように受けとめておられるか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電の安全性につきましては、福島第一原子力発電所の事故の後、その安全性に対してさまざまな御意見があり、再稼働についてもさまざまな御意見があるということは承知しているところでございます。現在、国におきまして、エネルギーに関する基本政策の検討が進められているところであります。そういう中で、原子力発電を今後どう考えていくか、しっかりとした議論が必要であろうというふうに考えておりますが、まずは国民の安全確保というものを最優先に考えていただいて、その上で国民生活や産業、環境への影響などを踏まえたさまざまな視点からの国民的議論が必要であろうというふうに考えておるところでございます。そういった検討結果を踏まえつつ、本県としては、本県なりの持続可能な

エネルギーの供給という観点からも、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○前屋敷恵美議員 宮崎県は、とりわけ自然エネルギーの宝庫ですから、その方向をしっかりと求めていくことが大事なことで——この後にもお聞きしたい点があるんですけども——お隣の鹿児島県で距離は離れているといっても、一たん事故が起これば影響はこちらにも来んです。それは否めないところなんです。ですから、県民の命と安全・安心を守るという点では人ごとでは済まされないこの問題を、しっかり知事に受けとめていただきたいと私は思います。ぜひ知事みずからが、再稼働はすべきでない、安全性が確保されていない原発の運転については再稼働すべきじゃないという立場に立っていただきたい。そして、そういった県民のすべてに責任を負う知事の立場から、3号機の建設なども含めて、九電にも再稼働をするなという点と、新たな建設は中止するというのもしっかり申し入れをすることが必要ではないかというふうに思いますけれども、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電のあり方も含めたエネルギー政策は、最終的には国が決定する事項でございますが、基本的なスタンスは、先ほど申しましたように、まずは国民生活の安全性を最優先する、そういうことを考えた中で、さまざまな視点というものを踏まえた国民的議論を行った上で方針が決定されるべきというふうに考えておるところでございます。現在、御質問のありました停止中の川内原子力発電所の再稼働や増設計画の動きにつきましては、こういった国のエネルギーに関する基本政

策、また議論の動向、さらには原子力規制関連法案の審議状況を十分に注視していく必要があるかというふうに考えておりますし、そういったものの状況を踏まえながら、本県としても関心を持っていたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、エネルギー政策は国の専権事項だというふうに知事の御答弁を受け取ったんですけれども、これだけの事故が起きたわけですから、国のエネルギー政策に頼ることなく、独自の考え方を持って独自のスタンスで安全を守るためにどうするかということが今後必要じゃないかというふうに思っているところです。今、川内原発は稼働していませんけれども、現存しているわけです。事故が一度福島で起きたわけですから、いろんな場合を想定しなければ済まされないというふうに思います。

これは前回の質問でも御提案をしたんですけれども、原発事故の危険から県民の安心・安全、健康を守るという立場では、何らかの影響が及ぶことを想定して、最低限の避難計画——どう対応するかという点で、その程度はいろいろあるでしょうけれども、その最低限のものを示すということや、どう影響が出るかというハザードマップ、これは最低限——なかなか難しいということも前回おっしゃいましたけれども、やはり努力をして、県民に安心してもらうためにも必要なものじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 今回の福島第一原子力発電所の事故に伴う影響につきましては、非常に広範囲に及ぶこととなり、現在もその状況が続いているところであります。原子力発電所での事故を想定した防災対策に関する基本的な考え方については、前回も御答弁申

し上げたところですが、現在、国において検討が進められているところでございまして、現時点で、本県独自に事故発生時の影響範囲を想定し、ハザードマップを策定することなどは、やはり困難であると考えております。県といたしましては、今後提示されます国の原子力事故への対策に関する考え方を踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 つくらないというのではなくて、つくる立場で物事を進めていくというのが非常に大事だというふうに私は思います。そういう立場に立ってこそ、いろんな資料だとか、多くの皆さんからの協力も、データも得られるんじゃないかというふうに考えますので、ぜひ御努力をいただきたいと思うところです。

それから、先ほどお話がありました自然エネルギーの開発、活用の件ですけれども、これも前回の質問で、宮崎県が率先してこの対策を進めるべきだと。ここを集中して政策を進めていく、対策を進める部署、局、室なりを立ち上げることが必要じゃないだろうか、県民に見える形で宮崎県は頑張っているということも言えるんじゃないかというふうに思うんです。そういう部署の設置の必要性を感じておりますので、ぜひ改めて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） エネルギー政策はさまざまな産業部門と関連していることから、所管する部局において、それぞれに事業を実施しているところであります。この中で、新エネルギー分野につきましては、地球温暖化対策と一体的に取り組むことが必要であることから、環境森林部で総合調整を担い、部局間で密接に連携を図りながら、効果的な施策の推進に

努めているところであります。低炭素社会の実現のためには、新エネルギーの一層の活用促進が重要でありますので、引き続き、部局間の連携を密にしながら、施策の推進を図ってまいりたいと考えております。また、各部局で実施します新エネルギー施策につきましては、県庁ホームページ等で一元的に紹介するなど、県民の皆様へわかりやすい情報提供にも努めてまいりたいと思います。

○前屋敷恵美議員 それぞれの部局での専門性を生かして部局横断的に新エネルギーの対策に取り組んでおられるということでしたけれども、そういうやり方もあろうかというふうに私は思います。しかし、それがはっきり県民に見える形で——ホームページで公表するということができたけれども、ホームページを開ける方はいいですけれども、開けない県民もたくさんいらっしゃるわけで、そういった方々についても、県がエネルギー対策をしっかりと進めているということがわかるような発信をしていただくこと、このことが重要だというふうに思いますので、ぜひ研究、御努力いただきたいというふうに思います。

続けて進みます。次は、国民健康保険の問題に移ります。

まず、国保の広域化についてお尋ねをしたいというふうに思います。国保を取り巻く現状は極めて深刻な状況が続いております。高過ぎる保険料、滞納世帯からの保険証の取り上げ、強権的な取り立てなど、後で県内の実態もお聞きをいたしますけれども、住民の暮らしと健康、命までが脅かされるというような事態が起きています。こうした中で、政府はこの4月、国保の給付財政を都道府県単位に統合する法案を国会で成立させました。既に県では、政府の指示

もあって、宮崎県国民健康保険広域化等支援方針を策定して、保険税の収納率の目標設定や、その達成状況に応じた市町村への指導を行う方向も定めております。政府はこうして国保の広域化路線を推進しようとしておりますけれども、国が進める広域化の目標や、その概要、そして県としてこの広域化をどのように受けとめているのか、さらなる国保税の引き上げや滞納制裁に自治体を駆り立てることにはならないか、危惧されておりますけれども、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 国は、低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなどの構造的問題を抱える市町村国保につきまして、財政基盤強化策や収納率向上に向けた取り組みに加え、今後のさらなる少子高齢化の進展を踏まえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、市町村国保の都道府県単位化を進めていくことが不可欠であるとしていただいております。県といたしましては、広域化だけでは市町村国保の構造的な問題の解決につながらないということから、全国知事会を通じまして、まずは構造的な問題の抜本的な解決を国に対して求めているところでございます。

ただいま議員のほうからお話ございました国保の一元化の問題については、1円化と言っておりますけれども、今、国保の30万円以上の報酬については、市町村統一して対応していただいておりますけれども、それを1円化するという法案がことしの3月に通りまして、平成27年7月1日から運用されるということになっております。そのことと、いわゆる国保の広域化ということで、国保の財源も含めた一元化なり、国保の主体を県がするとか、そういう

議論がされておりますけれども、今後とも、先ほど申し上げましたように、まずは抜本的な国保の構造的な解決を図っていただきたいということで、国等に対しては申し入れを行っているところであります。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 構造的な問題、抜本的な解決は、本当に国が責任を持って行わなければならない課題だというふうに、私も思います。今、保険料の平準化も図るんだということを言われましたけれども、平準化というと公平になるかのように聞こえるんです。保険料が県内同じ保険料になるわけですから、平準化と言え言えるんですけれども、中身は自治体によって、医療費がふえないのに保険料を引き上げなければならない自治体であるとか、そういったところは国保の財政状況が悪いところに支援をするような形になってしまうという、お互い痛み分けをしながら保険税が決まるというようなことになってしまうんです。

今、押しなべて市町村国保というのは財政状況が厳しい状況にあります。今言いましたように、住民の国保税、国保料の負担を軽減するために、一般会計からの財政繰り入れをするような努力をしておられる自治体も数多くあるわけです。しかし、この広域化は、保険料を都道府県単位で決めることによって一般会計繰り入れをしない制度にするとしています。このことは、国保料のさらなる引き上げに道を開くということになるというふうに私は思うんです。

今、抜本的な解決のためには国が責任を負うことだと言われましたけれども、本当に一番必要なことは——1984年に国保の医療費の国庫負担が引き下げられました。当時、45%から38.5%に国の負担分を減らしてきているんですが、これが大きく市町村国保財政を危機的状況に陥

れているその一番の眼目なんです。国庫負担をもとに戻させていくこと、このことがとりわけ重要だというふうに思います。これが国民皆保険を維持させていくかなめになるというふうに私は思っているところです。全国知事会もその方向で国には要求しているというふうにも聞いているんですけれども、ぜひ県からも国へ、国庫負担率をもとに戻すということは強くアプローチしていく必要があると思っているところです。

次に、今の国保の現状について伺いたいと思います。まず、国保税の滞納状況についてお示してください。そして、収納率向上策による国保税の差し押さえなども行われる状況になりましたけれども、この状況もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成23年6月1日現在でございますが、滞納世帯数は3万4,989世帯でございます。次に、差し押さえでございますが、これは22年度の差し押さえですけれども、2,319世帯に対しまして総額で約4億3,000万円の差し押さえを行っております。なお、滞納世帯に対しましては、それぞれの事情に応じ適切な対応が図られるように、市町村への助言等を行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 差し押さえですけれども、どのような基準で差し押さえに至るのか。中身は本当にそれぞれ——これまでもるる消費税の問題から話が続いているわけですけれども、本当に今、県民の皆さんの暮らしも大変な状況で、仕事も探すけれども、ないというような中で、大変な状況に追い込まれているんです。払える人が払わないという悪質な方には取り立ては当然かもわかりませんが、本当に払えないという方々については親身になって相談に

乗る、差し押さえは極力抑えていく、そういう方向が必要かと思えますけれども、どう状況のときに差し押さえという手段になるのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 差し押さえに至るまでには、保険料が納められないということがございますので、短期保険証を交付したり、1年以上経過いたしますと被保険者資格証明書等を交付するなどして、そういう証明書を交付する際に、滞納者の方と納税について相談をする機会というふうにとらえておまして、そこでまた指導するというような使い方しております。そして、さらに、1年6カ月以上滞納いたしますと、差し押さえ等の手続と申しますか、そういったところに入っていくということがございますので、市町村においても、そこはかなり慎重に、ケースによってそこは十分考えながら、最後の滞納処分に入っているというふうに理解をしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、強権的な取り立てにだけはならないように、そこは十分、市町村へも指導をしていただきたいというふうに思います。

続いて、今、部長もお話しになりましたけれども、保険証の未交付の状況、資格証明書、短期証、それから保険証が渡っていないという世帯の状況を教えてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 同じく平成23年6月1日現在でございますが、短期被保険者証を交付されている世帯数は1万7,616世帯、資格証明書を交付されている世帯数は2,792世帯あります。また、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも持っていない、いわゆる未交付世帯でございますが、本年4月に市町村への聞き取りを行ったところ、21市町

村、7,085世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 保険証がない世帯が7,000世帯からあるということなんですけれども、保険証がないために受診抑制で手おくれとなって、死亡に至ったという例も全国でも数多くありますし、宮崎県内でもあるわけです。本当に命が奪われるような状況になっているということは、私は許されないというふうに思うんです。国保というのは、憲法第25条に基づく社会保障の制度なんです。お金のない人を制度から排除するということがあってはならないというふうに思うんです。ぜひ、そういうことに至らないうちにしっかりと手当てをしていくということが必要だというふうに思います。

これは一つ例ですが、宮崎市の国保税の状況をちょっとお伝えしたいんですが、所得が200万円で4人家族で国保税は38万6,900円という状況なんです。とてもこれでは払いたくても払えないというのが現状だというふうに思うわけです。こういう実態もしっかりつかんでいただいて、安心して病院にもかかれるという状況をつくるのが、やはり行政の役割だというふうに思いますので、ぜひ努力をしていただきたい、そのように思います。

先ほど質問を飛び抜かしてしまいまして、失礼をいたしました。教育長にお伺いするのを原発のところで原稿が漏れておまして、失礼をいたしました。ここで戻らせていただいて質問いたしますが、放射線の副読本についてお伺いしたいというふうに思います。

福島原発事故の後に新しく放射線副読本がつくられて、各学校に配付をされたというふうに伺っております。内容を見てみますと、幾つかの点で問題だなというのを私は感じました。全体として、放射能はもともと自然界に存在す

るし、医療や産業で利用しているというように、放射能との共存を強調する、余り心配しなくてもいいんだよというように受け取られる表現の仕方というのが多々見られるんです。しかし、今、放射能が問題になっているのは、大地震と津波による福島第一原発事故によって放射能が深刻な形で広がっている、このことを正確に伝えていく、そしてどう対処するかということをお子供たちにしっかり教えるということが大事だというふうに思います。その点ではこの副読本の中身は、うそは書いてはいないんですけども、極めて不正確、不十分だと言わなければならないというふうに思うんです。その中身についての御見解もいただきたいんですけども、この副読本について、県としてはどのように対応されたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 副読本の配付について、県としてどのように対応したかということでしょうか。副読本については、まず、文部科学省の依頼を受けまして配付希望を調査いたしました。すべての市町村教育委員会から希望がありました。このことを受けて、国から直接、市町村教育委員会や小中学校、県立学校に送付されたものであります。この副読本の配付に当たり、本県教育委員会では、市町村教育委員会や県立学校に対して、学習指導要領における原子力やエネルギー資源に関する主な記述の例や、防災に関する記述の例を具体的に示しながら、関連のある単元等で活用していただくよう、文書で依頼したところであります。

○前屋敷恵美議員 中身についての御感想をお聞かせいただけると……。

○教育長（飛田 洋君） この副読本につきま

しては、放射線に関する基礎的な知識、放射線による人体への影響、放射線から身を守る方法、事故が起こったときの心構えなどについて、児童生徒が理解しやすいように、写真や図を用いながら、わかりやすく説明や解説がなされております。県教育委員会といたしましては、児童生徒が放射線について学習する教材の一つとして有効なものだと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほど私も言いましたように、中身については非常に不正確な部分が多々あるというふうに感じました。放射線被害や福島原発事故などについて正しく記載したものに加筆修正をすることが必要じゃないかというふうに私は思っています。放射線は最も身近にあるもので安全だというような記述になると、その点では誤った認識を持つことになりかねないというふうに思うからです。正確さを期すという点では検討することが必要だというふうに考えますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

最後に、「子ども・子育て新システム」について伺います。

「子ども・子育て新システム」は、子供と子育てに関する施策全般にわたる大がかりな制度の改変です。中でも一番の問題は、市町村の保育の実施責任をなくしてしまうということです。これは児童福祉法第24条をなくしてしまうことに相当するということになるんですけども、現行の保育制度では、憲法の理念や児童福祉法に基づいて市町村に保育の実施責任があるというふうに規定されているんですけども、実施責任がなくなるということになるわけです。保育の利用は、保護者とサービス提供者（園）との直接契約になります。市町村は保育の必要度を認定するにとどまるということに

なって、就労時間に応じて、長時間利用か短時間利用かなどの利用可能な区分を決定することになってしまいます。そして、子供たちの保育の状態はどうかというと、子供たちの生活のリズムに合わせた保育時間が、今は開園から閉園まで保障されているんですけれども、認定した時間だけしか保育されないという点で、子供たちにとっても非常に不安定な保育にならざるを得ないということです。問題としては、新システムは現行の制度とどう違うというふうに認識しておられるのか、また公的責任の後退、保育所最低基準の緩和、株式会社の参入などについての問題点が今、出ておりますけれども、この辺についての県の認識を聞かせていただきたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 「子ども・子育て新システム」につきましては、平成24年3月に新システム3法案が国会に提出されまして、現在、国会において審議中でございます。その中で新たな制度といたしまして、おっしゃいました総合こども園の創設、国の給付の一元化、こども園給付を受けるための市町村による指定制、一定の要件を満たした株式会社やNPO法人を含めた多様な事業主体の参入、保護者と施設の直接契約制度などの内容が盛り込まれているところでございます。

市町村の公的責任について御質問がございましたけれども、新システムの導入に伴いまして改正される児童福祉法第24条において、「市町村は保育を必要とするすべての子どもに対して保育を確保する措置を講じること」とされておりまして、市町村の一定の関与は継続されま

す。それから、株式会社の参入でございますけれども、新システムでは、質の確保のための客観

的な基準を満たすことを参入要件としており、その運営につきましては、行政の定期的なチェックなどにより、継続的な保育の質の担保を図っていくものと、国において示されているところでございます。

○前屋敷恵美議員 この制度は、市町村の、また国の公的責任を後退させることと同時に、保育を産業のもうけの道具の一つにするということにほかならないというふうに思うんです。これでは、健全な子供たち、健やかな子供たちを育てていくということにはほど遠くなるわけですから、ぜひ関連法案を廃案にすべきだと私は思います。最後に、「子ども・子育て新システム」の法案についての知事の御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、さまざまな論点が指摘されたところでございますが、そういったところを踏まえて、しっかりと議論をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 押しなべて、県民の暮らしも子供たちの育ちも大変な状況にありますので、そういった県民の状況をしっかりと踏まえていただいて、県政運営にしっかり当たっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時40分散会

6月14日（木）

平成 24 年 6 月 14 日 (木 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (38 名)

| | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新 み や ざ き) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自 由 民 主 党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新 み や ざ き) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (自 由 民 主 党) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

欠席議員 (1 名)

| | | |
|------|-------|---------------|
| 19 番 | 星 原 透 | (自 由 民 主 党) |
|------|-------|---------------|

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。3月にこの議場でスイートピーの花言葉「旅立ち」を申し上げましたが、時の移ろいは早く、6月、アジサイの花真っ盛りでございます。アジサイの花言葉は「移り気、浮気、変節」であります。ほかにたくさんあります。「辛抱強い愛情、元気な女性、あなたは美しいが冷淡だ」などあります。ただいま申し上げたアジサイの花言葉は今の世相をあらわしているような気がいたしますが、私は辛抱強い愛情を持って、日南を元気に、宮崎を元気に頑張っております。

早速始めてまいります。ドクターヘリの運用が4月18日より開始されました。中山間地域を多く抱える本県にとって、命の格差を埋めるものと期待されます。本年度中には県立延岡病院において、ヘリポートを完備した救命救急センターが完成いたします。今後、このような救命救急センターが、県南地域を初め7つの2次医療圏に整備されていくことが強く望まれるところであります。しかし、ドクターヘリが運航開始されても不安は残ります。日没以降の夜間帯や悪天候時にドクターヘリは運航できません。だからこそ2次医療圏ごとの救急医療体制の充実・機能強化が急がれるところでございます。そこで知事にお尋ねします。過日、県医療

審議会が開催され、本県の医療計画の見直しの作業がスタートしました。この医療計画の主な見直しの特徴、ポイントとなるのは何か。また、国の策定指針に沿って医療計画が策定される場合、本県の2次医療圏はどう再編されるのか伺います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、医療計画見直しのポイントについてあります。各県の医療計画は、医療法に基づきまして国が定める基本方針に即して定めることとされておりまして、その基本方針がことし3月に国から通知されたところでありまして、その主な内容は、2次医療圏の設定に関して見直しの検討を行う基準が明示されたこと、在宅医療や精神疾患に係る医療体制を充実・強化するものとされたこと、また、東日本大震災を踏まえ災害時における医療体制を見直すものとされたことなどでありまして、県といたしましては、これらの方針に即しつつ、地域の実情を十分に踏まえ、検討を進めることとしております。

次に、2次医療圏についてであります。2次医療圏は、入院に係る医療を提供する一体の区域としまして設定するもので、現行の計画では7つの医療圏を設定しております。今回の国の基本方針によりますと、「既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること」とされておりまして、「特に、人口規模が20万人未満であり、且つ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出院患者割合が20%以上となっている医療圏について

は、設定見直しの検討が必要」とされたところ
であります。本県の場合、この基準に照らしま
すと、西都児湯医療圏がその基準に該当いたし
ますが、国の指針では、2次医療圏の見直し検
討に際しましては、地域の実情を考慮すること
が必要とされておりますので、関係市町村及び
関係団体の意見も十分踏まえながら、慎重に検
討してまいりたいと考えております。以上であ
ります。〔降壇〕

○高橋 透議員 ありがとうございます。

実は私の地元で会合がありまして、そのとき
にドクターヘリの話をして、「夜間と悪天
候時は飛ばないんですわ」と言いましたら、
がっかりされてましてですね。だからこそ、2次
医療圏がしっかり県南地域で保たれることと、
県立日南病院の充実・機能強化を申し上げて、
理解を求めたところでありました。そこでお尋
ねしますが、医療計画の策定スケジュールがあ
ると思うんです。最後に2月の議会で議決する
んでしょうけど、実質的に協議をまとめる時期
はいつごろなのか、担当部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 医療計画につ
きましては、ただいま知事が申し上げましたと
おり、3月末に示された国の基本方針、作成指
針に従いまして、現在、現状分析等の作業を
行っているところでございます。医療計画の改
定に当たりましては、関係団体や市町村など多
くの方の意見を伺い、地域の実情を踏まえて策
定することとしておりまして、ことし11月の医
療審議会において、県としての策定方針を盛り
込んだ計画素案についての御意見を伺う予定と
しているところでございます。

○高橋 透議員 知事の答弁の中で、国の策定
方針に沿えば西都児湯が患者の流出率が20%を
超えているということで、ひょっとしたら再編

されるのかなということでありました。その要
因といたしますか原因——西都児湯の患者が、恐
らく宮崎市郡だと思うんですが、そこに流れて
いる原因についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 西都児湯医療
圏の患者流出の原因についてでございますが、
比較的医療機関が充実しております宮崎東諸県
医療圏に隣接をしているということ、それか
ら、西都児湯医療圏には地域医療支援病院など
の「かかりつけ医」を支援する基幹病院が少な
いことなどが推察されるところでございますけ
れども、詳細につきましては今後、分析・検討
を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 本県は中山間地を多く抱えて
おります。高速道は、いよいよ開通のめどが
立ったと言われておりますが、まだ南のほうでは
開通のめどは立っていませんし、道路網が比較
的不十分だと私は思っております。したがいま
して、知事が総合計画で掲げています「未来み
やざき創造プラン」ですが、ここに次のように
あります、「いつでも、どこでも必要な医療
サービスが受けられる社会」、こういったこと
が今回の医療計画でも位置づけられるというふ
うに思います。知事、どうでしょうか、厚生労
働省が示す指針どおりにはならないと思いた
すが、見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 総合計画の中で今のよ
うな方針を掲げて、その具体的な推進方策とし
て医療計画を定める、そのように考えておりま
す。したがいまして、今御指摘のとおり、中山
間地が多く、過疎化や高齢化、交通アクセスの
課題などを抱えている本県としましては、医療
計画の見直しにおきましては、そうした地域
の実情というのも十分考慮する必要があるもの
と考えております。このため、市町村や関係団体

の皆様のお意見もしっかりお聞きするなど、地域の実情を十分踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 知事のお気持ちはよくわかりましたが、何せ医療資源が限られているものですから、宮崎県全体を見る立場にある方々からすると、この前の第1回の審議会の意見が新聞でも出ていましたが、この際4つにまとめたらどうかという意見もあったようなんです。どうか、市町村あるいは各医師会、いろんな方面の意見を聞いていただいて、今、知事がおっしゃった、地域の実情をしっかりと考慮する、こういうことで、繰り返しますが、「いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる社会」に即した医療計画になるよう要望しておきたいと思っております。

次に、自殺対策行動計画の見直しについての考え方をお尋ねしてまいります。

自殺者数、自殺率ともに最悪であった平成19年以降、総ぐるみで対策をしていただいたこともあって、年々その数、率ともに減少してきました。着実にその目標に近づいていると、さきの議会でも答弁があったわけですが、平成23年は、残念ながら前年の22年と比較してやや増加をしております。このことについてはどのように分析をされているのか、担当部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の自殺者の状況でございますけれども、厚生労働省の統計では、平成19年の自殺者数394人、人口10万人当たりの自殺死亡率34.6をピークに3年連続で減少いたしまして、平成22年には自殺者数307人、自殺死亡率27.1まで減少しておりました。今お話がございましたとおり、平成23年は、自殺者数が312人、自殺死亡率27.7と、4年ぶりに

上昇に転じたところでございます。自殺者数は15年連続で300人を超えており、また、平成23年の自殺死亡率は全国で3番目に高くなるなど、極めて厳しい状況であると認識をいたしております。

なお、増加の要因でありますけれども、現時点で詳しいデータが示されていないということもございしますが、自殺は健康問題や経済問題などさまざまな要因が複雑に関係して起こると言われておまして、その要因を絞り込むことは難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

○高橋 透議員 ここで私は、資料を見て気がついたんです。自殺率ワースト県というのは東北に集中しているわけですが、どこも一生懸命対策をしているんです。ワースト5を見ますと、どこも率は減らしているんです。宮崎だけが前年度27.1から27.7に、自殺率が高くなっているんですね。そのことを真剣に受けとめて、今後の対策に取り組まなければならないというふうに思っております。

そこで、計画数値の立て方なんですけれども、平成21年2月に策定された自殺対策行動計画に、平成24年における自殺者数を300人以下にするということで計画目標があります。私は、以前も申し上げましたが、自殺者数に具体的な人の数を数値目標として掲げるのはいかがなものかということで。今回も質問いたしますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 自殺対策行動計画、これは民間団体等から成ります自殺対策推進協議会と共同で策定をしたものでありますが、今御指摘の趣旨というのは本当によくわかるという思いがいたしております。この数値目標というのは、国の自殺総合対策大綱を参考に、県民一

人一人に、自殺者を1人でも多く減らしたいという思いを共有してもらうために、指標として掲げたものでありますが、そういった数字を掲げることの問題点、そこも十分わかるものでございます。行動計画の改定に当たりましては、今後、市町村や関係団体等の意見をお伺いし、よりきめ細かく地域の実情に合った計画とすることを基本にしまして、数値目標につきましても、そのあり方等も含めて検討してまいりたいと考えております。何よりも大事なものは、1人でも多くのとうとい命を救っていくということで、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 そうなんです。1人でも多くの命を救っていく、今の知事の言葉に私は要約されると思うんですが、具体的な数字は一方で持っておいていいと思うんです。結果として数字が出た、そのことを前年度の数字と比較をする、悪ければその対策を検証して講じる、そのことは必要だと思っています。行動計画を県民に示すわけですから、今の行動計画にある300人以下にするという明示は、スタートラインから敗北宣言に私には聞こえるんです。ぜひ、今、知事がおっしゃいました、1人でも多くの命を救う、自殺ゼロを目指すという決意を明示していただいた、新たな自殺対策行動計画になるようお願いしておきます。

私、漏らしておりました。土持部長、このスケジュールはどうなるのか、まだ明らかになっていないと思うんですが、教えてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 新しい自殺対策行動計画でございますけれども、現計画が今年度まででございますので、新たに策定する必要がございます。ただ、その前提といたしまして、国が改定する予定の自殺総合対策大綱を踏

まえる必要がございます。これが少しおくれているようでございます。その国の大綱を踏まえまして、市町村、関係団体と意見交換を行いながら、民間団体等で構成いたします宮崎県自殺対策推進協議会等において御審議をいただき、年内には計画の骨子・原案を作成いたしまして、今年度中に行動計画の改定を行いたいと考えているところでございます。

○高橋 透議員 わかりました。

次に、森林法改正に伴う森林経営計画についてお尋ねをしております。

先日、森林組合から私あてに文書が届きまして、所有する山林について、団地ごとに森林経営計画の作成をして、認定を受けた計画団地内でなければ森林施業に係るさまざまな補助金を受けられませんよという内容でありましたが、その説明会の案内でした。この計画をつくる側からすると、非常に煩雑であると思います。特に私の所属する南那珂森林組合は、1人当たりの森林面積が小さいらしいんです。だから筆数が物すごく多くて、その作業に非常な手間暇がかかるというふうに聞いております。森林経営計画の内容とその導入に伴う課題について、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 森林経営計画制度は、10年後の木材自給率50%以上を目指す森林・林業再生プランに基づきまして、平成24年度から導入される制度でございまして、森林所有者やその委託を受けた森林組合等が5年間の伐採等の経営計画を作成するものであります。この制度の目的は、施業のコスト低減や間伐材の有効利用を図ることであり、策定に当たっては、森林施業の集約化ができる区域とすること、作業路網の整備や一定面積以上の間伐を盛り込むことなどが必要となっております。

制度が開始されて間もないことや、計画の区域内には多くの森林所有者が関係するケースが多いことから、その周知や合意形成が大きな課題であると認識しております。このため県といたしましては、今後とも、説明会の開催などにより制度の周知を図りますとともに、森林組合等が行う計画作成に必要な調査や合意形成活動に対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今聞いただけではよく理解できないんですが、私はじかにレクチャーいただきましたので、少しは理解しました。要は、点在していた森林の整備を、大きく団地化して効率化を図るということなんでしょうけど。私がここで御意見申し上げたいのは、10年後に木材自給率50%というのがあるじゃないですか、森林・林業再生プラン。この対策としての大幅なコスト削減だと思んですが、ここにはすごく力を入れてやっていらっしゃる一方で、きのうも質問があつて、びっくりしました。5月には1立米当たりが7,600円ですか、史上最悪らしいじゃないですか。そういう意味では、山元に利益が還元されるという施策をいま一度検討していかれるべきではないかなということ、ここでは申し上げておきたいと思えます。

次に移ります。水産業の現状についてお尋ねをしていきます。

現在は少し落ち着いたといっても、まだ高いというふうに私たちは考えているわけですが、燃油が非常に高騰しております。ことしは近海カツオも不漁だったというふうに聞きます。とれても小さいんですよ。だから値段も安い。一連のそういう影響もあつて、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいと思うんですが、最近の経営状況について、農政水産部長にお尋ねいたしま

す。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県の水産業は、漁獲量の減少や魚価の低迷により収入が減少する一方、燃油価格の高騰などによりまして支出が増大し、収益性が低下しております。特に、年間1,000キロリットル程度の燃油を必要とするカツオ一本釣り漁業におきましては、平成16年の燃油価格高騰前と比べて1経営体当たりで約4,500万円の燃油経費増となり、赤字の経営体が増加してきております。

○高橋 透議員 びっくりいたしました。そこで、いろんな対策を打って県も頑張ってもらっているわけですが、24年度の新規事業で漁業経営対策の施策を打ち出されまして、まだ期間は短いんですが、その事業効果がもうあらわれてきているというふうに聞いたものですから、その状況について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 国では平成22年度に燃油高騰対策として、国と漁業者が一定額を積み立てる漁業経営セーフティーネット構築事業を創設いたしました。しかしながら、本事業は漁業者に一定の負担を求めるものであり、厳しい経営状況の中、本県の加入が低調であったため、県では今年度、漁業者負担分について県信用漁業協同組合連合会が行う無利子貸し付けの原資となる漁業経営安定対策資金を予算化したところであります。その結果、今年度の本県漁業者の加入状況は、経営体数ベースでの加入率では平成23年度の8%から36%に増加し、また、これを消費燃油量のベースで見ますと、平成23年度の65%から96%まで増加いたしました。このように、当資金の活用により、本県漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入率が大幅に向上してございまして、燃

油高騰時の影響緩和が図られるものと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。着実に事業効果があらわれているようですから、今後ともいろんな対策を講じていただきたいと思います。

長期計画に「儲かる水産業」ということを打ち出していらっしゃいます。操業コストの削減とか魚価の向上など収益性を高める取り組みを進めるということなんでしょうが、先ほどの林業もしかりです。コスト削減をかなり強く訴えておられる割にはもうからないというのが現実であって、水産業も具体的に、新規事業をふやすとか——つまり予算をつけるということなんです。そういったことの手厚い支援を今後考えられるのか、知事に答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 「儲かる水産業」は、大変重要な課題でありまして、昨年6月に水産業・漁村振興長期計画を定め、さらにそれを具体化しました「儲かる水産業実現アクションプラン」を掲げておりまして、コスト削減、魚価向上の両面から取り組みを進めておるところでございます。具体的には、例えばコスト削減対策につきましては、カツオ一本釣り漁業において、燃油大量消費型の大型漁船から省エネ型の中型漁船への転換などを推進しまして、収支バランスを考慮した合理的な生産体制づくりを目指しておるところであります。また、魚価向上対策としましては、水産物流通のかなめとなる卸売市場の統合などによります市場機能の強化でありますとか、漁業者による直接販売や産地加工体制づくり、水産物輸出などの6次産業化を支援しているところでもあります。今後とも、漁業者、関係団体とも連携をして、「儲かる水産業」に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○高橋 透議員 よろしくお願ひいたします。

次に移ります。東九州自動車道の早期開通についてお尋ねしていきます。

東九州自動車道は見通しがついたという御発言もあるようですが、残念ながら、先ほども言いましたように、清武以南は開通年度がまだ示されておりません。南は夕暮れであります。2月議会でお尋ねしたばかりですけれども、清武一日南間の開通見通しについて伺います。24年度それなりの予算をつけていただいて、大変感謝をしているわけですが、濱田県土整備部長は本会議初答弁ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

○県土整備部長（濱田良和君） 東九州自動車道の清武南一日南間につきましては、先月国から通知されました事業計画の中で、「着手後おおむね10年程度を目指すものの、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定」となっておりまして、いまだ供用予定時期が示されておりません。また、この区間におきましては、トンネルの補助工法や大規模な地すべり対策による大幅な事業費の増額が見込まれております。このため県といたしましては、早期整備に向けた十分な予算確保につきまして、国に対し、地元自治体や経済団体等と連携しながら強く訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 なかなか具体的な年数というのが——私、見ていなかったものですから、今、10年ということを初めて聞きまして、10年が確定ではないんでしょうけれども、それでも非常に長いなと感じました。

それともう一点、東九州自動車道で唯一残されておりました未事業区間、日南一志布志間がありますが、今回、計画段階評価を進めるため

の調査を行う箇所づけがなされました。今後の事業化に向けての第一歩だということで喜んでいるところでありますけれども、今後どのように進められていくのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 日南一志布志間につきましては、今年度の国の予算内示にあわせ、新たに概略ルートや構造の検討を行う調査箇所として内示されたところでありまして、今年度中に計画段階評価に着手すると聞いております。計画段階評価実施後につきましては、都市計画決定の手续や環境影響評価を実施し、さらに費用対効果の検証等の新規事業採択時評価を経まして新規事業化される、そういった流れになっております。

○高橋 透議員 高速道路をつくるということで国がしっかり方針を出したわけだから、しっかり国は約束を守れと言う方も中にはいらっしゃいますが、私は地元として、命の道、必要な道をしっかりとつくるんだという根拠を示した上で、私たち地元でも汗をかいてまいりたいと思うんです。ここで、知事の御決意を改めてお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 日南一志布志間が計画段階評価に着手ということで、事業化に向けて大きな一歩を踏み出すことができたのではないかと期待をしておるところであります。先日、総合防災訓練のときに、第1会場である都城市から第2会場である油津港まで、自衛隊のヘリで外山議長と一緒に移動させていただいたんですが、一度志布志まで南下しまして、それからずっと沿岸沿いに上がってまいりました。そのときに、沿岸が随分侵食をされている、場合によっては崩落をしている現状を見るにつけ、高速道路を初めとするインフラ整備の必要性とい

うのを改めて強く感じたところであります。私としましては、今後とも、供用予定年度の示されていない清武南一志布志間の一日でも早い完成と、未事業化区間であります日南一志布志間の早期事業化に向け、あらゆる機会をとらえまして、これまでも増して国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

先日は、私が行けなかったものですから、副知事のほうに、国交省にいろんな要望活動してもらったところでもあります。また、この8月3日には、関係の4県1市が集います東九州自動車道建設促進地方大会が本県において開催されるということでございますので、この中で早期整備の必要性というのを強くアピールしてまいりたいと考えております。県議会におきましても、引き続き御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋 透議員 ありがとうございます。これまでも増して力強い働きかけをしていくという御決意をいただきました。知事もおっしゃったように、防災としても非常に重要な役割があるわけですから、宮崎以北は、延岡まで2年、北九州まで4年以内には開通ということですから、清武以南、何回も言いますけど、とにかく一日でも早い開通をお願いしたいと思います。

次に、日南農林高校の跡地利用についてお伺いをしてまいります。

日南農林高校が廃校となって2年目を迎えているわけですが、あそこにJR南郷駅があります。乗降客がめっきり減りました。当然ですよ、今まで農林高校の生徒が乗りおりしていた駅ですから。しかも合併をした関係で、旧南郷町役場の職員は3分の1以下になったと聞いております。だから、南郷町役場、駅周辺のお店がどんどん閉まりつつあるんです。そういうこ

とで、申しわけないですが、農林高校があそこからなくなったということと役場の職員の数というのは、町の衰退に拍車をかけたんじゃないかと私は思っております。そこで、地元の方は、「農林高校跡地の産業振興につながる活用はできないのか」ということをよくおっしゃっていますが、跡地利用について現状はどうなっているのか。また、地元からどのような要望が上がっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 平成23年3月に閉校いたしました日南農林高校の跡地につきましては、平成22年7月の公有財産調整委員会において、県としての利活用はせず、処分の方針を決定したところであります。そこで、地元日南市に活用の意向を照会しましたところ、「現段階では買い受けを希望しないが、引き続き、利活用の方策について協議をさせていただきたい」旨の回答を、平成22年8月にいただいております。このため、教育委員会といたしましては、日南市の検討状況を注視しているところでございます。（「地元からの要望はないですか」と呼ぶ者あり）

先ほど申し上げましたとおり、日南市に活用の意向を照会いたしましたところ、「現段階では買い受けを希望しないが、引き続き、利活用の方策について協議をさせていただきたい」というようなことを聞いております。以上でございます。

○高橋 透議員 私が聞いている範囲では、県有施設として活用してほしいというのが地元の要望だと、これは行政も含めておっしゃっていると思うんです。私は地元の要望をどこまで吸い上げていらっしゃるのか聞きたかったんですが、答弁いただけませんでした。

今後の活用の検討材料として、農林高校が再編されるときにもこの議場で申し上げましたが、中途退学者の方々の農業体験とか実践の場として教育関連施設に活用できたらなと思っております。そんな活用を図っていくことが望ましいと考えているんですが、教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 日南農林高校の跡地については、先ほど申し上げましたように活用しないという方針ではありますが、中途退学者の受け入れについては、現在、例えば定時制・通信制高校などに大きな役割を果たしていただいております。それに加えて、先ごろ作成いたしました宮崎県立高等学校教育整備計画においては、再入学や転入学のできるだけの弾力化を図りたい、またそういう情報を発信していきたいというふうなことをやっておりますので、そういう意味で、中途退学者等の対応についても慎重に丁寧に対応していきたいと考えております。

○高橋 透議員 農林高校の跡地利用、北の延岡西高校も統廃合で跡地利用をいろいろと議論されましたが、あそこはとんとん拍子にいったような気がするんです。県北の県議会議員からも、いろいろ質問もございました。南郷にある跡地利用——私の受けとめ方ですけれども、正直言って、前向きに考えていらっしゃるかどうか非常に疑問もあるわけで、やっぱり、県有施設で何とか、私が言った教育関連施設じゃなくても、いろいろな活用方策はないのかというのが地元の声だというふうに聞いております。教育委員会レベルでは非常に難しいと思うので、ぜひ知事部局も、県庁一体となって方向性を見出させていただきたいと思っております。

次に移ります。教育問題について一連のお尋

ねをしていきます。推薦制入試の関係ですけれども、高等学校教育整備計画ができました。ここに推薦入試についての学力検査導入の検討が盛り込まれております。高等学校の推薦入学試験についてのこの間の評価について、まずはお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 選抜制度は、特色ある高等学校づくりを進めること、あらゆる角度から生徒の適性や能力を見ること、中学校の教育指導全般を充実させること、中学校・高等学校相互の一層の連携を図ることなどをねらいとして昭和61年度から導入し、その後、改善を図りながら実施してまいりました。毎年実施いたしております中学校、高等学校へのアンケート等によりますと、推薦入試制度については、生徒のよさを多面的に判断できるものとして評価されております。また、「高い目的意識を持った推薦入試合格者が、入学後、学業や諸活動において個性を発揮しながら意欲的に活躍している」との報告が寄せられるなど、推薦入試制度は、おおむねその目的を果たしてきているのではないかと考えております。

○高橋 透議員 おおむねの評価をされているようであります。新聞でも御意見を見たわけですけれども、職業系高校であれば、学力面以外の要因にも目を向ける必要があると思うんですが、普通科系においては、学力検査を導入することで推薦制は意味がなくなったんじゃないかと思うので、今後検討されるのであれば、普通科高校における推薦入試はしないということにならないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 教育基本法の第1条に、教育の目的として「教育は人格の完成を目指す」と示されております。普通科高校においても、勉学はもとより文化や芸術、スポーツ活

動等において、さまざまな個性を持った生徒が身近にいて切磋琢磨し合うことで、みずから高めながら豊かな人間性をはぐくむことは、極めて大切なことであります。推薦入試制度は、芸術やスポーツ活動にも秀でた意欲的な生徒を評価できる制度であり、人格の完成を目指す教育の視点などから、普通科においても意義あるものと考えております。一方、この制度につきましても、平成22年度末に宮崎県学校教育改革推進協議会から、現行の推薦入試制度のねらいは維持しながら、そのあり方について検討するよう提言がございました。その提言を受け、平成24年3月に策定しました宮崎県立高等学校教育整備計画では、普通科も含めまして、推薦入試への学力検査の導入や募集定員の割合の変更について検討するとしたところであり、現在、その検討を進めているところであります。

○高橋 透議員 普通科においても意義があるんだという御説明だったと思うんですが、いろいろと今後、各方面からの意見も十分聞いていただいて、改めるところは改めるということでまた方針を立てていただけたらというふうに思っています。

引き続きであります。教育格差対策についてお尋ねしてまいります。高校では生徒数が減少してしまっていて、それに伴って定員を見直したり、再編統合して調整を行ってこられたと思うんですけれども、それでも定員割れしていますよね。そういう実態をどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県立高校においては、平成20年度入試から24年度入試までの5年間に280名の募集定員減を行っております。しかし、今お話がありましたように、それでも定員が割れていることにつきましても、まず、学校

の魅力がどうかということが一番ですが、近年、公立、私立合わせた県全体の募集定員が進学予定者数をかなり上回っており、募集定員そのものが定員割れとなるような構造になっていることが主な要因であると考えております。これまで、県立高校の定員の見直しや統廃合を行う際には、県全体、各地区ごとの高等学校進学予定者数のデータをもとに、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に配慮しながら検討してまいりましたが、今後、さらに魅力ある学校づくりを進めながら、適正な募集定員の策定に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。進学予定者数よりも定員が上回っているんですね。ただ、募集の状況がいつも出ますよね。あれを見ると、定員割れをする学校というのは決まっているような気がしまして、定着をしているというか、特に普通科で定着しつつあるんじゃないかなと思っております。一方で、特定の進学校に生徒が偏る傾向が出ていないかどうかということなんです。その背景にはいろいろとあると思うんです。まず、宮崎市内で言うと、合同選抜を廃止しました。そして、最近では普通科通学区域の撤廃でしょう。きのうも質問があったようですが、このことが後押ししたんじゃないかなというふうに思っています。教育長の見解を求めます。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましては、平成15年度の高校入試から合同選抜制度を廃止し、平成20年度の高校入試から普通科の通学区域を撤廃いたしました。これらの制度変更の大きなねらいは、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにすることと、特色ある学校づくりを推進し、学校を活性化すること

であります。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が高まり、生徒は、各高等学校の特色も十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択しているものと考えております。なお、昨年度の一般入試倍率において、普通科で最も高かった学校の倍率でも1.22倍であり、特定の地域や学校への生徒の集中は見られない状況にありまして、通学区域撤廃のねらいは、おおむね達成されているものと考えております。

○高橋 透議員 きのも具体的に数字を、普通科進学者3,159名中、通学区域外の通学者190名、6%ということで、自信を持って答弁されたようですが、私は中身だと思うんです。されど190名が通学区域から違う区域に行っている。そして190名、6%という中身が、すごくレベルの高い子たちが集中してきているんじゃないかな。これはまだ私も分析していません。そこら辺の中身も十分、今後分析してほしいし、過去の数字からしてどうなのかということも分析してほしいと思っています。それと、今おっしゃった1.22——だからいいわということで私には聞こえましたが、これもやっぱり、ふるい落とされるじゃないですか、中学の進路相談で。「君はここは無理だよ。だから次に行きなさい」とか、そういう調整があるんです。結果、だから1.22でとまっていると思うんです。

実は、目の前に大宮高校があっても行けない子がいるらしいじゃないですか。もともと行けるレベルにあったらしいんだけど、先ほどから言っています、いろんな条件を撤廃しました、だから、宮崎市内から当然優秀な子たちが大宮高校に行っちゃう、あるいは宮崎西高に行っ

ちやうかもしれない。そして、県内から集まっているんです。だから、今までだったら行けたのに、結果あきらめて、先生が、「もう君はちょっと無理だから、ちょっと落としなさいよ」というふうに、多分言っていると思うんです。だから、目の前に大宮高校があるのに行けないんです。そういう実態がある。それと高鍋高校とか妻高校、ここも今、定員割れですよ。以前は、児湯、西都内からは妻、高鍋でとまっていたらしいんだけど、そこを通過しちゃって宮崎に来ている。そういうこともどう分析されているのかなというふうに思っています。これは県南地域でもしかりですから、その辺の見解を教育長に求めたいと思っています。

○教育長（飛田 洋君） 合同選抜が実施されておりました時代に、議員がおっしゃったのと逆の現象がありまして、ある学校の前に住む生徒がほかの学校に行かざるを得ないという状況もありました。いろんな制度について検討をずっと継続していくことは大切であると思っております。毎年見直しをいろんな視点でやっておるところですが、例えば、今御指摘のあった大宮と宮崎西の倍率は1倍程度であります。もう一つは、高校は義務教育と違って学力検査を受験し、合格し入学するという制度になっております。生徒がしっかり学習し学力をきちんとつけ努力する構造を大切にしていくこと、また、基本となるような受験する機会を平等に与えることも、一方では大切であると考えておるところです。

それから、高校入試の地区外への動向につきましては、そういうことを含めながら、また私立高校や県立高校の専門学科への動きも含めて考察すべきものであると考えております。以上

であります。

○高橋 透議員 私は、飛田教育長の言われている——普通科の通学区域を撤廃するときにもいろいろと議論させていただきましたから、行きたい学校に行かせる、そういう選択肢をつぶしちゃいけないということは再三聞きました。でも、その一方で、行きたかったのに行けない学校——目の前に大宮高校があるのに、そういうレベルで来たのに行けない。じゃ、努力が足りなかったんだよということでその子を責められるのかということも、私はなかなか理解できないところがあるんです。今、とにかく自由だと、何でも規制を取っ払って自由にしなさいという風潮がありますよね。いろんな経済の中でも教育の中でも、今こういうふうに来ている。私はこれでいいのかなということを訴えたいんです。自由にもほどがあるんじゃないかということ非常に危惧しているわけで、医療と同じように高校教育までは地域完結型、ここで教育というのはつくり上げてほしいなと思っています。それでいて、郷土愛をはぐくめとか、郷土を愛する心ということを使うじゃないですか、書き物にするじゃないですか。実態は、そこで学ばないですよ。住んではいても、ただ学校との往復でしょう。地域でのかかわりというのは薄まっていくと思うんです。そういうところの視点も非常に大事にしてほしいなと思っています。

次に移りますが、スーパーティーチャーというのがありますね。私は、初めてこの制度を聞いたときに、何ですかというふうに思ったんです。私は、先生というのはみんなスーパーだと思っていました。小学校のころから。先生は神様だと思っていました。先生が大便秘するなんて思っていませんでした、本当に。それくらい先

生というのは尊敬していました。このスーパーティーチャーの導入目的、その位置づけについてお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 議員がおっしゃったとおり、1万人の教職員すべてがスーパーティーチャーであってほしいという願いは、私も持っております。スーパーティーチャー制度は、平成18年度から実施しております本県独自の制度であり、ほかの教師の模範となるようなすぐれた教育実践を行っているスーパーティーチャーの授業公開や研修会を通して、本県教職員の全体的な指導力の向上を図るものであります。昨年度のスーパーティーチャーの活動といたしましては、県内の教職員を対象として、授業公開を43回、研修会を45回、授業等の指導に係る相談等を205回実施したところでございます。

○高橋 透議員 スーパーティーチャーの人数が限られていますよね。私、資料を求めましたら、18名が小中高、県立学校ですか、いろいろと配置されているようですが、どんな配置基準があって配置されているのか。あるいは、こういったのは異動というのが当然あると思うんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましては、平成21年度に指導教諭の職を新たに導入したことに伴い、指導力の高い教師を指導教諭に任用し、その中からさらに、授業力や実績のすぐれた者をスーパーティーチャーとして委嘱いたしております。平成24年度は、指導教諭40人の中から、先ほどお話にありましたように18名をスーパーティーチャーとして委嘱しており、学校種や教科、あるいは生徒指導、特別支援学校等の領域を考慮しまして、県内各地に配置しているところであります。今後も、指導力向上

のリーダーとなるすぐれた教師を積極的に育成するとともに、指導教諭やスーパーティーチャーについては、県内の地域バランスも踏まえた配置に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 5月だったと思うんですけども、MRTをたまたま見ていましたら、「みらい・みやぎき・まなび隊」という番組があるみたいですね。そこでたまたま、宮崎西中1年生の英語の授業で、その人はスーパーティーチャーだったらしく、英語で授業しているんです。まだ5月ですよ。酒谷あたりは「This is a pen」から入るがなと思ってですね。子供たちを見て授業をされているのかなと思って、非常に私は、一方で疑問を感じたんです。高度な授業を行うテクニックというのは否定しません。私は、まず45分間、生徒を授業に引きつける話術だとか、あるいは先生にももちろん個性があるわけですから、その個性を生かした授業テクニック、こういうところをしっかりと伸ばす研修も大事じゃないかなと思っていますが、その辺の見解をお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） おっしゃるとおりだと共感しながら聞かせていただいたんですが、例えて言うなら、授業をする教師というのは、ひとり劇団であると思うんです。魅力ある脚本家であり、引きつける道具を準備するスタッフであり、わくわく感をつくり出す演出家であり、そして何より目の前にいる子供たちを引きつける役者でないといけません。そういう教師をスーパーティーチャーに任用したいと考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 飛田教育長のお気持ちは十分わかります。ただ、私が心配しているところとか、下位の水準にある学習がおくれがちな

子供たち、そういうところの手だては確かに施策としてあります。でも、上のほうを伸ばす学力向上に余りにも力を入れ過ぎて、下のほうを引き上げる教育の対策はどこまでやられているのかということで非常に疑問があるものですから、きめ細かな対策をとられているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 生徒にとって学力が人生のハンディキャップにならないようにするということが大切だと思っております。学習のおくれがちな生徒に再度自信を持たせ学びの意欲を高めさせることは、非常に大切であると考えているところであります。このようなことから、各学校においては、生徒の実態に応じて、中学校の内容について高校の1年生でもう一回学び直しをやる、あるいは生徒の学力差の大きい数学、英語を少人数に分けて指導する、さらには放課後を利用して個別指導を行う、そういう取り組みをしております。県教委といたしましても、23年度より「高等学校「確かな学力」強化推進事業」に取り組んでおりますが、その中で基礎学力定着指導研究会というのを実施しております。この研究会は、高校1年生の担当教員に集まってもらって、学習のおくれがちな生徒の学力向上対策を中心に、基礎学力の定着のための指導方法について情報交換・研究協議を行い、自分の学校でそれを利用して基礎学力をきちっとさせようということで、こういうことにも積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○高橋 透議員 教育委員会としても、学習がおくれがちな子供に対してもやっているんだということの説明だったと思うんです。教育振興基本計画にもあるんですけれども、宮崎県というところは、小中学校の不登校の子供は率が低

いということで、全国3番目ぐらいということですが、高校の中途退学者を見ると逆なんです。私は22年の資料しか持っていませんが、649人、退学率は大阪に次いでワースト2位なんです。全国平均は1.6、宮崎は1.9、大阪は2.3です。このギャップが私にはわからんとです。小中学校で不登校生は、宮崎県は全国で3番目に少ないんだよということですよ。でも、高校に行くと退学率は高い。非常に私は、この辺に疑問を持ちます。大げさかもしれませんが、できる子とそうでない子、あるいは裕福な家庭の子とそうでない子、その辺の二極化が教育の場でもできつつあるんじゃないか。大げさかもしれません。私は非常にそこが心配なんです。多様な家庭環境にある子供——医者の子供がいたり、会社の社長の子供がいたり、農林漁業の子供がいたり、ひょっとしたら生活保護世帯の子供がいるかもしれません。それが昔の教室の中でした。そういう中で多様な社会を学んだはずなんです、学校で。そういう教育が今崩れつつあるんじゃないかなと、非常に心配をいたします。前にも言いました。もともとできる子供、裕福な子供たちというのは、ほうっておいてもできるんです。繰り返しますけれども、下位にある子供をいかに引き上げるか、そうすれば全体がきっと伸びます。下を上げれば全体の教育水準が上がります。この下の子たちにももっともっと手を差し伸べてやっていただきたいというのが、私の思いであります。医療においてもそうですけれども、もうからないところは公がしっかりと担う、教育もハンディのある子供たちに手を差し伸べる、それが必要ではないかと思っています。

1問だけ漏らしたものですから、最後に質問いたします。先ほど、大宮高校とか宮崎西高に

行っていることを申し上げまして、そのときに聞こうと思ったんですが、日南からも非常に宮崎市内に流れています。そのために関係者は努力しているんですが、福島高校、日南高校、日南学園、3校合同で合宿をするみたいですけども、その評価と、県として支援をどうされていくのかお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 南那珂地区の学力向上協議会のことだと思いますが、この協議会は、南那珂地区の高校生の学力向上に寄与することを目的として、日南高校、福島高校、そして日南学園高校の3校が合同で、本年1月に設置されたものであります。3月には1年生を対象とした合同学習会、8月には2年生を対象とした合同宿泊学習会を開催する予定と聞いております。これまで県が主催する行事などでは、県立、私立両者が参加するものはありましたが、この取り組みは、学校が独自に県立、私立の垣根を越えて協力し合う、これまでにない意欲的な取り組みであり、同じ地域に学ぶ高校生の学力向上に向けた大きな取り組みだと高く評価をし、期待しているところであります。県教育委員会といたしましては、発足に当たり事前の相談を受けました。そして、実施方法等について助言をさせていただいたところであります。今後も、3校の取り組みをしっかりと把握しながら、指導助言とか情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

時間もなくなりました。地元の高校に行くのが当たり前な社会、そういうのが以前だったわけでありまして、これからは本当に地元に行くのが当たり前になると。だから、今申し上げました県南の教育関係者も努力をされて頑張っているんじゃないかなと思います。ひとつよろしくお願

いしたいと思います。

最後に、意見だけ申し上げて終わります。きのうも教員の不祥事の問題が質問されて、けさの新聞にも教育委員長の御答弁が出ておりましたが、すぐ管理強化とか服務規律のマニュアルを徹底とかいうふうに打ち出しますよね。それは大事だと思います。でも、それでは何年か後にはまた同じことを繰り返すような気がしてなりません。もうちょっと別なところの——教育長がいみじくもきのうおっしゃいました、「風通しをよくする」と。聞いたことがあります。中にはワンマンな校長もいるらしいですね。権限が強くて、風通しがよくないんです。そして仕事も忙しい。新聞にもコメントがありました。職場に余裕がないとか、報告文書に追われてついついスピードを出してしまうとか、そういったところもしっかり分析をして……。じゃないと、対症療法、トカゲのしっぽ切りじゃいけない、魔女狩りじゃいけない。そのことを教育委員会はこの機会に徹底して検証して、不祥事ゼロを目指して頑張っていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 自民党の横田照夫です。ありがたく一般質問をさせていただきます。

いよいよ少子高齢化、人口減少の時代に入りました。当然、人口だけでなく世帯数も減少していきます。本県も、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」におきまして、20年後の本県人口が、100万人を切って96万人になると推定しております。そうなることを前提に、20年後の基本目標と目指す将来像を示し、人口が減少した中でも安心して心豊かに暮らすことができ

る社会にするためのさまざまな戦略が打ち出されました。私たちは、その戦略に沿って努力をしていき、創造プランで示した将来像に近づけていかなければいけないと考えます。

しかし、少子高齢化や人口減少が進む中で、人々の心の持ち方や考え方も大きく変化していくような気がしてなりません。今、樹木葬という埋葬の仕方がふえているそうです。樹林墓地と呼ばれる新しい形態の墓所に遺骨を共同で埋葬するんだそうです。東京都も多摩地区にある小平霊園に初めて整備しました。芝生が敷き詰められた広さ800平方メートル余りの敷地には、コブシやツバキなどが植えられ、地下には、遺骨を埋葬するための直径1メートル50センチ、深さ2メートル余りの筒状の施設が27カ所に設けられているそうです。また、最近では、墓をつくらずにお寺での永代供養を希望する人もふえているそうです。これらは、近くに子供がいないために墓を守ってもらえないことや、子供たちに迷惑をかけてはいけないという気持ちのあらわれでもあります。でも、先祖をそう簡単に切っていいもののでしょうか。無縁社会という言葉がよく使われるように、年間3万2,000人も人が無縁死する時代です。そういう寂しい時代にならないように、創造プランを進めるに当たっては、人々の心の持ち方や考え方にも気を配っていくべきだと考えます。

そこで、少子高齢化、人口減少で考えられるいろいろな現象とその対策について、例を挙げて質問してみようと思います。

まずは、農業の担い手が少なくなることで考えられる現象です。国土交通省がこのほど発表した農地・森林の不在村所有者に対する調査結果によると、不在村所有者が持つ農地のうち44%が放置され、所在の把握が難しい所有者は12

万人いると推計されるそうです。農作業の機械化により子供の手をかりずに済むので、子供が自分の家の田畑に行く機会が少なくなり、田畑がある場所を知りません。そのまま県外に行ってしまうので、その場所だけでなく、だれが使用管理しているのかもわからなくなってしまいます。農地法や都市計画法の市街化調整区域などの網がかかっていたら、売ろうにも売れません。国の土地を税金や水利費を払いながら管理させられているようなものですから、財産としての魅力も感じません。本来は、どの土地にも登記された所有者が存在するはずですが、転居後に連絡がとれない場合や、相続時に変更登記をせず相続者不明となっている場合もあると聞きます。また、相続放棄をされた場合など、それらの土地はどうなるのでしょうか。このような問題について県としてどのように考えているのかを、農政水産部長にお伺いします。

とりあえず壇上からここまで質問し、後は質問者席に移らせていただきます。(拍手) [降壇]

○農政水産部長(岡村 巖君) [登壇] お答えいたします。

相続人がいない農地など、不在村地主が所有する農地の問題についてでございます。不在村地主が所有する農地のうち、条件の悪いものについては一部耕作放棄化しているケースがあることを承知しておりますが、所有者が不明な場合であっても、農地法の規定に基づき、供託により新たな利用権設定ができることとされております。なお、不在村地主の所有する農地の円滑な利用・継承という観点からも、JA等が農地の所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地所有者代理事業の活用が可能でありまして、平成23年度は、県内でおおよそ500件、

約170ヘクタールの農地が貸し付けされております。さらに、本年度からは、農地の出し手に対して農地集積協力金を交付する制度も創設されたところであります。県といたしましては、これらの事業・制度を的確に運用して、農業生産の基盤である農地が意欲ある担い手にしっかりと継承されるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○横田照夫議員 農地は、土地改良区とか水利組合などで用排水路などを維持管理しています。維持費は受益者である農家の賦課金などで賄われていますけど、農家が少なくなればその維持管理も難しくなります。土地改良区や水利組合などが今後どうなるのか、非常に心配です。このことについて、県として今後の対応をどのように考えておられるのでしょうか、農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 用排水路などの農業用施設は農業生産の基盤であり、将来にわたり適切に維持管理していくことは極めて重要でございます。これらの施設の維持管理は主として土地改良区が担っておりますが、農家が減少していく中で、特に規模の小さな土地改良区は、その運営等に苦慮しているところでございます。このため、県といたしましては、市町村、JAなど関係機関と連携を図りながら、土地改良区の合併や合同事務所化を推進し、適正な維持管理を行うための運営基盤の強化に努めているところでございます。また、農業者を初め自治会など多様な主体が参画した地域ぐるみの共同活動として、農地や農業用施設の保全管理などを行う農地・水・環境保全向上対策などを積極的に推進し、維持管理体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 少なくなる農家で土地改良区

などを維持していくためには、ほかの方法で資金調達を考える必要が出てくると思います。その方法の一つとして考えられる用水路を使った小水力発電の推進について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県は、豊富な降水量に加え、中山間地域が多いことなどから、豊かな水資源に恵まれておりまして、小水力発電は、有効な自然エネルギーとしてその推進が必要であると認識しております。特に農業用水を利用した小水力発電は、7月からの固定価格買取制度の実施も踏まえ、売電収入などによる土地改良区の維持管理費の軽減が期待されるところでございます。このため、県といたしましては、これまでも、導入に向けた技術的な課題の検討や土地改良区などへの情報提供など、その普及啓発に努めてきたところでございますが、さらに本年度は、導入に向けた調査や施設整備を支援する小水力発電等農村地域導入支援事業を創設したところであり、国庫補助事業等も活用しつつ、市町村や土地改良区等と連携しながら、積極的な導入促進に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、空き家対策についてお伺いします。全国で空き家問題がクローズアップされております。これも農地と同じところに根差す問題だと思います。現在、当然老朽化していると思われる一戸建ての空き家が、全国で181万戸、県内で2万8,500戸あるそうです。そういった空き家は、放火やごみの放置、倒壊の危険などが心配されます。子供が跡を継がないことで放置される空き家が、今後さらにふえ続けるものと思われまます。本来は個人の問題のはずなんですけど、一線を越えることで地域全体の問題になってしまうんです。こういった場

合の行政の対応はどのようなことが考えられるのでしょうか。県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 放置された空き家につきましては、平成20年の国の統計調査によりますと、空き家総数が増加しており、また、ことし1月に県が実施しました市町村へのアンケートにおいても、12の市町村から、さまざまな問題があるとの回答を得ているところでございます。

空き家対策を行うに当たりましては、まずは、地域の実情に精通した市町村においてこれらの実態を把握し、さらに、建築物の安全、火災予防、生活環境など、問題が多岐にわたりますことから、それぞれの関係部局で連携を図り、取り組んでいく必要があります。また、空き家の管理等の責務は、本来、所有者等にあることから、県といたしましても、市町村と一体となって、防災、防犯、また景観上、さまざまな問題があることを所有者等に周知し、意識啓発を図っていくことも重要であると考えております。

○横田照夫議員 1970年ごろまでは住宅が足りなかったそうです。1980年ごろには住宅は足りてきましたけど、バブル後も経済を回す目的で新築住宅が政策としてつくられてきました。しかし、人口だけでなく世帯数も減少していく中で、新築住宅を建てても利用されません。それならば、使えるものには手を入れて使えるようにし、使えないものは撤去して整理する必要があるのではないのでしょうか。良質の中古住宅を購入する人に助成するなど、新築優遇からの政策転換を図る必要があるのではないかと考えます。長く住むためにリフォームすることで、落ちついた経済拡大も期待できると考えます。新築優遇からの政策転換についてどう考えられま

すか、県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県の現状としましても、住宅数が世帯数を上回っており、空き家が増加しておりますことから、既存住宅が有効に活用されるような政策転換が必要であると認識をしております。このため、平成23年度に改定いたしました宮崎県住生活基本計画におきましても、既存住宅が住宅市場で円滑に流通し、有効に活用される住宅市場の環境整備を、施策目標に掲げているところでございます。

○横田照夫議員 木造住宅の密集地に空き家が多いようですけど、さまざまな理由で解体されておられません。その理由は、家を壊して更地にすると、土地をめぐる免税措置の関係で固定資産税が6倍になること、建築基準法により、一定幅の道路に面していない等の道路条件を満たしていないところは、更地にしても家を建てられないこと、これらの理由などにより、更地にしても土地が売れるかどうか分からないこと、さらに、土地を売って解体費を賄おうと考えても、土地が売れなくて費用の捻出ができないことなどがあるようです。長崎市では、安心できるまちづくりとして、住宅地に点在する空き家を市が解体するかわりに土地を寄附してもらい、避難場所や公衆トイレ、駐輪場などをつくりました。そうすることで魅力あるまちができ、人口もふえてきたそうです。これらの取り組みを県土整備部長はどう思われますか。

○県土整備部長（濱田良和君） 長崎市の取り組みは、行政と所有者、地元自治会が連携して、老朽化して危険となった空き家を撤去し、跡地を公共空間として利用することにより、密集市街地の住環境の改善を図るものでございまして、先駆的な取り組みであると評価をしてい

るところでございます。また、この事業は、国の交付金を活用した事業でありまして、県内の市町村にも積極的に事例紹介してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県内にも、所有者に管理の徹底を求める条例制定を検討している市町村があるようですが、県としても、所有者に管理や解体を指導したり、それでもだめなものは行政が代執行できるようにする条例を検討する必要があるのではないかと考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 条例を制定済みの地方公共団体は、平成24年1月現在、全国で54団体ございまして、県内では延岡市が、平成23年度に生活環境保護条例を改正しまして、空き家に関する規定を追加しております。条例による規制措置につきましては、今後、それぞれの市町村が実情に応じた取り組みを行うに当たり、県といたしましても、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。また、行政代執行につきましては、個人の財産権を侵害するおそれや撤去費用などの課題がございます。放置された空き家対策を実施する上では、財政面や制度面などさまざまな問題がございますので、県といたしましては、国に対し、財政支援などの諸施策の充実を要望してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今回、農地と空き家を例にしてお尋ねしましたが、可能性としてはほかにもいろいろあるかもしれません。こういう現象が起きる原因としては、核家族化が進み、従来の家族制度が崩れたことや、少子化により子供が跡を継ぐ確率が低下したことなどが考えられるのではないのでしょうか。また、都市機能や景観を守るための土地規制法が時代に合わなく

なっていることや、制度疲労を起こしていることも考えられるのではないのでしょうか。これらは法律が絡むことですので、国に頼るしかありませんが、地方にこういう現象が起きているということを国にしっかり伝えて、少子高齢化や人口減少の時代に合った制度を構築する必要があると考えます。未来みやざき創造プランの推進とあわせて、今後起きるであろう現象を先取りして、その対策をしっかりと考えていくべきではないかと思っております。

次に、栄養教諭の配置拡大について教育長にお尋ねします。

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるように、新たに栄養教諭制度を設けるとして、平成16年に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。しかし、すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないこととか、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は、地方公共団体や設置者の判断によることとされております。現在の宮崎県における栄養教諭の配置状況はどうなっておりますか。

○教育長（飛田 洋君） 学校給食の管理を主な職務とする学校栄養職員、及びその職務に加えて食に関する指導を児童生徒に行う栄養教諭につきましては、国の基準に基づき、今年度は県下に95名の職員を、学校または学校給食の共同調理場に配置しているところであります。このうち、栄養教諭につきましては26名であり、その割合は全体の27.4%であります。

○横田照夫議員 栄養教諭が配置された学校現場では、栄養教諭が食の指導を担い、子供たちの健康に大きく貢献をしていると聞いていると

ころですけど、配置が伸びない理由はこういったところにあるのでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 学校教育における食に関する指導を推進するため、栄養教諭の職が設けられたことを受けまして、本県におきましても、18年度より、学校栄養職員の中から選考試験を経て栄養教諭への任用がえを進めているところではありますが、実は選考試験を受ける前に、大学で単位を取って栄養教諭の免許を取ることが前提となることなどから、栄養教諭の配置拡充は思うように進んでいない状況でございます。

○横田照夫議員 学校栄養職員が栄養教諭となった場合の給与費負担の試算では、年間1人当たりの増加額が14万3,000円で、そのうちの国庫負担分が4万8,000円、地方負担分が9万5,000円になり、地方負担分は地方交付税により措置されているそうです。配置により、学校給食を生きた教材として有効に活用することで食に関する指導が充実し、子供たちの健康が確保されるのであれば、決して大きな負担ではないと考えます。全部の学校に配置すべきと考えますが、どうでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置につきましては、学校規模に応じて、1校に1人または複数校に1人とといった国の基準がありまして、その基準に基づき配置しているところであり、すべての学校へ配置することは難しい状況でございます。栄養教諭の配置につきましては、鋭意進めていきたいと考えております。このために、これまで行ってまいりました学校栄養職員から栄養教諭への任用がえの推進に加えまして、学校栄養職員の採用を平成25年度で終了し、今後は、これにかえまして、26年度採用から、栄養教諭の採用選考試験

を実施する方向であります。このような取り組みによりまして、今後一層、栄養教諭の配置割合を高め、食に関する指導の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひそういった方向で積極的な拡充をお願いしたいと思います。

次は、ちょっとローカルな質問を2問させていただきます。地元からの強い要望がありますので、お許しをいただきたいと思っております。

まず、県道宮崎田野線の歩道設置についてです。

県道宮崎田野線は、以前は、清武町黒北地区の道幅が狭くて利便性もそれほど高くなく、交通量は余り多くありませんでした。しかし、平成11年に大淀川右岸土地改良事業の関連事業で、椎屋形と鹿村野を結ぶ「河鹿大橋」が竣工、また平成17年に「夢のかけはし」が竣工、さらには大淀川の「天満橋」が開通してからは、その利便性は大きく高まり、交通量は激増することとなりました。そういう中、田野町法光坊、鷺瀬両地区の児童たちは、歩道がないところを毎日通学しております。車が怖いので、道沿いの土手とか畑を通っている子もいるということです。全国で、集団登校の中に車が突っ込んできて死亡事故になるケースが多発しておりますけど、両地区の住民も、そういうことになることを非常に心配しておられます。橋の開通で交通量が増大することは予想できたはずで、あわせて危険箇所の歩道設置もすべきだったと考えます。用地交渉は自分たちでもいいから、何とか歩道をつくってほしいという強い要望があります。法光坊、鷺瀬両地区の歩道設置はできないのでしょうか。県土整備部長、お願いします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 本県の通学路における歩道の整備率は、現時点で約70%で、約219キロメートルが未整備区間として残されておりまして、車や自転車、歩行者の交通量などを勘案しまして、順次整備を進めております。お尋ねの宮崎田野線法光坊・鷺瀬地区につきましては、交通量が多く、また通学路としても指定されていることから、歩道整備の必要性は高いと認識しております。このため、できるだけ早期に整備に着手できるように、今後検討してまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** ありがとうございます。私も議員になって10年目を迎えているんですけど、「できるだけ早期に整備に着手できるように検討する」ということで、これほど前向きな答弁をいただいたのは初めてではないかと思えます。地元の皆さんも本当に安心をされると思えますので、ぜひそういう方向でよろしく願いいたします。

鷺瀬地区よりも宮崎側に鹿村野小学校がありましたけど、平成20年に廃校になりました。廃校を受けて、その小学校に通っていた児童を田野小学校に通学させるためにスクールバスを運行し始めました。昨年まで座席に余裕があったために、スクールバス適用範囲外の鷺瀬・法光坊地区の児童もそのスクールバスに乗っていましたけど、児童数が少なくなったということでバスが小型化され、座席に余裕がなくなったために両地区の児童は乗れなくなり、歩いての通学となりました。結果、先ほど言いましたように、道沿いの土手とか畑を歩いて通学ということになったわけです。そこで、教育長にお尋ねしますが、こういう事例は県内各地にたくさんあると思います。通学時の安全確保には、市町村や関係機関との連携した取り組みが重要だ

と考えますけど、教育長の考えをお聞かせください。

○**教育長（飛田 洋君）** 学校で学ぶ児童生徒の生命の安全を守ることは、学校教育においてまず何より大切にすべきものだと考えております。そのため、県教育委員会といたしましては、これまで、学校見守り支援事業に取り組み、学校巡回指導員を県内すべての公立小学校に配置し、学校周辺や通学路の巡回・警備を行うとともに、学校安全ボランティアの皆様や警察とも連携しながら、児童生徒の登下校の安全確保に努めているところであります。今回、全国で相次いで発生しました児童の登下校中の交通事故を受けまして、登下校中の児童生徒の事故防止の徹底や通学路の安全点検を行うよう、市町村教育委員会及び県立学校に通知するとともに、その趣旨が徹底するよう、小中学校校長会や県立学校校長会におきまして指導を行ったところであります。あわせて、現在、県内の全公立小中学校及び県立学校に対しまして、通学路の安全確保について調査を依頼しているところでありまして、この調査結果の具体的な資料等を活用して、通学路における子供たちの安全がこれまで以上に確保できますように、市町村教育委員会を初め、警察や道路管理者等の関係機関とも密接に連携して、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** ぜひよろしく願いいたします。

次に、清武町正手地区の堤防補強について県土整備部長にお尋ねします。

清武町に正手という地区がありますが、清武町の中心地に近い人口密集地で、宮崎市の総合支所がある西新町地区に隣接しております。正手地区は、清武川が左にカーブしている場所に

面しています。平成17年の台風14号は、宮崎市を初め、県内各地に大きな被害をもたらしました。そのときに清武川も、上流の鰐塚山周辺で本県最大級の土砂崩壊が発生するなど、大きな被害が発生し、この正手地区も堤防の上面から1メートルぐらいのところまで増水し、堤防決壊の危険がありました。この場所の堤防が決壊すると、左カーブゆえに物すごい流量の水が市街地に流れ込み、正手地区にとどまらず、国道269号も寸断し、中枢の西新町地区まで大変な状況になることは容易に予想されます。この正手地区の堤防に対して、県はどのように認識しておられますか。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 当地区は清武町の中心部でございまして、堤防の背後には人家が密集しておりますことから、河川管理者である県といたしましては、水防上、重要な箇所であると認識をしております。

○横田照夫議員 この正手地区の堤防をつくりかえるか、補強することを検討してもらえないでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 正手地区の堤防につきましては、法令で定められた設計基準に基づき整備が完了しているところでございます。また、平成17年の台風14号による大きな洪水に対しても、堤防からの漏水等の異常は確認されていないことから、現時点での堤防補強等の必要性はないと判断しております。ただ、住民の皆さんの不安を解消する上でも、今後とも、堤防の定期的な点検を実施するなど、適切な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 漏水等は確認されていないということですが、地元の話では、水がわき出

すというふうに言っておられます。また、補強の必要性はないということですが、今、部長が言われたように、地元の人たちにとっては非常に大きな不安となっておりますので、地元との話し合いとか増水したときの現地調査などをしっかりとやっていただいて、地元の不安の払拭に努めていただきたいと思います。

この堤防対岸に多くの土砂が堆積しています。それを除去すれば水位をかなり下げることができると思うんですけど、その土砂を除去することはできないでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 現在、地元からの要望もございまして、土砂の堆積状況につきまして調査を実施しているところでございます。その結果を踏まえた上で、土砂の除去については今後判断してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、話は変わって、今度は入札制度についてお尋ねします。またまた県土整備部長にお願いいたします。

県建築協会が次のような考えを持っておられます。

23年度、建築一式工事の総合評価落札方式の簡易型・特別簡易型が15件あったが、2業者で5件も受注するような事態となっており、その落札金額は2業者で5割を超えるというような受注偏重となっている。建築工事は土木工事に比べて件数が少ないため、1年に1回の受注はまれで、2～3年に1回というのが業界の常識となっている。簡易型・特別簡易型では、工事实績と技術者の成績の持ち点が大き過ぎて、金額の大きい工事ほど入札前から差がついて勝負にならない。建築工

事は件数が少ないため、県工事の成績を得ようにもなかなかできず、受注偏重の結果、実績を積んだ業者はますます強くなる傾向にある。平等な評価にするためには、市町村や民間の工事も成績に入れるべきで、県工事のみという少ない件数で偏った評価をすることは公平とは言えないのではないか。このような受注偏重が生じているということは、制度に問題があるということではないか。

このような意見ですけど、この意見に対して県土整備部長はどうお考えでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 総合評価落札方式は、工事の品質確保を図る観点から、価格と、技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。この価格以外の要素につきましては、工事の実績や成績、企業の地域社会貢献度などを評価項目としておりまして、本制度は、地域企業の育成にも有効であると考えております。お尋ねの建築一式工事につきまして、県といたしましては、今後とも幅広く御意見を伺いながら、入札制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 工事件数が少ない中で、工事の実績とか成績が評価項目になっているから偏りができるのではないのでしょうか。工事をとれた業者は実績や成績が上がり、とれなかった業者は全然上がらない。ここの持ち点の差が入札に影響してくるんだと思います。持ち点の差で入札に参加していない業者も多いし、入札に参加する場合も、持ち点の差を考えて、ぎりぎりのところをねらって最低制限価格未満になる業者が多いということです。持ち点の高い業者は、余裕のあるところで入札に臨んでいるから、最低制限価格未満になるリスクが少なくな

ります。逆転が起こっているかどうかということだけではないというふうに考えます。

また、配置予定技術者の能力も評価項目になっておりますが、各社、1級建築士をそろえております。それなりの能力を持っているからこそ資格をもらえているわけで、そこに大きな差が出ることも偏りにつながるのではないのでしょうか。県としては偏りを認識していないかもしれませんが、現場の人たちがそれを感じているということは、何らかの制度の問題があるのではないかと思います。いずれにしても、入札に関してはこれが正解というのはなかなかないと考えますので、幅広く意見交換をしていただき、できるだけ納得のできる見直しをしていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

次は、県民協働についてです。これまた県土整備部長にお尋ねします。

河川パートナーシップ事業についてです。住民との協働による川づくりとして河川パートナーシップ事業が行われていますが、県内の広がり状況はどうでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 河川パートナーシップ事業は、平成17年度から実施しておりまして、当初の70団体から年々増加しまして、平成23年度は399の団体に参加していただいている状況でございます。

○横田照夫議員 現在行われている河川パートナーシップ事業分を業者に委託した場合と比べて、どれくらいの事業費の節約ができていたのでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） 草刈り面積の規模にもより、一概には言えませんが、河川パートナーシップ事業1団体当たりの平均草刈り面積である5,000平方メートルと比較いた

しますと、約5割の経費削減となります。

○横田照夫議員 年に何回か草を刈る場合、だんだん報奨金が安くなるというふうに聞いているんですけど、その支給の設定はどのようになっているのでしょうか。

○県土整備部長(濱田良和君) 報奨金は、草を刈る面積に応じて額を設定しております。また、複数回実施する団体には3回目まで報奨金を交付しておりまして、2回目、3回目の報奨金は1回目の3割としております。

○横田照夫議員 初めての作業は特に大変なんだろうけど、その次からは、1回目だろうが3回目だろうが、その仕事量は余り変わらないというふうに思います。住民の自発的なやる気を喚起することが当然であって、やる気をそぐようなやり方はおかしいのではないのでしょうか。それだけの節約効果があるのだから、自分たちの周りのことは自分たちでやろうよという協働意識を育てるような報奨金にしていきたいと考えますけど、いかがでしょうか。

○県土整備部長(濱田良和君) 河川パートナーシップ事業では、コスト縮減だけでなく、自分たちの住む町の川を守っていく協働意識を育てることも目的としております。報奨金につきましては、河川パートナーシップ事業を開始した当初は、1回の草刈りのみの交付としておりましたが、複数回草刈りを実施している団体からの御要望もございまして、平成20年度からは、限られた予算の中、年3回まで交付するように見直しを行ったところでありまして。見直し以降も多くの団体に御参加をいただいておりますことから、現在の報奨金設定を継続していくことで御理解を賜りたいと考えております。

○横田照夫議員 河川パートナーシップ事業で河床の草を刈ったら、河床の草は刈ってはいけ

ないというふうに担当者から注意されたそうです。草を刈る範囲というものは定められているのでしょうか。

○県土整備部長(濱田良和君) 当事業では、一般の方でも比較的安全に草刈り作業が可能な場所である堤防を基本としておりまして、実際に草を刈る範囲につきましては、参加団体と土木事務所との協議の上で定めております。

○横田照夫議員 住民にとっては、河床のヨシなどは本当に目ざわりになりますし、また、水の流れを悪くしているようにも感じられますので、刈りたくなるんだというふうに思います。そこまで刈ってもらってもいいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○県土整備部長(濱田良和君) 河床の草刈りは、足場が悪く、また、水の中でもあり危険であることから、原則として当事業の対象とはしておりません。また、河床のヨシなどは、多様な生物が生息できる貴重な空間となっているため、景観上という観点だけでは除草を行っていませんが、治水上支障がある場合には、県で除去をしているところでありまして。

○横田照夫議員 国県道の沿線の雑草も非常に目立ちます。そこにもパートナーシップ事業を拡大できればいいなと考えるんですけど、今の状況をお聞かせください。

○県土整備部長(濱田良和君) 道路につきましても、ボランティアで草刈りを行う自治会や団体、企業などに対しまして、一定の額の奨励金を支給する支援事業を平成22年度から実施しているところでありまして。この結果、これまでに39の団体に協定を締結していただき、県内各地で県管理道路の沿道の草刈りを行っていただいております。県といたしましては、今後さらに、この事業の周知を図り、県民協働による道

路の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県民協働とか県民総力戦という言葉が使われ出して、もう随分久しくなりました。この河川パートナーシップ事業は、まさに県民協働の典型的な事業だというふうに考えます。私も、佐土原の追手川のパートナーシップ事業のメンバーとして参加をしております。先ほどの説明では、かなり広がりが出ているようで、本当にうれしいことだと思います。自分たちの周りのことは自分たちでやろうよという意識を、県民みんなに持ってもらうことが大事だと思います。経費節減だけに目をやるのではなく、県民のやる気を喚起する事業に発展させていただくとともに、県民協働の目標となるような事業にさせていただくようお願いをいたします。

最後に、知事への質問をとっておりました。知事の考えをお聞かせいたします。

私は、昨年6月議会の一般質問で、川内原発の近くから2,500個の風船を飛ばしたら、4時間たたないうちに県境を越え、4時間で80キロメートル離れた都城市に届き、100キロメートル離れた日南市にも届いたという話をしました。そういうことを考えたときに、宮崎県は果たして原発に対して静観でいいのかということ、特に直近の川内原発に対しては、周りの自治体との連携協議に参加するべきではないかということ、知事にお伺いしました。それに対して知事は、「今たちまち、この連携協議への参加ということを考えているわけではないが、さまざまな形での情報収集、また問題意識としてとらまえて、本県における安全性というものをしっかりと考えていきたい」と、答弁をされました。その後、福岡県がことしの4月に、立地

自治体以外で初めて九電との安全協定を締結し、長崎県も今月9日に九電と締結をしました。また、大飯原発に対しては、関西広域連合が限定的な再稼働を認めたものの、京都府や滋賀県は大いに自己主張をし、大阪府・市も8つの条件を出して原子力規制体制や安全基準の全面的な見直しを求め、原発100キロ圏の自治体との安全協定締結を求めました。他府県のこういう動きを見て、知事の川内原発に対しての考え方に変化があったのかどうかをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 原子力発電所に関しまして、立地自治体以外の県や市町と電力会社との間での協定の締結等の動きにつきましては、私も強い関心を持って注視をしているところでございます。今、御指摘がありました九州各県の状況——福岡、長崎というのは玄海から30キロ圏内にあるわけですが——は、それぞれの自治体と原子力発電所の位置関係に応じまして、その内容もさまざまとなっているところであります。一方、現在、国におきましては、原子力災害が発生した際の「緊急防護措置を準備する区域(U P Z)」の範囲等につきまして検討が行われているところでございます。本県では、川内原子力発電所から50キロメートル以上離れているという地理的状況にあるわけですが、国におけるこうした検討も踏まえながら、地域防災計画の見直しも含めまして、しっかりとした対応をしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、鹿児島県知事選が行われていますけど、原発の是非が争点になっているそうです。もしかしたら今後、川内原発で再稼働があるかもしれません。新燃岳の噴煙の流れを見てもわかるように、川内原発でもし事故が

起れば、あっという間に本県まで放射能汚染が広がってしまいます。県民の安全を考えるのであれば、九電に本県の立場をしっかりと主張すべきだと考えますけど、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおりでありまして、県民生活の安全確保というものが、知事としての最も重要な責務の一つであるというふうに考えております。私としましては、原子力災害が発生した際の「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」の範囲等についての国の考え方や、原発立地場所の周辺自治体の対応状況なども踏まえながら、本県としましては、情報連絡体制の確保などについて、直接、九州電力にも申し入れをしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、震災瓦れきの受け入れについてですけど、北九州市の焼却試験では、放射性物質はほとんど検出されませんでした。安全なものしか受け入れないのだから、当然だと考えます。東北の現地調査も行われ、秋田県大仙市の焼却処理でもしっかりとした対応がとられていて、安全性に全く問題がないことも確認されました。これまで知事は、市町村長との協議を重ねてこられましたけど、いまだに受け入れるところが出てきておりません。本当に残念なことだと思います。北九州市の焼却試験とか大仙市の焼却処理の状況を見て、今後の協議内容に変化が出てくることを期待したいと思いますが、知事御本人は、北九州市や大仙市の結果を見てどう判断しておられるのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 少し細かい数字も含めて御説明をいたします。

北九州市におきましては、5月23日から25日

に市内の2施設において、宮城県石巻市の災害廃棄物約80トンの試験焼却が行われたところでありまして、受け入れたものの放射性セシウム濃度は1キログラム当たり8ベクレル、そして、焼却後の焼却灰等は34ベクレルとなっております。また、視察をしました秋田県大仙市の大仙美郷環境事業組合においては、4月23日から岩手県宮古市の災害廃棄物を1日10トン受け入れているところでありまして、これに先立って、3月26日から28日にかけて行われました試験焼却時の受け入れ物の放射線セシウム濃度は、1キログラム当たり6ベクレル、焼却後の焼却灰は37ベクレルとの測定結果でありました。これらの数値は、両市が試験焼却や受け入れに当たって設定しました基準を下回っているものでございます。また、両市におかれましては、受け入れや焼却に際して、災害廃棄物の放射能濃度や空間放射線量率の測定等が丁寧に行われておることが確認できたわけでございます。したがって、安全の基準については満たしているということを受けとめたところでございます。両市におけるこれらの結果や取り組みは、県と市町村が広域処理を検討する上で参考になるものと考えておりました。他自治体で実施された広域処理や試験焼却のデータ等を提供しながら、引き続き県内市町村との議論を深めてまいりたい、そのように考えております。

○横田照夫議員 もしかすると、協議をしているうちに瓦れきがなくなることを期待しておられるのではないかと、うがった考えにもなってしまうかもしれませんが、まさかそんなことはないですよ。確かに受け入れの判断主体は市町村長ですけど、知事が「受け入れましようよ」という思いで協議に臨まれば、市町村長の考え方もま

た違ったものになるんじゃないかと思うんです。2月議会での決議は、まさにそのことを知事に求めたものです。宮城県とか岩手県では、今でも多くの住民が山のような瓦れきのそばで生活をし、復興のために頑張っておられます。瓦れきの安全性が確認されたのであれば、その処理のお手伝いをするのは当然だと考えるんですけど、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、県内市町村長とも意見交換をしましたときに、何とか協力できないかという思いを共有いたしまして、これまで検討を進めてきたところでございます。市町村におきましては、現時点において、放射性物質や風評被害に対する不安というものは解消されていない。先ほど説明申し上げましたように、いろんな手順を踏んで、安全の基準は満たしているというところは確認したわけですが、まだまだ安心の部分、安全と安心の乖離している部分というものが結びついていない状況は変わっていない。安全の基準が住民の安心に結びついていないことから、災害廃棄物を受け入れるという判断を市町村で今しているところはないわけでございます。そこで、情報提供や検討の場の提供が必要ということで、これまで、今説明しましたような現地調査、さらには専門家を招いての説明会などの開催に取り組んできたところでございます。こうした取り組みを踏まえまして、現在、市町村長がどのような検討状況にあるかということ調査をかけており、現在、広域処理の受け入れや試験焼却を実施した自治体の多くでは、独自の基準に基づき安全と判断されました災害廃棄物の受け入れ処理が行われておりますので、本県におきましても、例えば、県と市町村で国の基準よりも厳しい独自の基準を策定した上で、受

け入れに向けた検討を行っていくことについてどのように考えるかということで、市町村の対応状況等を確認しているところでございます。今後とも、積極的に広域処理に関する情報の収集や提供に努めまして、市町村との議論を深めるための努力をしてみたい、そのように考えております。

○横田照夫議員 これまでの知事の答弁を聞いておりますと、全然主体性が感じられません。国の考え方や立地場所の周辺自治体の対応状況を踏まえながらというように、よその動きを見てから判断するとしか聞こえません。そういうことでは、無難で批判は起こらないかもしれませんが、知事がどのような考えを持っておられるのかが全くわかりません。比べるつもりではないんですけど、例えば滋賀県知事や京都府知事、大阪市長は、大飯原発の再稼働にはっきり反対をされておりましたよね。その後の事情でやむなく時限的に再稼働を認めましたけど、それはそれでいいんじゃないかと思うんです。河野知事も、原発の再稼働や震災瓦れきの受け入れに対して賛成なのか反対なのか、御自分の考えをはっきりさせてからいろんな協議に臨まれてはどうでしょうか。その結果、知事の考えとは違う方向に決まるかもしれませんが、そのほうがずっと納得が行くと思いますし、県民の評価も上がるのではないのでしょうか。きのうの消費税増税問題の質問に対して、安定した財源の確保のために消費税増税は必要と、はっきり答弁されましたよね。増税がいいか悪いかは別にして、非常にわかりやすくよかったというふうに思います。同じように、原発の再稼働や震災瓦れきの受け入れに対しても、御自分の考えをはっきり出されてはどうでしょうか。できれば、ここで、原発の再稼働や震災瓦れきの

受け入れに対して賛成なのか反対なのかを表明されてはどうでしょうか。知事、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 県政を預かる私としましては、最優先とすべきは、住民の安全・安心の確保だというのが基本としてまずあるわけでございます。今、議員の御指摘がございました、明確に意見を表明すべきではないかと。明確な意見を表明するというのは、例えば原発の再稼働であれば、賛成か反対かという二者択一では決してない。それだけではないというふうに考えております。

ちょっと順序を追って説明申し上げますと、まず、原発の再稼働に関して、これまでも申し上げましたように、県民の安全・安心が大変重要であると。さまざまな原発に関しまして今、安全性の基準のチェックがなされておるところでございます、それは十分勘案していく必要があるというふうに考えております。原子力発電がこれまで我が国の電力供給において果たしてきた役割というものを十分考える上で、すぐにゼロというのは大変難しいのではないかと考えているところでございます。では、今後どういうふうにしていくか。その道筋は、やはり国民的な議論が必要ではないかというのが私の考えでございます。

なぜかと申しますと、単に電力が足りないから原発を動かすということだけではなしに、原発の安全性の問題があります。放射性廃棄物の処理の問題もなかなか道筋ができない、大変厄介な問題であるというところは押さえた上で、電力供給の安定性というものはいかに確保できるのか。今、LNGとか火力、石油に頼っておりますが、そういった燃油等の価格が電力価格に反映されるわけです。そうすると、国民生活

にどのようにその電力負担というものはね返るのか。それから、製造業の再生・復興、国際競争力にどのような影響が及ぶのか、そういったところもしっかり考える必要がございますし、石油とかLNGというものが将来にわたって安定的に確保できるのかという資源外交の観点も必要になってまいります。またさらには、アジア・アフリカにおいては、今後、原発というのがどんどんつくられていこうとしているわけでございますが、国内の原発だけを見るのではなく、特に、近隣の東アジアにおける原発の事故が万が一起こったときに、日本はどう対応するのか。これまで原発に関していろいろ積み重ねてきた技術というものを——もし原発をゼロにするということになると、そういう技術も失ってしまうことになりかねないのではないかと考えているところでございます。そういったさまざまなところを考慮しながら、やはり国民的な議論としてどういうふうを選択をしていくのかということが大事であると。電力が足りないから動かすとか、そういうだけの議論に終始すべきではないというのが私の考えでございます。これは大変難しい課題であります、国民として避けるべきではない、直視すべきである、そういうふうに考えておるところでございます。

瓦れきの問題でございます。瓦れきの問題は、基本的な考えとしましては、市町村とも共有したわけでございますが、何とかできないかという思いのもとで、受け入れないということではなしに、何とか受け入れるというような方法がないだろうかということで、これまでさまざまな議論、それから視察も積み重ねてきたところでございます。ただ、残念ながら、安全な基準を満たした処理というものがされているということですが、安心のところ結びついてい

ない。特に低線量の被曝に対する心配、懸念というものが、まだまだ国民の間に残っているというところがございます。そのリスクをどう許容するかというのは、これもやはり社会全体として議論をすべき問題でございまして、それに対して、特に私が重視しているのは、施設周辺の住民の皆さんの思いということでございます。これまで廃棄物処理というのは、施設の周辺の皆さんのさまざまな負担の中で処理を行ってきたわけございまして、放射性物質に対する不安というものが残る中で、施設周辺の住民の皆さんにプレッシャーを与えるようなことがあってはならないということで、私が受け入れを表明すべきではないかというようなこともございましたが、他県の事例を見ますと、地域の住民の十分な理解を得ないままに県知事が表明をした。表明したはいいかもかもしれませんが、かえって話が全く進まなくなってしまうという事例もあるわけでありまして、その後の焼却施設なり処分場の運営にも大きく禍根を残すことになりはしないかという問題がございます。したがって、県民に分断の種をまくような議論になってはならない。だからこそ、丁寧に丁寧に、何とか協力できないかという方向を見ながら、市町村と今議論を重ねているということでございます。

今後とも、現地の状況——この前も宮城の知事ともいろんな意見交換をさせていただいたところでございます。また、細野環境大臣ともお会いする機会がございましたので、「宮崎県としても、いろんなそういう思いのもとに議論をしております」ということを申し上げたところでございますが、しっかりと現地の状況、また市町村の意向というものを踏まえながら、前を向く方向で何とかできないかということで議論

を進めてまいりたい、そのように考えております。

○横田照夫議員 熱心な答弁ありがとうございました。けさの新聞に知事の原因に対する思いが載っておりまして、正直、おおという思いがしました。少しずつ知事の考えが出てきているのかなというふうに思ったところです。これからも一緒に協議をしていければと思います。

震災瓦れきにつきましては、そんな長い時間はないと思うんです。全部処理が終わる前に、何らかの宮崎県としての行動がとれるように、引き続きの御協議をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

「あのとき、ワシントンに大きな変化が訪れた。日本の事故対処能力に対する信頼が失われたのだ。事態が制御不能になっていくように映り、東京電力も現場を放棄し出した。仰天させられた」、これは、オバマ政権内で原子力政策に携わり、事故対応にも深く関与した米政府高官の発言を、共同通信編集委員の太田昌克氏がある雑誌に公表したものであります。あのときは、福島原発事故独立検証委員会(民間事故調)が「今から振り返ると、3月15日が運命の

日だった。この日、放射性物質の飛散量が飛躍的にふえた。放射能を閉じ込める堤防はここで決壊した」と最終章で示した、今年の3月15日であります。福島県民を初めとする多くの国民がふるさとを追われ、1年3カ月過ぎた現在でも悲惨で苦しい生活を強いられています。原発震災のそら恐ろしさを身をもって体験した日本は、脱原発依存に大きく動いてきました。しかし、野田政権は大飯原発の再稼働を断ることを決定しました。重要免震棟の建設や堤防のかさ上げ、住民の避難対策などが先送りされるなど、原発災害時の対策が極めて不十分であることに、国民は極めて大きな懸念を抱いています。そこで、大飯原発再稼働についての知事の所見を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。後は質問者席から質問させていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

大飯原発の再稼働についてであります。大飯原子力発電所3・4号機につきましては、野田首相が早期の再稼働の必要性等についての表明を行いました。夏場の電力需要のピークが近づき、国民生活を守るということや、これまで講じてきた安全対策などを総合的に考慮の上、判断に至ったものと考えているところでございます。現在、国において、エネルギーに関する基本政策の検討が進められておりますが、私としましては、国民の安全確保を最優先に、国民生活や産業、環境への影響などを踏まえたさまざまな視点からの国民的な議論が必要であると考えております。また、首相は、安全基準の見直しにも言及されましたので、今後は、エネルギーに関する基本政策の検討結果や原子力規制

関連法案の審議状況等を十分に注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 きのうも原発の質問がありまして、地元の宮崎日日新聞ですけれども、「全停止、現実的ではない。河野知事が一定理解」というふうに書かれてございます。知事の真意も今言われたところにあるんだろうと思うんですけれども、私はこの原発震災から学ぶべきことというのを決して忘れてはいけないと思っているんです。そこで、一番大事なのは、例えば使用済み燃料——今も4号機はいろんな課題を抱えておりますが——を多くの原発が建屋内のプールに貯蔵していると。六ヶ所の再処理工場のおくれもでございます。核燃料サイクルの課題もたくさんあるということは、知事も御承知だろうと思います。ですから、今大事なことは、原発を再稼働するんだよということではなくて、原発再稼働に伴う危険性はここにあるんだよということを県民に知らせていくということが大事ではないかと思っております。このことを議論するのはこの場ではありませんので、そのことを知事には要請しておきたいというふうに思っています。

次に、瓦れきの広域処理についてお伺いをしたいと思います。きのう、きょうと先ほどもございました。丁寧に議論し対応していくことが大事だというふうに知事は答弁しておられますが、私もそのとおりだと思っております。地方分権一括法が制定されて、知事も市町村長も国の機関委任事務がなくなった。ですから、対等の機関であるということなんです。原稿を書いたんですけれども、ちょっと読ませていただきます。放射性物質に汚染された瓦れきの処理については、現在、県は市町村との協議中と

のことですが、放射性物質への懸念や処理能力等、廃棄物を処理する市町村の考えや意向を十分尊重しながら進めるべきだと思っています。災害廃棄物の受け入れについての県のスタンスと市町村との協議の現状を、再確認の意味でもう一度お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 災害廃棄物は一般廃棄物でありまして、その受け入れにつきましては、一義的には、処理施設を有する市町村の判断であるということ、それから、その施設に関するそれまでの経緯、また住民の皆さんとのいろんな議論、住民の皆さんの思いというものを十分踏まえた、そういう市町村の判断を尊重してまいりたいというのが基本的なスタンスであります。一方で、東日本大震災によって被災された地域の復旧・復興に何とか協力できないのかという思いから、市町村長との意見交換や国による説明会の開催、さらには被災地や受け入れ自治体の現地調査を行うとともに、放射能の専門家等による説明会を開催するなど、さまざまな機会を設けまして、情報の共有、意見交換に努めているところでございますが、現在のところ、県内で受け入れを表明している市町村はない状況でございます。現在、市町村に対しまして、これまで実施してきました取り組みを踏まえ、現時点での検討状況というものを再確認しておるところでございます。また、私も、さまざまな首長さんと会うたびに意見交換をさせていただいているところでございます。

○鳥飼謙二議員 知事は提案理由説明の中で、広域処理量の見直しが行われて、154万トン減の合計247万トンとされたというふうにおっしゃっております。被災県における現地での災害廃棄物の処理状況をつかんでおられれば、お答えいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 岩手県、宮城県の沿岸市町村の災害廃棄物の発生量につきましては、見直しが行われました結果、岩手県が525万トン、宮城県が1,154万トン、合計で1,679万トンとなっております。最初が約2,000万トンというところからでしたが、1,679万トンでございます。現地処理と広域処理とを合わせた処理の進捗状況につきまして、環境省が公表しておりますが、それによりますと、5月31日時点で処理処分が完了している量は、岩手県が64万トン、宮城県が237万トン、合計で301万トンということでございまして、全体の量に対する率としましては、17.9%となっているところであります。岩手県につきましては、県内の市町村処理施設や民間施設、セメント工場などを活用するとともに、仮設焼却炉2基の稼働が始まっております。宮城県におきましても、仮設焼却炉を29基設置する計画に対して、現時点では7基稼働しており、また、試験運転中の焼却炉も7基あるということでございまして、現地でも処理が進んでいくものということでございます。

○鳥飼謙二議員 私は、この問題は、現地での処理が進まない、おくられているというところにあると思うんですね。じゃ、なぜおくられているのかということを考えますと、やはり震災復興財源確保法案というのが半年以上もおくれた。これは、財源をどうにかせんといかんという当時の野田財務大臣が強硬に反対をしたということで11月になったということは、当時の片山総務大臣が雑誌等でおっしゃっております。ですから、そのおくれというものが、全国に広域処理がおくられている理由は何なんだということで、知事が抗議を受けるとか、知事の態度が責められている状況でございますけれども、本来は現地でもっともっと進めるべきだというふう

に思っているんですね。答弁は結構ですけども、そういうふうには思っております。そこで、被災県での瓦れきの処理がおこなわれている現状。これは、避難防波堤の瓦れきの埋め込み利用——これは南相馬市長のこともちょっと前回お話をしましたが——それから、仮設焼却炉の設置のおくれとか、そのように考えられるわけですけども、被災県でなぜこんなにおこなっているのかということについて、知事はどんなふうに考えておられるのかお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど言いましたような環境省からの公表は、現地処理と広域処理を合わせた処理の進捗状況が公表されているわけでありまして、現地処理だけに限定した進捗状況というのは、数字が公表されておりませんので状況を把握しておりません。ただ、1年が経過した時点で瓦れきの処理量が数%、大変おこなわれているのではないかと、そのような議論があったところがございますが、その時点でも全体の2割を広域処理ということですので、たとえばその2割がその時点ですぐに処理されたとしても20数%であった。いずれにせよ2年なり3年なりというスパンで、現地での処理を基本にしながら進めていくというところはあるというふうに考えております。今、申しましたように、仮設の焼却炉というものも徐々にできているということがございます。環境省によりまして、土地の確保でありますとか仮設焼却炉の建設などが滞りなく行われた地域については、処理が比較的進捗していると、そのような状況だというふうに伺っております。

○鳥飼謙二議員 現地と広域、合わせてしか発表しないという環境省の何か意向も作為も感じられるところがございますけれども、基本的には、このおくれというものは、財源確保のおく

れというのがこんなにもおくれた理由だというふうに思っております。

次に移ります。次に、新エネルギービジョンについてお尋ねいたします。県は、太陽光発電を4万5,000キロワット、廃棄物発電を3万4,500キロワットとするなどの数値目標を掲げた2013年度を最終年度とする10カ年計画を進めています。昨年原発事故を受けて、計画を1年前倒しして、現在、新計画策定に取り組んでおられますが、前倒しの理由と現行計画の進捗状況、評価についてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、1年前倒しして策定する理由でございますが、昨年の大震災以降、国においてエネルギー政策の大幅な見直しが行われており、加えて、来月からは再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるなど、新エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、県民の期待と関心も高まっているという状況がございます。このような変化に対応するため、県においては、現ビジョンを1年前倒しして見直しをする、新エネルギーのさらなる導入促進を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

現ビジョンの進捗状況と評価についてでございますが、現在の新エネルギービジョンの中では、本県の地域特性を生かすことのできる太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電及び天然ガスコージェネレーションを重点的に導入する新エネルギーとして位置づけて取り組んでおります。平成22年度の導入実績は、計画の最終年度である平成25年度の目標値と比較しますと、太陽熱利用と天然ガスコージェネレーションについては、目標値に届いていない状況でございますが、太陽光発電が目標値の約167%、バイオマス発電が約728%ということで、既に導入目標

値を大幅に達成している状況でございます。さまざまな状況の変化があるわけでございますが、現ビジョンの計画に沿って、新エネルギーの導入というものが一定程度順調に進んでおりまして、成果があったものというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。知事初め担当部局の御苦勞、本当にありがとうございます。

それで、新しいビジョンをつくるということでございます。新ビジョンに貫かれるべき理念というのは脱原発依存であり、県民や事業者理解されないと計画は具体的に進まないと思うわけです。新ビジョンは、本県のエネルギー需給の実態と自給目標を掲げた総合エネルギー計画であるべきだというふうに思っています。このこと理由については、これまでも議会の中で発言してまいりましたけれども、このことについてどういうふうに思っておられるか、知事の答弁をお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県のエネルギーの需給バランス、トータルの需給バランスですとか、低炭素、また循環型社会づくりというものを総合的に勘案しますと、地域資源を生かした新エネルギーの普及・開発というものが非常に重要だと、そのような認識で取り組んでおります。このため、策定中の新エネルギービジョンにおきましては、本県における水力発電等も含めたエネルギー需給の実態——全体的な実態です——そういったものを盛り込むとともに、これを踏まえた今後の新エネルギーの普及及び導入促進に係る数値目標を掲げることとしておりまして、県民や事業者の皆様に対し、新エネルギー導入への理解や協力をお願いしていく必要があるかというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 県民、事業者にわかりやすい計画にということで、私が申し上げたような理由というのも十分御承知だと思いますので、そういう計画をつくっていただきたいというふうに思います。それで、6月末に県民と事業者向けのアンケートが予定されていますけれども、環境問題への関心度とか省エネ行動の取り組み状況等を調査するという事になっておりますが、せっかく調査をするわけですから、原子力発電の考え方、大きくはやはり今、県民の意識が変わってきていますから、それを的確に反映していくということも一つ考慮に入れるべきではないかというふうに思っております。答弁は要りませんが、参考にしていただければというふうに思います。

それから、消費税ですけれども、消費税につきましてもきのう出まして、消費増税は不可避みたいに書いてあります。私は書いてまいりました原稿を読む必要はないかというふうに思いますけれども、現状ではデフレ経済が進んでいる、新たな増税というものが日本経済をどん底に押しやるというふうに考えられて、現時点では行うべきではないというふうに思っています。そのことについて、知事の見解を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 消費税の増税ということでございますが、昨日も答弁申し上げましたとおり、将来にわたって安定的に社会保障サービスを国と地方で提供していくためには、その財源として非常に重要な課題ではないかということでございます。一方で、景気への影響が懸念されることから、その実施に当たっては、地域経済の状況を十分考慮する必要があるかというふうに考えております。そのような観点から、専門家を招いての公聴会等も踏まえた国会

での議論が行われているということでございますので、その状況というものを注視してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事は、J Aアズムホールで開催された内閣府主催の「明日の安心」対話集会で、「社会保障制度の改革は待ったなし」というようなことで述べられて、今も同じようなことを述べられたんですが、やはり大事なことは、私どもといいますか、国民も大方の人たちは、消費増税は避けて通れないだろうと思っているんです。ただ、今は、先ほど申し上げたようなこと、基幹税目を何にするのかということ、それから、所得税の中で今度、一部改善された5,000万超えの課税の問題、もつともつと余裕のある人は納めるべきだという、公平・公正な税のあり方というものがあるべきだというふうに思っているんです。ですから、私は、先ほど申し上げた原発の問題もそうなんですけれども——これは勝手に新聞が書いたことではあります——知事が発するメッセージというものは、県民がそれを受け取って、知事は原発を容認しているんだなど、燃料プールはどうするんだろうかというようなところまでは考えないんですよ。ですから、そのメッセージ性を考えて発言していくべきだというふうに思っています。そこで、消費税についての真意を、内閣府のところで言ったんですけれども、再度お尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 午前中の質問でもあったんですが、今、御指摘がありましたように、メッセージをわかりやすく伝えるということと、丁寧にその内容・趣旨を説明する、そこをどういうふうにバランスをとるかというのが大変課題だというふうに考えておるところでございます。この消費増税の話でございますが、や

はり社会保障関係費のウエートが年々増大している。これを何とか将来にわたって安定的に供給していくためには不可避であろうということでも申し上げておるところでございますが、今、御指摘がありました消費税のみならず、所得、消費、資産という税体系全体の中での見直しというのも、これも重要であります。今、消費税だけに注目されておりますけれども、やはり税体系全体の議論というのも必要であろうかというふうに考えておるところでございますが、我が国、それから地方の財政も含めて大変厳しい状況の中で、そこは待ったなしの課題であろうというふうに考えておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 やはりメッセージ性、あとどう受け取られるかというのを十分考えていただいての発言をお願いしたいと思います。

それから、知事の政治姿勢で最後になりますが、4月29日に関越自動車道で発生しました高速ツアーバスの事故についてです。この事故は、交代要員のないまま長距離運転による疲労で居眠り運転し、バスが道路左側の防護壁に衝突、乗客7名、運転手を含む39名が負傷するという大事故となったものであります。事故の遠因は、小泉内閣が進めてきた規制緩和にあるというふうに思っていますけれども、知事はどのように認識しておられるのかお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） まず、今回のツアーバス事故は大変痛ましい事故でございまして、お亡くなりになられた方に、また御家族の皆様には、哀悼の意を表します。また、被害に遭われた皆様に対して、お見舞いを申し上げます。今、御指摘がございました規制緩和というところがございます。それにより、ツアーバスの事業者が増加し、競争が激化した結果、今回の事故を引き起こしたような安全性をおろ

そかにする事業者が生じた可能性というのは否定できないのではないかとこのように考えております。一方では、規制緩和によりまして、事業者間の競争が生まれ、よりよいサービスを提供できるようになり、県民が低料金でバスを利用できるようになったということもあるわけでございます。今回の事故については、しっかりとその検証がなされなければならないというふうに考えております。それを踏まえて、国においては、安全対策の強化を検討しているというふうに伺っておるところでございますが、安全性、利便性、そういったものを両立した仕組みの構築が重要だろうというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 「一方」以下は余分な答弁だと思いますけれども。今でもツアーバスとかは、駐車場がないところで乗客を乗せたりしておりますし、やはりしっかりとこの事件から学ばなくてはならないというふうに思っています。

次に、国際音楽祭と古事記1300年についてお尋ねいたします。

第17回国際音楽祭は、4月29日から5月18日までの20日間の日程で、ピンカス・ズーカーマンさんやジュリアン・ラクリンさん、諏訪内晶子さんら世界的バイオリニストらが出演して華やかに開かれました。知事は毎回通ったというような報道があったんですが、それはそれではよろしいんですけれども、第17回国際音楽祭の知事の感想をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) まず、去年は、原発事故の影響等によりまして、海外からの演奏家のキャンセルが行われた。それで、音楽祭が開催できるかどうか、大変な厳しい状況でございましたが、そのときにキャンセルした演奏家も含

めて、またこの宮崎の音楽祭を盛り上げようということで集結して、滞りなく行うことができた。それを大変ありがたく思っているところでございます。今回のコンサートも可能な限りということで、ほとんどのコンサートに足を運んだところでございますが、印象に残ったのは、子供が参加しておるようなものでございまして、例えば「県民コンサート」、宮崎と延岡のジュニアオーケストラの子供たちが一流の演奏家と同じステージで、まさにその演奏家が見ている中でソロパートを子供たちが弾く、大変いい刺激、いい経験になった、また自信にもつながったのではないかとこのように思っておりますし、「子どものための音楽会」というもの、これは音楽祭の見直しの意見も踏まえて2回にふやしたわけでございますが、3,200人の子供たちが一流の音楽を鑑賞した、大変これもいい経験だったというふうに思っております。また、商店街有志によるストリート音楽祭、芸術劇場でのコンサートのみならず、町なかの活性化なり地域振興とも結びついた展開というものが、市民有志の力により広がっている。そういう意味でも、大変広がりを持つことができたのではないかとこのように考えております。この宮崎国際音楽祭というのも、宮崎の誇る貴重な貴重な文化的な資産だということに考えておりますので、今後とも、関係者と力を合わせて、これを守り育てていきたい、そのように考えています。

○鳥飼謙二議員 私も2回ほど行きまして、やはり生の音楽のすばらしさ——私も小学校から聞いておれば、ひょっとしたらここになくて、世界に飛び立っていたかもしれないと思うぐらいの感動を覚えます。そこで、今、知事も言われたんですが、子供たちの感動というの

が非常に大きくて、そういう子供たちの中から音楽家になった人たちもいるというふうに聞いておりますが、今後なお一層充実すべきではないかと思っておりますので、お尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） この音楽祭について、さまざまな意見を伺いながら、また懇談会で見直しを行ったときに、一流のものは質は高めながらも、やはり県民参加、それから子供が接する機会をもっともっとふやすというような大きな方向性が示されたわけでございまして、先ほど申し上げましたような「子どもための音楽会」の回数をふやしたということですか、ことしから新たに子供を入場無料とします「ジュニア夢シート」、そのようなチケットなども新設して、親子や兄弟などで気軽に鑑賞できるようにしたところであります。また、芸術劇場におきましては、音楽アウトリーチ事業ということで、子供たちを中心に、劇場だけでやるのではなく、小学校や保育園だとか幼稚園、そういう場所に出かけて行って生の演奏を提供する、そのようなことにも取り組んでおるところでございまして。今後とも、こういう音楽祭などの機会を通じて、子供たちに生の本物のすばらしさに触れていただく、それに取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 音楽祭の話をいろいろお聞きいたしますと、日中韓のマスターコースというものもかつてあったというふうに聞いておりますが、そのようなものの復活も今後検討していく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございまして。

そこで、記紀編さん1300年記念事業にことしから取り組むということで、観光議員連盟——議長が会長をしておりますけれども——の中でもいろいろと議論をいたします。せんだって

も、ホテル旅館生活衛生同業組合の皆さん方と話し合いをしたときに、非常にお客さんが少なくて苦しい、少しは最近よくなってきたけど苦しいと、何かを求めておられるということで、ぜひ記紀編さん1300年記念事業というものをしっかりとやっていっていただきたいなというようなお話がございました。そこで、この記紀編さん1300年記念事業の中に国際音楽祭を取り込んでいくといたしますか、これは他県にない——長野県にサイトウ・キネン・フェスティバル、それから北海道にもあるということで、宮崎は1億ぐらいであれだけのものを行っている、他県は10億ぐらいかかっているというようなお話も聞きます。これは宮崎県の財産ですから、そこをうまく融合できないかというふうに思います。もっともっと県として大々的に取り組んでいくべきではないかというふうに思いますので、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘、御提案をいただいたというふうに思っております。宮崎国際音楽祭も、記紀編さん1300年、そういう古事記ゆかりのものというのも、どちらも宮崎にとって貴重な文化的な資産、資源であるというふうに考えております。これをうまく組み合わせることによって、もっともっと相乗効果を図ることができるのではないかと、そのような提言として受けとめたところでございまして。例えば、音楽祭と記紀ゆかりの地の周遊を組み合わせるなど、音楽祭に関しては、県外からもかなり多くのお客様にきていただいております。実は、あれだけの内容のものがこれだけの安いチケットの価格で提供できる場所はないということで、わざわざ東京なり都市部から来られたりというところもありますので、そういうせっかく来ていただいたお客様に、音楽祭

のみならず県内をさらに回っていただくような工夫というものも必要だろうかと考えておりますので、どういった連携・交流のあり方が可能なのかというものを、しっかり知恵出し、アイデア出しをしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ充実して取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、子ども・子育て新システムについて、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

民主党政権は、待機児童を解消し幼保一元化を図るとして、子ども・子育て新システムの国会成立を図ろうとしているわけでございます。保育園は、すべてを年次的に総合こども園に移行させ、幼稚園については、希望する園のみを総合こども園に移行するものとし、市町村は保育の実施責任を負わないとするものであります。そこで、まず第1番目に、本県の待機児童の状況、幼稚園の入園状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内の保育所待機児童数でございます。平成24年4月1日現在でございますが、ゼロ人となっております。また、幼稚園の入園状況につきましては、国立を除く公私立幼稚園において、これは5月1日現在でございますけれども、定員が1万6,877名に対し1万81名が在籍しております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。現行制度は、保育園の場合、市町村と利用者との契約ということになっているわけですね。そして、市町村から保育園へ委託するというような内容でございますが、新システムは、利用者と保育所との公的保育契約ということになりまして、市町村の保育の公的責任というものが非常に大幅後退しているというふうに懸念しております。保護者にとって、保育所、幼稚園はどのように変化

していくのかというふうに思っていますが、福祉保健部長の答弁をお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 保護者の観点から見ますと、子ども・子育て新システムの導入に伴いまして、総合こども園の利用者は、幼児期の学校教育及び保育の一体的な提供を受けられるということになっております。また、市町村が策定することとされております「子ども・子育て支援事業計画」において、地域の保育ニーズに的確に対応するため、新たに小規模保育とか家庭的保育などを含めた多様な保育メニューの計画的な整備が求められておりまして、保護者はこれらのメニューの中から、みずからのニーズに合ったものを主体的に選択できることとなっております。

○鳥飼謙二議員 言葉は主体的にということですが、そうじゃないんですよ。保護者がうろたえ、右往左往しなくちゃならないということになったと思うんです。保護者が自分で探さなくちゃならないことになりましたから、例えば障がい児であれば、拒否される可能性も十分今後出てきますから、その辺の問題点をしっかりと認識しておいていただきたいと思います。

それから、株式会社も参入可能というふうなことになるわけですが、保育の質が低下するのではないかとこのように思いますので、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 株式会社を初め、多様な事業主体による保育サービスの提供につきましては、子ども・子育て関連法案であります「子ども・子育て支援法」において、質の確保のための客観的な基準を満たすことを参入要件としておりまして、その運営につきましては、行政の定期的なチェックにより、継続的

な保育の質の担保を図っていくものと、国において示されているところがございます。県におきましては、今国会における現在の子ども・子育て関連法案の取り扱いも含めて、まだいろんな制度の詳細は示されておられませんので、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 やはり問題点というものを広報するというか、しっかり保護者、県民に知っていただくという工夫もする必要があると思いますので、十分その辺の対応をお願いしておきたいと思います。

次に、社会福祉事業団と福祉の課題についてであります。

社会福祉事業団は、第1種社会福祉事業として、特別養護老人ホーム2カ所、障がい児・者支援施設3カ所、これらの10施設を運営します。第2種社会福祉事業として、短期入所事業、居宅介護事業、そして発達障害者支援センター事業、公益事業として、障害者就業・生活支援センター事業というふうなことで、県内福祉のリーダー役として頑張ってきていただいております。私は、昭和30年代に宮崎県が事業団方式を取り入れる、ほかのところは県立県営でやってきた、そういう中で社会福祉事業団の歴史を思い起こしてみると、非常に大きな役割を果たしてきたというふうに思っています。しかしながら、現状を見ても、県の宮崎県公社等改革指針——丸山特別委員長の時代に条例もつくりましたけれども——の中で、公社等経営評価シートというのを提出するように義務づけられているわけですが、これを見ても、経営計画では、2008年度は正規職員が65対非正規35というふうになっているようだけれども、結果として51対49、そして2009年度は結

果が50対50、そして2010年度、2011年度は記載がございません。職員比率の推移についてどうなっているのか、この現状についてどう思うか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 事業団の正規職員と非正規職員の割合でございます。現在、正規職員が47%に対しまして、非正規職員が53%となっております。事業団においては、組織体制のスリム化、それから給与や退職金等の見直し等を行いまして、お話がございましたように、みずから策定いたしました経営計画に基づき、経営する11施設すべてにおいて単年度での黒字化を目指してきたところでございます。職員の状況につきましては、正規職員はもちろん、嘱託・臨時職員につきましても、資質向上のための研修を十分に行うなど、施設利用者のサービス低下にならないよう配慮しているというふうに聞いております。

○鳥飼謙二議員 やはり県が関与しているわけですから、もっとしっかり指導なり支援をしていくべきではないかというふうに思っています。逆にどんどんどんどん——正規職員が47と今言われましたね。そんなふうにやっていって大丈夫かなというふうに思うんです。

例えば、ことし介護保険法が改正されて、訪問介護と訪問看護が連携する24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護事業が創設されましたけれども、宮崎県では手が挙がりませんね。そういう事業者がいないと。それから、自立援助ホーム「ウイング・オブ・ハート」ですけれども、部長、また機会があったら早目に行ってください、また感想もお聞きしたいと思っておりますけれども、そういう養護施設を出て就職するが、それがうまくいかなかったときに、行くところがないんですね。高校も出ていますか

ら、養護施設にも入れない。じゃどうするかと
いったら、アパートで自堕落な生活をしないで
はならない。大変な状況ですね。そういう子供
たちの最後のとりでとして自立援助ホームが、
非常に零細な経営を続けておられますけれど
も、そういう事業も積極的にやっていく必要が
あるというふうに思っています。そういう意味
でも、社会福祉事業団というのは、県内福祉の
リーダー的存在であるべきだというふうに思い
ますけれども、事業団の今後のあり方について
お尋ねをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 宮崎県社会福
祉事業団は、半世紀にわたりまして、県立施設
の受託運営を通して県民福祉の向上に大きく貢
献していただいております。本県の社会福祉
の先導役としての役割を担ってきたところでご
ざいます。平成18年の施設譲渡以降も、県内最
大の社会福祉法人として、お話にございました
ように、障がい、高齢、児童といった幅広い福
祉サービスを提供していただいております。事
業団には、これまで培ってきた経験とノウハウ
を生かし、安定した施設経営のもと、県内社会
福祉法人のリーダー的な存在としての役割を私
どもも期待しているところでございます。さら
に県では、発達障害者支援センターや地域生活
定着支援センターなどを事業団のほうに委託し
ておりまして、今後とも、先駆的な福祉サー
ビスに取り組んでいただきたいというふうに考
えております。

○鳥飼謙二議員 そういう期待があるとするな
らば、もう少し心を込めて、状況を見守りなが
ら支援していただきたいというふうに思
います。

それから、昨年9月に部長にお尋ねしました
情緒障害児短期治療施設、きょうもえびので事

件があったようですけれども、その設置を求め
る質問をいたしました。その後の検討状況につ
いてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 情緒障害児短
期治療施設の設置につきましては、他県の状況
調査や児童福祉施設協議会との意見交換など
を行いまして、検討を進めているところでござ
います。私も先般、県外の施設を視察いたしま
して、児童の生活面や医療及び教育など、設置
に際しまして整理すべき課題というものも多々
ございますけれども、児童養護施設では対応が
困難な発達障がい児などを受け入れることが可
能となりますことから、検討すべき施設の一つ
であると再認識したところでございます。

○鳥飼謙二議員 あんまり答弁になっていない
と思うけれども、いいことにします。

次に、県政の課題と人材の育成についてとい
うことでお尋ねをいたします。

本年4月、県は、能力主義・適材適所による
業務執行体制を確立するとして、1,203名の人事
異動を行いました。今年度の特徴なり、人材育
成にかける姿勢なり、そういうものを知事にお
尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県政を取り巻く課題は
大変多様化・高度化もしております。しっか
りと行政サービスを提供していくためには、人
材育成は重要な課題でございまして、公務員と
しての基礎的な知識や能力はもちろんでありま
すが、県民の皆さんとの対話と協働を進めてい
く、そういう積極性とか柔軟性も必要でありま
すし、さまざまな危機事象にも柔軟に対応でき
るすぐれた感性、アンテナを持った職員の育成
に取り組んでまいりたいというふうに考えてお
ります。ことし4月の人事異動に当たりまして
は、県民の安全・安心、防災の強化、さらには

経済・産業の再生・復興など、そういった大きな本県の直面する課題に対応した配置を行うとともに、適材適所、公平・公正を基本に取り組んだところでございます。また、女性や若手管理職の登用でありますとか技術職員の研修機会の増大、そのようなことにも努めたところでございます。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。私、出先機関を回りますと、メールをもらったりますんですけれども、「出先の職員も県庁職員なんですよ」と言われるんですね。やはり本庁と出先機関との交流というのをもっとやられるべきではないか。さまざまな事情があるから一律にいかないということはわかりますけれども、そこで、総務部長に、本庁と出先機関との交流の状況についてお尋ねします。

○総務部長（四本 孝君） 本年4月の定期人事異動における本庁と出先機関の交流の状況につきましては、副主幹以上の役付職員で見ますと、出先機関から本庁への異動が123名、本庁から出先機関への異動が149名となっておりますのでございます。

○鳥飼謙二議員 わかりました。

それから次に、知事、15年ぐらい前に女性部長が誕生しました。それ以降、女性部長は誕生していません。ずっと白い服ばかりで、きょうは知事はカラーシャツで、私はこんなの（かりゆしウエア）を着ていますけれども。じゃ、なぜ女性や高等学校卒業程度のいわゆる初級職、そういう人たちから部長職なり次長職とかが誕生しないのかというふうに思うんです。職員のキャリアパスについてどのように考えているのか、なぜそういう女性部長が誕生しないのかについてお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 職員の登用につきまし

ては、基本的な考え方としましては、職種だとか性別を問わない、個々の職員の能力や特性に応じて、公平・公正かつ適材適所に努めているということでございます。女性の部長職という話がございましたが、職員構成上の問題というのもこれまであったのだというふうに考えておるところでございます。ただ、意欲と能力を持つすぐれた職員の育成、また登用は、職種や性別にかかわらず、大変重要であるというふうに考えておまして、昨年度から、職員の異動希望調書の見直しを行っております。人事異動の前に個々人の異動の希望をとるわけですが、その調書におきまして、職員みずからの経験や能力を通して将来的な仕事像を描くキャリアデザインに関する項目を加えたということで、その内容を踏まえた今回の定期人事異動になったということでございます。今後とも、より高い専門性や能力開発など、また職員の職務等に係る中期的な要望にも配慮しながら、人材育成、さらには登用を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 女性部長が誕生しないのは「職員構成上の」とか言われましたけれども、やはり育てようという意識がなかったんじゃないかなと思うんです。知事も副知事時代を入れると8年おられるわけですから、一端の責任は感じてもらわなくちゃいけないと思うんですけれども、優秀な女性職員はたくさんおるわけですから、意識的にトップはそういうふうにしてつくり上げていくことが大事だというふうに思っておりますので、対応をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、学校事務職員について教育長にお尋ねいたします。学校事務の活性化を図るとして、10数年前から教育委員会は学校事務職員の

採用を中止して、知事部局に職員の派遣を要請しています。既に3分の1以上が知事部局からの出向になっていると聞きますが、現状をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 公立学校における学校事務職員につきましては、本年4月現在で総数537人の配置となっております。そのうち、知事部局からの出向者は213人となっており、全体の39.7%であります。

○鳥飼謙二議員 やはり自立した子供たちを育成していく——きょう午前中にも教育長は、いろいろ熱心にといいますか、心を込めて答弁しておられましたけれども、そういう地域住民の声を反映した学校経営を行うためには、学校が地域の实情に応じて自己判断・自己決定できるシステムをつくる、人、物、予算、情報の企画調整を行う学校事務職の機能強化は重要だというふうに思っております。プロパー職員として任用すべきと思いますが、今後の方針も含めてお尋ねしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員につきましては、教育活動を支える貴重な人材として、事務の効率化や学校運営に積極的に参画することが求められております。このため、県教育委員会といたしましては、教育研修センターでの研修や事務の共同実施の取り組み等を通して、学校事務職員の資質向上を図っているところであります。さらに、任用の一本化及び知事部局との人事交流によりまして、さまざまな職務経験を通じ、幅広い視野を持つ柔軟性のある人材の育成を行っております。また、学校においては、教育に深い理解を持つとともに、学校事務に精通した人材の確保が必要でありますので、学校での継続勤務や学校事務の経験を有する職員の再出向について、関係部局に要請して

いるところであります。今後とも、学校事務に精通し、学校運営をしっかりと支えていける人材の育成及び確保を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 今の御答弁では、任用を始める考えはないというふうに聞こえたんですけども、いろんな問題が出てきている背景等を十分考慮いただければ、内部牽制とかいろんなものが不足しているから、初日の教育委員長答弁等が出てきたのではないかなというふうに思っているんですけども。そのプロパー化といいますか、教育委員会としての採用というのは行わない、今後ゼロになるまで待つということなんですか、基本的な考え方を聞いたつもりなんですが、お答えください。

○教育長（飛田 洋君） 私は、学校事務職員につきましては、子供への愛情とか教育に対する深い理解を持つ人材、さらには多様なキャリアに培われた幅広い視点から学校経営に参画できる人材などが必要であると考えておりますので、今後とも、学校事務職員に係る任用制度につきましては、関係部局と連携しながら検討を続けてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 理解はしにくいんですけども……。ということは、結局ゼロになってもよろしいということですか。そういうことも含めて検討するということですか。その辺がはっきりしないんですけども、お答えください。

○教育長（飛田 洋君） 繰り返しになりますが、やっぱり教育に対する愛情も必要だと思いますし、専門性も必要だと思います。それから、先ほど申し上げましたが、多様な経験をしているということもいろんな視点では大事だと思いますので、関係部局と連携しながら検討を続けていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 何か答弁になっていないんですよ。私が聞いているのは、プロパー化したらどうですかということを知っているわけですから、しっかり答えていただきたいと思いますが、これ以上はよろしいです。だけど、そういう姿勢というものが、いろんな問題が出てきているということをしかりと踏まえていただきたいというふうに思っております。

それから、総務部長にお聞きしますが、今春、新規採用で18歳の知事部局職員が学校に配置されたというふうに聞いておりますけれども、3名でしたか、何名でしたかね、その数とかわかっておればお答えいただくとして、やはり行政職員としてスタートを図っていくべきではないかというふうに思いますので、考え方についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） ことしの4月、高校を卒業して新規採用で学校に配置された事務職員というのは2名でございます。高校を卒業後の新規採用職員の配置先につきましては、まずは社会人の生活になれるということが一番大事でございますので、可能な限り勤務地が本人の出身地近くになるように配慮しているところでございまして、その結果として、中には学校に配置されるという場合もあるわけでございます。この場合、新規採用職員へのOJTですとか職場内研修が十分に行われますように、複数の事務職員がいる学校への配置ということにしているところでございます。また、学校に配置された職員につきましても、新規採用職員研修への参加はもちろん、今年度から新たに導入いたしました新採職員グループアドバイザーによる相談等も行っているところでありまして、知事部局へ配置された職員と同様に人材育成等が図られているものと考えております。

○鳥飼謙二議員 地元優先をとというような考えですけれども、やはり行政職員として経験を積ませていくべきだというふうに思っておりますので、ここは十分踏まえていただきたいというふうに思います。

次に、公衆衛生行政についてお尋ねをいたします。最近の職員録を見てみますと、前に「兼」、後ろに「兼」と書いてあるんですね。どこが主たる勤務場所で、どこが従たる勤務場所かわからない。兼務が物すごく多くなっているんですね。そういう状況で、保健所の所長も兼務がかなり続いているというふうに思っています。その現状認識、キャリアパスを含めた行政医師を育成する方針について、これは福祉保健部長でいいんですか、担当部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 保健所長を担います公衆衛生医師につきましては、全国的に医師不足が続く中、臨床業務に従事する医師と同様に、その確保が困難な状況でございます。このため、議員の御指摘のとおり、現在、高千穂保健所長につきましては延岡保健所長が、小林保健所長につきましては都城保健所長が兼務をしている状況にありまして、業務負担が過重になっているものと認識しております。なお、この所長兼務となっている保健所におきましては、経験豊富な次長級の所長を配置しておりますけれども、さらに若手の公衆衛生医師を配置することにより、所長業務の負担軽減を図っているところでございます。また、公衆衛生医師の確保につきましては、医療系雑誌への募集広告とか県ホームページへの募集案内の掲載、さらには、県外で活躍する本県出身医師を中心に、直接面会いたしまして公衆衛生医師への勧誘を行うなど、これまでも積極的に努めてきた

ところでございます。今後は、さらに本県医師の養成確保の核となります宮崎県地域医療支援機構のほうとも連携を図るなどいたしまして、その取り組みを強化してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 全国保健所長会のホームページに、「下医は病を治し、中医は人を治し、上医は国を治す」ということで、公衆衛生の重要性をうたっております。最近、50代の保健所長が2名、続けて退職されました。やはりキャリアパスに問題があるのではないかというふうに思っておりますので、しっかりとした対応をお願いいたしたいというふうに思います。

次に、県職員の獣医師確保についてお尋ねをいたします。食肉検査所とか家畜保健衛生所ということになるんですが、その検討状況について福祉保健部長が代表してお答えください。

○福祉保健部長(土持正弘君) 県職員獣医師につきましては、今後5年間で33名の退職者が見込まれ、獣医師の確保は喫緊の課題であると認識しております。これまでも、獣医系大学の就職説明会への参加やインターンシップによる職場への学生の受け入れなど、直接、公務員獣医師の魅力を伝える取り組みを行いますとともに、国の制度を活用した修学資金の給付やインターンシップ学生に対する研修費の一部助成等を行っておるところでございます。また、今年度から確保対策の強化を目的といたしました宮崎県獣医師確保対策チームを庁内に設置いたしまして、全庁的に公務員獣医師の確保に向けた取り組みを推進することとしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 「募集をします」「年齢を上げます」では、なかなか応募がないんですよね、競争ですから。私は、例えば次長級――福

祉の場合、今は本庁の課長が一番上位ということになっておりますけれども、対米輸出検査所の場合は次長級にしていくんだとか、例えば動物管理センター、これは宮崎市で検討チームをつくっているということで、市長が議会の中で答弁をしているわけですが、そういうものも含めて、自分の将来がキャリアを積んでいける、獣医師としての誇りが持てる、そういう職場環境にしていけないとだめだと思いませんか。ですから、宮崎市の保健所では、若い獣医師がだだっど、この間といいますか、3年ぐらい前にやめましたよね。もう将来が見えるわけです。ですから、そういう処遇面も含めた対応が必要だと思いますので、担当部長の答弁をお願いします。

○総務部長(四本 孝君) 職務の格付につきましては、その困難性あるいは責任の度合いはもちろんのこと、組織の規模あるいは他の所属とのバランス等も考慮しながら検討されるものと考えております。なお、本県においては、従来から農林振興局長を初めとする次長級に獣医師を起用してありまして、課長級以上への登用状況から見ましても、処遇面において他の職種との大きな違いはないのではないかと考えております。食の安全の確保あるいは畜産業の再生・復興に向けまして、獣医師の果たす役割はますます重要になっておりますので、人材確保のためのさまざまな取り組みを進めているところでありますが、今後とも、全庁を挙げて獣医師確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 いずれにしても、総合的な対策はやらないとだめです。医師よりか獣医師のほうが試験は難しい、通らないんだそうです。そういうことをしっかり踏まえていただきたい

と思います。

最後になりますけれども、公益法人化の現状と課題についてお尋ねいたします。

広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するとして、2008年12月に公益法人制度改革関連三法が施行されました。一つは、公益性の有無にかかわらず登記により法人格を取得することができる制度と、これらの法人のうち、公益目的事業を主たる目的とする法人については、宮崎県公益認定等審議会で審査の上、公益社団（財団）法人認定を受けることとされています。従来公益法人については、特例民法法人として存続するわけでございます。そこで、公益法人制度改革の目的と必要性について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） これまでの公益法人制度につきましては、国の有識者会議等で議論がなされまして、その中で主務官庁の許可主義のもと、法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、法人設立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確であるなど、さまざまな問題点が指摘されてきたところであります。また一方で、「官から民へ」という大きな流れの中で、民間団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進し、活力ある社会を実現することが重要であるとされたところであります。このような背景を受けまして、民間における非営利活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、公益法人の設立に係る主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の問題を解決することを目的といたしまして、公益法人制度の見直しが行われたところでございます。

○鳥飼謙二議員 今、現場といいますか、法人移行するところは、てんやわんやの大騒ぎだそ

うでございます。制度への移行をスムーズに行うためのこれまでの取り組み、それから、特例民法法人数と職員数についてお尋ねをいたします。

○総務部長（四本 孝君） まず、これまでの取り組みでございますが、新制度がスタートいたしました平成20年12月以降、県では、新制度の趣旨や具体的な移行手続に関する説明会を10回開催しております。また、移行申請等に関する個別の法人を対象とした相談会を36回開催したところであります。さらに、早期の申請をお願いする文書の送付や移行申請に関するアンケート調査の実施などを通じまして、各法人への啓発にも努めてまいったところであります。

次に、県の所管する特例民法法人であります。現在165法人であります。また、これらの法人の職員数は、国の平成23年の概況調査によりますと、合計で3,731人となっているところでございます。

○鳥飼謙二議員 2013年11月30日までに申請して移行しなければ解散ということになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、これまでの新制度への移行状況と今後の予定、県として新制度移行をどのように支援していこうとされるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） まず、新制度への移行状況でございますが、公益社団・財団に移行した法人が44法人、一般社団・財団に移行した法人が20法人の、合計64法人でございます。次に、今後の予定でございますが、昨年度実施いたしました各法人へのアンケート調査によりますと、平成24年度に移行申請する予定の法人が99法人、25年度の予定が8法人、申請時期が

未定の法人が29法人となっております。また、解散を予定していると回答した法人が7法人となっております。次に、移行に関する県の支援についてでございますが、移行申請に係る残りの期間から見ましても、今後、申請が本格化してくると考えておりますので、関係部局とも連携を図りながら、法人からの相談に適切に対応するなど、引き続き、円滑な移行に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。以上で終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。

東日本大震災から1年3カ月が経過しました。会派調査で初めて震災直後の現場に立ちましたときは、決して人間の力では起こすことのできない自然の脅威に言葉を失いました。震災の日からこれまで、決して災害に遭われた皆様との心の距離が離れることがないように、また、我が県の防災への決意を込めて、繰り返し被災地を訪ねてまいりました。被災県内では、全力で災害廃棄物の処理を進めています。発災後、被災地では、まず住民が生活している場所近くの災害廃棄物を仮置き場へ移動させることを第一の目標として取り組み、平成23年8月末までに完了しました。その後、農地等に散乱した災害廃棄物の仮置き場への移動もほぼ終了し、現在、津波被害により損壊した家屋の解体が進んでいます。こうした解体により発生する災害廃棄物までを含めても、全体の8割について仮置き場への搬入が完了しています。同時に、被災地における既存の廃棄物処理施設において、全力で処理を進めてきており、再生可能なものについて資材として活用も進んでいます。加え

て、岩手・宮城両県で仮設焼却炉が稼働しており、今後、合計29基が稼働する予定で、処理は加速していくものと思われれます。しかし、それでもなお処理は追いつかず、廃棄物を埋め立てる最終処分場についても残余容量が不足し、新たに整備するとしても長い期間を要します。被災地が一日も早い復興を果たすためには、全国の廃棄物処理施設での受け入れ、処理協力が必要です。

3月16日、野田佳彦総理は、既に瓦れきを受け入れている東京都などを除き、全国35道府県の知事へ広域処理への協力を求める要請書を送りました。また、細野豪志環境大臣も同日、全国の都道府県や政令市にあてて要請書を送り、広域処理が必要な401万トンの災害廃棄物について、可燃・不燃など種類別の広域処理希望量やその放射能濃度を明記するとともに、広域処理に必要な費用も含めて、国が全面的に支援すると表明しました。瓦れきを被災地だけで処理するとすると、さきに述べましたように、20年近くかかり復興の妨げとなり、においや粉じんの問題に加え、被災地の皆さんが精神的に受けるダメージははかり知れません。先日の宮崎日日新聞の記事によりますと、宮城県の村井知事は、夏場には瓦れき仮置き場で自然発火の危険性が増すなどの実情を訴えられています。宮崎県議会は3月22日、全会派一致で受け入れについて決議し、知事へ申し入れをいたしました。これまで知事はこの問題に対してどのような姿勢で臨まれているのか、議会にいましても、マスコミ報道からも見えていません。災害廃棄物広域処理における県の役割についてお尋ねいたします。

これから後の質問につきましては、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

災害廃棄物の広域処理についてであります。今、御指摘がありましたように、国からの要請を受けているということ、それから、本年3月22日に県議会におきまして全会一致で決議がなされたことは、大変重く受けとめているところでございます。災害廃棄物は一般廃棄物でありまして、その受け入れにつきましては、一義的には、処理施設を有する市町村の判断になるので、その施設のこれまでの経緯、実態、状況、それから施設周辺の住民の皆様の意向というものを十分踏まえた市町村の判断を尊重したいと考えておるところでございます。このような考えに立って、本年3月と4月の2回にわたりまして、市町村長と直接、意見交換を行うとともに、その際、できる限りの協力をしたいという意味での意思の統一を図ったところでありまして、その合意の上に、環境省による説明会の開催や被災地、受け入れ自治体の現地調査、さらには放射能の専門家等による説明会を行うなど、市町村に対して、情報提供、検討の場の提供等を行ってきたところであり、現時点で受け入れを表明している市町村はないわけですが、今後とも、市町村と丁寧な議論に努めてまいりたいと考えております。なお、現在、市町村に対しまして、これまで実施してきた取り組みを踏まえ、現時点での検討状況を再確認しているところでございます。私も、市町村長さんと顔を合わせるたびに、この問題について議論をし、今後の対応というものを今後とも考え続けてまいりたい、そのように考えております。〔降壇〕

○井上紀代子議員 それでは、ちょっと形を変えまして、職員の、今、被災地に派遣されてい

る皆さんのフォローについて、総務部長並びに警察本部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○総務部長（四本 孝君） 東日本大震災被災県の支援のために、現在、知事部局及び企業局からは、12名の職員を長期派遣しておりますが、健康管理につきましては、派遣先の県において適切なケアが行われているほかに、定期的に連絡を行いまして状況を確認するとともに、福島県の警戒区域等の周辺に派遣する場合は、被曝線量のチェックや派遣終了後の健康相談なども実施しております。また、県内の市町村においても、7団体から12名の職員が被災地へ長期派遣されておまして、おおむね県と同様の対応がなされているところであります。なお、派遣職員による知事への報告会あるいは職員ブログへのレポート掲載など、派遣職員の現地での貴重な体験を県内にフィードバックさせる取り組みを行いますとともに、被災地の状況把握や派遣職員の激励のために、私を含め、現在までに19名の部長及び次長級職員が現地を訪れているところであります。今後とも、被災地の要請に応じた人的支援を行いますとともに、派遣職員へのフォローにも十分配慮してまいりたいと考えております。

○警察本部長（加藤達也君） 警察につきましては、現在、岩手県に4名の職員を長期派遣しておりますが、派遣先において、健康診断やストレスチェック等の適切なケアが行われております。また、本県からも、定期的に健康状態の確認等を行っております。短期派遣職員に対しては、産業医の診察や保健師の面接を受けさせるとともに、特に福島県への派遣職員に対しては、放射線健康診断を受診させているところであり、現在、健康状態に問題のある職員はおりません。また、帰県時に活動状況の報告会を設

けたり、代表者の体験座談会を警察機関誌に掲載したりするとともに、被災地での活動状況の写真等を展示するなどして、貴重な体験の共有化を図っているところであります。さらに、被災地の状況把握や派遣職員の激励のために、幹部が現地を訪れております。今後とも、派遣職員に対するフォローを行うとともに、被災地への必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 被災地で頑張っておられる職員の皆さんに敬意を表したいと思います。そしてまた、その報告は、しっかりと各部長も、それから知事もお受けになっていると思います。3月22日にしました宮崎県議会の受け入れ決議については、知事はどのように受けとめておられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど申しましたように、全会一致での決議がなされたということでごさいます、大変重く受けとめ、決議にごさいましたように、市町村に受け入れに向けた働きかけを行うということで、さまざまな説明会、また現地調査などに取り組んでいるところでございまして。

○井上紀代子議員 午前中の答弁を聞かせていただきました。私どもは、県議会は、政治家の集団なんです。ここにいるみんなはですね。ですから、住民にとって耳ざわりの悪いことでも、言うべきときにはしっかり言うというのが、これが政治家集団の固まりだからこそ、県議会はそういう決議をしたんです。知事は、そのことについて、どのように本当に真剣に受けとめておられるのか、そこを再度、確認しておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 議会の総意ということ

で、真摯に受けとめておるところでございませう。今、耳ざわりの悪いこともという御指摘がございましたが、私がこれまで申し上げておりますように、大変重視すべきは、受け入れ施設の周辺の住民の皆さんの理解と協力を得て進めていくということが大変重要であろうということでごさいます、そこに、これまで築かれてきた信頼関係にひびが入るようなことがあつてはならない、そういう意味で丁寧に進めてきたと。市町村とも協議しながら議論を進めてきたところでごさいます。なかなか結果が出ないということについては、その事態を真摯に重く受けとめ、何とか前に進めてまいりたいということをおもっておるところでございまして、今後とも、真摯に議論を進めていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、課題として、「災害廃棄物の処理について県の役割は」ということを一つテーマとして、今回通告いたしました。ほかの皆さんは、知事の政治姿勢というところで、この瓦れきの処理について求めておられるんですね。ですから、知事が、宮崎県が、広域処理についてのどういう役割を果たしていくのか、そこをなぜ明確にできないのかということをおもって疑問に思っているわけです。ですから、「ここにいる県議会議員は一般廃棄物のそういうことも知らんでから、あんなことを決議したとか」とか「自分のところの焼却炉がないのに何で決議するんだ」とか、そういうレベルでの議論とはちょっと違うんですね。私は女川町に行ったんですが、そこは東京都が受け入れをしているところなんです。ですから、東京都も来ましたし、宮城県、それから環境省ももちろん来ました。そして、女川町ももちろん来られて、全部を私と渡辺創議員と2人で行って実際

に調べてきたんですが、問題は、その受け入れていくときのスキームのつくり方なんですよ。そのスキームをつくっていくときに、例えば、国はどのような役割を果たして、県はどのような役割を果たして、市町村はどのような役割を果たすか。県はその役割をどのような形で果たしていこうとしているかというのが明確でないから、市町村もなかなかそれに一步踏み込むということができないわけなんですよ。ですから、おっしゃるとおり、市町村の、その自治体の長さんの考え方というのを大事にしたい——おっしゃることはわかります。私たちは大学の講義を受けているわけではないですから、そこはよくわかるんですけども、本来、今、何をしなければならなくて、県としてはどこの役割を果たすのかということを知事のほうから明確にしない限りは、いつまでたっても話は進まないのではないかなと思うんです。2014年3月なんて、どんどんどんどん過ぎていってしまうというふうに思うんですよね。一番最後になって、もう終わってしまったところに、じゃ宮崎もというふうに言われても、同じ心に寄り添うということは一切できないのではないかなというふうに思っています。そして、災害廃棄物の受け入れの仕方についても、いろいろあると思うんですよ。宮崎県としては、こういう受け入れじゃないとだめなんだということも含めて、きちんとしたスキームをつくれるかどうかという、そこが自治体の力だと思うんです。県の力だと思うんです。それがないから、知事は何度マスコミの人から問われても、「じゃ、うちのエコクリンプラザはどうなっているんですか」とかいろんな話をされても、何ら明確なお答えをされたことがない。それが私どもが辛いと思う一つの——今回、大きな声で質問させていただ

く恥ずかしさに今耐えているところなんですけれども……。

○知事(河野俊嗣君) 役割という話がありました。国が全体の処理スキームを地元の自治体と相談しながら、今回の広域処理のスキームをつくって、そして安全の基準を、その処理の手順を示しているということかと思います。そして、各県知事、それから各自治体に呼びかけをしたということでございます。それを私ども県知事としては受けとめて、一般廃棄物の処理の責任を担う市町村に対して、受け入れについて相談を行っているということでございます。広域自治体の県としては、その一般廃棄物だから、それは市町村だから全然知らないということではなしに、大変重要なことは、どこかの自治体が受け入れるというふうに決めましても、例えばそれが陸路なのか海路なのか、必ず複数の自治体に関与することになりますので、その自治体との調整は必要になってくるというふうに思っておりますし、市町村長と意見交換をする中で、個々の市町村が判断するのは、住民に対する説得を行う、また意見交換を行う中でもなかなか難しい、県全体として方針を固めるべきではないかというお話があったわけでございます。そういう意味において、県全体としてのコンセンサス、何とか協力できないかということを実体化するという意味でのコンセンサスを形成すべく、これまでもさまざまな取り組みを行ってきた、それがまさに県の役割であるというふうに考えておりますし、これからも、まだ国の要請は続いておりますし、それを引き続きいろんな形で投げかけをする、それが県としての果たすべき役割であるというふうに考えておるところでございます。また、国ともいろんな連絡をとりながら、また、午前中も答弁を

申し上げましたが、被災地の宮城県の知事とも
いろんな意見交換をし、情報入手をしながら、
それをまた市町村に伝えていく、それが大事だ
というふうに考えておるところでございます。

エコクリーンの話がございました。先日も宮
崎市の戸敷市長とも意見交換をさせていただきました
が、残念ながら、構成市町村では、今の
段階では受け入れに賛成のところはないという
ような状況でございますが、何とかその可能性
を探ることができないか、これからもしっかり
と働きかけを進めてまいりたいというふうに考
えております。もちろん瓦れきについては、そ
ういう真摯な議論を行っていくわけでありませ
が、それ以外の被災地・被災者支援というのも
全力で取り組んでまいりたい、そのように考え
ております。

○井上紀代子議員 今、知事がお答えになった
内容というのは、知事提案説明要旨の中で、
「県としましては、引き続き市町村との議論を
深めながら」というところの「県全体のコンセ
ンサスの形成に向けて取り組んでまいりたいと
考えております」というのが、まさに今の答弁
ということですか。

○知事(河野俊嗣君) それにもう少し説明を
加えたということで、基本的な姿勢について
は、その考え方のおりでございます。

○井上紀代子議員 ちょっと端的な言い方をす
れば、受け入れについて賛成なんですか、反対
なんですか。知事としては、どうしたいと思っ
ておられるんですか。

○知事(河野俊嗣君) 反対とか受け入れをし
ないということは考えていないわけでありませ
す。何とか協力できないかという思いでのこれ
までの議論なり検討ということでございます。

○井上紀代子議員 何か回りくどい答弁で、よ

くわからないんですが……。だから、市町村も
自分のところで決めて——私はちょっと口蹄疫
のときのことがほうふつとして、そこでつらさ
が出てくるわけですけども。国が国が国がと
言っている間に、本来は、自分たちのところで
本当に受け入れるとするなら、安全基準も含め
てどういうものでなければならない、宮崎県と
してはこういう姿勢なんだということが何も一
切出てこないで、市町村が市町村が市町村が
と、市町村の方たちの判断だけで——だから、
市町村の方たちが判断するに足り得る県の立場
というのをはっきりとさせていただきたい、そ
う思うんです。そこをお答えいただきたいんで
す。

○知事(河野俊嗣君) 全く県としての考え方
を示していないということではありません。何
とか協力できないかという方向で検討しましよ
うということでございます。具体的にはという
ことを今、少しおっしゃいましたが、国が示し
た基準より、より厳しい県としての基準を設定
して、受け入れに向けた検討を行うことができ
るのか、そのような投げかけもしておるところ
でございますし、市町村が市町村がということ
で、判断を丸投げということではなしに、その
考え方を尊重したいということでもあります。し
かも、県全体としてのコンセンサスを得て進め
ていくことが、それぞれの市町村にとっても、
その物事なりの考え方、検討を進めやすいの
ではないか、そのような考え方に基づいての丁寧
な議論を進めていきたいということございま
す。

○井上紀代子議員 これで最後にさせていただ
きたいと思いますが、東京都のスキームを見て
みると、東京都の方たちは、受け入れのための
選別施設で働いている東京都の職員のために

も、東京が雇用している方の健康のためにも、そこには最大の放射線の被曝がないように、それをやるわけですよ。そして、もし受け入れるとしても、受け入れるときは幾らじゃないと、自分たちのところではこのレベルじゃないと、絶対にだめですよということを明確にしているわけですよ。それでなければ、後は県と国との話でしょうし、そういうことは一切ないと思うんですよ、今の状況の中では。知事は一回でもそういうところは見に行かれたんですか。それでちょっと疑問もわくところなんですけれども。現場で現実に動いているところ、現場を見て、そして判断もされたのか、そこがちょっと私は疑問のわくところなんです。職員の方は行かれて、現実にそこにおられて、その報告も受けられて、部長クラスも行って、その報告も受けられて、なおかつ知事はどういう——今、被災地の皆さんに寄り添うとしたら、宮崎県は何ができるというふうにお考えなんですか。

○知事(河野俊嗣君) 私自身がそういう処理の現場を見たところではございませんが、昨年、現地に参りましたときに、瓦れきの状況というのは見たところでございます。処理の状況につきましては、これまでも答弁しましたとおり、国が示した基準なり、それぞれの自治体が示した基準を満たすような形で、安全の基準を満たすような丁寧な作業が進められているというところは改めて確認ができたところでございます。ただ、問題は、その安全の基準というのが、住民の皆さんを初めとした安心になかなか結びついていない。それから、今、市町村長に呼びかけておりますのは、次の段階として必要なのは、やはり当該施設周辺の住民の皆さんとの意見交換なり、その働きかけということ

でございますが、残念ながら、そこに至るまでの安全性というものを確認できないというようなことが、今、市町村のスタンスであります。これにつきましても、答弁を申し上げておりますが、低線量の被曝、放射線に対する安心というものが、なかなか科学的に解明されていない状況の中で、そういったリスクというものを我々社会としてどう受けとめるかという議論が大変重要になってくるというふうに思っておりますので、引き続き、そういう意味での市町村との意見交換も進めてまいりたいというふうに思っておりますし、そういう次のプロセスに進む努力というのを何とかこれからも取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○井上紀代子議員 やはり首長というのは、それだけの力を、権限をお持ちなわけですから、リーダーシップというのを今後も期待していきたいと思う。決して県議会と知事との関係が、そういう意味では瓦れきのようにならないように期待をしたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。5月に大変貴重な時間をいただきました。プラチナ構想ネットワーク会長、そして三菱総研理事長、東京大学総長顧問であります小宮山宏さんの講演を聞くことができました。「日本再創造～「プラチナ社会」の実現を目指して」というものでした。内容は2つに分かれておまして、1つは、基本的な考え方として21世紀の代表的な4つの視点、人工物の飽和、エネルギー転換、化石資源から省エネ・新エネへ、それから長寿化と少子化、再び人口に比例するGDPへということ、それから2つ目は、日本の戦略として日本再発見、ビジョンとしてのプラチナ社会、エネルギー資源戦略、東北にプラチナ社会をつくる、この非常に貴重な講演をいただいた

ところでは、それで、プラチナ構想ネットワークに宮崎県も入っていればいいのになというふうに思いましたが、残念ながら入っておりませんでした。それで、新エネルギーについてお尋ねをいたしたいと思います。

日本のエネルギー自給率はわずか4%で、そこで注目されているのが、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーです。震災に伴う原発事故を機に、大規模で集中的な発電の弱さが課題になりました。また、輸入に頼る化石燃料の価格上昇が各産業の負担になっている問題もあります。分散型・地産地消で無限にあるエネルギーの利用は、災害の備えとなり、国の富の流出を防ぐ意味でも重要です。御存じのとおり、昨年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）によって発電した電気を、一定の期間・価格で買い取ることを電気事業者が義務づけるもので、7月1日からいよいよ制度がスタートします。再生可能エネルギーは、エネルギー政策上、重要な位置づけを有する一方で、ほかのエネルギーに比べてコストや安定性の面で課題が存在することも事実です。再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、固定価格で買い取ることを電気事業者が義務づけることによって、コスト回収の見通しを立てやすくし、より多くの人々が設置しやすくなる環境をつくるための制度が、固定価格買取制度だというふうに私は思っています。買い取り価格も期待できるとするならば、このまま進めば、民間参入も見通しが立ちそうですし、再生可能エネルギーは、宮崎県の地域環境によっては大変有利だというふうに思います。それで、今回策定予定の新エネルギービジョン

と現ビジョンとの方向性の違いについて、まず伺っておきたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 現ビジョンにおきましては、地球温暖化問題への対応や資源循環型社会への対応等を基本的な方向性として、新エネルギーの導入促進を図ってきたところでもあります。そのような中、昨年発生した東日本大震災を受けて、大規模災害時において地域へ安定的に供給でき、また、環境に優しく安心なエネルギー源として、新エネルギーへの関心や期待が高まっております。現在、骨子を検討している段階でございますけれども、このような状況の変化から、今回策定する新エネルギービジョンには、現ビジョンの基本的方向性に加えまして、新エネルギーのさらなる導入促進により、災害に強いエネルギーシステムの構築を図っていくことを大きな柱として盛り込み、策定を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 それでは、新エネルギービジョンを策定するに当たって、県民、それから事業者の意見を聞くことは大変重要だと思っておりますが、どのような体制で策定するのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 新エネルギービジョンの策定に当たりましては、各分野の団体や学識経験者等で構成する策定検討委員会において、専門的な立場から御意見をいただくとともに、市町村と意見交換を行いながら、県民・事業者へのアンケートやパブリックコメントを実施し、幅広く御意見をお伺いすることとしております。また、県議会に対しましても御報告させていただきながら、今年度中の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 それでは次に、住宅用の太陽光発電の導入のことについてお伺いします。導入を促進するということは大変重要なことだと思いますが、県は今後どのような取り組みをされるのか、お伺いいたします。

そしてまた、同時にこれは県産材を利用すると補助金がちょっと違くと、そういう大変おいしいところもあるわけですが、これまでの実績と、今年度の申し込み件数及び今後の目標について、重ねてお尋ねしておきたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 住宅用太陽光発電につきましては、国の補助制度に合わせまして、平成21年度から補助や融資の制度を創設し、その導入を促進してきたところでございます。その世帯普及率は、平成20年度の2.36%から、平成23年度は4.34%に増加してきております。太陽光発電については、日照条件など、本県の高いポテンシャルを活用した新エネルギーの大きな柱であると考えておりますので、これまでの事業の成果等を検証しながら、今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

また、県産材の利用でございますけれども、県産材の利用を促進するため、平成23年度から県産材を構造材の80%以上使用した新築木造住宅に太陽光発電システムを設置した場合、補助の上限額を2万円増額しているところでございます。その実績は、平成23年度の補助件数2,287件のうち、6.4%に当たる147件となっております。また、本年6月7日現在の受け付け件数は1,042件であり、そのうち補助対象が54件で5.4%程度でございます。今年度は前年以上の件数となるよう、一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ県産材の利用を進める

ためにも、もっと宣伝をしていただけたらというふうに思っています。

次に、固定価格買取制度の7月の施行によって、本県でもメガソーラーの立地が進むと思われませんが、問題は、これは、ただ、どこでもやっていただければいいということではないので、九州電力さんの送配電網の接続とか、そういう点で、いろいろな意味での協議が必要になってくると思うんですけれども、懸念される課題とその対応策について、県の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） メガソーラーの立地に当たりましては、今お話にありましたように、九州電力の送配電網への接続、このための協議がまず必要であります。また、実際の接続に当たりましては、高圧線の強化あるいは電圧調整機器の導入等にかかります費用負担の発生など、そういうさまざまな課題があるところであります。このために、県では、九州経済産業局や九州電力の御協力をいただきまして、発電事業に関心のあります県内企業や市町村の担当者等を対象にしまして、6月6日に説明会を開催いたしました。7月から施行されます「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の内容あるいはメガソーラーの現状と課題、そして九州電力との協議の進め方など、発電事業に取り組む際に必要となる情報の提供を行ったところであります。県といたしましては、今後も、国の動き、取り組みを注視しながら、企業等への周知を図っていききたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 そしてまた、ことしの夏を迎えるには、今まで東京電力の福島事故等を踏まえて、私どもは電力に頼りながら生活してきたというのは事実でして——とは言いつつ、

例えば脱原発を言う方もいらっしゃいますし、なぜ稼働させるのかと言う方もいらっしゃるわけですが、いろんな意味で、今まで電力に頼り切っていた生活を改めていく、見直していく、そして自分たちでできる、節電も含めてそうですけれども、電力に頼り切りの生活から、ある程度自分たちの中でエコを考えつつ生活できるということをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。つまり、節電に関して、家庭や職場、これまでの生活のあり方を見直していくことが大事だというふうに思っておりますが、それについて、どのように考え、また啓蒙していかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 県民・事業者の皆様には、これまでも省エネ、節電に取り組んでいただいておりますが、特にこの夏、電力不足が懸念されております。より一層の節電、電力利用の見直しに御協力をいただく必要があるというふうに思っております。県といたしましては、県自体、一事業体として率先して節電に取り組むとともに、県民や事業者の皆様に対しまして、家庭や職場での具体的な節電事例を明示した「節電メニュー」などを、県の広報媒体やさまざまな機会を通じて発信してまいりたいというふうに考えております。今、議員のほうからのお話にありました生活のあり方の見直しということも、大切なことであるというふうに思います。夏ですので、健康ということについては十分留意しながらも、便利さとか快適さばかりを求めるといような生活スタイルを考え直し、忘れがちな電気の大切さということを実感するきっかけにもなるというふうに考えております。

○井上紀代子議員 それから、もう一つ、小水

力発電事業の取り組み状況をお聞かせいただきたいと思っておりますが、農政のほうは午前中に答弁を聞かせていただきましたので、企業局における小水力発電の取り組み状況についてお尋ねしておきたいと思っております。

○企業局長（瀧砂公一君） 企業局におきましては、昨年の原発事故を受けたエネルギー情勢の変化など、最近の再生可能エネルギー開発促進の流れを追い風といたしまして、これまで培ってきた企業局の技術やノウハウを生かせる小水力発電に積極的に取り組んでいるところでございます。今後の新規開発の有望地点といたしましては、治水ダムを新たに発電に利用する観点から日南ダムを、また、河川維持放流水を活用する観点からは、本年4月に既に運転開始した祝子第二発電所がございまして、これに引き続き、綾北ダムを次の候補地として考えておきまして、現在、必要な調査や関係機関との協議を進めているところでございます。また、市町村等の計画する農業用水等を利用した小水力発電につきましても、農政水産部と連携して、流量観測あるいは可能性調査など、技術面からの支援を行っているところでございます。私どもといたしましては、このような取り組みを通じまして、県内の小水力発電の開発を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 大変おもしろい取り組みですし、これからも知恵を出しながらとか、工夫しながらやっていただくことを期待したいというふうに思います。

次に、記紀編さん1300年記念事業のことにつきましてお尋ねしたいと思います。まず、これは、私ども新みやざきは島根県にも行ってまいりましたし、いろんな意味で記紀編さん1300年

記念事業を、どうやったら県民の皆さんも参加しつつ、楽しみながら、そこがまたある意味で観光の大きな売りになり、そして農政にも波及し、いろんなことに波及していけるか、行った新みやざきのメンバーと凶師議員と一緒にいろいろな議論をし、大盛り上がりで島根県でいろんな勉強もさせていただきました。最初3人ぐらいで出発した島根県の取り組みも、今や60人体制でやっておられるということで、私どもとはまだまだ差があるのだなということを実感した次第です。ただ、私は、この記念事業を「ふるさと再発見」——改めてこの宮崎というところを宮崎県民の皆さんに知っていただいて、そして改めて好きになってもらって愛してもらって、そこから何かが発信できるとしたら、もっともっと宮崎の強さというか潜在力というのは発揮できるのではないかというふうに変な期待もしています。だからこそ、動かし方、つくり方というのを、ぜひ私は期待したいと思います。初日の私ども新みやざきの代表の西村議員にお答えになった内容を聞いておりました、そんなふうには知事は考えておられたんだなということを、改めてしっかりと受けとめさせていただきましたので、そこをどのように今後つくっていくのか、お伺いしておきたいと思っています。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、古事記編さん1300年という機会をとらえて、改めて宮崎の歴史的・文化的な資源、宝というものを見詰め直す、まさに「ディスカバー宮崎」という表現もしておったりするわけではありますが、今、御指摘がありましたように、再発見の機会とすべき大変重要な時期であろうというふうに変な期待もしています。県民の皆さんと話をしても、また県出身で県外で活躍しておられる方も、古

事記というものと我々が日ごろ親しんでいるいろんなものが、そんなに結びついてたのかということを知らなかったという声が大変多く聞かれるところでございます。したがって、数々のイベントなり講演会なり研修会なり、そういうものを通して、まずは県民の理解促進を図っていききたいという、結構地道かもしれませんが、実はこの足元を固めるということが大変重要であろうかと考えております。そういう中で、一方では外に向けて発信していく、これも大変重要でございますので、秋に向けて、さまざまな核となるイベントも今検討しておるところでございます。そういう推進体制としまして、先日——県だけでこれはやる話ではありません。市町村、それから経済団体と一緒にしながら、記紀編さん1300年記念事業の推進協議会の体制も整えたところでございまして、今それぞれの市町村での、例えば日向であればお船出のことをアピールしていこうというような取り組みが、それぞれ進みつつあるところでございます。そういったところを、どんどんその輪を広げていって、県全体の盛り上がりをしていき、また、長いスパンでとらえて、地に足をつけた取り組みというものを進めてまいりたい、そのように考えています。

○井上紀代子議員 実は島根県に行ってみました。島根県は「神話博しまね」を予定しておられるので、取り組みの仕方というのがまたちょっと違うんですね。それでありながらも、先日の宮崎日日新聞によりますと、溝口善兵衛知事は、まだまだ不十分だと、県民に対するあれがまだ自分たちは足りない、だからこそ、いろんなホテルの方とかタクシーの運転手の皆さんだとかに直接呼びかけて、その方たちの力をかりているというふうにおっしゃっており

ました。確かに、私どもは先に取り組んだわけじゃなくて、ちょっとのっかかっていくところもあるわけですが、古事記と関係の深い他県との連携——だから、まず最初に人を動かすとしたら、そこから動かさざるを得ないところもあると思うんですね。それと、九州圏の地域の皆さんのお力をかりたいと思いますが、それはどのような取り組みをされるのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） まさにそういう関係の島根なり奈良、縁が深いところでございますが、そういう県との関係は決して競合する関係ではありません。高天原から、出雲神話から、日向神話から、そこをずっとつながっていく話でありますので、島根にしても奈良にしても、取り組みをすればするほど、日向神話というものも浮かび上がってくるし、それにのっかるような形で、我々としても努力をしなければいけませんし、お互いがそういう連携の意識を高めていくことは、大変重要なことであろうかというふうに考えております。先ほど申しました秋口の核となるイベントでは、「古事記ゆかりのご当地グルメまつり」ということを、島根から奈良から招いて、ひとつ盛り上げを図りたいというふうに考えておりますし、「神話博しまね」では、例えば本県のブースを展示するとか、共同で首都圏でシンポジウムを開催するなど、いろんなことを計画しておるところでございます。また、九州の内部でという話がございました。これは九州観光推進機構と協働いたしまして、東京、大阪、福岡などの大都市部において、旅行会社向けのプロモーション活動を実施したり、熊本、鹿児島、宮崎という南九州3県が一体となった関西での誘客活動に取り組んで

いるところでございます。引き続き、そういう連携・協働をキーワードとしながら盛り上げてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今回取り組まれた中で大変おもしろいと思ったのが、神話巡りワンコインツアーです。これは、バス業者の皆さんからお手伝いをいただかないといけませんし、旅館・ホテル業の皆さんからお手伝いをいただかないといけませんし、県民の皆さん全体が乗っていただけるような、そういうのをやっていかないといけないと思うんですね。これまでの実施状況というのをどんなふうに把握されているか、また今後の展開というのを伺いたしたいと思います。実は、私の毎回行っておりますミステリーツアーは、今回は副議長のいらっしゃるえびのの方向、西の方向に行かせていただいて、大型バス1台だったんですが、みんなで、私もワンコインのチラシをまきまして、ぜひ一回乗ってくださいと、そしてまた、私たちにその意見を聞かせてくださいということをお願いしたばかりなんです。まだまだ実施されておませんが、今後の展開をお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ワンコインツアーにつきましては、ことしは1300年という節目の年でありますことから、古事記の舞台である本県の神話の魅力を最大限に活用した誘客を図るため、みやざき観光コンベンション協会において、本年1月から土曜・日曜・祝日を中心に、まず、宮崎・西都の神話ゆかりの地をめぐるコースでスタートしております。さらに、4月からは、新たに日向・高千穂を加えた2コースで実施しておりますが、大手旅行会社の旅行商品にも組み込まれ、毎回ほぼ満席の利用状況にあり、また利用者へのアンケートを实

施しているんですが、その調査結果からも、この取り組みや神話についての説明をいただいているボランティアガイドについて、高い評価を受けているところであります。県といたしましては、今後とも、より高い利用者の満足度が得られるよう、アンケート結果等も踏まえ、新たなコースの開拓や地元ガイドの養成などについて、観光コンベンション協会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひこのことについては、今、一事業者ですけれども、ほかのバス事業者の皆さんからのアイデアとかも入れていただいて、いろんなことを、試験的にも含めてそうですけれども、やってみていただきたいというふうに思います。拡大をしていただけたらと思います。

次は、青島の振興について、県の姿勢を伺いたしたいと思います。これは私のテーマでもありますが、青島というところを本当にあのままほっておいてはいけないと思うんですよ。記紀編さん1300年の中でも、青島神社というのは大きなまた力も持っておりますので、ここについて県の姿勢を知事にお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 青島に関しまして、最近、ブルーアイランドリゾート社の旧橋ホテル跡地の再開発断念という残念なニュースがあったところでございます。期待をしておったところでございますが、ただ、廃墟と化しております建物自体は撤去された、半歩前進ではないかという思いのもとに、今後とも、今、御指摘がありましたように、本県にとって非常に重要な観光スポットでありますし、まさに古事記編さん1300年ということに当たり、一つの大きな舞台であるというふうに考えております。1月に裸まいりに参加させていただきましたけれ

ども、あれも寒いときにみそぎをするというだけでとらえるのではなしに、山幸彦が海神宮に行行って、それを帰るのを村人が着のみ着のまま迎えに行ったんだ、それに由来するものだよというふうに、古事記というフィルターを通して見ると、もっともっとその魅力というものが増してくる、そのように考えております。したがいまして、ことしという機会をとらえて、もっともっとその魅力をアピールすることが大事だというふうに思っておりますし、今、県が取り組んでいるものとしましては、マリンスポーツを生かした「波旅」、恋や愛にちなんだスポットをめぐる「恋旅」、それから季節の花を楽しみながら観光地をめぐる「花旅」、こういったものがすべて青島には重なる部分があるところでありまして、まさに本県における一つの重要な観光スポットであるというふうに考えておるところでございます。宮崎市において、平成20年に策定された「青島地域活性化基本計画」に基づいて、さまざまな取り組みが進められておるということでございますが、県としても積極的に協力しながら、県全体としても、そういう大変重要な位置づけである青島の振興にも取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ一層の取り組みを要望しておきたいと思います。

次に、県立病院についてお尋ねをしたいと思います。

県立病院は、災害拠点病院として、宮崎県内ありとあらゆることが非常に期待をされているわけですけれども、災害拠点病院としての機能強化をどのように図っていかれるおつもりなのか、病院局長にお尋ねしておきたいと思いません。

○病院局長(渡邊亮一君) さきの東日本大震

災では、災害医療の拠点となるべき病院自体が壊滅的な被害を受けまして、その後の医療・救護活動に大きな支障を来したところもございました。このような状況を踏まえまして、病院局では、防災力向上の観点から、津波や水害等の災害時における診療機能の維持のため、各県立病院において非常用発電設備を高層階に増設する工事等を、今年度、約3億4,000万円かけて実施することとしております。また、昨年度には、DMATを、県立宮崎病院、日南病院に次いで県立延岡病院にも編成するとともに、災害時の通信手段の確保を図るため、衛星電話の整備を行ったところでございます。3つの県立病院はいずれも災害拠点病院でございまして、中でも、県立宮崎病院は基幹災害拠点病院に指定されております。それぞれ海拔や海岸からの距離等の立地条件も異なりますので、そのようなことを念頭に置きながら、必要な診療機能の確保、施設設備の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今、病院局長からの答弁がありましたとおり、この3つの病院は、海拔や海岸からの距離等の立地条件というのが、本当にこれで安全なのだろうかと思わせる部分が幾つかあるわけです。特に私が住んでおります宮崎市の県立宮崎病院は、大淀川の浸水地域に位置しておりますが、診療機能確保のために、どのように今後対策を講じられるおつもりなのか、ぜひ病院局長にお聞かせいただきたいと思っております。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院でございまして、標高6メートル、大淀川との距離が約1キロという立地状況でございまして、平成17年の台風14号災害を教訓に、平成21年度に外部出入口に浸水対策用の防水壁を設置する

など、その対策を講じてきたところでございます。また、先ほど答弁しましたように、今年度、非常用発電設備を高層階に増設することとしております。しかしながら、県立宮崎病院は、宮崎大学医学部附属病院と並び、災害時には県全体の中核となる基幹災害拠点病院でございます。入院患者等の安全という視点はもちろんでございますが、先般の東日本大震災のような想定外の災害の中でも、機能不全に陥ることなく、救急患者の積極的な受け入れや地域の医療機関への支援など、その力を発揮できるかどうかは大きな課題でございまして、災害の想定をどこまで考えるかでその対応は異なると思っておりますが、基幹災害拠点病院としての機能の確保という観点から、改めてそのあり方について、現在検討を行っているところでございます。

○井上紀代子議員 ぜひこのあり方については、検討でいいのかわかりませんが、検討し研究も続けていただきたいと思っております。そして、しっかりとした対策をとるべき内容だというふうに思っておりますので、それは病院局長に要請しておきたいと思っておりますし、知事にもその受けとめをしていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、就労支援について、ぜひ教育長にお尋ねしたいと思います。

実はほかのもしようと思ったんですけれども、時間が余りありませんので、中学校の就職支援については、また後でお聞かせいただきたいと思っております。

実は今、非常に心配しておりますのは、特別支援学校において、生徒が地域の施設とかいろんな企業等で職場体験とか実習を行う際、学校が事前に職場環境とか業務内容を把握することを、本当はしなければならぬし、先生方も実

際に見に行つて、そこで自分は生徒たちに何を伝え、そして生徒たちにどういうふうと言つた場合に、それが本当にこの子に向いているのか、だれちゃんに向いているのかということとかが本当になされているのか、ちょっと心配をしています。それについては、今、教育委員会ではどのように取り組まれているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長(飛田 洋君) 今おっしゃつたような例が一例でもあるとすれば、早急に改善しなければならぬと思ひますが、特別支援学校におきましては、卒業後の具体的な進路を想定させ、働くことの大切さや喜び、厳しさなどを体験する機会として、職場体験や地域の企業等における実習に取り組ませているところであります。実習に当たりましては、進路指導主事等が事前に受け入れ企業等を訪問し、障がいのある生徒の実態を企業に十分理解していただくよう努めるとともに、安全上の留意点や職場の決まり、作業工程や必要な技能など、職場環境や業務内容についてしっかり把握し、生徒への事前学習を行うなど、効果的な実習ができるよう配慮しているところであります。また、学校での作業学習と校外での実習との連携を深めるため、講師として企業の方を招聘し、作業学習のあり方についても改善を図る取り組みを行っているところであります。今のようなお話もしつかりと踏まえまして、今後、学校が地域の企業や関係機関と緊密に連携を図るよう十分指導していきたくと思ひます。

○井上紀代子議員 ぜひお聞かせしたいと思ひます。就労支援をしていくときに、特別支援学校の方たちというのは、普通の企業に行かれるのとちょっと違うところがいっぱいあるわけですね。例えば喫茶業務につかれる場合は、お客様

がいらつしゃつて席に座られるまで、「いらつしゃいませ」と言つてしつかりと立っておくという、この立っているという時間を、子供たちが十分受けとめることができるかどうかというのは、それが一つ学校の訓練として大変必要な内容になるわけですね。それからお水をお持ちし、お客様にというふうにしなければいけないわけなんですけれども、まず最初は、立ってお客様が座られるまで待つということができなければいけないわけなんです。学校の先生方はそういうところが余りよくわかつておられないのか。だから、本当に何を求められているのかということをしつかりと先生方もつかんだ上で、いろんな学校の中でする訓練等もやっていただければというふうに期待しておりますので、ぜひよろしくお聞かせしたいと思ひます。

続いて、福祉保健部長にお尋ねしたいと思ひますが、障害福祉サービス事業所の清掃業務とかが大変今、例えばいろんな意味でここは注目されています。それで、いろんな施設の方が一つのところをめぐつて、入札とかも含めてそうですけれども、たたき合いになっている部分もあるわけですね。できましたら、そのことというのは、そこに入っておられる皆さんの日当とか賃金にはね返っていくわけですから、やはりそこが安くなれば、皆さんが受け取られるお金というのはどんどん少なくなっていくことになりますので、受注の拡大をどう図っていくのかというのは、それを施設の皆さんやそういう就労支援をされている皆さんのところにお任せするのではなく、ある意味、力を注ぐ必要があるのではないかとと思ひますが、それについては、部長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○福祉保健部長(土持正弘君) まず、官公需

のほうの状況を申し上げたいと思います。県、市町村等からの障害福祉サービス事業所へ発注されます官公需の実績でございますけれども、平成23年度の、清掃業務だけではなくて物品提供も含めた受注総額が約7,300万円、そのうち清掃業務など役務提供による受注額が5,300万円というふうになっているところでございます。役務の提供につきましては、22年度からいたしますと、22%伸びているという状況でございます。議員がおっしゃいました今後の受注拡大についてでございますが、現在、新たな工賃向上計画を策定しているところでございまして、新たな視点といたしまして、ただいま申し上げましたような市町村における従前の随意契約による優先発注としての官公需の拡大、それから地元商工団体との連携など、積極的な支援への取り組みを盛り込むこととしておりまして、計画策定後は、県、市町村及び関係機関が一体となって、事業所の受注拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 それでは最後に、宮崎県の農業振興について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

国では、我が国の食料・農業・農村政策の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われて、戸別所得補償制度の導入を初めとする農政の大転換が進められています。今後は、戸別所得補償制度の本格的な導入、品質と安全・安心といったニーズに対応した生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山魚村の再生の3つの政策を基本に、「食」と「地域」の早急な再生が図られようとしています。6月議会直前に会派調査で農林水産省へ伺って、「各地域の人と農地の問題解決に向けた施

策」、人・農地プラン、新規就農、農地集積について、意見交換をしてきました。今、私どもは、口蹄疫からの再生と復興、そして高病原性鳥インフルエンザの多発、新燃岳の火山活動から宮崎県の農業が受けた被害を、どう再生・復興していくかということが課題だと思うんですね。しかし、これはピンチはチャンスととらえて、農業政策にこれまで以上に選択と集中が求められて、地方分権・規制緩和が推進され、地方の役割が大きく変化したととらえるべきではないかというふうに思っています。そこで、私は、宮崎県の担い手の高齢化や減少が見込まれる中、農業農村を支える担い手として期待される新規参入者や女性農業者の将来像、その育成対策について伺いたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県といたしましては、厳しい情勢の中でも本県農業を持続的に発展させる観点から、平成32年には840の農業法人と8,000戸の主業農業が農業生産の大宗を担う姿を展望しております。一方、担い手の高齢化は一層進行することが見込まれ、意欲ある若い就農者や女性農業者の存在が、ますます重要になってくると認識しております。新規就農者につきましては、年間380人の目標を掲げておりますが、非農家出身者の就農や農業法人への就職を目指す方が増加傾向にあり、多様なルートによる就農が円滑に進むよう、本年度からスタートいたします青年就農給付金事業等も活用しつつ、研修から定着までのきめ細かで一貫した支援を強化してまいります。また、農業経営のパートナーや6次産業化のキーパーソンとしても大きく期待されます女性農業者の育成につきましても、経営発展に意欲的な女性のネットワークづくりや研修会の開催等により、女性が活躍しやすい環境づくりを進めてまいります。

今後とも、農業生産の核となる農業法人や認定農業者の育成を進める中で、新規就農者や女性農業者など、バランスのとれた多様な担い手を確保することで、農業の新たな成長産業化をさらに加速してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 山形ガールズ農業とか東京渋谷のガールズ、こういうのをイメージして、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、儲かる農業を実現するための今後の農業の方向性と、それをどのように進めようと考えられているのかお伺いしておきます。

○農政水産部長(岡村 巖君) 農業を取り巻く情勢は、長引く農産物の価格低迷、また燃油・飼料価格の高騰に加えまして、国際競争の激しさも増し、大変厳しい状況でございますが、儲かる農業実現のためには、既成概念にとられない大胆な変革が必要であると考えております。昨年度策定いたしました第七次長期計画においては、本県農業を雇用と付加価値を創出し続ける新たな成長産業とするという観点から、農地などの経営資源の担い手への継承、またフル活用、他産業との連携や6次産業化による農産物の高付加価値化、さらには、東アジアをターゲットとした農産物の輸出拡大などを重点的な課題として挙げております。これらの課題に対応した具体的な施策としては、今年度は、人・農地プランの策定による担い手の明確化と農地集積の促進、6次産業化のワンストップ窓口の設置や経営の多角化に向けた施設整備の促進、生産者が輸出メリットを実感できるような宮崎からの新たな輸出ルートづくりなどに取り組んでおりますが、今後とも、関係機関の協力も得ながら、さらに取り組みを加速させ、儲かる農業の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 24年度の新規予算の説明を受けたときに、最高に楽しかったのは、この農政の説明でした。今議会で知事から、岩戸開きの年にしたいというお話を聞かせていただきました。私は今回、災害廃棄物の処理の問題とか防災、古事記編さん1300年の取り組み、新エネルギー対策、それから農業による雇用の拡大を展望できる農業の構造改革等々、政策的に創意工夫、熱意があれば、そしてそれが何よりも県民総力戦で取り組むことができれば、これは非常に宮崎にとってみれば、課題としては大きくもあるけれども、楽しみなものだというふうに思っています。ことしの年初めに、青島の裸まいりで、知事が本当によろいもなく飾りもなく裸で立っておられたその姿が、県民のリーダーたるタヂカラオノミコト、岩戸を開いたタヂカラオノミコトのごとくあるべきだというふうに思いますし、そうあっていただきたい。そのことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時6分散会

6月15日（金）

平成 24 年 6 月 15 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 洋 |
| 教 育 長 | 飛 田 達 也 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 尊 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 博 秋 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。まず、質問に入ります前に、長年、本県の教育振興に御尽力いただきました元教育長の児玉郁夫先生が御逝去されました。私の夫の恩師でもあります。今までの御功績に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

本日は雨の中、傍聴に、私の友達、そして今度の一般質問での関係の方がおいでいただいております。いつもありがとうございます。それでは、質問に入らせていただきます。今議会でも、私の定番、女性の立場から生活に密着した小さな声を届けるために、多くの質問をしております。私たち全国の自民党女性議員は、ことし4月に東京での政策研修会後、福島県いわき市に行き、震災1年後の姿を目の当たりにしてきました。東日本大震災から13カ月経過しても、復興の兆しは見え、仮設住宅での不自由な生活をしておられます。瓦れきの山は減らず、地域ぐるみの被災の惨状を再度肌で感じてまいりました。跡形もなく流された家屋のコンクリートの基礎部分だけが残り、遺族の方でしょうか、花を手向けておられました。その痛ましい家屋の基礎のすき間からは、白いニラバナがひっそりと咲いていました。日本のたくましさ、強さを感じ、いつかきっとこの地に人の

声が返ってくることを確信いたしました。案内してくださった福島県議の方が全国からの支援に礼を言われ、「もうカンパによる支援は終わりました。これからは被災した地域の物産を買って支援をしてほしい」と雇用につながることを語られました。谷垣自民党総裁も来られ、私たちは、福島県の多くの方と交流を重ね、みんなで東北の物産を買って帰りました。瓦れき処理の進まない現状、気の毒な状態は1年たっても変わっていません。平穏に暮らせる地域に住めることを感謝しながら、通告に従い質問してまいります。

まず、知事にお尋ねします。1点目に、知事は、九州広域行政機構について、どのような思いのもと、九州知事会でどのような発言をされたのかお尋ねします。この会議は非公開のために、記者発表された記事だけでしかわかりませんので、お尋ねいたします。

2点目に、現在検討されています九州広域行政機構について、私たちが一番心配しているのが九州整備局の廃止についてであり、知事は、九州で一番おくれ取り残されている宮崎県の社会基盤、特に道路事情を踏まえ、どのように考えておられるのかお尋ねします。

3点目に、先日の定例記者会見で、WBC野球のキャンプ誘致を進めたいとの発言がありました。前回のキャンプでは、24万人が訪れるなど、大きな経済効果があったとのこと。プロ野球のトップ選手のプレーは、多くの県民に夢と希望を与えてくれるものです。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。そこでまず、「スポーツランドみやぎき」について、知事はどのような見解を持っておられるか質問いたします。

関連しまして、県有のスポーツ施設が宮崎市に集中していることについて、知事の考えをお

尋ねします。

先般、私たち都城北諸県選出の県会議員と体育協会会長、陸上連盟の関係者と、知事へ公認陸上競技場の設置、体育施設の建設をお願いに行きました。都城には、県のスポーツ施設が全然ありません。さらに、県有施設等が宮崎市に集中しており、もっと県土の均衡ある発展に留意するべきと思いますが、知事の見解をお尋ねします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねします。

ことしの4月、教育長に就任された飛田教育長には、就任早々、県内公立学校教師の不祥事が次々と起こっており、これまで熱心に本県教育事業に取り組まれ、多くの学校現場からも期待と喜びの声が聞かれました。13日の西村議員の質問でもこの不祥事は出されました。一部の関係者によって、教職への信頼が揺らいでくることを心配し、教育長には気の毒で仕方がありません。以前は、教職は「聖職」とまで言われていました。教育長のこれからの教育に対する思い、今後のスタンスについてお尋ねします。

以上で壇上からの質問は終わり、後は質問者席から質問してまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、九州広域行政機構についてであります。少し経緯をお話しさせていただきますと、私どもは、長年にわたりまして地方分権というものを求めてまいりました。地域に身近なことは我々地方自治体に任せてほしいと取り組んでまいりましたが、なかなか進まない難しい状況があったわけでございます。政権交代が起りまして、政権与党におかれましては、地域主権改革を打ち出されたわけでございます。地域主

権改革という言葉の是非についてはともかくも、地方分権というものを、御記憶かと思いますが、一丁目一番地と打ち出されたわけでございます。ただ、それがなかなか具体的に進まない、何とか進めてほしいという思いの中で、政権与党がマニフェストにも掲げておられました「出先機関の原則廃止」というものを、政府においては、平成22年6月に閣議決定されたわけでございます。

出先機関のあり方につきましては、二重行政の問題、ガバナンスの問題について、我々も強い問題意識を持って議論しておったところでございますが、出先機関の原則廃止、それは分権を大きく進めるものではないかという期待をし、これを待ったわけでございますが、これもなかなか形にならない。したがって、九州地方知事会におきましては、これを何とか進めていきたいという思いのもとに、平成22年10月に九州広域行政機構という提案をさせていただきました。これは、国の出先機関の事務、権限、人員、財源等を丸ごと受け入れる組織ということで提案させていただいたわけでございます。

その後、総理の命を受けた内閣府というものが、我々の提案、それから関西広域連合での提案というものを踏まえて、国の素案をつくってまいりました。それと、各省がずっと議論を行ってきたわけですが、これもなかなか各省の抵抗に遭って前に進まない。結局、全面丸ごとすべての機関の移譲というのは難しいのではないか、3つに絞るべきではないかというような議論の中で、今現在、話題となっております3つの省に絞られることとなった。また、そのほか、手挙げ方式になるとか、今の法案が形になるまでは、さまざまな議論、紆余曲折がございました。そして決定的だったのが、去年の東日

本大震災の発生であったというふうに考えております。

あのような大震災があったときに、国全体のガバナンスというものが、出先機関が廃止されていいんだろうかと、大丈夫だろうかとというような心配が出てきたところでございます。ただ、今そういう状況の中での議論に至っているわけですが、一番心配するのは、いろんな問題がある今の原案、それについて、しっかりと丁寧な議論を進めていく必要はございますが、今ここで地方が、その改革はだめなんじゃないかということと言うと、地方のせいにされるわけですね、地方分権が進まなかった理由が。地方が反対したから分権改革も進まなかったんじゃないかと。そういうふうになるのが大変心配で、今後の問題にも影響するのではないかという思いのもとに、今、参画しておるところでございます。

したがって、地方分権を進める、出先機関を原則全部廃止するんだという大義のもとに、そこに賛同する思いで議論に参画しておるところでございます。ただ、先ほど申しましたように、大震災の後、特に全体のガバナンス、そして本県におきましては、社会資本整備がおくれている状況の中で、御指摘がございましたが、地方整備局の廃止ということについて、心配の声が上がっている。また、県議会との意見交換、市町村との意見交換も十分じゃないのではないかという御指摘も踏まえて、拙速に進めるべきではないということ、九州地方知事会でも申し上げておるところでございますし、制度設計におきましては、住民サービスの維持・向上が図られるべきこと、そして財源というのがしっかりと確保されるべきこと、また、本県のように社会資本整備等のおくれている地域の

実情を踏まえた政策決定というものが担保されなければならないこと、そのような形をつくっていかなくてはならないこと、そのような意見を申し上げているところでございます。

次に、地方整備局の廃止についてでございます。御指摘のとおり、本県では、社会資本整備のさらなるおくれへの懸念などから、地方整備局の廃止・地方移管に、慎重、反対の声が強い状況でございます。知事として、そういう声をしっかり受けとめておるところでございますし、口蹄疫、さらに新燃岳の噴火の災害に際し、大変お世話になっているという思いがございます。ただ、地方整備局の廃止だけを求める分権改革を行っているわけではございませんで、今申し上げましたような経緯の中から、3つの省、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所ということで議論が進んできたわけでございます。大事なことは、しっかりと丁寧な議論を進めていく中で、既に生じている地域間格差の是正、九州の均衡ある発展に資する政策決定を行うということ、そういった制度設計の具体化に向けて確実に担保されるよう、引き続き、強く主張してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、「スポーツランドみやざき」についてであります。「スポーツランドみやざき」は、本県の恵まれた気候や充実した競技施設等を生かして、行政と民間が連携・協力しまして、スポーツイベントやキャンプ・合宿の本県への誘致や受け入れ等に取り組んでいるものでございます。これまでの取り組みにより、年々受け入れ数が増加いたしまして、昨年度は、県外からプロ、アマチュアを含め1,115団体を受け入れ、延べ参加人数は過去最高の16万6,000人となっております。中でも、ことしの春のキャ

ンプは、プロ野球が5球団、またJリーグは過去最高の23チームにキャンプを実施していただいたわけでございます。多くの観客の皆様、またマスコミ関係者が来県したことによりまして、約80億円の経済効果と約66億円のPR効果を上げるなど、本県経済の活性化や情報発信等に大きな成果をもたらしており、「スポーツランドみやぎ」は、本県観光の大きな柱の一つとなっているものと考えております。また、一流選手のプレーを間近に見ることができる、また、キャンプの間に直接指導を受ける機会があることなどに加え、さまざまな形で県民がスポーツを楽しめる環境があることは、競技力の向上や健康増進にも大きく寄与しているものと考えております。県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携を図りながら、「スポーツランドみやぎ」のさらなる展開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県有のスポーツ施設についてであります。県有のスポーツ施設は、昭和54年の宮崎国体の前に、宮崎市の県総合運動公園に整備したものがほとんどであります。県レベルの各種大会や全国レベル・国際レベルの競技場として、利用者の利便性や施設が集中していることのメリット等を考慮しまして、その後も県総合運動公園を中心に整備をしております。なお、多くの施設が30年以上を経過し、老朽化しているところでございます。厳しい財政状況の中、新たな施設の整備というのは大変難しい状況でございますので、既存のスポーツ施設につきまして、計画的に定期的な改修や維持補修を行っているところでございます。

最後に、県土の均衡ある発展についての考え方でございます。今後、少子高齢化が一層進展し、本格的な人口減少社会を迎えようとする中

で、本県の均衡ある維持発展を図っていくためには、県内の各地域が、その特性を生かした、地域に根差した産業づくりや地域間連携を進めていき、ひいては、持続可能な地域づくりにつなげていくことが大変重要であると考えております。このようなことから、県におきましては、本県産業の基盤となります高速道路や港湾等について整備を進め、県内全体への波及効果を図るとともに、県内各地域におきまして、フードビジネスなどの本県の強みを生かした産業の育成、あるいは広い意味での地産地消や「スポーツランドみやぎ」の推進、さらには、市町村間連携支援交付金等を活用した活力ある地域づくりへの支援を行うなど、さまざまな分野を通じて地域の活性化を図っているところであります。厳しい財政状況下において、新たな県有施設等の整備は大変難しい状況でございますが、今後とも、市町村と一層連携を強めまして、各地域における拠点となる都市の機能確保でありますとか地域間の連携による機能の分担などを進め、将来にわたって県全体として自立し、活力のある地域というものを構築してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県におけるこれからの教育行政についてでございます。私が教育行政の推進に当たって大切にしたいと考えている基本的な姿勢を2点申し述べさせていただきます。まず1点は、「継承すべきことは大切にしながらも、創造的な宮崎の教育」を推進したいということであり、これまでの本県教育のよさや教育における不易の部分を大切にしながら、社会の急激な変化に柔軟に対応し、工夫を重ね、先人が額に汗

し築かれた宮崎の教育のよさを発展させ、一層輝かせる創造的でクリエイティブな取り組みを推進したいと思っております。2点目は、子供たちにとって、よりよい教育環境を提供したいということであります。私は、子供たちに直接かかわる教職員こそ、子供たちにとって最大の教育環境であると思っております。人は皆、「人格の完成」を目指し、道を求め続ける存在であると思えます。私もすべての教職員も、人として皆同じく道半ばであり、不完全であることを忘れることなく、ひたぶる心を持ち、より高さを求めて、実直に取り組んでいくことが大変重要であると思えます。教育は祈りであり、このような思いで教職員の資質向上に全力で取り組んでまいります。このような姿勢を持って、将来を担う子供たちが、宮崎や我が国の未来を切り開いていく力強い存在となることを願って、「ときめき」があり、「感動」があり、「いのち輝く」宮崎の教育の推進に全力で取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○内村仁子議員 教育長には、就任早々登壇いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、福祉保健部長にお尋ねいたします。まず、本県におけるがん対策事業について、前回の医療対策特別委員会では、「宮崎県がん対策推進条例」の制定について調査協議を重ね、この3月24日に条例を策定いたしました。現在、3人に1人ががんに罹患し、死亡の原因は、2人に1人ががんであると言われております。私は、5月に東京で開催されました「がん政策サミット2012春」に研修に行っていました。年2回開催されているとのこと、初日は、全国から国会議員のがん対策議員連盟の先生方、がん患者の方66名、行政から37

名、議員27名、医師15名、それに家族会の皆さんが出席し、2日間、みっちり勉強させていただきました。本県のその後のがん対策の取り組みについてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） がん対策につきましては、「宮崎県がん対策推進条例」及び「宮崎県がん対策推進計画」に基づきまして、総合的な対策の推進を図っているところでございます。まず、がんの予防及び早期発見につきましては、受動喫煙防止対策の推進のほか、市町村や企業と連携いたしました、がん検診受診率向上のための啓発事業等に取り組んでいるところでございます。また、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院等の機能強化を図りますとともに、がん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成や、がん患者・家族に対する相談支援体制の構築を図っております。さらに、がん患者の身体的・精神的な苦痛の緩和などを目的といたします緩和ケアの推進を図るとともに、がん患者が在宅での療養を選択できるよう、医療機関を初めとする関係者の連携協力体制の強化に努めているところでございます。なお、本年度から、がん患者のがんの罹患、生存その他の状況を把握・分析するための「地域がん登録」の開始に向け、準備を行っているところでございます。今後とも、今般、制定されましたがん対策推進条例及び計画に基づきまして、がん対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 続いてお尋ねしますが、国の「がん対策推進基本計画」がことし変更されます。このことから、「宮崎県がん対策推進計画」の改定について、どのように進めていかれるのかお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 「宮崎県がん対策推進計画」の改定につきましては、国の「がん対策推進基本計画」を基本といたしまして、「宮崎県がん対策推進条例」の趣旨を踏まえて策定していきたいというふうに考えております。また、その際に、医療関係団体やがん拠点病院、検診機関、がん患者など、各方面からの幅広い意見を集約するために、これら関係団体等から構成される「宮崎県がん対策推進協議会」を開催いたしまして、計画の見直しについて協議していただく予定にしておるところでございます。さらに、計画案につきましては、パブリックコメントも実施いたしまして、県民の皆様方からの御意見を反映していきたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私は今回、がんサミットに参加しました。これには、特別委員会で条例をつくる時に、がん患者の方からこのサミットがあるということを知って、一緒に参加させていただきました。今まで県の方にも参加してほしいという呼びかけはあったみたいですが、それがなかなか実行せず、今回のがんサミットには、県職員の方が1人参加していただきました。他県では、秋田県がん対策室長、東京都医療政策課がん対策係長、神奈川県がん対策課長と副主幹、滋賀県健康長寿課がん対策担当、京都府がん対策担当、佐賀県がん対策推進担当係長などが参加されております。一緒に参加された宮崎県のがん患者の方は、自己紹介の中で、「今回のサミットには、宮崎県から初めて職員の方が参加してください、県会議員にも参加してもらいました。私が一番喜んでいきます」とあいさつされました。職員の方の参加がこんなにも喜ばれるのであれば、これから、こういう病気に対しまして寄り

添う県政として、本県でもがん対策に特化した課、係の設置が必要ではないかと思いますが、部長の見解を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） がん対策を所管しております健康増進課の組織につきましては、平成23年度の組織改正で、それまで「生涯健康担当」がございましたが、これをがん対策などの健康増進分野を担う「健康づくり担当」と「母子・歯科保健担当」の2つに再編いたしまして、体制の強化を図ったところでございます。議員御指摘のとおり、がんは県民の生命と健康にとりまして大変重要な問題でありますので、今後とも、がん対策の一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 これから前向きにがんに対処していただきたいと思います。と思っています。

次に、児童虐待について入らせていただきます。先日、えびの市内で、4カ月の乳児が死亡する痛ましい事件が発生しましたが、児童虐待につきましては、とうとい命を奪うほか、児童の心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるものであることから、その取り組みは大変重要であると考えております。そこで、児童の命の大切さや児童虐待について質問してまいります。先日、西村議員からも質問がなされました。重ならない部分を質問してまいります。児童虐待の要因が何なのかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○福祉保健部長（土持正弘君） ただいまお話がございましたとおり、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数等が増大しております。昨年度も400件を超える状況となっております。これは、これまでの虐待防止の取り組みなどによりまして、ある程度、県民の皆さんの認識が深まりまして、市町

村や児童相談所等への通告につながるようになってきたものと考えているところでございます。その児童虐待につきましても、経済的な事情や虐待者の心身の状況、養育に関する悩みなど、家庭が抱えますさまざまな問題が、その発生の要因になっているものと考えているところでございます。

○内村仁子議員 今、いろいろな要因が重なっているということでの答弁をいただきました。確かに今、核家族により、いろんな要因があると考えられますが、子育ては、地域ぐるみ、そしてみんなで子育てをしていくものと私もは思っております。児童虐待については、その中の要因の一つとして、まず、親が育っていないのではないかと。私たちの親、自分たちの年代ではとても考えられないような事件が起こっています。我が子を死に至らせるまでの暴力など、今までは考えられないような事態が起こっておりますが、保育所、幼稚園における親への教育の取り組みが必要ではないかと思っております。「親が育てば子も育つ」という本さえも出ております。このことについて、部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、生きることの喜びや命を大切にすることの育成、これは子供たちだけでなく、親にとりましても大変重要なことでございます。このため、広く県民に向けた児童虐待防止の啓発活動のほか、保育所・幼稚園等におきまして、ふだんから子供の親と接する機会が多い保育士等を対象といたしましたペアレントトレーナー研修や児童虐待防止に関する研修などに取り組んでいるところであります。今後とも、児童虐待防止に向けた各種取り組みの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 大阪市では、保護者の子育て学習を支援する目的で、保育園、幼稚園で保護者を対象にした一日保育士体験などを義務化するという家庭教育支援条例案を市議会に提出する方針が決められ、まだ提出時期は未定だということですが、子育てする保護者自身への教育が必要だと検討されています。ぜひこの親教育についての検討をお願いしたいと思います。ぜひこの親教育についてのご見解をお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 全く私のほうの不見識で、その大阪市の条例の情報というものを、ただいま初めてお聞きしたところでございます。早速その条例策定までの経緯とか、その条例の中身等も取り寄せまして、私どものほうでも十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。ぜひこのことは、これからもいろんなところで取り組みを研究しながら、児童虐待につながらない多くのものがあると思いますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、児童虐待について、もう一問させていただきますが、児童虐待を阻止するために、児童虐待早期発見のためにも、歯科医師との連携について伺います。これは、既に愛知県で実施されており、多量の歯垢や虫歯など、治療が必要な口腔状態にもかかわらず、親が放置していたり、無理な食事を与えるためにできた口内の傷がわかるということで、歯科医との連携を強めておられます。これから宮崎県でも、ぜひ歯科医との連携、歯科医師会との連携も必要と思います。虐待の兆候を見逃さず発見できる、これはネグレクトに関する虐待が多いと思いますが、こういう歯科医との連携はできないか、答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 児童虐待の早期発見は、虐待の深刻化を防止する観点から大変重要でございます。医師、歯科医師を初めとする医療関係者につきましては、検診等を通じて虐待の兆候を発見する機会があり、早期発見に有効で、連携を図ってまいりますことは大切なことであると考えております。このため、お話にありました歯科医師との連携につきましては、県の要保護児童対策地域協議会において、社団法人宮崎県歯科医師会に構成員として参加していただきまして、情報提供、意見交換等を行っているところでございます。今後とも、児童虐待の早期発見、早期対応のため、そういった関係機関との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 児童虐待はあってはならないこと、少子高齢化でありながら、せっかく生み育てる子供の命を損なう、そして、これから一生を抱えているこの虐待について、これからの取り組みをぜひお願いしたいと思っております。また、がんにつきましても、家族会、そして今の国の基本計画の改定については、多くのがん登録についてなど、これから国会議員の方も取り組んでいきたいということを言われましたので、この改定案を見て、これから取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ドクターヘリについてお尋ねします。4月よりスタートのドクターヘリが、いろいろとニュースでもテレビでも放映されております。現在までの出動状況、そしてその内容についてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリの出動状況でございます。4月18日の運航開始から6月13日まででございますが、その57日間で56件の出動となっております。その内訳につ

きましては、交通事故等の現場出動が28件、病院間の転院搬送が28件となっております。これを要請消防機関別で見ますと、多い順から日向市が10件、延岡市が8件、都城市と西諸が各6件、日南市と西都市、東児湯が各5件、宮崎市が4件であります。また、非常備消防地区では、高千穂町に3件、諸塚村と椎葉村に各1件出動しております。このほか、宮崎大学の患者を福岡市内の病院に搬送したケースが2件ございます。なお、夜間・早朝の時間外や天候不良等によりまして出動できなかったケースが13件でございます。以上でございます。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私たち厚生常任委員会では、せんだって、宮崎大学病院のドクターヘリについての調査研修に行ってきました。ちょうど日向からの患者輸送でヘリが帰ってくるころでした。医療スタッフとヘリのドクターとの無線による治療連携など、リアルな緊迫した状態に立ち会わせていただきました。そのときの先生の言葉、「助かる命を助けたい」、これがドクターヘリに携わられるスタッフの方の意気込みだと感じました。話を伺いますと、医療スタッフの確保、そして無線の届かない地域があって苦慮しているということも言われました。今、県北の山間地での命が助かっていると私は信じております。そして、このヘリがおりにくるときには、もう次のスタッフの方が待機して待っていらっしゃいました。そして、すごくスムーズに大学病院の中への輸送がなされました。この重症の日向の患者さんは、安心して治療が受けられ、助かると私たちは確信しました。大体入院期間が2週間、ほかの病院へ転院されるということも伺いまして、今の医学の進歩に大変驚いたところですが、この無線の届かない地域がどれぐらいあ

るのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員お話しのとおり、私どもも、ドクターヘリの運航に際しまして、無線の問題があるということはお聞きしているところでございます。ただいま、どれくらい地域がというお話でございましたけれども、ヘリの消防無線につきましては、特に山間部の地形の影響によって交信に支障が出る場合がございます。その対応と申しますか、新たな中継基地の設置等は容易でないことから、例えば、現場の救急隊が携帯電話あるいは消防無線で宮崎大学の運航管理室に患者の状況を伝え、大学から医療用無線でドクターヘリに伝達するといった対応を行うこととなります。割り当てられた無線の能力を一挙に変えるというのは、何かいろいろ難しい制限があるようでございますので、今の枠組みの中でいろいろと検討させていただきたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 医療スタッフの確保については、どのように検討していらっしゃるかをお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 宮崎大学救命救急センターの医療スタッフでございますが、現在、医師14名、看護師42名などであり、そのうちドクターヘリに搭乗する医師は4名、看護師は5名となっております。これらのスタッフの確保につきましては、宮崎大学としても、相当の努力をされておりますが、救命救急センターやドクターヘリに強い関心を持っている医学生や若手医師も出てきておりますので、今後のスタッフの充実のみならず、救急医療や地域医療を担う医師の養成の場になることを、私どもとしても期待しているところでございます。

○内村仁子議員 スタッフの先生方からは、消

防無線でと申しますか、「無線の届かない地域が一番困るんですね」ということもありましたので、このことについては、また対応をお願いしたいと思います。

次に、ドクターヘリに関しまして、危機管理統括監にお尋ねします。県内に消防非常備の町村は幾つあるのか、また、非常備町村の常備化に向けた対策はこれからどうなっていくのか、お尋ねしたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 消防本部や消防署を置かない、いわゆる消防非常備の町村は、現在、西臼杵郡、東臼杵郡など、7町村となっております。これらの町村では、常備化の必要性については十分に認識しているところでありますが、非常に厳しい財政状況の中、大きな財政負担が見込まれることなどから、常備化が進展しなかったところでは、先月、消防常備化に向けての覚書が締結されるなど、具体的な動きが出てきているところでございます。県といたしましては、今後とも、情報提供や助言を行うなど、常備化の実現に向けて支援してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。ぜひ、命を救うということで大変重要な事項でありますので、これからも頑張ってくださいと思います。

次に、通告から少し順番が変わりましたけれども、県土整備部長にお尋ねします。今、高速道路について、東九州自動車道のめどはある程度ついてまいりました。しかし、これから先の都城志布志道路のことについてお尋ねします。この事業は、始まりまして、最初地元への説明がありましてから、既に14年経過しております。今、ところどころ開通はされましたもの

の、まだこの直轄事業につきましては全然手つかずになっております。私の住んでいる地域の近くを、都城インターから志布志に向けてということで予定されておりますが、近くの方はみんな「どげんなっちゃってやろかい」「いつ通ってやろかい」「わたしどんが生きちよるうち通ってやろかい」、そういう言葉がしょっちゅう出ております。都城志布志道路の進捗状況についてお尋ねします。

○県土整備部長（濱田良和君） 都城志布志道路につきましては、これまでに平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ、これは国が施工しているところでございます。さらに、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間、合わせまして約5.1キロメートルが完成供用しているところでございます。現在、県では、平成21年度から、梅北インターチェンジから諏訪山インターチェンジ間、約2.5キロメートルの整備に取り組んでおりますが、用地取得につきましては、地元の皆様の御協力により、全体の約8割を契約いただくなど、順調に進んでおりまして、ことしじゅうには一部工事にも着手することとしております。また、鹿児島県との県境区間、約2.5キロメートルにつきましては、早期の事業化に向けまして、測量や道路設計を進めているところでありまして、国の施工区間であります都城インターチェンジから平塚インターチェンジ間につきましても、調査設計や用地買収を促進すると伺っております。県といたしましては、今後とも、国や鹿児島県、関係団体と一体となりまして、都城志布志道路の早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。この志布志道路については、せんだって県境の平塚

インターのところの開通がありまして、私もそのときに、開通前に一緒に歩きました。短い距離でありましたけれども、750人が参加して、私もコブシの花を見ながら、みんなと語らいながら、大変みんなが喜んでいらっしやいましたので、この直轄事業がなかなか進まない、全然凍結したような状態になっておりますので、ぜひこれからも国に働きかけていただきまして、私どもの道づくりを考える女性の会でも、精いっぱい支援をさせていただいております。いつもピンクのはっぴを着て、至るところに出向いたしますが、これからも民間あわせて一緒にやっていただきたいと思います。前前田国土交通大臣が私どもに言われました。「これから先は民間の声が非常に大事です」ということで、私どもも、この事業につきましては、民間の組織ですが、精いっぱい頑張らせていただきますので、これからもよろしく願いいたします。

もう一件、県土整備部長にお尋ねいたします。国道221号の高崎地区、区画整理がありまして、それがそのまま区画整理はできないということで、とまっております。区画整理があつたところは、すごくスムーズに車が通るんですが、それから先、小林のほうへ向かっての歩道が大変狭くて、ここは中学校、小学校の通学道にもなっております。前も都城北諸選出の県会議員で、県土整備部長のところをお願いに行きました。商店街の方も一緒になって行きましたが、このことはどうなっているのか、また、これから先どうしていただけるか、質問いたします。お願いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 国道221号高崎地区の歩道整備につきましては、交通量が多く、また通学路としても指定されていることから、歩道整備が必要であると認識しているところ

るであります。しかしながら、現在は、土地区画整理事業による住環境の改善までを視野に入れた、ゆとりある幅の広い歩道として計画されておりますが、その前提となります土地区画整理事業が実施されなくなりましたということで、今後、県が交通安全の観点から歩道整備に取り組むためには、経済性や利用者の安全確保を考慮した上で、幅員や線形を見直す必要がございます。このため、まちづくりの主体であります都城市において、地元の合意形成を図っていただいた上で、県が都市計画変更の手続を進めていくこととなりまして、先月末に地元説明会を開催したところであります。県といたしましては、引き続き、都城市と十分連携を図るとともに、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ここは非常に歩道が狭い、一番最初のころにできた歩道だと思うんです。高崎地区は高齢化が進んで、都城の中でも一番高齢化の進んでいる地域であります。今ここは、高齢者の方がシニアカー、電動車いすで動かれるんですが、お店もなくなりましたし、非常に危険、これは歩道を通る車ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。地元からも大変要望が強い事項ですので、お願ひいたします。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。あつてはならないこと、西村議員から13日も出されました。相次いでいる教職員の不祥事についてですが、教育委員長のお答弁は13日に聞かせていただきました。教育長は、いろんな思いを持って今答弁をしていただきましたが、このことについて、今後どうやっていかれるのか、少々厳しい対策が必要じゃないかなと私は思っております。今後の対策についてお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 教職員の不祥事が依然として後を絶たないということは、児童生徒や保護者、そして県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、痛恨のきわみであります。人を育てる営みである教育という仕事の崇高さ、教育界に対する信頼は、教職員一人一人の言動を県民の皆さんが評価された結果である、このような思いが教職員一人一人に届かなかつたことは、まことに残念でなりません。こうした中で、議長から申し入れがありましたことを真摯に受けとめているところであり、今回の申し入れを受けまして、6月7日に緊急に全県立学校の校長を招集し、危機感をしっかり持って指導に当たることや、相談しやすい風通しのよい環境づくりに努めることなどを強く訴えたところであります。さらに、私の思いを記したメッセージをつけて、県立学校の全教職員にコンプライアンスの一斉点検を求めるとともに、市町村教育委員会に対しましても、同様の取り組みをお願いしたところであります。県教育委員会といたしましては、今後、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、全県的かつ組織的に不祥事防止に取り組むとともに、不祥事が起きた原因を調査・分析し、具体的な対策を検討するなど、不祥事の再発防止に向けて、粘り強くあらゆる知恵を出しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 つらい答弁だとは思ひますが、再度お尋ねいたします。教職員の相次ぐ不祥事の原因の一つには、教員の資質に問題があるのではないかと思ひます。その資質を見きわめる採用選考試験はどのように実施しておられるのか伺ひます。資質という言葉は、非常に私としては使いたくなかつた失礼な言葉だと思ひますが、きょうは甘んじて使わせていただき

ます。お願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 教員採用選考試験につきましては、筆記や体育実技等の一次試験と、その合格者を対象とする二次試験を行っております。この二次試験におきましては、学校内で起こり得るさまざまな場面を設定して、その場面でどのような指導をするのが適切か、受験者に具体的な発言等を求め、生徒指導力を見る試験や個人面接、さらには集団討論、模擬的な授業の試験を実施し、受験者1人当たり、民間の方や臨床心理士の方を含む10人以上の試験官による評価を行うとともに、教育者としての高い使命感や人間性、実践的指導力などを評価できる採用選考を行ってきたところであります。今後とも、人物評価をより重視した選考試験を行えるよう、試験内容あるいはその方法について、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 せんだっての校長会における教育長の話が新聞に出ておりました。その中で、先生方が書類作成で忙しくて、スピード違反などを起こすのではないかという記事がありました。これは言いわけにはならないと思います。逃げ道をつくらないでほしい、子供を裏切らないでほしいと思います。交通違反にしましても、そこに早くうちを出れば、早く時間を設定すれば、スピード違反は出さなくて済む問題だと思いますので、これからの対応よろしくお願いいたします。

次に、「交ぜ書き」というんだそうですが、習っていない漢字で自分の名前を書くことを否定する教育がなされているというのが報道されました。これは、小学校3年生で清水という名前の児童が、漢字で自分の名前を「清水」と書きました。そうしたら、担任の先生が清水の清

いという字はまだ習っていないので、使ってはいけないということで、平仮名で「し」、漢字で「水」と書かされたそうです。そうしましたら、子供たちが、「し」というのは、死亡の死のほうを言った子供がいて、この子供はいじめに遭ったということが報道されました。私は、日本の国語、漢字教育、習っていない字でも、自分の名前ぐらいせめて漢字で書けるような教育をしてほしいと思いますが、教育現場ではこういうことがなされていないかお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 小学校における漢字の指導につきましては、学習指導要領では、「漢字に対する興味や関心、文字の形に関する意識などを高めながら、当該学年までに配当された漢字を読めるようにするとともに、次の学年までに学習した漢字を書けるようにし、実際の生活の中で漢字を使う習慣を身につけること」と示されております。自分の名前を正しく書けるようになることは、その文字を習っているか否かにかかわらず、その子供にとって大切なことだと思っております。名字などによっては、自分の名前をすぐに漢字で書くことは難しいかもしれません。名前を漢字で書きたいという子供たちの意欲を大切にしながら、一人一人の子供たちの状況に応じた指導を行い、正しく書けるようになった際には、頑張りを認め、称賛するなど、きめ細やかな対応を行うことが重要だと思っております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、21年度に宮崎県で開催されました全国スポーツ・レクリエーション祭について質問いたします。全国からそのレクの愛好家が

来られました。私もレクリエーション協会の会員として、いろんな競技に参加させてもらって接待をいたしました。その参加者数と種目数はどうだったのか、その後の取り組みはどうなっているのかをお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 平成21年度に本県で開催いたしました全国スポレク祭では、本県監督・選手3,730名を含む1万1,611名の参加を得て、24種目を実施いたしました。その中の20種目を「みやざき県民総合スポーツ祭」において、現在も実施しているところでもあります。また、全国スポレク祭において、開催地であった市町の中には、そのときに実施した種目の大会を継続して取り組まれているところもございます。すべての種目ではありませんが、多くの種目で今も親しんでいただいていると考えております。これらの種目は、年齢や性別を問わず、ふだん運動・スポーツをしない方でも気軽に取り組むことができるものであり、生涯スポーツを推進するという観点から大変有効であると考えております。県教育委員会といたしましては、県民の皆様が生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営んでいただけるように、本年度から展開しております「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」等を通して、これらの種目を含めて、さらなる普及・発展・振興に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 私たちレクリエーション会員は、全国スポレク祭のほうで精いっぱい頑張らせていただいたんですが、スポーツには、参加するスポーツ、そしてプロ野球のような競技を見るスポーツ、それぞれあると思います。スポーツ基本法でも、レクリエーションが中にうたわれております。知事は、きのうの古事記編さ

ん1300年の答弁の中でも、一過性のイベントにはしたくないと言われました。全国大会のような大きなイベントも同じだと思いますが、このレクリエーションについて、これから先どうしたいと思われるか、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県民の皆さんがスポーツに親しんでいただくことは、非常に大切なことであると考えておりまして、今年度から新規事業として、「みんながスポーツ“1130”県民運動」、すなわち1週間に1回は少なくとも30分は全県民が運動することを目指そうというような運動を展開しておるところですが、そのようなことを利用しながら、県民の皆さんが体を動かし健康を志向されるように、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。

続きまして、学校の防災についてお尋ねします。各学校にも防災教育を今されているということですが、宮崎県は新燃岳の噴火があり、そして津波も心配されます。いろんな災害が想定されるわけですが、この防災教育をどうしていらっしゃるか、これから先の取り組みについてもお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 防災教育におきましては、いつ、どこで災害に直面しても、そのときの状況に応じて、適切な意思決定、そして適切な行動ができる児童生徒を育成することが大切だと考えております。各学校におきましては、現在、教科や学校行事を初め、学校の教育活動全体を通じて、自然災害の発生の仕組みや危険から身を守るための方法などについて、計画的な指導に努めているところでもあります。また、東日本大震災を受けまして、登下校時を想定した避難訓練を地域や保護者と一緒に行った

り、避難場所を変えながら繰り返し避難訓練を行うなど、災害発生時の具体的な行動につながる、より実践的な訓練に取り組んでいる学校も数多くございます。県教育委員会の取り組みといたしましては、本年度の新規事業「意識が変わる・行動が変わる」学校防災推進事業におきまして、地震や津波、風水害、火山噴火の災害の種類ごとに、小中高、そして特別支援学校から各1校ずつ、計12校を推進校として指定し、地域や専門家と連携した効果的な防災教育のあり方を研究しているところでありますが、その取り組み成果や授業で活用できる資料を取りまとめた防災教育教材を作成し、県内すべての学校に配布いたしますとともに、県立学校や市町村教育委員会へ防災教育アドバイザーを派遣し、各学校における防災教育を支援していただくなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 教育長におかれましては、本当に大変なことが発生しての心労は大変だと思いますが、これから宮崎県の本当に日本を支える子供を育てるために、ぜひいろんなことを考えながら頑張っていたいただきたいと思います。私は、両親、そして兄、娘、いとこ、おじ、めい、すべて学校教職員でした。本当にこのような不祥事はなかったように、私の子供時代からも両親を見ても、そのように思っております。先生というのは子供を育てる、教育は教えるものですから、すべての先生がそうではないんですけれども、本当に一部の方で教育界は惑わされていると思いますけれども、これからも、厳しくするところは厳しく、優しくするところは優しく、ぜひ教育について頑張っていたいただきたいと思います。先ほど申し上げましたが、児玉教育長は私の夫の50数年前の恩師で

す。生徒は恩師と思って、大変児玉先生に対して敬意を払って、同窓会にもずっと来ていただきました。あしたも葬式に行くということで、みんなと電話をし合っておりましたが、このような先生像をこれからも続けていってほしいなと、そして私も60年前の自分の小学校2年のときの先生を今、面倒を見させてもらっておりますが、このようにして、恩を思う教師、その教師像が必要じゃないかなと思います。今、卒業式では「仰げば尊し」がなかなか歌われませんが、この歌詞はすばらしい、「我が師の恩」と、そういうのが出てきます。こういう教育もやっぱり必要ではないかと思っておりますので、これからの教育にぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

続きまして、知事に再度、九州広域行政機構についてお尋ねいたします。先ほど答弁をしていただきました。私どもが今まで聞いていないことの部分も話をしていただいたものと思っております。なかなか私どももすべてを把握しておりませんので、お尋ねしますが、私どもが一番心配しているのは、九州地方整備局の廃止、これだと思います。長崎に行きますと、高速道路があります。そして新幹線も入っています。また、湾岸道路がすごいのができております。これはすべて九州地方整備局の皆さんが頑張ってきたものだと言っていました。私どもは、この地元、宮崎県の社会基盤のおくれた、これがどうしても都会並みになってほしいと思うものですから、九州地方整備局について、知事に再度お尋ねしますが、地元の国会議員も、九州地方整備局の廃止には大変反対の立場を示しておられます。これをどのように受けとめておられるか、再度お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘ございませ

たように、地元選出の国会議員の皆様からも、党派を超えて、すべての皆様が、地方整備局の廃止・地方移管について拙速に進めるべきでないという申し入れをいただいております。私もそれを真摯に受けとめ、九州地方知事会等におきまして、そういう本県における議論の状況というものを伝えておるところでございます。まさに党派を超えてでございますので、政権与党におかれては、マニフェストとの関係をどういうふうに考えられるのかというところは、大変興味あるところでございますが、いずれにいたしましても、国におかれましては、本県のような地域の実情というものを十分に踏まえて、住民サービスの維持・向上や地方分権の確立につながる改革となるような、具体化に向けて議論をしていただきたい、そのように考えておるところでございます。

○内村仁子議員 再度お尋ねします。関西広域連合では、大阪、京都、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、徳島の2府7県で構成されております。奈良が入っておりません。知事はこのことをどのように考えておられるか。関西広域連合と九州広域行政機構の組織、最初の見込みは違うと思えますけれども、奈良が入っていないんですが、このことをどう受けとめておられるか、突然ですが、お答えいただけますか。

○知事(河野俊嗣君) 今、出先機関改革の議論の中での御質問でございますが、奈良県が関西広域連合に加入していないというのは、出先機関とはまた以前の問題であって、広域防災等のいろんな事務を共同でやろうという議論の中で、奈良においては加わらないと、そういう関西広域連合という別個の自治体を組織するのではなく、通常の政策連合の形で進めるべきではないかと、そのようなお考えであったというふ

うに受けとめておるところでございます。

○内村仁子議員 ネットで引いてみますと、奈良県知事は、いつも京都、大阪にすべてのものが飲み込まれてきたということで、今回の関西広域連合に加入すると、また奈良が置いてきぼりにされるということを懸念しておられるみたいでした。そして、また逆に、大阪のほうは、観光面においても奈良が入らないと大変意欲がなくなるということで、奈良に対して今アタックしていらっしゃるように出ておりましたが、連合に加盟することで、毎年1億円の拠出が必要となるということも書かれておりました。デメリット・メリットはあると思いますが、このことをどのように受けとめられるかお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 今のは奈良に関してという御質問かと思えます。奈良県知事のこの御指摘でございますが、新たな組織設置の運営経費が生じることについてのいろいろ慎重な御姿勢であるというふうに考えておりますが、費用対効果というものは、それによるメリットとデメリットというのをしっかり考えていく必要があるかと思えます。広域的に処理する業務量でありますとか、広域的に処理するメリットというものを総合的に勘案して、それに対する費用として、それが見合ったものかどうかと、そういう議論が大事だろうというふうに考えます。

○内村仁子議員 九州広域行政機構につきましては、ぜひこれからも慎重に検討して、知事は私たち宮崎県の知事であるということ意識しながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。「よか知事や、よか知事や」ばかりでは濟まない部分があると思えます。都城弁でよか知事とは、いい知事という意味です。

がんサミットに参加しましたときに、岩手県の県会議員の方と話をしました。お互いに震災による津波被害、口蹄疫による被害、そして新燃岳の噴火による被害などを語り合いました。そのとき、「皆さんは、瓦れき、瓦れきと言われますが、私たちにとっては、あれは財産なんです。貴重な財産があのような無残な姿で山積みされているのを見るのはつらいです」とおっしゃいました。これは現地の人でないと、当事者でないとわからない言葉と思います。私どもも、今まで「瓦れき、瓦れき」と表現してまいりましたが、皆さんには財産ということでした。私は、これに対して何とも答えられませんでした。あの山積みされている財産の処分が一刻も早く処理されるよう、宮崎県も協力できるといいなど、知事の決断を願って今議会での一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の押川でございます。今回もたくさんの質問を実は準備しておりますから、早口になるかもしれませんが、知事初め、答弁は短目に明確によろしくお願い申し上げます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、社会保障と税の一体改革についてであります。

近年の急速な少子高齢化や人口減少に伴い、社会保障経費が年々増加する一方で、社会の担い手である生産年齢人口は確実に減少しているところでもあります。当然国民の社会保険料等の負担は増大し、行政における公費負担もふえ続け、国や地方の財源状況悪化の大きな要因となり、長期債務残高の解消を初めとする早急な財

政再建が叫ばれているところであります。年金、医療、介護、そして少子化対策、この4つの経費について、取り巻く社会経済の情勢や我が国の将来の姿を見据え、税や保険料を負担する国民の立場から、受益と負担の均衡が図られる持続可能な制度への見直しが必要であります。

先般、自民党の社会保障制度に関する特別委員会が、社会保障と税の改革問題については、今後の社会保障に対する自民党の基本的な考え方として基本方針をまとめたところであります。この自由民主党の方針に対し、野田総理は小沢元代表との会談決裂以降、急速に歩み寄ってこられ、民主党がかたくなにまとめてきた政府案をいとも簡単に修正し、早急に国会を通すことだけをねらっておられる状況については、報道のとおりであります。今後、野田総理が自由民主党案を丸のみするかはわかりませんが、いずれにしても、与野党を問わず、社会保障と税のあり方について、制度改革が必要であることは間違いなくと思います。

ただ、この議論の中で、国と地方の財源配分、具体的に今示されている消費税5%の引き上げについては、国が3.46%、地方が1.54%となっております。さらに、この地方の1.54%については、地方消費税分として1.2%、地方交付税分として0.34%という内訳が政府案として示され、関係法案が同じく国会の審議に付されているところであります。この財源配分については、国と地方の協議の場において、地方団体側も了承し、この割合になっているとのことではありますが、ただ、地方にとりましては、非常に大きな問題であります。財政基盤の弱い本県にとっては、重要なポイントでもあると思います。そこで知事に、社会保障・税一体改革に伴

う本県の地方消費税及び地方交付税の影響について、どのように考えておられるのかお伺いし、後の質問については、質問者席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

社会保障・税一体改革に伴う本県の地方消費税等への影響についてであります。この改革に伴いまして、消費税及び地方消費税の税率が合わせて5%引き上げられた場合の地方への配分額は、地方消費税が1.2%、消費税のうち地方交付税原資分が0.34%とされております。本県への影響額であります。まず、地方消費税につきましては、現時点では新たな消費税制度の詳細が不明でありますので、あくまで現行制度をベースに試算してみますと、120億円程度の増収になるものと見込まれます。一方、地方交付税につきましては、今後、算定基礎となる基準財政需要額に、社会保障分野の地方単独事業等に要する経費がどのように算入されるかなどによりまして、本県への影響額が変わってくるものと認識しております。財政力の弱い本県におきまして、社会保障財源が安定的に確保されるためには、必要な経費というものが適切に基準財政需要額に算入され、地方交付税として確実に措置されることが最も重要でありますので、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 ただいま答弁をいただいたところでありまして、まさしく今、知事のほうからありましたとおり、この5%、そのうち地方分の1.54でありますけれども、そして、そのうちの1.2というものは地方消費税、そして0.34が地方交付税ということですから、やはり今ありましたとおり、財政力の弱い

本県においては、この部分をどう取ってくるかといいますか、膨らますかということが大事でありますから、知事は総務省出身でもございませし、確実に本県の財政力のためにも、配分を積極的に取り組むという形の中で、総務省のほうにぜひ出向いて行って、そういった要望活動をしていただきたいと思いますけれども、現在の知事の考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要なポイントだというふうに考えておきまして、総務省を初めとする国との関係というものを十分に生かしながら、本県が実施しております社会保障分野の具体的な取り組みやその必要性などにつきまして、本県単独もあります。全国知事会等とも連携しながら、積極的に情報発信を行うなど、さまざまな機会をとらえまして必要な働きかけを行い、何よりも本県の実態に即した交付税措置が図られるように、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひそのような方向の中で努力していただきたいと思います。あと社会保障につきましては、今国会、終盤でありますから、今後、いろんな形の中での方向づけが出るというふうに思いますし、既に何人かの議員の皆さん方からもいろんな質問が出ておりますから、それ以外については割愛させていただきますけれども、今後、国会の動向を注視して、我々宮崎県としても、そういう対応をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、農政問題に移ります。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するために、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要

があるということで、農業者の高齢化、後継者不足による農地保全についての議論があるところでもあります。実は、私の集落におきましても、40戸足らずの集落でありますけれども、20代、10代の後継者というものは一人もいらっしゃいません。辛うじて30歳の方が今、農業後継者あるいは自立しながら御両親と一緒に農業をされておりますけれども、今、集落の中でも、地域の農地をどうするかということで議論を実はしておるところであります、そういう中で、今回、国は力強い農業構造の実現に向けて、人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」を作成し、新規就農者の定着率の向上や農地集積の推進に取り組むとしておられますが、本県での「人・農地プラン」作成状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 「人・農地プラン」の作成は、本県の力強い農業構造を実現する上で、非常に重要な取り組みであると考えております。一方で、市町村によるプランの作成に当たっては、各集落等における人と農地の情報を整理・照合することに加えまして、集落内での十分な話し合いをしていただくことが必要となることから、多くの時間や労力を要することとなります。しかしながら、青年就農給付金や農地集積協力金等の交付には、プランへの位置づけが必要なことから、まずは交付を希望する農家を取りまとめた簡易なプランを作成し、その後、実効性の高い詳細なプランを作成していくよう、市町村を指導しているところでございます。簡易なプランについては、6月末には、21市町村で作成される予定と聞いておりますが、県としましては、これ以外の市町村にも速やかにプランを作成するよう働きかけるとともに、本年度中には、実効性の高いより詳細

なプランが作成されるよう、引き続き、市町村等を支援してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひそのような方向の中で、の事業をお願い申し上げておきたいと思いません。

次に、新規就農者の確保・育成を図るため、「青年就農給付金」制度がスタートしていますが、就農に向けた研修に取り組む青年に給付される「準備型」と新たな担い手の経営自立を支援する「経営開始型」の予算の確保状況と応募状況について、本県の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 青年就農給付金につきましては、県では、「準備型」140人、「経営開始型」410人への給付を見込み、当初予算で8億5,800万円余を計上し、国に要望しているところでございます。また、4月と6月に市町村等への説明会を開催し、調査を行った結果では、「準備型」で90人程度、「経営開始型」で300人程度の要望がございました。一方、国全体では、当初予算の104億円を大きく上回る要望が各都道府県からなされていると伺っておりまして、本県に配分される予算が不足し、市町村等からの要望に十分対応できないことが懸念されているところであります。県といたしましては、今後とも、必要な予算が十分に確保できるよう国に強く要望していくとともに、市町村や関係団体と連携しながら、将来の本県農業の担い手として期待される人材が円滑に就農できるよう努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 青年就農給付金の給付を受けた者の就農状況の確認はどのようにされるのか、同じく農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 青年就農給付金の給付を受けた方は、「準備型」では、研修

終了後5年目まで、また「経営開始型」では、給付終了後3年目まで、営農実績などの年2回の報告が求められております。また、県や市町村では、この報告をもとに、現地確認を行うなどによりまして、就農状況等をしっかり把握することとしております。県といたしましては、給付を受けた方が本県農業の担い手として着実に育つよう、農業改良普及センターや市町村、農協等の関係機関が十分に連携を図りながら、給付後のフォローにも力を入れてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、これら意欲的な担い手への農地集積を図るため、農地の出し手を支援する「農地集積協力金」が創設されるとともに、農地の受け手を支援する「規模拡大加算」の要件緩和等の事業が打ち出されていますが、これら事業の予算の確保状況と取り組み状況について、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 「農地集積協力金」は、「人・農地プラン」の対象となっている担い手への集積を要件に、農地の出し手に対して交付されるもので、当初予算では、170ヘクタール分、4,600万円を計上しております。また、平成23年度から始まった「規模拡大加算」については、農地を面的に集積した場合に、農地の受け手に交付されるもので、昨年度の実績は、112ヘクタール、2,240万円で行いました。これについては、本年度から新たに、「人・農地プラン」の作成を条件として、面的要件の緩和措置が設けられたところで行います。いずれの支援措置につきましても、「人・農地プラン」の作成が前提となるため、県としましては、その作成については、きめ細かく支援しますとともに、市町村が取り組む事業量に十分

対応できるよう、国に対して必要な予算を要望してまいります。また、農地集積の加速化が図られるよう、これらの制度の活用を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 農地の出し手を支援する「農地集積協力金」でありますけれども、これはどのような事業になっているのか、同じく農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 「農地集積協力金」には、高齢などによりリタイアする農家などが、農地の出し手になる場合に交付される経営転換協力金と、連担化——隣の農地を一緒にするというような連担なんです——に協力する農地の出し手に対して、10アール当たり5,000円を交付される分散錯圃解消協力金の2つがございます。経営転換協力金につきましては、面積に応じて1戸当たり0.5ヘクタール以下の場合、30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールの場合、50万円、2ヘクタールを超えた場合は、70万円を支払われることとなっております。なお、経営転換協力金においては、例えば、ハウスピーマンと水稲を経営する農家が、水稲を集落営農組織等に委託する場合にも利用できるものとなっております。

○押川修一郎議員 いろいろ御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。新しい「人・農地プラン」という事業の中で、土地の集積を図る、あるいは貸したい人たちにもそれなりの恩恵があるというような形の中で、この事業は始まるわけでありますから、これはしっかり市町村の皆さん方との連携の中で、こういった要望をされる方々には、漏れなく話が通るような形の中でお願いをしておきたいと思っておりますとともに、やはりこれは予算が伴うものでありますから、しっかりした予算の確保をお

願い申し上げておきたいと思えます。

次に、中山間地の振興についてであります。

県土面積の約9割、人口の4割が住むと言われる中山間地域は、森林の整備や農林業の生産活動を通じた県土の保全、水源の涵養、食料の供給機能など、県民の生活を守る重要な役割を果たしていると思えます。また、個人の価値観が、物の豊かさから心の豊かさを重視する方向に変化する中で、豊かな自然や神話伝承などの歴史文化、安全で安心な農林産物など、本県の中山間地は地域資源の宝庫だと思えます。一方で、中山間地域は、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、地域活力や多面的機能の低下が懸念されており、特に山間部の小規模集落においては、維持存続も危ぶまれる集落も見受けられるような、大変厳しい状況となっております。そこで、24年度予算にありますとおり、「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進事業はどのように推進していかれるのか、具体的な取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 「中山間地域をみんなで支える県民運動」は、県民一人一人が中山間地域の抱える課題や果たしている役割の重要性について理解・共有し、県民全体で中山間地域を支えていこうという観点から取り組むものでございます。具体的には、パンフレット等の作成やテレビCM、シンポジウムの開催等により中山間地域についての県民への理解促進、それから「中山間盛り上げ隊」等の活用により中山間地域と都市住民との交流・連携の促進、さらには、中山間地域産業振興センターにおける産業興しの取り組みへの支援や、100万泊県民運動と連携した取り組みなどを

通じた経済の活性化への支援を行っていくこととしております。運動の推進につきましては、「みやざき元気！“地産地消”県民運動推進会議」におきまして、全県的な推進を図りますとともに、各地域ごとの中山間地域振興協議会におきまして、地域における運動の推進にも努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 特に中山間地域振興協議会ということでありませけれども、これは振興局単位でそういった会議を発足されて、そこらあたりでの運動の展開を図っていかれるというようなことでの理解でよろしいでしょうか。

次に、県では、基幹産業の低迷や雇用環境の悪化等、大変厳しい状況にある中山間地域の活性化を促進するため、中山間地域産業振興センターを設置し、常駐コーディネーターによるワンストップ対応窓口において、地域の持つあらゆる資源を活用した多様な産業興しの取り組みを支援し、積極的な産業振興を図るとしておられますが、この事業によって、どのように産業振興につなげていかれるのか、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 中山間地域産業振興センターでは、産業振興に関して豊富な経験を有します常設のコーディネーターを配置しまして、地域特産品の開発・販路開拓や、古民家、廃校等を活用した取り組みなどについて、地域からの幅広い相談に対してワンストップで対応しますとともに、直接県内の中山間地域に赴きまして、市町村や商工団体等の関係機関と連携しながら、地域に潜在しております資源の根を掘り起こしまして、それを活用した事業化への取り組みを支援していくことにしております。このような取り組みを通じまして、6次産業化あるいは農商工連携の取り組みなどと

も連携を図りながら、地域の特性、資源を有効に活用した産業の振興というものを目指してまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 中山間地の大変厳しい状況というのは、既に御理解のとおりだというふうに思いますし、私たちも、そのように実は認識させていただいておるところであります。そういう中において、やはりこういった地域振興、産業振興というものをどうするかということが、本当にこれも大事でありますし、そういういろんな事業をつくっていただく中で、これがしっかり定着する、そういったところまでの支援というものをしっかりやっていただかないと、なかなか大変な状況が打破できないのではないか、そのように思うところあります。また、数日前、木材価格も過去最低に近いような価格ということで、7,000円台ということですが、本当に中心的な森林もそういうことであるということですから、本当に厳しい中でありまして、何とか中山間地に元気が出るのが、我々平場に生活する者にとっても大事なことだろうと思います。それはやはり共有するということに政策というものが打たれてしかりかなと、そのように思うところあります。

次に、公共建築物等木材利用促進法についてであります。

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率向上に寄与することを目的に、2010年10月に施行されました公共建築物等木材利用促進法の概要と県の方針について、環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 公共建築物等木材利用促進法は、現在、木造率が低く、今後

の木材需要が期待できる公共建築物を対象に、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むとともに、民間企業にも主体的な取り組みを促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材利用の拡大を目指すものであります。県では、同法の施行を受け、平成22年11月に「県産材利用推進に関する基本方針」を改正し、民間が整備する病院や老人ホームなどを含めた公共建築物の木造率を、平成20年度の約15%から32年度には倍増の30%とする数値目標を掲げ、県産材の利用を推進しているところであります。

○押川修一郎議員 杉素材生産日本一を誇る本県、法律施行後、全国に先駆けて「県産材利用推進に関する基本方針」を策定されたということですが、市町村の策定状況について、同じく環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 市町村方針につきましては、6月1日現在で、16市町村が策定を終え、残りの10市町につきましても、本年度内には策定を終える見込みであります。県としましては、できるだけ早期に策定されますよう、働きかけを行っているところでございます。

○押川修一郎議員 木材価格も低迷する中で、県産材の活用を促進する取り組みが必要と思えますけれども、今ありましたとおり、市町村方針策定後にどのような取り組みをされて進めていかれるのか、環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県におきましては、本年度中に、市町村方針がすべて策定される見込みでありますことから、これを公共建築物への県産材需要拡大の好機ととらえ、市町村に対して、国や県の補助事業により、木造公

共施設の整備に対して支援するとともに、木材利用事例などの情報提供を行ってまいりたいと考えております。また、民間事業者などにつきましても、保育園などの公共建築物への木材利用について支援いたしますとともに、木造建築の技術指導を行ってまいりたいと考えております。今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、公共建築物の木造化・木質化をより一層進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 これといったなかなかヒットするものがないわけでありまして、手を入れ、足かせをして、何とか中山間地の現状を打破するような形の中で、今後も部長を中心として頑張ってくださいようお願いしておきたいと思っております。

次に、浄化槽の整備についてであります。

本県の浄化槽総数約15万基、その中の約6割が水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽であります。全国的に見ても、835万基中3分の2の545万基がまだ単独処理浄化槽であります。単独処理浄化槽から放流される排水は、合併処理浄化槽からの排水と比べて、汚染度合いに8倍もの違いがあって、浄化能力に大きな差があるというふうに言われております。このように、トイレ排水のみの単独処理浄化槽を放置したままでは、水環境の保全は図れないと思っております。そこで国は、転換の促進のために撤去費用の助成制度があるようでありまして、本県の状況について、あるいは隣県の鹿児島、熊本県の状況はどうなっているのか、同じく環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 国におきましては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、平成18年度に単独処理浄化槽の撤去に要する経費を補助する制度を創設

しております。この制度は、市町村が事業主体となって、9万円を上限に補助する場合に、国が3分の1を負担するもので、残りの3分の2が地方負担となっております。本県では、この事業を実施している市町村はなく、また、この事業を実施する市町村への補助制度は設けておりません。全国では、鹿児島県、熊本県など21都県で補助制度を設けており、鹿児島県では43市町村中28市町で、熊本県では45市町村中14市町村で事業を行っている聞いております。

○押川修一郎議員 9万円ということでありまして、市町村がないから県もないというような答弁だというふうに思うわけでありまして、何とか撤去費用を助成することによって、単独処理浄化槽から合併浄化槽への移行があるかもしれませんから、これはぜひ取り組みを検討していただきたいというふうに、きょうは要望だけにしておきたいと思っております。

次に、環境省の調査によりますと、本県は単独処理浄化槽が約9万基あり、何らかの形で廃止あるいは切りかえ、または下水道への接続を行った基数が3,926基あるようです。このうち、合併への切りかえが502基となっているようです。それでもまだ約8万6,000基あるわけでありまして、下水道への接続ができるのは、限られた地域となっておりますが、合併浄化槽への転換を促進、水環境を保全していくために、県の主導により何らかの施策というものを講じていただきたいというふうに思うわけでありまして、対応につきまして、環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 水環境の保全のためには、生活排水対策が重要なことから、まずは、県民の皆様はその重要性を御理解いただくことが大切であると考えています。現在、

県におきましては、個人が浄化槽を設置する際に市町村とともにその一部を補助する浄化槽設置整備事業及び個人の住宅等に市町村が浄化槽を設置する際にその一部を補助する浄化槽市町村整備推進事業によりまして、合併処理浄化槽の設置の支援を行っております。県民の皆様には、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めまして、これらの制度を有効に活用していただけますよう、市町村と連携してPRしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 それから、幾度となく議論が本会議場でも、あるいは委員会でもされておるところでありますけれども、11条検査率を上げるためということでありまして、県初め環境科学協会の努力により、22年度末では本県の11条検査率は22.4%、全国平均の30.4%に近づき、さらに23年度は40%を超えたと聞いておるところであります。これが一過性で終わることなく、さらに検査率を上げ、維持していったほしいというふうに考えております。そのためには、現在の環境科学協会、県内1カ所の検査機関で今後も十分対応できるのか、危惧しているところでもあります。また、私は、設置者の利便性や保守点検、清掃、検査の効率性を高め、検査率を上げていくためには、保守、清掃、検査を合わせた一括契約制度が効果的と考えておるところであります。これまでの県の説明では、環境科学協会、浄化槽協会と、11条検査の受検率を向上させるための話し合いをされているというふうにお伺いしておりますが、現在の状況について、環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 現在、環境科学協会、浄化槽協会及び宮崎市と県の4者で、浄化槽管理者に義務づけられております保守点検、清掃、法定検査を、浄化槽管理者が各業者

と個別に契約を結ぶのではなく、一括して契約する方法などの協議を行っております。この中では、他県の事例も参考にしながら、本県に合った仕組みづくりなどを協議しておりますが、一括契約の導入に当たりましては、契約システムの導入や契約内容の変更につきまして、さまざまな意見があるなど、解決すべき課題がございます。このため、県としては、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 近年、緊急雇用対策ということで、緊急雇用対策の人たちが保健所とかいろんなところに出向いて行って、11条検査率を上げてほしいというようなパンフレットとか、そういうシステムの中で、40%を超えるような現在の検査率になっておるといふふうに理解しております。しかし、先ほども言いましたとおり、この事業が終わってしまうと、やはり11条検査というものは、1年に一度は設置者が検査をすると法律で決められておるところでありますから、これは100%に持っていかないと本当はいけない法だろうというふうに私は理解をするところです。だから、今、さまざまな意見があり、解決すべき問題ということで、議論が続いておるといふようなことになっておりますけれども、協議は協議でいいわけでありましてけれども、協議の中で、例えば受検率を上げるために、4者の皆さん方の協議の中で、モデルでもやってみようというふうなところが出てくるようであれば、そういったモデルからでも、この一括の仕組みづくりに行って検査率を上げる方向はできないのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 一括契約につきましては、今申し上げましたとおり、4者で協議しております。御提案のモデル事業につき

ましては、その4者の協議の場に投げかけまして、モデル的にでも取り組めないかどうか検討いただきまして、取り組めるところから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひそういうような形の中で前に進むようお願いしておきたいと思います。

次に、観光行政についてであります。

まず、100万泊県民運動についてであります。知事は政策提案で、「産業・雇用づくり」の一つとして、観光、物産等の総合的な販売促進を掲げられ、そこで県内各地のすぐれた地域資源の発見や地域間の交流を促進するため、「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」を提唱されていますが、この運動に対する知事の思いをお聞かせいただくとともに、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この運動でございますが、3つの問題意識をもとに提唱させていただいているところでございます。1つは、長引く景気の低迷、また相次ぐ災害によりまして経済が停滞している、その中で何とか県内経済を活性化していきたい、地元でできることを自分たちで力を結集できないだろうかという経済活性化の思いということ。それからもう1つは、県民一人一人の力を結集していく、県民総力戦を掲げておるところでございますが、以前も県民総力戦といっても何をやったらいのかわからないじゃないかというような御意見も県民から出たところでございます。そういう皆さんに対して、こんなことをやってみましょうという具体的なテーマの投げかけ、先ほどの中山間地をみんなで守ろうというものもそうでありまして、子育て県民運動もそうであります。それから、3つ目としましては、いわば「ディスカバー宮

崎」ということでございまして、「宮崎はいいものがあるね」と、「でも、なかなかそれがアピールされてないね」と、「みんなも県民もわかってないね」というような声が県の内外から上がるわけございまして、県内観光や地域の交流活動・イベントなどへの積極的な参加によりまして、県民一人一人が「ふるさと宮崎」というもののよさを再発見する、そういう機会をつくっていきたいという、そして幅広い地域振興、経済活性化の効果をもたらしたいというものでございまして、地産地消県民運動や先ほど申しました「中山間地域をみんなで支える県民運動」にもつながるものでありますし、その根底の発想は、古事記編さん1300年にもまたつながるものというふうに考えております。

県におきましては、観光情報サイトや各種広報媒体を通じまして、観光地やイベント開催などのしゅんの情報を幅広く発信するとともに、県民が実際に足を運ぶきっかけになりますように、体験・滞在型観光の普及促進でありますとかグリーン・ツーリズムの推進などの取り組みを進める、さらには、県内の旅行会社に働きかけて、県内を周遊する旅行商品を造成するというようなところにも取り組んでいるところでございます。

この運動の趣旨というものは、県だけでできることではありません。市町村、経済団体に、おもしろい、やってみようというような幅広い賛同が広がり、県民一人一人が、まずは自分たちの足元でできることから行動に移していかうと、そのような気持ちになっていただいて、それが大きな流れになりますように、民間と行政、一体となって展開をしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 知事のそれにかける思い、

運動というのは理解いたしますけれども、やはり計画、目標というものがあって、運動につなげていかなければならぬというふうに私は思うんです。あくまでも運動だけでは、これは知事がずっと知事の間は運動というもので進んでいくんでしょうから、やはり100万泊、計画と目標を持って、100万泊をいつの時点でどうするんだというものが出てこない。それと、どういうところをターゲットにした旅行商品にするか、あるいは宿泊の場所というものも出てくるでしょうから、そういった計画と目標というものを設けるべきじゃないかというふうに私は思いますが、再度、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の趣旨というのは、しっかり受けとめたいというふうに考えております。100万泊という数字も掲げたこのタイトルでございますが、先ほど言いましたように、県民一人一人が年間1泊をすれば、いわば113万県民ですから113万、100万を超えると。それは一人にとっては年間1泊ではありますが、それが大きな大きな効果と呼ぶのではないかという一つのスローガンであり働きかけ、一人一人の力を結集すれば、もっともっと大きなことができるよというような呼びかけとして掲げておるところでございます。なかなか一つ一つを積み上げてやっていくということが、実際に113万全員が泊まることは、いろんな意味からも無理なことではございまして、あくまでそういうスローガンのものとして考えておるわけでございます。ただ、今、御提案のこともございます。この運動の展開、アクションプランの工程表に掲げる県内観光客数840万人という目標値も掲げておりますので、そういうところにも反映されるのではないかとということで、数字の捕

捉にも努めていきたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。例えば、我々もそうではありますが、県内の観光地に行って、県内の観光地に宿泊するという機会はやっぱり少ないんですよね。県職の皆さん方も、いろんなところに出向いていかれる中でも、最近は出張にしても日帰りというのが相当多くなってきているという状況でもありますし、知事の思いはわかりますけれども、具体的にそういう形の中で、今後、ぜひ計画に盛った目標という形の中で、見直しなり考え方をさせていただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、本県では、古事記編さん1300年を記念した古事記ゆかりのシンボリックイベントを開催し、県民や県外観光客に宮崎の魅力を満喫してもらい、にぎわいを創出する事業が実施されますが、その一つとして、第26回西都古墳まつりのタイアップイベントも予定されております。地元でありますし、大変盛り上がります西都の古墳まつりであります。この時期に西都の古墳まつりとのタイアップイベント、私も期待しておりますが、どのような効果を期待されて取り組まれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 西都原、これは本県を代表する観光スポットの一つでありまして、ことしは西都原古墳群発掘100年の記念の年でもあります。西都原への注目度を一層高めるために、古代神話をモチーフにした西都古墳まつりとのタイアップイベントを開催することとしております。このイベントでは、映画「千と千尋の神隠し」の主題歌で全国的にも有名になりました歌手の木村弓さんをお招きしまして、地元の子供たちとの共演を行うことで、地

元の伝統的な祭りをより一層盛り上げ、全県的な集客を図るという相乗効果が期待されるというふうに思っております。県民によります県内観光を推進し、県内経済の活性化や地域間交流の促進を目指します、今いろいろお話にありました100万泊県民運動にも寄与するものというふうに考えております。

○押川修一郎議員 ことしの古墳まつりは、そういう意味では、1300年記念事業として大きなイベントになるだろうということで期待しております。先ほども話がありますように、この行事が一過性になることが一番いけないというふうに考えておまして、島根県では、古事記編さん1300年記念として、ことし7月21日から11月11日までの114日間にわたって、神話の博覧会「神話博しまね」を開催し、県内外にアピールをされるということでもあります。ぜひ本県も博覧会などを開催することは考えられないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、博覧会の開催というところまでは、今現在、予定していないところでございますが、御指摘にありましたように、「ディスカバー宮崎」といいますか、その文化振興の側面も大事ですが、やはりイベント的な展開で観光振興にも結びつけていく、この取り組みも大変重要であろうという認識のもとに、ことしの10月から11月にかけて3週連続で、宮崎神宮大祭、西都古墳まつり、それから古事記ゆかりのご当地グルメまつりということで、盛り上げていきたいと考えておるところでございます。そのほか、この時期には、古事記関連のイベントや祭り、企画展などが多く開催されますことから、今申し上げました核となるイベントとあわせて相乗効果を図り、記念事業として一体的・集中的に

PRすることで、全県的な盛り上がりが見られるのではないかとということで、さらには、12月から始まる本格的な神楽シーズンというところへ結びつけていくということで、この「神話のふるさと みやざき」というものを県内外に強くアピールしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ちょっと残念でならないというふうに率直に思うところであります。ことしから32年の日本書紀までということであれば、長期的なイベントにしたいというような答弁も何か所かで知事のお考えを聞いておるところでありますけれども、ぜひ島根県あるいは奈良県では、こういったイベントをされておるわけありますから、やはり100万泊に結ぶような、そういったイベントというものをつくっていくべきじゃないかなというふうに思うんですよね。期間がありますから、ぜひ何らかの形で、一過性じゃなくて、こういう事業が続くようにお願いしておきたいと思っております。

次に、西村議員からも出ましたけれども、西都原考古博物館についてであります。22年度の観光統計を見ますと、西都原の観光客数は64万5,000人、年々減少しておるところであります。このような状況で、西都原考古博物館、ここはすばらしい施設であります。博物館への入館者数はどのようになっているのか、そして利用促進に向けた取り組みはどうかされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 西都原考古博物館では、これまでに毎年、南九州と韓国、台湾との文化交流について紹介した国際交流展や体験講座を開催するとともに、古墳群の最新の調査成果を盛り込むなどの展示を行い、平成16年の開館以来、入館者の累計が94万人を超えているところであります。22年は、発生しました口蹄疫

の影響で、毎年10万人を超えていた入館者数が大きく減少いたしました。23年度には9万人近くまで持ち直してきたところであり、利用促進の取り組みについてですが、入館者の半数以上が県内からとなっておりますことから、県内それぞれの地域の歴史を知る企画展や館内でのクイズラリーの実施など工夫を凝らしながら、県内の方をリピーターとして増加していくように努めていくとともに、県外からの観光客への対応も視野に入れて、県内外の旅行会社へのポスター等の配布のほか、テレビや雑誌等へ博物館の情報を紹介するなど、広報活動に取り組んできているところであります。それで、ことしはもっと何か新しいことができないかということで、宮崎駅前のKITENにおきまして、西都原古墳群のパネル展を企画してPRすることといたしております。今後とも、積極的な広報活動、そして展示を充実させて魅力づくり、そういうことに努めていきたいと思っております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。この間の答弁の中に、小学校の学校数、70数校ということで答弁があったところでありますけれども、やはり文化事業なのか観光事業なのかということで、両方兼ねるという理解の中であるのであれば、県内の幼稚園生あるいは小中学生、そういった生徒さん方を、何らかの形で、学習や観光の場の中で、西都原というものを見学あるいは勉強してもらうような方向の中でのまた検討も入れていただければありがたいというふうに思います。お願いをしておきます。

次に、国宝金銅馬具類、国の重要文化財の持ち家形埴輪、船形埴輪ですが、これらはいずれも西都原古墳群、そしてその周辺から出土したものであります。私は、この出土品が、記紀

編さん1300年に合わせて、ぜひ西都への里帰りができないかお願いしたいと考えておるところであります。実は、2月議会で、中野一則議員からも代表質問の中で質問されておりますが、これらの出土品の買い戻しや資料の借用等を行い、本県で展示することはできないかということで、改めて教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本県で出土し、県外機関に所蔵されている資料といたしましては、国宝の金銅馬具類のほか、重要文化財の埴輪子持ち家、埴輪船などがございます。私も5月の連休に東京国立博物館で埴輪子持ち家を見せていただきまして、すばらしいと感動してまいりました。これらの資料につきましては、古代日向を知る上で重要な資料でありますことから、すべての資料について復元品を作成し、西都原考古博物館に展示しているところであります。国宝等を買戻すということにつきましては、これらの資料が所蔵機関の重要な展示品の一つとなっており、困難な状況ではないかと思っておりますが、平成26年には、西都原考古博物館が開館10周年を迎えますことから、その記念事業として、資料の里帰りを何とかするような方向で特別展などができないか、検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 残念な思いもありますけれども、極力買い戻しも含めた中での検討並びに考古博物館開館10周年に向けての取り組みをお願い申し上げておきたいと思っております。

それから、本県には、旧所、名所のすばらしい観光地があるわけでありましたが、通過型観光で終わっているというふうに思います。西都原古墳群、西都原考古博物館に、例えば綾の照葉樹林、高千穂、日南海岸などを結ぶ、滞在型の観光ルートをつくることはできないかというふ

うに思います。先ほど、県の旅館業組合の皆さん方ともいろいろ議論をさせていただきました。修学旅行の生徒が少ない、あるいは宮崎県のそういうホテルや旅館に宿泊してくれる方々が少ないという話も聞くところでありまして、やはり滞在型が少ないというふうに思うところでありまして、この件につきまして、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本年は、古事記編さん1300年、また、西都原古墳群発掘から100年の節目を迎えますことから、西都原を観光面から売り込むチャンスが一層拡大しているところでもあります。このような中、西都原と県内の他の観光スポットをめぐるルートにつきましては、カーフェリーを利用したツアー商品などが既に販売されておりますが、これからも古代ロマンに満ちたスポットとして、さらなる可能性を秘めているものと考えております。県におきましては、本年度、西都原などの神話ゆかりの地をめぐる広域観光ルートを「日向神話旅」として、新たに開拓しているところでもあります。また、新たな取り組みといたしまして、滞在型観光の広域化・ビジネス化を推進するために、県内を周遊する旅行商品を販売する地元旅行業者や観光協会を支援いたしますとともに、地域の枠を超えた広域観光に取り組む市町村等の支援も行うこととしております。このような取り組みによりまして、神話に加え、自然や体験メニューなどを取り込んだ多様な観光ルートを開拓し、県内外への情報発信やセールス活動も強化いたしまして、本県における滞在型観光を一層推進してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 観光行政ということである質問させていただきました。最後になりま

すけれども、やはり西都原の整備だろうというふうに思います。この西都原古墳群の中でも特に価値を持つのは、男狭穂塚、女狭穂塚であるわけでありまして、我が国最大の帆立貝形古墳、女狭穂塚につきましては、九州一の前方後円墳であります。残念なことに、樹木に覆われていて、その姿、全容が見えないということが、地域の皆さん方もそういう意見が本当に多いわけでありまして、やはり見えることによって人は感動を覚えたり実感というものが出るといふふうに思いますから、何とか姿が見えるような整備をすることが、今後の本県観光にとっても大きな資源となるのは間違いないと、そのように思います。そこで、ぜひ宮内庁に働きかけをしていただきますように、再度、知事をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 古事記編さん1300年等に当たりまして、本県の宝探し、宝磨きをやっていこうというときに、この男狭穂塚、女狭穂塚、またこれは大変重要な資源であろうかというふうに考えております。その形状や大きさの外観などが一望できるような環境整備が可能となれば、この古墳群へのさらなる理解が深まるとともに、その地域の魅力というものがさらに増すのではないかと、そのように考えておるところでございます。そのような思いから、昨年、西都古墳まつりのときに、私も参りまして、年に一回、一部開放される、そこに参加しまして、あそこを管理しております京都の桃山監区事務所の責任者と話をしたところでございますが、やはり基本は、静安と尊厳の保持を基本とした管理が行われているということで、樹木の伐採については、大変困難な状況というのが基本的な認識でございました。今回、平成16年度から実施してまいりました地中探査の報告書が

完成しましたことから、5月末に教育長が宮内庁を訪問し、地中探査に特段の配慮をいただいたことへのお礼でありますとか、なお一層の環境整備についてお願いしたところでございます。さまざまな形で我々の思い、考えというものを伝えておるところでございますが、今後、引き続き、県による陵墓参考地の周辺部の整備というものを検討するとともに、私が宮内庁を訪問することも含め、あらゆる機会をとらえながら働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 宮内庁を訪問されるということをご前提に、ぜひ議会の代表あるいは西都市の代表、そういった方々と一緒に、こういった問題について要望していただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、宮崎の存在感を世界にどう高めていくかということでもあります。

本県では、過去、国際的な会議やイベントの誘致を進めた時期があります。例を挙げますと、第10回世界ベテランズ陸上競技選手権大会、それから、平成12年には南太平洋フォーラムに加盟する16の国と地域の首脳が集まった太平洋・島サミット、また、G8各国の外相が集まり、宮崎外相会合が同じく7月12日から13日で行われておるところでありまして、この会議の成功は、宮崎が目指す国際会議都市の実現に向けて、大きな一歩であったというふうに思います。そこで、これらの取り組みをどのように総括されておられるのか、商工観光労働部長、よろしく願いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) ただいま議員からお話のありました、平成5年に開催されました世界ベテランズ宮崎大会は、世界71の国と地域から約1万2,000人の選手が参加いたし

ました、本県が経験した最大の国際イベントでございました。また、平成12年に開催されました太平洋・島サミットと九州・沖縄サミット外相会合は、それぞれ16の国と地域の首脳、先進8カ国の外相が本県に会した世界レベルの国際コンベンションだったと考えております。これらの会議等の開催によりまして、国内外に向けて宮崎を広く発信するとともに、宿泊等による地域への大きな経済効果もあったところであり、また、これらの会議等の経験を通して、受け入れに関するノウハウの蓄積や関係機関との人的ネットワークの構築などが図られたことから、その後、現在に至るまで、毎年、国際会議等が誘致・開催されている基礎となったものと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。日本の今の状況を見ますと、少子高齢化、人口減少、一方、世界は人口の増大の傾向、しかも食料不足、環境問題等、宮崎のような地域でも、世界の動きに影響を及ぼすようなグローバル化という中で、県は昨年、「未来みやざき創造プラン」を策定し、その中で戦略の一つとして海外展開を掲げ、グローバルな視点から地域のポテンシャルを生かした取り組みを推進し、国際的な経済交流や人的交流を拡大させ、世界に開かれた宮崎を目指すとしております。もはや、単に東京など国内に目を向けるだけではなく、世界の人々を取り込んでいく施策が必要だと思いますが、本県では、過去に国際的な会議、イベントなどを誘致されて、10年以上、開催がありませんけれども、そこで、発信力、文化への理解を持った知識人、経済人レベルでの国際会議やイベントの誘致を積極的に進めるべきだと思いますが、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国際的な会議やイベン

トというのは、地域の活性化、経済への影響、それから国内外への本県のPR、また国際化の推進に大きく寄与するものでありまして、これまで県は、みやぎ観光コンベンション協会や関係団体との連携を図りながら誘致に努めてきたところであります。昨年度は、アメリカ、中国、イギリスなど海外7カ国が参加しました太陽光発電関係の学会を初め、17件の国際会議等が開催されまして、今年度も、学会やシンポジウム、インセンティブツアーなど、11件の開催が予定されているところであります。御提案のありました国際的な会議を初め、学会や企業ミーティングなどの誘致は大変重要でありますことから、今後とも、長年にわたる取り組みで培ってきました経験、実績というものを生かしながら、国等の関係機関、産業界、大学及び海外との人的ネットワークの形成や情報収集に努めて、誘致活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ、世界地図に日本の中で東京とか大阪の大都市は載りますけれども、宮崎県が載るようなそういった会議、イベントができるような形の中で、今後、頑張っていたきたいと思いません。

次に、土木行政についてであります。

まず、総合評価落札方式についてですが、本制度は、平成18年度からの試行期間を含めまして、6年が経過したところであります。その間、社会情勢の変化や地域からの要望等も踏まえ、幾度も制度の改善策が図られてきております。よく聞く話でありますけれども、災害が発生した場合、地元業者がいないことが、地域にとっては大変困るということではありますが、この間、業者も激減しているところであります。

地元業者育成の観点から、これまでどのように取り組んでこられたのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。その評価項目では、企業や配置予定技術者の技術力に加え、入札参加者の本店所在地や災害時の協力体制などを設定することで、地域の建設業者の技術力向上や育成を図っているところであります。特に、小規模工事を対象とした地域企業育成型は、技術力を有し、地域貢献度の高い建設業者が受注しやすい本県独自の形式でありまして、平成20年度の導入以来、その適用範囲を順次拡大してまいりました。県といたしましては、このような取り組みを通して、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い建設業者が受注しやすい環境整備を行ってきたところであります。

○押川修一郎議員 次に、地域の業界の方々から、これまでさまざまな改善策が図られてきているのにもかかわらず、受注できる業者とできない業者の二極化が進んでいるとのことであります。そこで、地元業者が受注できるとともに、同じ管内の建設業者間における受注の偏りを是正することが重要だと思いますが、同じく県の取り組みについて、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県では、本年度から、より地域の企業が受注しやすい環境を整えるため、入札参加資格において、例えば土木一式工事では、入札に参加できる地域を県内3ブロックから7ブロックに変更するなど、地域要件を細分化したところであります。また、入札方式の選定に当たっては、総合評価落札方

式が制度上、技術力や地域貢献度の高い建設業者が有利となりますことから、価格のみの一般競争入札も用いることで、実績の少ない建設業者への受注機会の確保にも努めているところであります。県といたしましては、今後とも、幅広く御意見を伺いながら、検証と必要な見直しを図り、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひそのような方向でお願いしておきたいと思っております。

それから、本年度から河川整備が本格的に始まります一ツ瀬川であります。本年度の改修状況について、同じく県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 一ツ瀬川の河川改修につきましては、平成22年度から事業に着手しております。本年度は、約3億8,000万円の予算で、一ツ瀬橋付近の両岸及び山角橋から穂北橋までの区間、並びに杉安橋付近の右岸の3カ所におきまして、調査設計及び用地取得を進め、一部工事着手する予定としております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

次に、学校の通学路の安全確保についてでありますけれども、これは横田議員のほうからも出ておりましたし、関連の部分があるということで、私の住む西都市の学校区においても、道路の狭いところとか見直しが必要なところとかありますし、県土整備部のほうにも道路の改良、警察のほうにも、いろんな見直しの中での道路標識とかもろもろあるわけでありまして、子供たちが安全に登下校できるような関係の中で、今後、いろんな対策を打っていただきます

ように要望にかえさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。足元の悪い中、傍聴に来ていただきました皆さん、心から御礼申し上げます。

通告に従い順次質問をさせていただきますので、知事初め、関係部長には明快な答弁をお願い申し上げます。

初めに、道州制についてであります。

これまでも多くの議員各位による質疑がございましたが、急速な少子高齢化による家族形態の変化、東日本大震災による自治機能の崩壊などで国の形が問われている中で、国、道州、基礎自治体の3層構造から成る地域主権型道州制導入による、国民が主役の行政を実現し、国の再建を提唱する公明党は、その実現に向け、本年の3月に道州制推進プロジェクトチーム（遠山清彦座長）を発足させ、本格的な議論をスタートさせました。プロジェクトチームでは、現在、道州の権限や区割り、財源、導入への手続といった主要課題について、有識者を交え、その実現に向けて本格的に取り組んでおります。

道州制を取り入れる意義はさまざまに展開がありますが、公明党の見解は次の3点にも集

約されます。第1には、国の権限や財源、人材などが道州に移転されることで首都をバックアップする機能を担えるということでありませう。首都直下型地震の発生確率が今後30年間で70%と試算されていることなどもあり、東京に一極集中する首都機能のバックアップ体制が求められています。その意味からも、首都機能の代替につながる道州制は、国土の防災性や災害への対応力を高める観点から有力な手段となります。

第2は、長期にわたって停滞を続ける経済・景気の打開につながる効果です。これまで経済対策は国が一元的に進めておりますが、道州が独自に経済対策に取り組むことで地域の中で強みを持つ産業に特化した投資が進み、地域経済に新たな活力が生まれ、景気の好転や上昇が期待されます。

そして、第3は、行政運営のスリム化が進むことです。二重行政の解消や人件費の削減などが進み、その結果、今まで以上に効率的な行政運営が可能となり、新たな行政サービスを国民に提供できる。行政サービスの全体がスケールメリットで働く形で向上でき、魅力ある地域ゾーン、都市ゾーンが形成できるなどが挙げられます。

そういう期待がある一方で、国の調整機能が低下し、地域間格差が拡大する。住民との距離が開き、住民自治が形骸化するなどなど、慎重な立場での意見もございませう。このほかにも道州制の設計において、県警察、国有林野、高等裁判所などを移譲して国の統一性が担保できるのか、一体いつごろ導入するのかなど、これからの課題について国会を中心に、そして地方においても本格的に議論を深め、立法措置などの行動を進めなくてはなりません。

そこで、知事にお伺いいたします。岡山県の石井正弘知事を代表に、ほか8名の県知事と橋下徹大阪市長を含む15名の市長が共同する「道州制推進知事・指定都市市長連合」が本年の4月20日に発足いたしました。九州からは佐賀県、熊本県の各知事と北九州、福岡、熊本の各市長も参加されておられますが、この「道州制推進知事・指定都市市長連合」が設立されて、知事はどのように受けとめておられるのか、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上での質問とし、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

道州制の推進組織の設立についてであります。少子高齢・人口減少社会の本格化、経済のグローバル化など、我が国を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、これまでの画一的な中央集権システムでは地域の多様な行政ニーズには十分対応することが難しくなっているという認識であります。このため、住民に身近な行政はできる限り地方が担い、地方がみずからの判断と責任において地域のニーズに応じたきめ細かな施策を展開するために、地方分権を推進していく必要があると考えておまして、その推進の一つの選択肢として道州制というものが考えられるのではないかと考えております。

このたび、有志による道州制の推進組織が設立されたということは、今現在、道州制に関する議論というものが以前と比べると多少、熱を帯びていない状況もある中で、地方分権の確立に向けた選択肢の幅を広げ、我が国の行政のあり方に関する国民的な議論喚起に向けたきっかけになり得るものというふうに考えておるところであります。以上であります。 [降壇]

○重松幸次郎議員 実は、4月20日に発足した道州制推進連合の石井知事一行が同日、公明党道州制推進プロジェクトチームを訪問し、同連合からの要望を受けております。懇談の折、石井知事からは、地域主権型道州制の基本的な理念や方針、工程などを定める推進法を地方の意見を反映しつつ早期成立させると訴えられておりました。地方の意見を集約、反映させるという上で、県内でも議論の場が必要だと思いますし、知事はこれまでの道州制についての答弁の最後は、「積極的に議論を進めていくべき」とか、「検討していく必要がある」という表現でありました。今後、道州制について具体的にどういう形で議論を進めるおつもりなのか、再度、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 道州制は、地方分権に向けた選択肢の一つとして議論を深めていくことが必要であろうかというふうに考えておりますし、地方分権というのがなかなか遅々として進まない、それをいかに突き動かすかというところの、いわば運動論のような形で道州制というものを前向きに議論していくことは大変重要ではないかというのが私の考えでございます。道州制というのは、ただ地方の広域行政体をどうするかということにとどまらず、国のあり方、まさに国と地方のあり方を根本から変えるものでありまして、国民生活に大きな影響があるものというふうに考えておるところでございます。このため、国民的な議論の喚起に加えまして、まずは現在の都道府県制度を前提とした地方分権というものを着実に進めていく必要があるかというふうに考えております。そして、市町村の基盤、機能の強化を図るということで、国、地方、全体をとらまえた機能分担、役割分担をどのようにしていくのか、そのよう

な議論を深めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 知事のお考えは理解できません。また、九州知事会の動きも大変必要なものであります。その上で我が党としては今後の手続として、約3年で道州制移行法案成立を目指し、またその後に道州制国民会議を立ち上げて議論をと考えております。ぜひ、河野知事がその議論の中央に立たれることを望んでおります。

続いてまいります。防災対策についてであります。

5月27日に日南市油津港で行われました宮崎総合防災訓練に参加させていただきました。地震、マグニチュード7.1、震度6弱という、また大津波を想定しての訓練に、県、日南市、日南市消防本部を初め、多くの団体、企業が参加して、24項目にわたり訓練が行われました。消防、警察、自衛隊の救助訓練は申すまでもなく、水道、電設などのライフラインの復旧工事、炊き出しやボランティアセンターの運営など、すべての訓練内容に日ごろの鍛錬や連携を發揮されていることが実感できました。中でもやはり印象に残るのは、ヘリコプターでの救助であります。この日は、航空自衛隊、海上保安庁、「あおぞら」、そしてドクターヘリなど、ヘリコプターが総動員でありました。あっという間に海上かなたから湾内に到着し、水難者を海面からつり上げて救助し搬送、またドクターヘリも救急車と連携して負傷者の応急救護と搬送を数分の間に行うところを見ると、県民の安心・安全は確実に確保していただいているというふうに感心をいたしました。訓練に参加された関係の皆様、本当にお疲れさまでございました。

さて、ドクターヘリにつきましては、我が会

派と宮崎市議団と合同で6月1日に宮崎大学医学部ドクターヘリ基地病院へ視察に伺いました。これまでの運航状況は先ほど内村議員が質問されたとおりでありました。6月13日までの57日間で56件の出動があったこと、また不良天候や夜間などで出動ができなかったケースが13件だったが、おおむね順調な運航開始だったということを確認させていただきました。その上で、今後の運航のために、内村議員と少しダブる部分もありますが、質問をさせていただきます。非常備消防地区の対応、無線が届かない場合の対応、離島の対応、また他県との連携といったドクターヘリの課題について福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリの課題でございます。ただいま4点いただきました。まず、非常備消防地区への対応でございます。非常備消防地区におきましては、ヘリ要請は各職場の職員が行うこととしておりますので、これまで地元消防団や医療機関も含めた関係者に対しまして、それぞれの町村において要請方法等の説明や意見交換を行いますとともに、ドクターヘリを使った実践的な訓練も複数回実施してきたところでございます。

また、ヘリの消防無線につきましては、地形の状況によって交信に支障が出る場合がありますので、例えば宮崎大学の運航管理室を中継基地として医療用無線でドクターヘリに伝達するといった対応を行うこととしております。

次に、県内の3つの離島におきましては、延岡市の島浦、日南市の大島にはランデブーポイントがありますので、直接、ヘリによる搬送ができます。また、串間市の築島につきましては、患者を船で対岸まで運び、近くのランデブーポイントで対応することとしておりますが、

今後、ランデブーポイントの適地調査を行うこととしていただいております。

最後に、他県との連携でございますが、本年5月に九州各県の行政担当者とドクターヘリ基地病院による連絡協議会を開催していただき、要請が重複した場合の隣県との連携や大災害時における協力体制等について検討することとしていただいております。

○重松幸次郎議員 よくわかりました。また、あわせまして、ヘリ運航の少し前に宮崎大学医学部に隣接して設置されました救命救急センターの運営状況もお聞かせいただきたいと思っております。福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 宮崎大学の救命救急センターでございますが、現在、医師14名、看護師42名の体制で本年4月10日より運用しているところでございます。病床数は20床でございますが、その平均稼働率は、運用当初の4月が46%、5月が62.7%、6月は13日まででございますが、76.2%となっているところでございます。救命救急センターとドクターヘリの運航は、救命率の向上、後遺症の軽減等の県民の安全・安心の確保はもちろんのこと、救急医療、ひいては地域医療を目指す若手医師を初めとする医療従事者の養成確保の場となるという意味でも、大変期待が大きいところでございますので、県といたしましては、今後とも、宮崎大学を初め、関係機関と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 災害拠点病院としてすばらしい環境が整ってまいったと思っております。しかし、現場に携わっている方は大変な気苦労があるかと思っております。安全運航と御活躍を祈るのみであります。頑張ってくださいと思っております。

続きまして、関連しまして、消防バイクの導入状況について確認いたします。我が党の新聞記事ですが、埼玉県の草加市消防本部に配備されたオフロードタイプの消防バイクが地震や火災などの災害時にすぐれた機動力を発揮し、初期消火活動や情報収集に大きな効果が期待されていると。2005年から3台導入されていました。東日本大震災の発生当日も市内を巡回し、住宅街や狭い道路の路地裏まで走行できるバイクだからこそ、被害状況をいち早く伝えることができたとありました。また、東京消防庁は1997年から現在、20台を都内各署に配備し、首都高速道路での車両火災など、事故や災害現場にいち早く急行し、消火能力にすぐれ、持ち運び可能な可搬式消火器で初期消火を行うことが主な任務というふう聞いております。このように、消防バイクは災害時における迅速な情報収集や救急救助活動において有効であると考えられますが、本県における消防バイクの導入状況と導入推進に対する考え方について危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 消防バイクの県内の導入状況につきましては、宮崎市消防局に1台、宮崎市消防団に6台、延岡市消防団に3台、えびの市消防団に5台、高千穂町消防団に3台の計18台となっているところでございます。消防バイクに関しましては、議員御指摘のありましたとおり、すぐれた機動力を有し、大規模災害時の情報収集等に大きな役割を果たすことが期待されております。一方で、人員の確保やバイクの走行訓練が必要であるなど、運用体制に関する課題も指摘されているところでございます。消防車両などの消防設備につきましては、各市町村が地域の実情に応じて整備をしており、県といたしましては、市町村

に対し、消防バイクの全国的な運用状況などの情報を提供してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 意外にも消防本部よりも消防団のほうに多く配備がされておりました。全国でも総務省消防庁による実態調査が行われ、調査結果が報告されております。これから取り組みを検討されるところが多いようですが、初期消火の役割は当然として、防災防火パトロール、防災啓発活動、そして学校現場に出向いての防火教育などの導入のメリットと運用事例を参考に、ぜひとも各市町村で導入を呼びかけていただきたいと思います。

続きまして、通学道路の安全確保についてであります。

登下校中の子供たちを襲う痛ましい事故が本年4月に相次ぎました。安全が確保されているとは言いがたい通学路が少なくない中、子供たちを守るために危険箇所の総点検を初め、ドライバーの安全意識啓発、地域社会の協力が不可欠だと思います。我が党も4月26日に通学路の安全対策プロジェクトチームを立ち上げ、全国で具体的な検討に乗り出しております。登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人に上り、それでも過去5年間で最も少ない数字だそうであります。そこで、平成23年中の県内における児童生徒の登下校中の交通事故発生状況について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 平成23年中に発生した県内の児童生徒にかかわる登下校中の交通事故は、小学生が28件、中学生が92件、高校生が262件の合計382件で、死者はありませんでした。

○重松幸次郎議員 中学生、高校生になると自転車事故がふえていくというふうにお聞きいた

しました。また、他県で発生した事故を受け、登下校中の安全確保について県教育委員会は学校へどのような指導を行っているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会といたしましては、他県で相次いだ登下校中の交通事故を受けまして、通学路の安全確保や安全管理体制の整備を市町村教育委員会等へ通知したところであります。その内容につきましては、地域や学校の実情、過去の交通事故の発生状況などを参考に、学校、家庭、地域及び関係機関と連携した通学路の安全点検の実施や通学方法を検討すること、登下校時における交通安全指導の徹底を図ることです。また、このことにつきましては、小学校・中学校校長会や県立学校校長会において具体的な事例を挙げながら、校長へ直接、指導を行ったところであります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。小学校用と県立学校用に分けて行っている状況調査票を見せていただきました。近日中に取りまとめ、今後、家庭、地域、関係機関との連絡協議会が開催されるということをお伺いしております。既に全国でも対策が始まっておりますが、東京都文京区の千駄木小学校前通りでは、地域住民との意見交換で合意形成を図り、国の補助事業を活用して通りの車道幅を5.5メートルから4メートルに狭め、その分、歩道を広くし、車道は対面交通から終日一方通行に変えたようであります。また、福岡市博多区では、自動車の制限速度を30キロ以下に制限する「ゾーン30」を整備いたしました。そこで、通学路における交通規制対策の進捗状況について再度、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（加藤達也君） 通学路におきま

しては、児童等の安全確保を図るため、通学路における交通規制の実態調査を指示しており、必要があれば見直しを行うこととしております。また、警察庁の通達を受け、学校等関係者と連携した緊急合同点検を実施中であります。

警察で進めております生活道路対策の「ゾーン30」につきましては、住宅地域内の区域内に一律時速30キロメートルの速度規制をかけた上で、道路管理者等と連携しながら、速度や通過交通の抑制を図り、交通事故を防止するもので、平成28年度までの継続事業であります。本年度指定した4カ所のゾーン内には小学校が含まれているところもあることから、今後も、通学路を含めた安全対策の一環として推進をしてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。今後も継続してさらなる安全対策を講じていただきますよう、警察本部、教育委員会、また関係部署に要望をいたします。

続きまして、観光振興についてでございます。

先月、常任委員会の県北調査で、細島港の大型岸壁の整備、ガントリークレーンの増設やコンテナターミナルの拡張など、まさに東九州の物流拠点としての港湾整備状況を見ることができました。細島港は、貨物の取り扱いだけでなく、先日、西村議員が紹介されておりましたクルーズ船の就航受け入れが本県観光の海からの玄関口として今後大きく期待できるものと思っております。クルーズ船については大変興味のあるところでございます。そこで、海外からのクルーズ船の最近の寄港、及び今後クルーズ船の受け入れをふやしていくことができるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 今年度の

海外からのクルーズ船につきましては、既に寄港したものを含めまして、細島港で乗客2,300人規模の「コスタ・ヴィクトリア号」を6回、1,000人規模の「クラブ・ハーモニー号」を3回、油津港で1,800人規模の「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」を6回、2つの港を合わせまして合計で15回受け入れる予定であり、本県としては過去最高の受け入れ回数となります。近年、東アジアにおけるクルーズ船の運航は拡大傾向にありまして、また九州への関心も高まっております。このような状況を踏まえ、今後の受け入れにつきましては、県では、地元自治体、観光協会、関係事業者などと構成しますポートセールス協議会や地元受け入れ協議会を通じて、また九州観光推進機構とも連携しながら、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。観光コンベンション協会の担当の方からもお話を聞いてまいりました。予定では本日、油津港に「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」が入港だそうです。これからもアジアからの誘客がさらに期待できるので、組織との連携を図りたいとのごことでございました。また、海外クルーズ船のほかにも、「飛鳥Ⅱ」や「にっぽん丸」も寄港する予定だそうです。その中で一つ心配が出ておりましたが、クルーズ船の受け入れにおけるC I Q体制——出入国管理について十分な対応ができているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（稲用博美君） 近年、国際クルーズ船の需要が高まっておりますが、クルーズ船には多くの外国人観光客が乗船しておりますことから、C I Qの中でも特に出入国審査の手続きが円滑に行われるということが重要となっ

ております。このような中、国におきましては、観光立国の推進を図るため、例えば大型のクルーズ船の場合には、海外の出発地から審査官が乗船して船上で入国審査を行い、寄港後速やかに上陸できるようにしたり、出国審査が円滑に行われるように人員を配置したりするなど、審査の待ち時間を短縮する取り組みが行われているところであります。クルーズ船の寄港につきましては、本県港湾の利用促進や本県への大型観光客の誘致に大きく貢献するものでありますので、県といたしましても、関係機関と連携して、クルーズ船の受け入れ体制の強化を図っていく一方で、引き続き、国の機関に対しまして、C I Q体制の充実について要望してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。外国から初めに入港するファーストポート、最後に出国するラストポートにC I Qの管理が発生するわけでございます。県内の滞在時間ができるだけ長く保てるようにC I Q体制をよろしくお願いしたいと思います。

また、そうした中で、アジアからの誘客を考えたとき、とりわけ中国、台湾からの観光客が多くなっておりますが、気になるのが通訳でございます。そこで、全県的にアジアからの観光客の受け入れをしようとするときに通訳の確保はできているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 増加が見込まれますアジアからの観光客を受け入れるために、御指摘のとおり、通訳の確保は重要な課題であると考えております。しかしながら、有償で海外からの観光客に対し通訳や案内を行うことができる国家資格の通訳案内士や、通訳ボランティアのいずれも、中国語や韓国語などの

アジア言語に対応できる人が県内では少なく、特に一度に多くの観光客が訪れるクルーズ船の受け入れ時などにはその確保に苦慮しているところでもあります。このため、地元の受け入れ協議会では、広報紙などを通じた通訳ボランティア募集などを行って、その確保に取り組んできているところでもあります。また、県では、総合特区制度を活用しまして、九州エリアに限定して、基本的な研修を受講することにより通訳案内ができる特区ガイドの創設に向けて、現在、九州各県、九州観光推進機構と共同で申請の準備を進めているところでもあります。

○重松幸次郎議員 私も初めて特区ガイドということを知りました。ぜひとも、有償で通訳案内ができる特区ガイドを創設していただきたいと思います。また、観光案内看板、パンフレットもアジアに対応したものをさらにつくっていただきたいというふうに思います。

また、そのほかにも、日本を訪れる中国圏内の旅行者の一番の目的は買い物であります。ただ、中国には5,000米ドル相当までという外貨持ち出し制限があるために、決済を銀聯カード、日本で言うキャッシュカードで行うことが多い、それに対応した端末機を普及しなくてはならないというふうに聞いております。アジア経済発展に伴い、観光客の拡大のチャンスであります。さらなる誘客促進をお願いいたします。

次に、5月28日に観光議員連盟と県ホテル旅館生活衛生同業組合様との意見交換会がございました。その折、他県から受け入れがほとんどなくなっている修学旅行、今、教育旅行と言っているそうですが、その対策をどうするか、議論がございましたが、なかなか結論に至りませんでした。後日、県ホテル旅館生活衛生同業組合の事務局にお邪魔してお話を伺いました。本

年3月までの2年余り、観光振興応援事業というのがあり、全国に宮崎への修学旅行案内に回っていたが、本年で打ち切られたようでございます。積み重ねが大切であります。これからだというふうにおっしゃってございました。観光振興応援事業として修学旅行のセールスに取り組んだ事業が終了になったところですが、復活、継続するお考えはないか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) この事業は、ふるさと雇用基金事業を活用いたしまして、県ホテル旅館生活衛生同業組合が3名の職員を雇用いたしまして、九州各県や関西・中国地方などの旅行会社や学校を訪れ、本県への修学旅行誘致を行うとともに、最近の修学旅行の傾向などについての情報収集を行ったものであります。県では、この事業により収集した情報も生かしながら、市町村等と連携して、本県の修学旅行向けメニューの掘り起こしや磨き上げを行い、南九州3県合同モデルルートの構築や修学旅行ガイドブックの作成などに取り組んできたところでもあります。今後は、JRグループなどと連携した関西・中国地方の旅行会社向けの視察会や、教育委員会にも御協力をいただきながら、鹿児島県や熊本県など隣県の教育関係者へのセールスを実施するなどに取り組み、修学旅行の誘致を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ぜひ、修学旅行の復帰をお願いする——先ほど言いましたこれらの事業を何らかの形でぜひ復活、継続していただきたいという要望でございます。よろしく願いいたします。

次に、がらっと話題を変えまして、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」についてであ

ります。スポーツの力で県民に勇気と元気をと
いう思いで知事は甲子園日本一を掲げられまし
た。春、夏、全国優勝がないのは九州では宮崎
県だけと聞けば、意地でも応援してみたくな
るというふうに思います。大事ななと思いま
した。県高野連のホームページを見てみますと、
全国大会では、昭和39年に宮崎商業高校、40
年に高鍋高校が夏の大会でベスト4、昭和59年
に都城高校が「センバツ」でベスト4になっ
たのが最高位であります。随分昔になってしま
いました。「深紅、紫紺の優勝旗を一日も早く宮
崎に」を合い言葉にとありました。そこで、新規
事業である甲子園優勝プロジェクト事業にど
のように取り組んでおられるのか、教育長にお
伺いたします。

○教育長(飛田 洋君) 本年度より、県民に
感動や夢を届ける甲子園での優勝を目指し、
「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」を
スタートさせたところでございます。早速4月
には、昨年の九州地区秋季大会県予選でベ
スト4となった宮崎西高校など4校を競技力
強化推進校に指定するとともに、5月には、
全国強豪校挑戦事業として、春の全国選抜
大会ベスト8の浦和学院高校を初めとする
全国の強豪校3校との試合を行ったところ
であります。今後は、強化にかかわる中長
期的な対策の検討を行うための県高等学
校野球連盟を初めとする関係団体による
強化対策会議の開催や、中学生の硬式野
球へのスムーズな移行と意識の高揚を図
るために、県中学生選抜チームの強化活
動に対する支援を進めてまいります。県教
育委員会といたしましては、目標の実現
を目指し、県高等学校野球連盟や関係
団体と一体となって本県高校野球の競
技力向上に努めてまいりたいと考えて
おります。

○重松幸次郎議員 県中学生選抜チーム支援
のように、高校球児を育てるには、中
学生、小学生のころからの育成が大
事かと思っております。私も高校野
球の関係者と懇談した折、県内の一
中学校野球部に指導者が、経験者が
複数いたり、また逆に全くいないと
ころがあるなど、偏りがあることを
危惧されておりました。このほかに
もプロジェクトを立ち上げると見え
てくる課題も多いかと思いつつも、
夢実現に向けて県民総力戦の意識
高揚がまず大事だと思っております。
新しいプロジェクトでございます。
始まったばかりでありますので、
実りあるまで続けていただきたい
というふうに思います。7月7日か
らいよいよ第94回全国高校野球選
手権大会宮崎大会が開催されます。
まずは球場に出かけて地元の高校
を応援することから始めたいと思
います。

続きまして、入札・契約制度について
でございます。

入札・契約制度に関しましては、幾
つかお伺いをいたします。地域の建
設業は、公共事業、インフラ維持
管理、そして災害復興の対応など、
地域社会の振興と維持に重要な役
割を担っておられます。しかしなが
ら、公共工事の抑制や受注競争の
激化などから厳しい経営環境にあ
り、企業の小規模化が進んできて
います。その影響で、採算性が低
く、一定の労働者や機械の確保が
必要となる地域維持事業を行い得
る企業が減少し、このままでは最
低限の維持管理等まで困難とな
ることが生じかねません。特に台
風など自然災害が多い本県では、
災害や緊急時の対応など、地域密
着の企業が協力しなければでき
ない事業があり、将来の対応に懸
念が広がっております。こうした
中、昨年12月に国土交通省より、
「建設産業の再生と発展のため
の方策2011」で地域維持型契約
方式の導入が示され

ました。本県では、地域維持型契約方式は将来にわたる地域維持事業の担い手確保に有効であると考えます。本県は導入事例がないとのことですが、この取り組みについてどのように考えていらっしゃるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 現在、国におきましては、建設業者の減少、小規模化が進む中で、災害対応や除雪、道路補修などの地域維持業務の発注に当たって、複数の工種、区間等を包括して発注するなどの工夫を行うとともに、地域の建設業者が協力して施工を担う地域維持型JV制度を新設するなど、将来にわたり地域の維持管理の担い手を確保するため、地域維持型契約方式の導入を進めているところであります。

本県では、現在のところ、地域の建設業者に道路や河川の維持補修などの業務を担っていただいております。また災害時におきましても、建設業協会ほか業界団体の協力のもと、迅速に対応いただいているところであります。特に中山間地域などにおいて、維持管理事業の担い手を将来にわたり確保することは大変重要な課題と考えております。このような課題の解決策として、地域維持型契約方式は有効な手法の一つと考えておりますので、県といたしましても、維持管理事業における建設業者の応札状況を注視するとともに、業界団体の御意見も伺いながら、本県の実情に適した契約方式について研究してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今後増加が見込まれる社会資本の維持管理が持続的に行われるようにするためには、担い手である建設企業の体制確保に資する地域維持型契約方式の活用をぜひとも望みたいと思います。

続いて、建設関連の5業種業務委託の入札・契約状況についてでございます。これまでも制度について見直し改善が行われておりますが、建設関連業務委託は、建設工事と比べて県外企業の発注割合が高いと思いますが、どのくらいの割合を占めているのか、また県外企業への発注割合が高くなるのはなぜなのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 平成23年度の建設関連業務における県外企業の受注状況は、件数ベースで13.0%、金額ベースで24.4%、同じく建設工事では件数ベースで2.7%、金額ベースで5.1%でありまして、建設関連業務のほうが高くなっております。建設関連業務の成果は、その後に実施する工事の品質に大きな影響を与えますことから、一定の技術力や同種業務の実績を有する企業に発注するなど、品質確保に努めているところであります。このため、高度な技術力を要する橋梁設計や地すべり調査・解析業務等では県外業者を入札参加者に含める場合があります。結果としまして、建設工事に比べて県外業者の受注割合が高くなっているところであります。

○重松幸次郎議員 落札価格で今なお25%弱、4分の1が県外業者となっているようであります。そのうち平成23年度の西臼杵支庁内における土木関係建設コンサルタント業務の入札結果では、50件のうち18件、36%が県外という状況でありました。先日、設計コンサルタントの方と懇談をいたしました。業務委託においても、共同事業体として技術を習得し継承していくことで状況が改善できるのではということをおっしゃっていただきました。そこで、設計業務において、県内業者と県外業者の共同企業体を結成することで県内業者の受注機会と技術力向上の機

会をふやすことはできないか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県におきましては、設計業務を初めとする建設関連業務に共同企業体を加えた入札は行っておりませんが、一般的に、県外業者との共同企業体方式による事業の実施につきましては、県内業者の技術力や経験の獲得手段の一つとなる一方で、業務に対する責任の所在が不明確になりやすいという問題点が指摘されているところでもあります。県といたしましては、今後とも、公共事業の品質確保を図りながら、県内業者への発注に努めますとともに、国や他県の取り組み状況、さらには業界団体の御意見等も踏まえまして、研究してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 繰り返しになりますけれども、県内と県外の業者の共同によるメリットを引き出していただいて、産業構造にプラスになるJV方式を御検討していただきたいと思っております。ここまで申し上げてきましたのも、みやぎ元気プロジェクトのもと、地域経済循環システムを構築し、地産地消を進めることが重要かというふうに思うからです。

最後に、物品の発注についてであります。印刷物の発注については、物品の売買契約から現在は製造の請負となっているようですが、下請の取り扱いについてはどのようになっているのか、また発注方針はどうなっているのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 印刷物の発注におきまして、特殊な加工など受注業者ではできないものが含まれる場合には、その一部を他の業者へ下請させることができることとしておりますけれども、一括下請については禁止をしているところでございます。今後とも、県内業者へ

の発注を優先してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県内での生産が原則のようですが、そうした中で、県外への一括下請があるのではないかと危惧しているところであります。そのようなことが発覚した場合は罰則（ペナルティー）も規定されていることも伺いました。印刷業だけでなく、ものづくりに取り組んでおられる製造業の皆さんの声でもあります。以上、できるだけ地産地消で県内発注をさらに徹底していただきますようによろしくお伺いをいたします。

商店街の活性化についてでございます。

今、全国で、災害に強く安心・安全なまちづくり、そして高度成長期に整備された多くの公共インフラが一斉に老朽化し、インフラ崩壊の危機が顕在化する中で、持続可能なまちの再生を目指し、コンパクトシティが再注目されております。御存じのとおり、コンパクトシティとは、住宅や学校、病院、商店街、また行政機関など、暮らしに必要な機能が一定の地域内に集約されたまちのことです。鉄道やバスなどの公共交通機関を使えば、自動車に頼らず歩いて生活することができるのが特徴で、主に中心市街地の活性化や環境負荷の軽減などの観点から取り組みが進められてきました。そのほかにも、高齢者対策、膨らむまちの維持費を抑制するなど、持続可能な社会を見据えてコンパクトシティへの転換が急がれております。そこで、宮崎県まちづくり基本方針で中心市街地の活性化を推進するための基本方針が定められておりますが、取り組み状況について商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎県まちづくり基本方針の中では、中心市街地の活性

化が大きな柱の一つとして位置づけられており、市町村や県に期待される役割に加え、地域における活性化の取り組みへの県の支援の方向性などを定めております。この基本方針に沿いまして、市町村においては商工団体等と連携しながら、朝市などのイベント事業やチャレンジショップ等の創業支援事業などに取り組んでいるところであります。また、県におきましても、市町村等が行う空き店舗を活用した高齢者交流施設や物産館の整備のほか、まちづくりビジョンの策定や、買い物弱者対策等に対し、まちなか商業再生支援事業などにより支援を行っているところであります。今後とも、基本方針を踏まえながら、中心市街地の活性化に向け、地域の主体的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県としてもそのようにさまざまにまちづくりや中心市街地活性化に支援されていることも十分承知しております。一方、商店街もまちづくり三法をもとに協議をし、ありとあらゆる街のにぎわい創出のために努力をし続けておられますが、残念ながら、郊外へのスプロール化が進み、空き店舗がふえている厳しい現実が県内でもございます。せっかく策定されたコンパクトなまちづくりの基本方針を強力に推し進める方法はないのかと考えます。

では、どうすればコンパクトシティが実現できるのか、このことについて一考察でございますけれども、筑波大学大学院の谷口守教授は次のようにおっしゃっております。「むやみに郊外開発をしない。その要点は、計画、誘導、事業の3本柱が重要です。第1の計画の重要性とは、都市計画をきちんと認めること。例えば郊外に新たな住宅を建てたいと言われても、これ

から人口が減りますよ、上下水道などの維持管理費が困難だという話になり、フランスには公共交通軸から歩いていける周辺しかまちづくりはしませんと宣言している都市もある」というふうに言われています。「こうした都市計画をつくるのが基本だ。第2の誘導は、こっちのほうが得だという仕組みをつくることだ。ロンドンでは、ショッピングセンターをつくる際に、公共交通サービスのレベルの高いところにつくってくださいと交渉する。つくりたいと言っている場所が基準を満たしていなければ、自分で公共交通を提供して運営してくれませんかということになる。第3の事業は、公共事業によって変えていくことです。旧東ドイツの例ですが、以前建てた10階建ての労働者住宅が今はがらがらになってしまった。そこで、公共事業で10階建てを3階建てくらいに減築を行った。こうした公共事業でコンパクト化を進めることができた。インフラを守ることができる。この3本柱は実は都市計画で普通にできることです。それがきちんとできていなかったことがこれまでの反省だ」というふうにおっしゃっています。このように人口減少、税収減に対応する切りかえができるかどうかであります。

あわせてもう一つ別の事例を紹介したいと思いますが、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」というのがございます。やはり中心街の空洞化、都市機能の拡散を防ぐため、平成17年に条例制定がされました。この条例の特徴的なのは、大規模な小売商業施設の立地について、自動車を利用しないと日々の生活に必要な商品の買い物に支障を来したり、将来にわたって自然環境への負荷や自治体の財政負担を増大させるようなことがないように、持続可能なまちづくりを推進するために、郊外部への特

定小売商業施設の立地を抑制しております。また、事業者は毎年度、地域貢献活動計画と実施状況報告が求められ、県が受け付けられて県のホームページに常に公表されております。その内容は、1点目に交通対策の実施、2点目に地域づくりの取り組みへの協力、3点目に地産地消の推進、4点目が地域雇用確保への協力、5点目が少子高齢化対策など、計12項目でありますけれども、地元商店街との共存共栄が基本であり、全国に先駆けた条例であると思います。宮崎県でもこのような条例がつかれないかと個人的には思いますが、福島県が商業まちづくりの推進に関する条例を制定しておりますけれども、本県でもこのような取り組みを行ってはいかがか、また福島県の例のような、大規模店舗との共存共栄を図りつつ、商業まちづくりを推進しようという考え方について知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 福島県の商業まちづくりの推進に関する条例につきましては、大規模店の立地抑制と地域貢献活動の促進を大きな柱としまして、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進を目的としているものというふうに伺っております。大規模店との共存共栄を図りながらまちづくりを推進するという理念は、大変意義あるものと考えております。一方で、条例化による立地抑制や地域貢献の義務づけについては、他の企業との公平性の問題など、さまざまな議論があるというふうに伺っております。中心市街地の活性化のあり方につきましては、こういった事例も参考にしながら、今後とも研究検討してまいりたいと考えております。

大規模店との共存共栄によるまちづくりについて、これまでも宮崎市の例えば「D○まんな

かモール」のように、大規模店と地元商店街が連携したイベントや大売り出しなどが行われ、にぎわいが創出されるなどの成果が上がっている事例もございます。私も常々、オールみやぎでの取り組み、あらゆる分野で必要ではないか、県民総力戦が必要ではないかと申し上げているところでございますが、中心市街地につきましても、このような地域内での連携というものが広がっていくのは大変重要でありますので、県といたしましても、国や関係機関・団体と連携をしながら、主体的な取り組みというものを支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。条例をつくれるかどうかはこれから議論が必要であります。

最後に、谷口教授は、「コンパクトシティは公共交通機関に乗るまでに歩くことが多くなる。実は健康面にいいという面もある。自動車依存のアメリカは肥満が多いなど、まちの形が人の寿命や幸福をある程度規定していることも統計的にわかっている。積極的にコンパクトシティに持っていったほうがいいという話もある。まちづくりの方向性はコンパクトシティに向かっていくしかないと思う」と、結論づけておられます。暮らしに必要な機能を集約したまちづくりで宮崎のどのまちも元気になるようなまちをつくり上げていただきたいと思っております。

以上で質問を終了いたしますが、道州制につきまして、もう一度機会あるごとにまた議会で議論をさせていただきたいと思っております。河野知事が初代州知事になられることも期待して、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手）引き続き、

公明党宮崎県議団、新見でございます。以前も、たしか11月議会だったと思うんですが、同じようなシチュエーションがございました。皆さん、お疲れでしょうけれども、しばらくの間おつき合いをお願いいたします。

それでは、通告に従い順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事に伺いたいと思います。公務員を指す「公僕」という言葉があります。公のしもべと書きますが、最近の若い人たちの中でどれだけの人がこの言葉を知っているでしょうか。ほとんど死語に近い言葉ではないかと思えます。もとをたどれば、英国の「シビル・サーバント」、米国の「パブリック・サーバント」、これらの直訳とも言われておりますけれども、ともに「サーバント」とあります。さらに、「サーバント」にどんな意味があるかといえば、召使い、使用人でありますけれども、サービスをする人ととらえることもできます。さらに、この「サービス」にどのような意味があるか、これも辞書を引いてみますと、貢献あるいは奉仕とあります。知事は、県民にサービスをする、県民の役に立ち、貢献し、奉仕する集団のトップに位置する人です。そこで、伺いますけれども、知事は県民がひとしく幸せを享受できるよう、県民サービスの向上に資する施策の推進に日々取り組んでおられることと拝察をいたします。そのために、重点施策を決定されたことと思えますけれども、その際、決定的な要因となったものは何だったのか、そして日々どのような思いで職務を遂行されているのか、思いの一端をまずはお聞かせ願いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席

から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県民サービスの向上についてであります。本県は長引く景気の低迷の中で、口蹄疫からの再生・復興を初めとします経済・雇用対策、また危機事象への対応や社会資本の整備、あるいは中山間地域対策、子育て・医療対策など、重要課題が山積している状況にございます。平成24年度の重点施策は、こうした喫緊の課題や県民の皆様との対話を通していただいた多くの御意見などを踏まえつつ、3つの柱、「産業・雇用づくり」「安全・安心なくらしづくり」「地域を支える人財づくり」、この柱で整理をしたところであります。この中で、県民サービスという観点からは、地域医療の確保や子育て・子育て支援、自殺や高齢者等の孤立化防止といった取り組みに力を入れたところでございます。

県政を担う私といたしましては、県民の暮らし、また宮崎の未来というものをしっかりと見据え、県民の皆様のために尽くしていきたいという知事就任以来の強い思いを抱きつつ、日々の業務に邁進しているところでございます。今後とも、県民の皆様への御期待にこたえるために、対話と協働、現場主義という姿勢というものを徹底いたしまして、県政運営に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。思いを聞かせていただきました。これからも、今の姿勢をしっかりと堅持していただいて、県民への奉仕、貢献、これをしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

引き続き、県民サービスの向上について伺っていききたいと思います。

まずは、おもいやり駐車場制度について何点か伺っていきたいと思います。公共施設や商業施設の障がい者用駐車場の適正利用を推進するためのこの制度、ことしの2月1日からスタートをしているところであります。この制度につきましては、平成21年9月議会において提案をさせていただいたところでありました。九州においてパーキングパーミット、いわゆる身障者用駐車場利用証制度、これを導入する県がふえつつある中で、身障者用駐車場を真に必要とされる方々のために本県でも導入すべきというふうに訴えたところでありました。「人にやさしい福祉のまちづくり」を標榜する本県において、優しさあふれるこのネーミングのもと、制度をスタートされたことを評価したいと思いません。

ところで、この制度は協力してくださる施設があって初めて成り立つものであります。まずは協力施設の最新の状況、その数と駐車可能台数、どのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ことし2月に開始しました本県のおもいやり駐車場制度につきましては、県内のさまざまな施設の御協力をいただきまして、5月末時点の登録状況でございますが、協力施設が626施設、駐車可能台数は1,646台となっております。

○新見昌安議員 スタートしたときは567施設、1,482台分というふうに報道されておりましたので、その後も着実にふえているようでありますけれども、それでは、施設への協力要請、いつごろからどのように行ってこられたのか、確認の意味で同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内の施設へ

の働きかけにつきましては、昨年の7月から文書による協力依頼や、職員が直接出向いて説明を行うなどいたしまして、2,000を超える施設に対しまして協力をお願いをしてきたところでございます。また、施設的设计段階からも当制度への理解や協力をいただけるように、県建築士会に対しまして説明と協力をお願いを行うなど、関係団体への協力依頼にも努めてきたところでございます。今後とも、広報媒体を活用するなど、さまざまな機会を通じまして当制度の周知に努めますとともに、市町村や関係団体などとの連携を深めながら、未登録施設への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ところで、県のホームページに掲載されています4月末現在の協力施設の一覧表を見てみたんですけれども、ちょっと気になることがございました。全国にチェーン展開している複数の大手のコンビニエンスストア、あるいは県内に多くの店舗を有する有名な商業施設等々が意外にもこの協力施設になっておりません。これは、それぞれ事情があるとは思いますが、制度がスタートして4カ月半になります。この間に見えてきた課題を解決するためにどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおりでございますが、全国的に展開する商業施設につきましては、多くの施設において障がいのある方が使いやすい駐車区画、これを既に整備していただいているところでございます。しかしながら、本県の制度に対応したステッカー等の案内表示を行うに当たりましては、本社・本部における意思決定が必要なことなどから、現時点で登録をしていただいていない施設もございます。このため今後は、本県と同様の

この制度——全国的には、議員がおっしゃいましたように、パーキングパーミットと呼ばれておりますけれども——を実施しております全国26府県との連携を強化いたしまして、本社・本部への要請活動を合同で行うなど、働きかけを強めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 障がいのある皆さんがこれからも安心して外出できるよう御尽力をお願いしたいと思います。また、4月1日からは、先ほどありましたように、全国の26府県で利用証の相互利用も可能となっているようであります。他県から宮崎に来られる障がいのある方々への配慮もお願いをしておきたいと思っております。

県民サービスの向上の2項目めですけれども、私たち議員は県民からいろんな相談あるいは要望を受けます。その中で宮崎市政にかかわることについては、きょうも傍聴に来ておりますが、市会議員につないだり、また県政にかかわることについては直接あるいは間接的に県に話を持ちかけてお願いするということになります。そこで思うのが、こういった形で議員を何らかの形で知っている県民の皆さんはともかく、議員なんて全然知らない、そういった県民の皆さんが、自分の地域の道路あるいは河川、県有建物、こういったものにかかわる安全・安心のための小規模の改修とか改良、こういったものを要望、あるいはよくある信号機の設置、こういったものを要望するときに、どのような形でこれを行っているのか、そして県としてはそれらにどのように対応されているのかということになります。これはごく素朴な疑問でありますけれども、相談、要望、それこそ多岐にわたっておりますので、ここでは比較的件数の多い道路にかかわるものと信号機の設置要望、こ

れについて県土整備部長と警察本部長にそれぞれお伺いをしたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 道路管理につきましては、パトロール等を実施し、危険箇所の早期発見に努めているところでございますが、住民の方から直接あるいは市町村等を通じまして、小規模な修繕や補修など多くの要望が所管の土木事務所に寄せられております。事務所ではこれを受けまして、現地の状況等を確認した上で、緊急性や必要性を勘案し、対応の可否を検討しております。検討の結果、必要なものにつきましては、速やかに対応することとしておりますが、要望の内容によりましては、実施までに相当の時間を要するものもございませう。また、中には、公共性がないなどの理由で対応ができないものもございませうけれども、いずれにいたしましても、要望をお寄せいただきました住民の方には検討の結果を十分御説明し、御理解をいただくよう努めているところでございます。

○警察本部長（加藤達也君） 交通信号機や道路標識等、交通規制に関する要望、意見につきましては、警察署等で直接受ける場合や県警ホームページによる電子メールのほか、県内の警察署、各市町村の窓口に「信号機・標識BOX」という御意見箱を設置し、だれでもが自由に要望、意見を出せるシステムをとっております。警察に寄せられた御要望等については、すべて現場を確認し、その結果を御本人に回答しております。特に、信号機の設置要望につきましては、警察本部で一括管理し、その経緯を明らかにするとともに、設置の必要性、緊急性を検討し、対応しているところであります。

○新見昌安議員 今回、何でこういった質問をするかといいますと、実は京都府で実施してい

る興味ある事業についての新聞報道を目にしたからであります。平成21年度から導入している府民公募型の安心・安全整備事業というものですけれども、これは、京都府が管理する道路や河川、建物などにおいて、従来の事業手法に加えて、府民が日ごろから感じている身近な安心・安全のための改良箇所を公募して、地域や市町村からの要望とともに事業箇所を決定する府民参加型の新しい公共事業の手法であると。そして、これによって府民がみずからの地域をよくしようとする気持ちや、府の施設、公共事業に対する関心を高めてもらうとともに、地域に密着した身近な安心・安全の向上を図るというふうに京都府のホームページにありました。この対象となるのは、府が管理する道路の舗装やガードレールの設置、歩道の段差解消、河川の護岸・堤防の修繕、信号機の設置などで、提案されたものは、審査委員会で実施の採否を審査して、その結果はホームページで公表するとともに、提案者へ知らせているということであり、平成23年度、この年は1,667件の公募があつて、うち1,183件が採択されたとありました。

確かに、このような手法は、住民みずからが改善箇所を提案するということによって、地域のことは自分たちでという意識を醸成する上で極めて有効でありますし、その提案がたとえ採択されなかったとしても、審査委員会の場で公平に審査され、その結果もきちんと丁寧に提案者に返す、このことによってこの事業そのものに関心を持ち続けてもらえるということにもつながるといふふうに考えております。こういった手法の事業を県民サービスの向上を図るといふ観点からも本県でも導入してはどうかといふふうに考えますけれども、県土整備部長の見解

を伺いたいと思います。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 京都府が取り組んでおります府民公募型安心・安全整備事業につきましては、要望に対する手続の透明性や公平性が確保されるなど、すぐれた面がある一方で、事務量の増加や審査などの手続により工事の着手までに一定の期間を要するなど、検討すべき課題があるものと考えております。県といたしましては、今後、京都府の取り組みも参考にしながら、県民に身近な公共工事の進め方につきまして研究してまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** よろしく願いをしておきます。

次に、現代を取り巻く諸課題について何項目か伺いたいと思います。

まずは、認知症高齢者対策について伺ってきます。県においては本年3月、今後3年間における高齢者保健福祉対策の指針となる新たな高齢者保健福祉計画を策定されております。これは、未来みやざき創造プランに掲げてある健康長寿社会づくりと介護保険法において位置づけられた地域包括ケアの推進、これらが基本的な考えとなっているようですけれども、この計画の柱として認知症高齢者支援策の充実というものが掲げてあります。今や、85歳以上の4人に1人が症状を持っている。そして、その数、既に200万人を超えたとも言われております認知症であります。高齢化の進展とともに今後もふえ続けていくといふふうに思いますが、こういった認知症高齢者を支える仕組みをしっかりと構築しておくことが大事であり、県の計画に盛り込まれているということは評価しているところであります。

ところで、2月6日の読売新聞ですけれど

も、認知症サポート医の養成数に関する調査を実施したという記事が掲載されておりました。これによりますと、昨年度末までの養成人数、全国で2,153人だったそうであります。ここで気になる本県の状況ですけれども、同新聞社のホームページによりますと、人数は25人、65歳以上人口10万人当たりでは8.58人ということで、全国では13位というふうにありました。ちなみに、65歳以上人口10万人当たりで最も多いのはお隣の熊本県で、18.4人であります。認知症サポート医につきましては、私もこれまで知らなかったところでありますけれども、県の計画の中での説明によりますと、認知症診療に習熟し、かかりつけ医への助言、あるいは専門医療機関や地域包括支援センターとの連携の推進役となる医師というふうに書いてありました。国がこの認知症サポート医制度を始めたのは平成17年のようでありますけれども、ここで伺いますのは、認知症サポート医の養成に県としてどのように取り組んできたのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、認知症高齢者等に直接対応されるかかりつけ医や地域包括支援センター等を支援する必要がありますことから、平成19年度から22年度まで、医師会の推薦を受けた医師を国立長寿医療研究センターに派遣いたしまして、関係者への助言等を行います認知症サポート医として21名を養成したところでございます。なお、23年度につきましても、医療関係団体等の協力を得まして、自己負担の形ではございますけれども、4名の方が同研修を受講されておりますので、現在のところ、サポート医は25名となっているところでございます。

○新見昌安議員 これも新聞報道によるもので

すけれども、去年の12月26日付の宮日に、県内で認知症医療の拠点となる認知症疾患医療センターとして、県央地域、県西・県南地域、県北地域にそれぞれ1つ、計3つの病院が指定されたというふうに報道されておりました。これも比較的新しい名称でありますけれども、認知症サポート医と同様、県の計画にも登場しております。そこで、確認の意味も込めて、認知症疾患医療センターとして指定されている県内3つの病院の役割、そしてその活動状況はどうなっているのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 認知症疾患医療センターの3つの病院でございますが、認知症に関する地域医療の中核的機関としての役割を担っていただいているところでございます。その活動といたしましては、認知症疾患に関し、よく似た症状を示す疾患との区別を行います鑑別診断や、身体合併症を含めた急性期医療を提供しているところでございます。また、住民からの相談に対応するため、医療相談室を設置するとともに、地域包括支援センターや他の医療機関などとの連絡調整を行っているところでございます。さらに、かかりつけ医など医療関係者や介護事業者に対する研修、一般住民向けの啓発活動なども行っているところでございます。

○新見昌安議員 認知症サポート医も、かかりつけ医への研修あるいは助言をするというふうになっております。認知症サポート医と認知症疾患医療センターの役割分担はどうなっているのか、整理する意味でもう一度、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 認知症疾患医療センターは、県内の地域バランスを配慮いた

しまして指定した中核的医療機関でございまして、認知症に関する専門医療の提供、相談、研修などの総合的な役割を担っていただいているところでございます。認知症サポート医には、センターと協力しながら、より地域に密着した形でかかりつけ医や地域包括支援センターなどへの助言等を行っていただいております。また、認知症疾患医療センターが行う医療関係者などへの研修では、認知症サポート医に講師を務めていただいております。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者等への支援はますます重要になるものと認識しておりますので、今後とも、サポート体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 患者や家族、それぞれの地域で安心して生活できるよう、今言われた医療分野、そして福祉分野が今後もしっかり連携をとっていただきたいというふうに思っております。

次は、空き家対策についてであります。一口に空き家といっても、さまざまな状況に置かれた空き家が存在する、言うまでもないことあります。まだ十分に住める状態であっても諸般の事情で人が住んでいない家、あるいはまさしく廃屋状態となった家、それぞれ対策が講じられないといけないというふうに思います。

まずは、人が住める状態にある空き家について伺っていきたいと思います。移住を促進する施策としての空き家等情報バンク活動、いわゆる空き家バンクというものがありますけれども、この空き家バンクの最新状況、どうなっているか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 県では、これまで移住促進施策の中で、移住を検討される方に対して住居の情報を提供します、いわゆ

る空き家バンクに取り組む市町村への支援を行ってまいりました。この結果、空き家バンクに取り組む県内の市町村数は、平成19年度に日之影町が取り組まれて以来、昨年度に新たに開始されました小林市及び五ヶ瀬町を含めまして、現在、11市町までふえてきております。今後とも、市町村と連携しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 こちらのほうについては、今後とも、その他の市町村が加わるようにしっかり取り組んでいていただきたいというふうに思います。

問題は、もう一方の空き家であります。人口が減少し、高齢化が進展する時代にあつて、まるで廃屋のような空き家は過疎地のみならず市街地においても存在しております。私の家の近くにも、道路まで樹木が生い茂って奥の玄関先が見えない、こういった状態の空き家、あるいはかわら、壁板が朽ちかけて、台風が来たら一発で近隣に飛んでいくのではないかとと思われるような空き家がございます。

2008年の総務省住宅・土地統計調査によりますと、この年の全国の空き家は757万戸、それまでの10年間で180万戸ふえたというふうにあります。こういった状況の中、全国で空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告したり、あるいは撤去を命令したりする空き家対策条例を制定する市町村がふえているようであります。きのうの横田議員の質問にあつたとおりであります。都道府県では、和歌山県がことしの1月から都道府県としては初めて空き家条例を施行しております。しかしながら、空き家問題を考える上では、やはり民法の規定による財産権の保障、こういったものにもしっかりと向き合う必要もあります。抜本的には法律の改正、こういっ

たもので国にしっかり対策を講じてもらう必要があるのではないかというふうに思います。国における現在の空き家対策は、若干の変化が見えてきておりますけれども、これをどのようにとらえ、県として今後どのように取り組んでいくのか、また国に対して何らかの働きかけをしていく考えはないか、これは知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昨年 3 月、国の住生活基本計画に新たに空き家の有効活用等の促進が盛り込まれたところであります。これを受けて県といたしましても、本年 3 月に宮崎県住生活基本計画を改定しております。活用が困難な放置された空き家については、今後さらに増加が見込まれるということでございますので、市町村と連携し、取り組みを強化していく必要がある、そのような認識でおります。ただ、空き家の撤去に当たりましては、所有者の特定が困難なこと、また財産権の問題、財政上の制約等いろいろありまして、対応に限界があるというのが現状でございます。県といたしましては、このような状況を踏まえまして、今後、国に対して財政支援や必要な法整備、そういう諸施策の充実というものを要望してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、野生鳥獣被害対策について何点か伺っていきたいと思います。まずは、狩猟者の高齢化が進んでいるというふうに聞いておりますけれども、現状、狩猟免許取得者の動向などについて環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 平成23年度末の狩猟免許所持者は6,509名で、そのうち約70%の4,573名が63歳以上となっております。

次に、狩猟免許の取得者につきましては、平成21年度が212名、22年度が306名、23年度が308名となっております。また、狩猟免許所持者のうち約75%の4,903名が平成23年度の狩猟者登録を行っております。

○新見昌安議員 22年度末現在で狩猟免許所持者6,348人、そのうち60歳以上の割合が約67%でしたので、今の答弁からすると、やはり緩やかに高齢化が進んでいるということがうかがえます。野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻になってきているという現状を踏まえれば、さらに積極的に狩をする必要があるのではないかと思います。狩猟者を確保する、これが重要でありますけれども、そのためには受験しやすい環境づくり、あるいは新たに免許を取得する者に対する指導等も必要になってくると考えます。どのように取り組んでいるのか、また狩猟者の負担軽減をするために狩猟税の減免などの措置はできないものか、あわせて環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 狩猟者の減少、高齢化が進む中で適正な捕獲を実施するためには、新たな狩猟者を確保することが重要な課題となっております。このため県では、受験希望者を対象に事前講習会を開催するとともに、狩猟免許試験のPRや、シカ・猿対策指導捕獲員による集落等での指導を通して、新たな狩猟者の確保に努めているところであります。また、狩猟免許試験については、従来の宮崎市、美郷町、都城市の3会場に平成22年度から高千穂町を加え、銃とわなの免許試験を実施しております。さらに、希望の多いわなにつきましては、宮崎市での試験を1回追加したところであります。

次に、狩猟税の減免等につきましては、全国

的にそのような事例があるかどうかを含めて研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県においては、熊本、鹿児島、大分の南九州4県、宮崎県も入れて4県合同でシカの一斉捕獲を行っておられますけれども、その実施状況はどうなっているのか。また、お隣の大分県では県独自の取り組みとして、県下一斉の捕獲を実施しているというふう聞いております。集落単位のみならず、本県でも大分県と同様の県下一斉の捕獲に取り組んではどうかと考えますけれども、環境森林部長に見解を伺いたいと思います。

○環境森林部長(堀野 誠君) シカの一斉捕獲については、シカの多い九州山地において平成18年度から秋と春の年2回、熊本、鹿児島及び本県の3県合同で取り組みを始めたもので、平成20年度からは大分県を加えた南九州4県で実施しております。平成22年度の捕獲実績は、全体で1,740頭、うち本県が247頭となっております。大分県では独自の取り組みとして、南九州4県による一斉捕獲に合わせて捕獲日を設定し、県内すべての市町村においてシカとイノシシの有害捕獲を一斉に行っております。本県といたしましては、入山者への周知徹底や十分な安全の確保等の課題がありますので、市町村や猟友会など関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 去年、大分県が実施した県内一斉捕獲では、猟友会員951名が出動したと。そして、イノシシ78頭、シカ159頭、計237頭を駆除して、最低でも100頭としていた県の目標数の2倍を上回る結果となったようであります。この点、前向きな検討をお願いしておきたいと思っております。

ところで、捕獲したイノシシやシカの肉の処

理、皮革の活用等、これらに本格的に取り組まないと、私の思いとしてはどうしても無益な殺生というイメージが払拭できません。これについては知事に見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 鳥獣被害対策として捕獲した鳥獣の利活用ということでありまして、イノシシにつきましては、その多くが食肉として消費されているところでありますが、シカにつきましては、食肉としての特性や、これまでの食文化におけるなじみの少なさから、自家消費されている以外は余り利用されていない状況がございます。私自身はイノシシ肉もシカ肉も大好きなものですから、食べて鳥獣被害対策ということを提唱しておるところでございますが、これを何とか広げていきたい、確かに御指摘のとおりでございます。

現在、県内で有効活用している状況を見ますと、諸塚村におけるシカの生肉の販売でありますとか、北川町でシカ肉カレーなどを開発する、またシカのジャーキーとかソーセージとか、またハンバーグ、いろんな食材への展開というの取り組みがなされておりますし、えびの市におけるシカ皮製品の加工販売など、ただ大きな広がりとなっていないのが現状でございます。

捕獲した獣肉の利活用を考える上では、処理に係る食品衛生上の問題もでございます。また、利活用する際の安定供給、例えば本県出身の東京でレストランを開いておられる方がジビエ料理ということでシカ肉も供給をしてほしいと、ただ、まとまった量を安定的に供給してほしいという、流通のシステムの課題がなかなかクリアできていないということもございます。品質の問題、生産コストなど解決すべき課題がいろいろあるわけでございますが、やはり貴重な地

域資源の一つとして、地域活性化という観点からも、他県の事例等も十分研究をしながら、さらなる有効活用策を今後とも進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 静岡県伊豆市、ここでは捕獲したシカの肉を使った「イズシカ丼」というものを地元の特産品としてこの4月から売り出すという取り組みを始めたようであります。市内の食肉加工センターが加工したシカ肉、そして地元食材を使う、これが条件となっていることですが、市内の飲食店22店舗がそれぞれ趣向を凝らして提供しているという状況のようであります。調査に行ってみたいと思っているところであります。

現代を取り巻く諸課題の最後、4項目めになりますけれども、再犯の防止について何点か伺いたいと思います。少々旧聞に属しますけれども、昨年11月11日に公表された2011年版犯罪白書によりますと、2010年の刑法犯認知件数227万1,309件で、2002年をピークに8年連続で減少したようではありますが、検挙人数32万2,620人のうち再犯者は13万7,614人で、再犯者率が42.7%、1989年に統計をとり始めて以降、過去最悪を更新したというふうにあります。また、少年に限っても、検挙人数8万5,846人のうち再非行少年は2万7,050人に上り、再非行少年率は31.5%、これも統計をとり始めた1975年以降で最悪となったというふうにあります。これらの数字を見ても、いかに再犯を防止するか、とりわけ少年や若年者による再非行、再犯に歯どめをかけるか、このことが極めて重要になってきているというふうに感じております。そこで、伺いますけれども、2010年、平成22年中、県内において刑法犯で検挙した人数のうち、再犯者の占める割合及び再非行少年の占める割合

と、極めて重要な少年の再非行防止を図るための取り組みがどのように行われているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（加藤達也君） 県内において平成22年に刑法犯で検挙した人員のうち再犯者の占める割合は43.9%であり、また再非行少年の割合は31.1%であります。

次に、少年の再非行防止を図るための警察の取り組みについてであります。最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下などが見られ、こうした問題の解決に社会全体で取り組むことが必要であります。そこで、次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と、地域とのきずなの強化を図るため、警察においては昨年2月から「非行少年を生まない社会づくり」を推進しているところであります。その取り組みの中で、特に少年の再非行防止を図るため、過去に警察において非行少年として取り扱いのあった少年に対し、警察から積極的に連絡をとり、保護者の同意を得て定期的な連絡・相談、家族への助言、少年が参加する社会奉仕体験活動や生産体験活動等の機会を供与するなど、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を実施しているところであります。

○新見昌安議員 今お聞きした数字から、本県も全国と同じ傾向にあることがわかりました。手を差し伸べる、最近よく耳にするアウトリーチであります。社会奉仕体験活動、生産体験活動などの機会を供与する——今の社会情勢の中ではなかなか御苦労も多いことと拝察しますが、少年たちが二度と犯罪に手を染めないよう、しっかり支援していただきたいというふうに思います。

ところで、刑務所などを出所した高齢者あるいは障がいのある人の社会復帰を支援するための施設として、地域生活定着支援センターというものがあります。本県における同センターの現状と実績はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 地域生活定着支援センターは、司法と福祉が連携いたしまして、親族等の受け入れ先がなく、高齢または障がいを有するために、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所者の社会復帰を支援することを目的に設置いたしております。主な業務といたしましては、出所予定者を対象としまして、福祉サービスに係るニーズの確認等を行い、受け入れ施設のあっせん、または福祉サービスの申請支援等を行うコーディネート業務、それから刑務所等から出所した後、本人及び受け入れ施設に対して必要な助言を行うフォローアップ業務がございます。本県では宮崎県社会福祉事業団が運営をしております、これまでの実績としましては、平成22年の6月開所以来、24人に対しましてコーディネート業務、そのうち15人に対しフォローアップ業務を行い、きめ細かな支援を行っているところでございます。

○新見昌安議員 刑務所などを出所した高齢者あるいは障がいのある人、こういった方々は身元を引き受けてくれる家族がない、あるいは福祉サービスの利用申し込みをすることができないといったことなどによって、自立した生活に困難を生じるケースが多い。結果、犯罪を繰り返すことにもなると言われております。これからもきめ細かな支援の継続をよろしく願いしておきたいと思います。

再犯の防止に関してもう1点伺いたしたいと思います。再犯率が5割以上とも言われております

違法薬物使用の現状があります。最近の特徴として、インターネットを通じて簡単に違法薬物を入手することができるようになって、薬物取引への垣根が低くなっているということも指摘されており、また学生や主婦の使用者がふえていることもその背景にあるようであります。そこで、過去5年間の県内における違法薬物事犯の検挙の状況、再犯率、及びそれに対する警察の対策について警察本部長に伺います。

○警察本部長（加藤達也君） 本県における薬物事犯の検挙は、覚せい剤・大麻事犯の所持、使用、譲り渡しが大半を占め、過去5年間では484件、361名を検挙しております。そのうち再犯者については合計168名で、再犯者の占める割合は46.5%となっており、全国の薬物事犯の再犯者の占める割合と同様に高い数値を示しております。

次に、薬物乱用防止対策についてであります。警察では平成23年1月から、警察が検挙した初犯の薬物事犯被疑者に対し、取り調べ終了後に再犯防止のためのアドバイスやパンフレットの閲覧、配布などを行っているほか、保護観察所と連携して、薬物事犯乱用者の身元引受人や保護司等に対し、再犯防止のための研修会を実施しております。また、教育委員会や小・中・高校等と連携して、毎年、薬物乱用防止教室を開催しており、昨年は約140校、3万4,000名に対して実施をしております。今後とも引き続き、関係機関・団体と連携を図り、薬物乱用防止対策に積極的に取り組んでまいります。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

最後に、教育行政について教育長に何点か伺っていきたいと思います。

先般、社会で必要な知識や能力を身につける

キャリア教育の一環としてインターンシップに参加したことがある普通科の公立高校3年生の割合が報道されておりました。2月8日付の宮日でしたけれども、これによりますと、地域によって参加率に大きなばらつきがあつて、本県は19.7%ということでありました。これは全国では第何位だったのか、また現在、本県における普通科高校のインターンシップについてはどのように取り組んでおられるのか、今後の方向性に関してもあわせて伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では平成22年度から、県立高等学校キャリア教育総合推進事業を展開しているところであります。その取り組みの結果、県立高校普通科におけるインターンシップは事業実施前の平成21年度では5校のみでありましたけれども、22年度には県内すべての県立普通科高校（17校）で実施するようになりました。先ほどお話がありました全国的な状況ですが、22年度のデータが公表されておりますが、これによりますと、本県の普通科高校における参加経験のある生徒の割合は全国で16位でございます。さらに、この事業におきまして、普通科3校を指定し、普通科高校におけるキャリア教育のモデル的な取り組みを研究しているところであります。県教育委員会といたしましては、3校の研究成果を他の高校に普及させることなどにより、今後とも、普通科高校におけるインターンシップを初め、全教育活動を通してキャリア教育を一層推進していきたいと考えております。

○新見昌安議員 キャリア教育を推進することは、現代の高校生にとって大きな意義があるというふうに考えます。今の厳しい経済状況の中で、雇用のあり方も変化しつつありますけれども、そういう状況にあるからこそ、高校生が将

来の職業、また生き方について真剣に考える、これが重要であります。キャリア教育をさらに推進されるよう要望をしておきたいと思いません。

次に、県立学校にタブレット端末を整備することにつきましては、今年度当初予算の説明時に聞いていたところでありまして、タブレット端末を活用しての授業が10月から始まる、これも新聞報道で知ったところでありまして、スタートまで4カ月でありますけれども、現在どのように取り組んでおられるのか、伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立学校「教育の情報化」基盤整備事業は、本年度、9校の高校にタブレット型情報端末と普通教室への無線LANを整備し、各教科や総合的な学習の時間などの授業での活用方法につきまして実証研究を進めていくもので、現在、機器の調達等を進めているところであります。それから、指定校に対しましては、学校へ直接出向いて、事業の趣旨、それから目的の周知を図るとともに、10月からの運用に向けて、各校の担当者を対象としまして具体的な機器の活用方法の説明会等を開催したところでございます。

○新見昌安議員 この事業は、生徒たちもそのスタートを心待ちにしているのではないかと、いうふうに思いますが、機器はタブレット端末と、最先端のものであっても、要はこの中身、ソフトというのかアプリというのかわかりませんが、その優劣が成果に大きくかかわってくるのではないかと、いうふうに思います。ソフト、アプリについて内容はどのようなものか、伺います。

○教育長（飛田 洋君） タブレット端末で使用するソフトにつきましては、インターネット

上にある有益な教材の活用や、学習内容を繰り返し使えるデジタル演習問題、意見や考えを整理するコミュニケーションツールなどの導入を考えております。少し具体的に述べさせていただきますが、これらのソフトを使って授業では、教師がタブレット端末を活用することによって、静止画とかアニメーションなどの教材を提示したり、黒板の補助として教材を大きく拡大して見せることで、わかる授業を展開していきたいと考えております。それから、生徒たちがグループ学習などでインターネット検索で得られた情報をもとに意見や考えを整理する、いわゆるマインドマップというソフトなんですが、そういうものを使って生徒間で発表し合うとか、教科書、参考書を超えて教え合う、学び合う、そういう協働学習を実現することを考えております。このようにタブレット端末を効果的に活用することで、わかりやすく深まりのある授業が実現されるとともに、生徒の授業に対する関心が高まり、情報活用能力も育成することができるものと考えております。

○新見昌安議員 期待をしております。

最後の質問になりますけれども、文教警察企業常任委員会の県内調査の一環で先月、県内の県立高校何校か訪問をいたしました。そして、校内を案内してもらった中で、AEDが配備されている状況も確認をいたしました。一般の人がAEDを使うことができるようになったのは平成16年7月からであります。既に8年になろうとしていますけれども、多くの人間が集まる学校現場にも配備が進んでいる。これは、いざというときに命を守れる手段の一つが確保できているということで、一安心であります。そこで、伺いますけれども、県立学校に配備されているAEDについて生徒たちにはどのように教

えておられるのか、お示してください。

○教育長(飛田 洋君) AEDにつきましては、中学校、高等学校の保健の授業で取り上げることになっておりまして、学習指導要領の解説書に、応急手当の際に中学校では、「心肺蘇生法を取り上げ、必要に応じてAEDについて触れるようにする」、高等学校では、「心肺停止状態においてはAEDの使用などが必要であることを理解できるようにする」と示されておりますことから、現在は、AEDが応急手当てに有効な器具であることを理解させること、そして学校でどこに設置しているかをきちんと周知すること、そういう指導を行っております。

○新見昌安議員 今の答弁で驚いたのは、保健の授業で取り上げるのは、AEDという器械が応急手当てに有効であるということ、また学校のどこに設置してあるかを認識させることまでであって、実際に操作させることはないということであります。いざというときに命を救うことのできる器械が身近ないつでも使える場所にあるのに、一度もさわることなく卒業してしまう。果たしてそれでいいのでしょうか。卒業後にAEDを使用しないとイケない場面に遭遇したときに、ああ、学校のあそこにあったなと思いつきだけで何の役に立つのでしょうか。取り扱いについても保健体育の授業などに取り入れるなど、その使用法を教える場を設ける必要があるというふうに考えますけれども、見解をぜひとも伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 私も同じ問題意識を持っております。現在、例えば1クラスの授業で一斉に使う器具を一遍にそろえとか、あるいは、授業時数の関係で保健の授業ではやっておりませんが、どういうやり方をやっているか

というと、多くの学校で救急救命士等を講師に迎え、保健委員会の生徒をまずやる、それから部活動のキャプテンを集めて講習をやる、そういうようなことから取り組んできているところでもあります。生徒が人命にかかわる状況に遭遇したときにAEDを正しく使用できるスキルを身につけさせておくことは、本当に重要だと考えておりますので、どうしたらもっと広げられるかということについては検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ぜひとも前向きに検討していただいて、子供たちが在校中に1回でも取り扱う機会をつくっていただくようお願いしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、18日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 45 分散会

6月18日（月）

平成 24 年 6 月 18 日 (月 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日日新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 十 屋 幸 平 (同)
- 25 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○外山三博議員 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の松村悟郎でございます。3日間の一般質問の中で幾つか重なる質問もございますけれども、土曜、日曜ございましたので、新たな気分で質問をさせていただきたいと思っております。早速、質問に入らせていただきます。今回は大きく6つの項目について質問をいたします。

まず、国の出先機関改革と九州広域行政機構について、知事に質問をいたします。

国は、地方主権改革の一環として出先機関の原則廃止を掲げ、地方に移管することを進めています。その受け皿として手を挙げているのは、関西広域連合と九州広域行政機構だけあります。九州知事会では、九州はひとつとして、行政機構ありきで進めようとしているように感じられます。一方、全国の地方自治体の市町村長を中心に、「地方を守る会」が結成され、国の出先機関の移管に反対する動きがなされております。三位一体改革で地方交付税が大幅に削減され、煮え湯を飲まされた苦い経験もあり、今回の地方への丸投げと財源の不透明さと予想される予算の削減で、それぞれの自治体のインフラ整備のスピードが遅くなることへの不安もあるからだと思っております。また、東日本大震災での、特に地方整備局を中心とした出先機関の役割が再認識され、機能強化の声さえも聞

こえてきます。

5月17日に大分県で行われた九州議長会と知事会との意見交換の議事録を見ても、議論を逆行させてはいけないと考える知事会と、市町村や地方議会などと丁寧な議論を重ねなければいけないと考える議長会との温度差があるようです。各県議会からの、「国と県の間には新たな統治機構をつくることは四重行政になるのではないか」、また、「県議会として議論もされていないし、市町村長との協議もされておらず、まずは基礎自治体の理解を得ることが前提だ」などの意見が書かれていました。

私も、今でも多忙な知事に行政機構の運営ができる時間があるのか、県民から選ばれた知事が他県の責任までとれるのか、さらには地方が国家公務員の受け皿になり、新たな地方公務員がふえるだけではないのかなど、不確定な要素が多過ぎるのではないかと思います。地方でできることは地方で、一方、国土の均衡ある形成は国の責任で行うべきであると考えますが、その丁寧な議論ができていないのではと思います。そこで、出先機関の改革について、知事は九州知事会の中でどのような立ち位置で議論を進められているのか、お伺いいたします。

残りの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

国の出先機関改革へのスタンスについてであります。国の出先機関改革につきましては、政府が閣議決定した出先機関の原則廃止という方針を受けまして、地方側としても主体的に議論に参加し、地方分権の推進に資する改革とすべきであるという考え方のもとに、九州知事会としても制度設計のあり方を提案してきたところ

であります。私といたしましても、具体的な制度設計におきまして、地域のニーズに応じた行政展開や、本県のように社会資本整備等のおくれている地域の実情を踏まえた政策決定が担保された上であれば、国の出先機関の廃止、地方移管というものが地方分権の確立に向けた第一歩となり得るといふ思いから、改革の方向性に賛同し、九州知事会等において議論をしておるところでございます。今現在、国において進められております出先機関の廃止の具体的な議論なり案につきまして、さまざまな意見がある、また県内におきましても慎重な意見があるということをしっかり受けとめまして、私といたしましても、宮崎県知事として、宮崎県に軸足を置いた議論というものを、これからも本県の実情や考えというものを強く主張してまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 本県においては、市町村長や経済団体からも反対の声が上がっており、九州広域行政機構のあり方に対する疑問と、出先機関、特に九州地方整備局の存続を求める意見も出ております。また、九州議長会での議事録からも、長崎県や熊本県のように慎重な意見もあり、本県議会も、知事会と相互に認識を共有することは時期尚早、参加するかしないかの議会としての判断も全く白紙との立場で発言をされております。そこで、九州知事会での議論において、広域行政機構への参加も白紙の状態として議論すべきではないかと思っておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私としましては、これまでも、九州広域行政機構の検討に当たりましては——九州広域行政機構というのは、あくまで国においてされております出先機関の廃止と

いうものに対する九州としての提案ということでございますが——住民福祉の向上と九州の一体的な発展に資する制度設計が大前提であるということで、九州知事会等における議論に参加をしてまいりました。政府からは、制度設計の枠組みとなる法律案が示されております。閣議決定が先送りをされたというところでございますが、改革の全体像は多くの部分が政令にゆだねられるなど、いまだ不明確なままとなっているところでございます。また、各県議会や市町村などの理解というのも十分広がっていない状況にありますことから、九州地方知事会としましても、政府の制度設計に沿って出先機関の受け皿の設立を目指すというところまでの結論に至っているわけではございません。私としましては、引き続き、制度化の動向というものを引きわめながら、機構設立ありきということではなく、県議会や市町村等との十分な議論に努めてまいりたい、そのように考えております。

○松村悟郎議員 よろしくお願ひ申し上げます。

次に、交通安全確保についてであります。

京都府亀岡市や千葉県館山市で登校中の児童の列に車が突っ込み、子供たちが犠牲になる悲惨な事故が相次ぎました。このことを受け、全国的に登下校時の安全確保の課題が議論されております。そこで、登下校における通学路の安全確保に対するこれまでの県教育委員会の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） これからの宮崎を担う子供たちの命を守り、通学路における安全・安心を確保していくことは、保護者を初め、県民の皆様の何より強い願いであると考えております。今年度に入りまして、登下校中に痛ましい事故が相次いで発生いたしました。県教育

委員会におきましては、それまでも、児童生徒の登下校における通学路の安全を確保するために、県内すべての公立小学校に学校巡回指導員を配置し、学校周辺や通学路の巡回・警備を行う「学校見守り支援事業」や、地域の学校安全ボランティアの方々を対象に、交通指導等に関する基礎的な知識や技能の習得を目指すための「養成講習会」、さらには、各学校の安全担当の教職員を対象に、学校安全についての指導力の向上を図るための「学校安全指導者研修会」などに取り組んできたところでございます。

○松村悟郎議員 文科省が4月27日付で通学路の全国調査に乗り出す方針を明示しました。本県でも当然、調査が行われるものと思いますが、その結果を改善につなげていただきたいと思います。そこで、全国で相次いで発生した登下校中の事故を受けて、通学路の安全対策についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 全国で相次いで発生しました児童生徒の登下校中の交通事故を受け、事故防止の徹底と通学路の安全点検を実施するよう、市町村教育委員会や各学校へ通知いたしますとともに、同様の趣旨につきまして、小中学校や県立学校の校長会において指導したところであります。また、現在、県内の全小中学校及び県立学校に対しまして、通学路の危険箇所等についての状況調査を依頼しているところであります。県教育委員会といたしましては、この調査結果の具体的な資料等も活用し、通学路における子供たちの安全がこれまで以上に確保できますように、市町村教育委員会を初め、学校安全ボランティアの皆様や、警察、道路管理者等の関係機関とも密接に連携して、安

全対策を講じてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今回、京都府で起きた事故は無免許運転による悪質な事故でしたが、道路幅も狭く、歩道もない通学路でもありました。片側通行や速度制限などの規制はどうだったのかとも思いました。そこで、学校周辺での安全対策、例えばスクールゾーンにおける一方通行や進入禁止などの交通規制の現状について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(加藤達也君) 学校周辺の通学路につきましては、児童の安全確保のため、通学時間帯を歩行者用道路に設定したり、通過交通の抑制のため、通行禁止や一方通行等の規制を実施しております。なお、通学路等における交通規制は、地域住民、学校及び道路管理者等と合同点検を実施し、関係者の意見を取り入れて見直しを行うなど、より地域の実情に合った交通規制を実施し、安全な通学路の実現に努めているところであります。

○松村悟郎議員 石川県では、生活道路を走る車のスピードを抑え、子供や高齢者が安全・安心に暮らせる歩行環境づくりを目指す取り組みが始まりました。県や市町村、住民の協力を得て、指定区域で車の速度を時速30キロ以内に制限する交通規制「ゾーン30」の導入を決め、2016年までに県内26エリアを設定するそうです。先日、重松議員の質問にもありましたが、「ゾーン30」の規制はヨーロッパの都市部を中心に普及しており、警察庁が国内での実施を提案したものであります。全国で取り組みを始めております。また、道路の改良については、路側帯の新設や拡幅、車道中央線の抹消、スラロームやクランクの形成など、車両速度が抑えられる仕組みづくりも想定しているようです。このような生活道路における本県の考え

方、取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(加藤達也君) 現在、本県警察におきましても、生活道路対策である「ゾーン30」に取り組んでいるところであります。本年度は県内4カ所のゾーンを整備することとしておりますが、この中には小学校が含まれているところもあることから、通学路の安全対策にもなると考えております。生活道路対策は警察だけでできるものではないことから、引き続き、地域住民等の意見を反映させ、道路管理者等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 通学路や学校周辺では、特に歩行者と自転車の安全確保が優先される道路環境になっていることが大切だと思います。自転車の利用環境向上のため、「みんなにやさしい自転車環境」という提言集がまとめられました。警察庁では、自転車は車両であり、車道通行を原則とするとしていますが、本県の歩道、車道、自転車道の設置、あるいは規制の考え方について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(加藤達也君) 自転車に関係する交通事故が多く、また、自転車が無秩序に歩道を通行している実態を踏まえまして、自転車利用者と歩行者双方の安全を確保するため、自転車利用者に対し、自転車は車両であることを認識し、安全に利用してもらうよう、ルールの周知と安全教育を推進しているところであります。そこで、自転車の通行方法に関する基本的な考え方といたしましては、自転車本来の走行性能の発揮を求める利用者には車道通行を促しております。しかし、それ以外の自転車利用者については、自転車道の設置など通行環境が整備されるまでの間は、自転車通行が許可された

歩道において、引き続き、歩行者の安全を確保しながら歩道を通行できるものとしております。

○松村悟郎議員 道路整備についてお伺いします。本県は、道路整備率が全国平均を大きく下回り、整備がおくれていることは周知の事実であります。県が管理する国県道における通学路の歩道整備率についても、通学路として指定されている約720キロのうち未整備区間がまだ30%もあると伺っております。児童生徒の通学時の安全確保のためにも、歩道整備を急がねばなりません。また、自転車に関しても、年々事故がふえる傾向にあります。そこで、自転車レーン整備の現状について、また自転車の通行可能な歩道整備について、県の考え方をあわせて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 自転車レーンにつきましては、現在のところ、日向市の県道細島港線におきまして、延長2.2キロメートルを整備しております。

次に、自転車の通行可能な歩道整備の考え方についてでございますが、幅員が3メートル以上あれば自転車が通行できることから、市街地や学校周辺などにおきましては、原則として幅員3メートル以上で整備をすることにしております。

○松村悟郎議員 全国一律であった道路整備の基準も、地域主権改革一括法により、国道以外の道路は設置者の都道府県や市町村が条例で定めることもできることになりました。国の基準より広い路肩や、1車線の道路で一部2車線にする譲り車線の設置を柔軟にできるなど、歩行者の安全とドライバーの安全向上に配慮し、さらにコスト削減も考慮に入れた取り組みになると思います。歩行者や自転車利用者が使う路肩

の幅員も、通学路や沿道に高齢者施設があると
いった利用状況に応じた路肩の整備も行いやす
くなるのではと思います。国の分権改革で自治
体の裁量が広がるものだと思います。そこで、
本県ではどのように取り組まれるのか、県土整
備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県道を整備す
る際の構造の技術的基準につきましては、地域
主権一括法の施行に伴いまして、平成25年3月
末までに国が定めた基準を十分に参照した上
で、県の条例で定めることとなっております。
このため、昨年11月に条例化に向けた検討委員
会を設置しまして、歩行者や自転車等の安全確
保の観点から、独自基準の設定について、現在
検討を進めているところであります。

○松村悟郎議員 本年度中の制定ということに
なると思いますので、どうぞよろしく検討をお
願いいたしたいと思います。

そこで、通学路など歩道を十分確保した道路
整備、これは当然必要になると思いますが、ど
のように取り組まれるのか、県土整備部長にお
伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 通学路など
におきましては、歩行者や自転車の安全確保が大
変重要でございますので、車や自転車、歩行者
の交通量に応じて、それぞれに必要な歩道の幅
員を設定し、道路整備に取り組んでいるところ
であります。

○松村悟郎議員 同様に、自転車レーンの整備
について今後どのように取り組んでいくのか、
目標設定等があるのか、県土整備部長にお伺い
いたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 自転車レーン
につきましては、国において、これまでの調査
結果や学識経験者から成る検討委員会の提言に

基づき、自転車通行環境整備のガイドラインを
取りまとめ、各自治体へ周知する予定と聞いて
おります。県といたしましては、現時点で整備
目標については定めておりませんが、このガイ
ドラインを参考に、道路の現況や交通実態も踏
まえながら、自転車レーン設置も含め、よりよ
い通行環境の整備に取り組んでまいりたいと考
えております。

○松村悟郎議員 学校周辺や通学路だけでな
く、生活道路では、特に安全な歩行環境に留意
した道路整備を進めていただきたいと思います。
また、歩行者と自転車の安全確保につながる
自転車レーンの整備も積極的に進めていただ
きたいと思います。

次に、中心市街地の活性化対策についてであ
ります。

最近のライフサイクルの変化や相次ぐ郊外型
大型店の出店、消費者ニーズへの対応のおくれ
などにより、各地の商店街では来店数や販売額
も激減し、シャッターを閉じた空き店舗が日々
目立つようになり、商店街そのものの魅力低下
につながり、さらに来店数の減少が進むという
悪循環を招いています。もう何年も空き店舗対
策などの中心市街地の活性化対策は強く叫ばれ
ていますが、なかなかうまく進まないのが現状
であるのではないのでしょうか。そんな中、全国
では、具体的にさまざまな対策事業に取り組む
事例もふえてきています。

さて、本県でも高鍋町の中心市街地の「まちな
か商業活性化協議会」では、長く使われてい
ない空き店舗を、県の「まちなか商業再生支援
事業」を活用して、昭和初期の建物を町家風の
物産館「たかなべ町家本店」としてよみがえら
せ、中心市街地の情報発信と商店街再生への起
爆剤として、昨年度、第一歩を踏み出しまし

た。そこで、この「まちなか商業再生支援事業」の成果と今後の取り組み支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 「まちなか商業再生支援事業」は、商店街を中心とした町なかのにぎわいづくりや、産業や観光などの多様な主体と連携したまちづくりの取り組みを支援するものであり、平成21年度から実施しております。議員が触れられた「たかなべ町家本店」は、高鍋町の商店街がこの事業により3年間取り組んできた町なか活性化事業の、いわば集大成と言えるものであり、今後、町なかづくりの拠点となることを期待しているところであります。

そのほか、ひとり暮らし高齢者の見守りを兼ねた美郷町の宅配事業や、空き店舗を活用した西都市の高齢者交流拠点の整備など、これまで8市町村において、商工団体等が行う22事業に対し補助を行ってまいりました。また、昨年度より、事業メニューに加えたまちづくりリーダーの育成につきましては、延岡、日南、西都の3地域において、アドバイザーの助言を受けながら、街の個性を発揮するための分析、検討を行い、その結果、県内の商店街関係者を交えて発表することで、問題意識の共有や商業者同士のつながりの強化が図られたところであります。県としましては、当事業が十分に活用されるよう、市町村や関係機関との連携を図りながら、今後とも支援に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 この事業は非常に具体性があり、商店街関係者が抱える地域の課題を真っ正面から継続的に展開できる事業だと思います。今後の成果を期待しております。

本県では、空き店舗対策についてさまざまな

取り組みが進められていると思いますが、県内の中心商店街の空き店舗対策についてどのような取り組みがなされているのか、現状について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 県において毎年、県内の主要19商店街を対象に実施しております空き店舗調査によりますと、平成23年12月現在、調査対象の638の店舗のうち空き店舗は143となっており、空き店舗率は22.4%と、調査を開始した平成15年度と比較いたしますと、7.3ポイントの増加となっております。このような中、昨年度は9つの市町において、主に家賃や改装費の一部補助を行う空き店舗対策事業が独自に行われております。また、県におきましても、先ほどお答えいたしました「まちなか商業再生支援事業」の中で、空き店舗を活用した物産館や高齢者交流施設の整備のほか、新規創業者を支援するためのチャレンジショップ事業などの取り組みに対し、商工団体等を支援してきたところであります。今年度におきましても、空き店舗を活用して、わらじづくりや竹細工など、高齢者の技術を伝承、体験できる施設を整備する取り組みなどに対し、支援を行うこととしております。

○松村悟郎議員 空き店舗も、建てかえ、改修のきく店舗ばかりではありません。老朽化して商店街再生の大きなネックになっているものもあります。倒壊のおそれのある家屋は、火災など防災上の問題や防犯の課題もあることから、所有者に取り壊しを勧告できる条例を制定する自治体も出てきています。先日の横田議員、新見議員の質問でも、空き家対策について質問がありましたが、特に中心市街地、中心商店街での老朽化した空き店舗対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 老朽化した空き店舗につきましては、商店街のイメージダウンはもとより、防犯、防災面など多岐にわたる大きな問題であると認識をしております。このような中、これらの課題解決に向け、平成24年1月現在で、全国で54の自治体が空き家対策に関する条例を制定しており、県内では延岡市が平成23年に改正した生活環境保護条例の中で、建物所有者に対し、適正な管理を義務づけているところであります。また、国土交通省では、空き家再生等推進事業などにより、市町村等が実施する老朽建築物の除去などの住環境の整備や地域の活性化に対する支援を行っていると同様であります。県におきましても、市町村に対し、これらの先進的な取り組みや国の助成制度などについて情報提供や適切な助言を行いますとともに、先ほど申し上げましたように、多岐にわたる問題でありますので、関係部局と連携を図りながら、空き店舗対策に取り組んでいく必要があると考えております。

○松村悟郎議員 政府も全国的な取り組みを支援し、対策を強化することを決めたようです。全国の自治体の中には、所有者から土地と建物を寄附してもらい、自治体の費用で建物を撤去する事業を試行したり、空き家の解消のため、解体費などの補助制度を創設する取り組みも行われております。本県も市町村と協力して、中心市街地の活性化の対策を進めていただきたいと思います。

次に、農政の課題について、口蹄疫からの復興に関連した質問をいたします。

昨年度実施した畜産農家全戸を対象とした立入検査についてであります。畜産課を中心に、農政関係の皆さんには大変な労力をかけてのことだったと思います。約1万戸の農家を対象と

した立入検査の結果とその総括について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 畜産農家の全戸一斉巡回は、二度と同じ事態を引き起こすことのないよう、飼養衛生管理基準の周知徹底を図るとともに、農場における防疫対策を点検することを目的に、昨年7月からことしの3月にかけて実施いたしました。その結果、牛、豚につきましては、衛生管理区域において、立入者等に関する記録の不備や立入禁止看板の未設置、車両消毒が不十分な農場等が見られました。また、家禽については、防鳥ネットが基準を満たさないものや、壁やネットの破損等が見られたところがございます。県といたしましては、多くの時間をかけ、市町村等の協力を得て、初めて全戸一斉巡回を実施いたしました。農家の飼養実態を把握するとともに、農家の状況に合わせた細やかな指導の必要性を確認できたという点で、非常に有意義でございました。今後も、家畜防疫員による農家巡回を継続することで、関係者が一体となって農家における防疫意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 全戸を対象にした立入検査については、昨年度改正された国の防疫指針に、年1回の検査を行うものと定められておりますが、今年度の具体的な実施方法と、昨年度の検査で不適正と指摘された農家への改善に向けての指導方法について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今年度は4月の特別防疫月間における取り組みの一環として、牛、豚の大規模農場285戸を対象に、家畜防疫員による巡回指導を実施いたしました。今後、すべての豚飼養農場553戸を年度内に、すべ

での家禽飼養農場999戸については、鳥インフルエンザの発生に備えて10月末までに実施することとしております。また、牛の飼養農場につきましては、今年度中に昨年度の記録の不備や立入禁止看板の未設置、不十分な車両消毒が見られた農場等約3,200戸を対象に、巡回指導を実施することとしています。これらの巡回指導を通じて、記録の仕方や、あるいは看板の設置など、改善に向けた現地での指導助言を行いますとともに、JA、NOSA I、民間獣医師などの関係機関と連携を図り、それぞれの日常的な業務の中でも飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導を行っていただくことで、県全体の農場防疫の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今後とも、全国のモデルとなる防疫体制の確立を目指して、改善指導をお願いいたします。

西都児湯地区では、豚のオーエスキー病などを地域全体でなくし、生産性を高めることを目指した特定疾病フリーの取り組みが進められております。豚の生産性向上の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 西都児湯地域におきましては、生産者が、西都児湯新生養豚プロジェクト協議会を設立し、生産性向上を目的として、オーエスキー病やPRRS等の疾病のない産地づくりに取り組んでおり、県としましては、清浄な繁殖豚を導入する際の検査等の支援を行っているところでございます。このような中で、同地域においては、事故率の低下や、発育がよく出荷日齢が早まるなど、生産性が向上しているとの声が多く聞かれております。しかしながら、発育に応じた飼料の給与方法等の課題も見られることから、飼養管理に関

する指導等が必要であると認識しております。県としましては、これらの取り組みも参考にしながら、疾病が生産性に及ぼす影響を明らかにすることなどにより、県内養豚農家の生産性向上を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 埋却地についてお伺いします。来年の4月以降に3年間の発掘禁止期間が経過する口蹄疫の埋却地は、県全体で268カ所、97.5ヘクタールに及びます。その活用を図ることは、口蹄疫からの再生・復興を図る上で大変重要な課題であると考えております。特に、県全体の埋却地面積の9割以上を占める西都児湯地区においては、埋却地として利用した農地をどう再生・活用し、有効利用を図っていくかが、当地域の復興または新生のための大きなかぎではないかと考えております。口蹄疫の埋却地は、民有地や公有地などの土地所有者の違い、個人埋却や共同埋却などの埋却方法の違い、疑似患畜やワクチン畜などの埋却家畜の違いなど、さらには埋却前の土地利用状況の違いなど、多岐にわたる形態がある中で、その支援のあり方についてもさまざまな対応が必要になると考えられます。昨年6月の本会議で農政水産部長は、埋却地の再生利用については、埋却地所有者の利用意向や埋却地の状況を調査の上で、市町村や関係団体とも協議、連携しながら、再生・活用の推進策について検討していくと述べられております。そこで、埋却地を農地として再生・活用を図っていく上での現状の課題や、埋却地所有者の意向、及び再生活用の検討状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 平成22年の口蹄疫においては、多くの優良農地を埋却地として利用したところであり、その再生活用は、地

域農業基盤の維持強化を図る上で大変重要な課題であります。御指摘のように、埋却地の形態が多岐にわたるため、再生活用に当たっては、所有者の意向を十分踏まえることが必要であります。昨年度実施しました意向調査では、農地であった埋却地のほとんどについて再び農地として利用したいという結果となっております。一方、緊急的な掘削・埋却作業であったことから、表層部に石れきが混在し、耕作に対する影響が懸念されるなど、現状のままでは農地としての利用が困難な埋却地も相当程度あると考えております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、本年4月に、庁内に埋却地再生活用対策連絡会議を、6月には西都児湯地域において、関係機関で構成する地域会議を設置し、再生方法や推進スケジュール等について検討を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 何度も申しますが、埋却地の再生なくしては西都児湯の復興は終了しないものと考えます。特に、疑似患畜、ワクチン接種家畜、またその混合と、埋却地ごとに状況が異なります。法的な整理や、個人所有地や公有地などの土地所有の違いなどの対応については、十分な検討をして対策を進めていただくようお願いいたします。

地域経済の口蹄疫からの復興を目指す口蹄疫復興財団の事業についてであります。西都児湯地域においては、「地域資源を生かした交流人口の拡大」を地域の統一コンセプトとして、拠点整備や地域連携を図る取り組みを進められております。現段階での財団による取り組み状況や課題、そして今後の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 西都児湯地域では、口蹄疫からの復興、さらには地域振興を

図るため、地域がみずから定めた「地域資源を生かした産品・拠点づくりによる交流人口の拡大」という統一コンセプトに基づき、口蹄疫復興財団の運用型ファンドを活用して、高鍋町の花守山、川南町の総合運動公園や都農町のにぎわい拠点など、交流拠点の整備を進めているところでございます。また、このコンセプトを実現するためには、このような拠点整備に加え、各市町村が食やスポーツといった地域の資源を生かした特徴ある地域づくりに取り組むとともに、地域の多様な取り組みを有機的に結びつけ、西都児湯地域全体の魅力を高めていくことが大変重要であると考えております。このため、引き続き地域と緊密に連携しながら、各市町村の取り組みや、域内の市町村、商工観光団体が本年5月に設立した「さいとこゆ観光ネットワーク」の行う広域的な観光ルートづくりなどへの支援を通じて、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 葉たばこの収穫の時期を迎えました。昨年のJTによりますと、廃作奨励によって多くの農家が葉たばこの生産中止を決定いたしました。これらの農家のその後の経営転換の状況と、それに対する支援、さらには廃作に伴う共同利用施設の整理統合状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 葉たばこの廃作につきましては、5月の取りまとめで、露地野菜を中心に約520ヘクタールの品目転換が報告されており、具体的には、焼酎原料用カンショや里芋、バレイショなどの契約栽培や、深ネギ等の新たな品目の導入が行われております。県といたしましては、関係機関と一体となり、研修会や農家巡回等による栽培技術の指導を行うとともに、農業近代化資金における無利子化措

置や、県及び国の事業の活用による農業用機械やハウス等の整備促進などを図り、廃作農家の円滑な経営転換を支援しているところがございます。また、葉たばこ共同利用施設については、今回の廃作に伴う整理統合の結果、29カ所の施設の処分が必要となりましたが、このうち5カ所は国の承認が必要な施設であることから、国との協議を進め、現時点で3つの施設については、新たな負担を生じることなく財産処分の承認を既に得ているところであります。残る2つの施設についても、引き続き協議を進め、今後とも、葉たばこ農家が安心して生産に取り組めるよう幅広く支援してまいります。

○松村悟郎議員 共同利用施設の処分、あと少しでございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

昨年11月の本会議で、口蹄疫による経営中止や葉たばこの廃作、そして来年度から始まる埋却地再利用による農地利用、農業振興について質問をしました。知事からは、構造転換による新たな産地づくりを進めるため、JAや市町村と連携して、個別経営体や農業法人など、意欲ある担い手への農地集積を図ると答弁していただきました。現実には、新たな経営体の参入希望があっても、企業誘致のように立地する農地が事前に準備されているわけでもなく、実際に平成22年度の全国農業会議の新規参入者に対する調査でも、農地の確保が参入時の最大の課題であるという結果も出ております。この点について、農地集積の具体的な取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 意欲ある多様な担い手への農地の利用集積は、本県農業の重要な課題であります。特に、西都児湯地域においては、口蹄疫からの再生・復興や葉たばこ廃

作問題を踏まえ、優良農地がきちんと担い手に集積されるよう、重点的な取り組みが必要であると考えております。現在、国においては、市町村における「人・農地プラン」の策定と連動させて、農地の出し手、受け手のそれぞれを支援する措置を講じております。これらに加えて、県においても、口蹄疫埋却地や利用計画のない葉たばこ廃作農地等と周辺農地との面的な利用集積に対して、独自の支援を行うこととしております。また、今後は、地域担い手協議会や埋却地再生活用対策地域会議等を活用して農地の利用等に係る調査を行うこととしており、地域の実情に応じた農地の利用集積を強力に推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、木質ペレットについてであります。

第七次長期計画の柱である儲かる農業の推進に大いに期待するところでありますが、現実には、輸入資源に依存する我が国の農業にとっては、世界的な需要や投資活動に伴う原油や穀物などの農業資材の高騰が大きな課題となっています。中でもこの冬は、耕種の主力部門である施設園芸の加温用重油価格が、平成19年の高騰に値するほど高騰して、施設園芸経営自体が限界に達するような状況にあります。

一方では、木質ペレットを初めとした施設園芸用の各種エネルギー対策については、ある程度、実用化が進みつつあると聞いております。今後の施設園芸のエネルギー対策、特に杉生産日本一という木質資源を多く保有する本県としては、木質ペレットを熱源とする加温が有利であると考えますが、現状の取り組みと今後の展開について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 木質ペレット

暖房機につきましては、平成18年度から開始した実証試験の結果を踏まえ、平成20年度に初めて実用機が導入され、現時点では8軒の農家等で、ピーマンなどのハウス1.3ヘクタールに計13台が整備されております。燃油価格のさらなる高騰も懸念される中で、県としましては、施設園芸の持続的発展と農家経営の安定を図るという観点から、脱石油化の取り組みを一層強化する必要がありと考えており、新たな暖房用熱源として、本県に豊富に存在する木質バイオマスの有効活用を積極的に図ることとしております。このため、本年度創設した県単独事業の「ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業」や国の補助事業の活用等により、木質ペレット暖房機の積極的な導入支援や県産木質ペレットの安定確保体制の構築、品目特性に応じた木質バイオマス暖房体系の実証などを行うこととしており、環境森林部とも十分に連携を図りながら、化石燃料に依存しない、力強い園芸産地への転換を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 先月の21日に、岡山県の業者が販売する木質ペレットの燃焼灰から放射性物質が検出されたとの報告を受けました。農産物からは検出されず、安全性には問題ないということで、胸をなでおろしたところでした。ただ、この木質ペレットが、本県産のペレットではないばかりか、ヨーロッパからの輸入品であることに驚きました。木質ペレットは、材価が低迷する中で、再生可能なエネルギーとして、森林資源を有効に活用できる森林産業の一つとして大いに期待されるからであります。そこで、本県の木質ペレットの生産と利用の現状、今後の展開について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 平成23年に県内で生産された木質ペレットは約7,700トンで、その大半が火力発電所の石炭混焼などの燃料として利用されております。木質ペレットは、木材チップに比べ輸送や保管がしやすく、きめ細かな温度管理ができるなどの利点がありますので、施設園芸を初め、公共施設等における暖房や給湯への利用など、新たな需要を創出することにより、利用拡大が期待できるものと考えております。このため県では、農家や市町村等と連携して、ペレット暖房機やボイラーの施設整備を進めるとともに、林地残材の収集コストの削減など、流通効率化にも取り組み、木質バイオマスのより一層の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 答弁にありました木質ペレットの県内生産は7,700トンということですが、農業用ハウスや温泉施設の暖房に使用されているのは平成23年度実績で55トンと、非常にわずかであります。平成18年度から取り組まれているペレット暖房機の導入実績は1.3ヘクタールであり、本県の農業用ハウス全体、約1,450ヘクタールの0.1%にも満たないわけでありませぬ。脱石油化を目指すには、まだまだ相当な努力が必要だと思っております。また、重油1リットルに対して2キログラムのペレットが必要になると考えられます。仮に、県内の農業用ハウスで重油年間使用量約11万キロリットルを木質ペレットに全部移行した場合を想定すると、22万トンのペレットが必要になります。現在の県内生産量の、火力発電所に使う分も含めまして、約30倍近くのパレットの生産が必要になるわけです。高知県などでは、既に木質ペレット暖房機を導入したモデル団地に取り組んでいます。また、本県でも都農町で、ペレット暖房機の導

入を目指した都農町ペレット研究会も発足しているようです。日本一の森林資源を再生エネルギーとして活用することで、木材価格が大変低迷する中で少しでも中山間地域へ利益を還元できるのではないかと考えられます。太陽光パネルの普及が進むように、木質ペレットの普及にも、数字目標を挙げて積極的な取り組みを期待しております。

次に、鳥獣害対策についてであります。

西都児湯地域では、平成18年から22年の5年間に地域全体で1.5倍、猿、シカは倍増し、特に猿は山間地から沿岸地域の平たん部へ被害が拡大していると、市町村の調査結果も出ています。沿岸から3キロの平たんな住宅地にある私の家の屋根にも先週、猿が出没しております。昨年11月の本会議で、市町村の被害防止計画の策定状況について質問し、農政水産部長から、23年度中にはほぼ全市町村で計画が策定されるという答弁をいただきましたが、策定状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画につきましては、昨年度までに本県の26市町村のすべてで作成されたところでございます。県としましては、今年度設置した鳥獣被害対策支援センター等を中心として、当計画に基づき、被害防止対策が円滑に行われるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 鳥獣被害の増大や広がり、被害を受けていない住民を中心とした農産物の放置や食物残渣の投棄などによって、本人たちが自覚しないようなえづけが進み、野生動物の集落への侵入を促す結果になっていると言われている。また、急速な生息域の拡大に伴い、各市町村や集落ごとの対策では被害防止効果も

限定的になるのではないかと考えられます。西都児湯管内でも、集落全体でのモデル的な取り組みによって効果を上げている地域もあると聞いております。また、この4月には鳥獣被害対策支援センターも設置されたところでもあり、大いに期待するところであります。鳥獣被害対策は集落や地域全体の問題であり、地域に住む人の合意形成と全員参加による体制づくりが必要と考えられますが、今後の鳥獣被害対策をどのように進められるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(稲用博美君) 鳥獣被害対策の実施につきましては、被害農家ばかりでなく、それ以外の住民などが協力して、地域一体となって鳥獣害から守れる集落づくりに取り組むことが重要だというふうに考えております。これまでも各地域の——7地域になりますが——被害対策特命チームが中心になりまして、集落ぐるみによる成功事例の創出に向けたモデル集落の設置や、地域ぐるみの対策の中心となります鳥獣被害対策地域リーダー等の育成に取り組んでいるところであります。また、今年度、御質問の中にもありましたように、鳥獣被害対策の技術面での核となる鳥獣被害対策支援センターを設置したところでありまして、地域特命チームと連携して、引き続き、関係団体への技術指導や人材育成を行うとともに、地域からの相談にきめ細やかに対応しながら、モデル集落での実証事例を広く波及させて、住民が一体となって行う取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 県内全域で被害防止計画も出そろったわけでございます。鳥獣被害対策支援センター設置の効果を大いに期待し、地域間の温度差がないよう、山間部から沿岸部まで一体

となって、鳥獣害対策の推進に取り組んでいただきたいと思います。

時間も余りましたけれども、最後に、今年の6月議会で熱中症対策について質問をさせていただきました。ことしは、昨年以上の夏の節電対策が必要とされております。特に、体力の弱い乳幼児や、まじめに節電に取り組まれるお年寄りなど、必要以上に冷房を控えないよう、熱中症対策の啓発をくれぐれもお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡です。まず、障がい者支援やスポーツ振興に御尽力をいただきました寛仁親王殿下へ心より感謝申し上げます、御冥福をお祈り申し上げます。それでは、通告に従い質問をいたしますので、前向きな答弁を求め、質問に入ります。

先月の5月15日、沖縄の復帰40周年記念式典が行われました。野田首相は「米軍普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならない」と述べ、沖縄県の仲井眞知事は、式典で「県民は、普天間飛行場の県外移設・早期返還を強く求めている」と強調されました。そのような中で、2年前、新聞社のアンケートにおいて、沖縄県の米軍普天間飛行場移設問題に関し、全国46都道府県のうち、本県を含む7県が沖縄県の負担を軽減すべきとしております。そこで、知事にお尋ねいたします。現在も米軍専用施設面積の約74%が沖縄県に集中し、沖縄本島の19.3%を基地が占めている現状に対し、沖縄県の負担軽減の必要性について、知事の見解をお尋ねします。また、負担軽減の一つとして、普天間基地の一部受け入れについて、本県において検討する考えはないかお尋ねします。

次に、日米地位協定、正式名称「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」であり、昭和35年、1960年に締結された協定です。これは、日本国内でありながら日本の法令は適用されず、駐在公館並みの治外法権等が保障されており、日本国民の人権こそが侵害されているとして、現在も在日米軍基地周辺の住民は、日米地位協定の見直しを求めています。基地の移設とともに大きな障害となっている日米地位協定の見直しについて、何らかの取り組みが必要と考えます。そこで、九州知事会の取り組みとして、国に対し、権限移譲とあわせて、沖縄県の負担軽減の一つとして、日米地位協定の見直しについて提案し、議論をすべき時期と考えますが、あわせて答弁を求めます。

壇上での質問は終わり、以下は質問席にて質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

沖縄の負担軽減についてであります。沖縄県におきましては、今、御指摘がございましたように、在日米軍の7割を超える施設が集中しておりまして、負担軽減を求める沖縄県民の切なる願いというものは、我が国全体として真摯に受けとめるべきものと考えております。先日、沖縄で開催されました九州地方知事会におきましても、沖縄県知事から現在の状況について報告があり、知事会としても現状認識をし、その問題を受けとめたところでございます。このような中、本県におきましては、日米両政府で合意された在日米軍再編計画に基づき、沖縄県嘉手納基地等で実施していた訓練の一部を、平成19年から新田原基地でも受け入れているとこ

ろでありまして、地元の負担というものは既に大きなものがございますので、私といたしましては、県民の安全・安心を確保する観点から、基地の一部受け入れという御指摘がございましたが、慎重な対応が必要と考えておるところでございます。なお、日米地位協定につきましては、沖縄県を初めとする米軍基地の所在する都道府県で組織されております知事会において、環境対策の徹底などを毎年、国に対して要望しているところがございます。これを受けて、国として適切に対応されることを期待しているところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事より答弁をいただきましたが、九州知事会におきまして、沖縄県知事よりお話があったということで、知事会として受けとめていただいたということでございます。先ほどの答弁の中で、国として適切に対応されることを期待する、または真摯に受けとめるべきということで、国という言葉が大変多く出てくるわけですが、国における対応がばらばらであり、結論が見出せない状況であると認識しております。そこで、私は、グローバルな社会において、地方が意見を持つこと、そして地方が意見を示すことが大切な時期に来ているのではないかと考えております。特に、総務省出身の知事でございますが、総務省の言う地方分権とは何を指しているのかと考えるときに、権限移譲だけでなく、自分たちで考える、自己決定・自己責任というものが求められる、そういう地方の時代が来ていると考えております。一つの例で申し上げますが、今国会で審議される災害対策基本法改正案が、昨年3月11日の震災以降、市町村が機能不全に陥った際の対応ということで議論されておりますが、現場では、さらにボランティアや企業、NPO

などの重要性が認識されているという現状であります。法改正が追いついていないというのが現状だと私は思っております。そういった意味で、さらに踏み込んだ法整備を行うためには、現場の声、地方の声が大切だと考えております。ぜひ一つの議論の場のテーマとして……。九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定というのがあるそうです。平成19年2月13日に施行されている協定ですが、こういった場面でも、常にそういった話題を提供していただき、議論していただくことが大切だと思っておりますので、要望したいと思います。

私ごとではございますが、30年以上前になります。高校生だったころ、友達と日本の平和について議論したことがございます。永世中立国のスイスは、国民を守るために地下鉄を核シェルターとして整備していると、そういう時代でした。日本の安全はどうなんだという話題で議論したんですが、確かに現在もスイスは、住宅に核シェルターを常備するというような取り組みをやっているようです。当時の見解は、日本の役割は、被爆国として軍縮に向けて取り組むべきだというふうに私は思っておりましたが、その後、平和にかまけてしまい、30年以上、日本の安全についての思考が停止した状態でありました。そこで、昨年の震災、さらには原発の事故を受けまして、やはりもう一度、安全について、平和について考える必要があると思っております。先日は県立図書館で、「日本の空襲」という書籍の中から、昭和20年の宮崎県の空襲のあらましを読んでまいりました。「昭和20年3月18日、沖縄作戦に先立って、九州の航空基地は徹底的に叩かれた。また、宮崎は米軍上陸の予定地でもあった」とあります。昭和20年といいますと、私の父、母が小学生であ

り、当時、疎開されていた沖縄出身の子どもたちも多くいらっしゃったようです。戦後そのまま宮崎に残られた方、沖縄に帰られ、沖縄で元気に活躍された方が多くいらっしゃると伺っています。その疎開されていた方々から、当時、宮崎でお世話になったからと、沖縄への招待もありました。当時の思い出は、苦しい思い出も多いでしょうが、一緒に乗り越えてきた仲間として、今でも身近な関係でございます。しかし、もしアメリカ軍の宮崎上陸が行われていたら、私たちは今この地に生まれてこなかったかもしれない、そう思っております。多くの犠牲を強いられた沖縄の皆さんに、そして戦死された英霊に対し、今を生きる我々の役割、宮崎県の役割、日本の国益を考えた政治的判断として、日米地位協定の見直しや沖縄県の負担軽減策について、現場にいる地方の声が議論されることを強く望むものです。40年前、私は小学生で、沖縄復帰をテレビで見ていた世代でございます。その後、日本の社会環境は大きく変わったはずなのに、沖縄県の負担は余りにも変わっておりません。これは、我々の無関心以外の何物でもないと反省するばかりであります。ぜひ沖縄復帰50周年のときには、世界の平和、日本の平和のためにも、沖縄県の負担軽減が実現できているように、日本人として身近な問題として勉強し、今後とも議論してまいりたいと思っております。

次に、県土整備部長に建設技術推進についてお尋ねいたします。

今後、社会資本の整備において、全国的に老朽化する橋梁やトンネル、下水道など、社会資本の維持補修が大きな課題となってきます。宮崎県としても、社会整備ストックの把握が必要ですが、同時に、社会資本の維持補修に

対応するための準備が必要です。そこで、県内の業者等の技術力向上にどのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 本県におきましても、橋梁等の多くの社会資本で、今後、維持補修工事が必要となりますが、これらの工事につきましては、経済・雇用対策の観点から、県内建設業者によって施工されることが望ましいと考えております。そのためには、技術力向上を図ることが重要でありまして、企業みずからが技術の研さんに取り組むことはもちろんでございますが、県におきましても、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構が実施する民間研修等を通じ、支援を行っているところであります。また、今年度からは、一部の橋梁補修工事におきまして、一定の技術力を有した県内建設業者が参加しやすい入札参加要件とすることで、実際に工事を経験しながら、技術力を向上させる環境づくりも進めております。県といたしましては、今後とも、県内建設業者のさらなる技術力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○**有岡浩一議員** 再度、県土整備部長に具体的にお尋ねいたします。公共工事の発注に当たっては、品質保証は求めるものとして当然でございますが、埋立地や軟弱地盤など、現地の状況をさまざまな角度から把握し、十分な事業損失防止対策をとられているのか、お尋ねいたします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 公共工事の発注に当たりましては、地盤及び周辺家屋や施設など、現地の状況を十分に把握した上で、工事が周辺環境に影響を及ぼすと判断される場合には対策を行い、それでもなお、損害が生じるおそれがあると認められる場合には、家屋等の事

前調査を行うこととしております。また、施工に当たりましては、現場条件や周辺家屋に配慮した施工方法を採用するとともに、振動等の観測や家屋等への影響の確認を行いながら、工事を進めることとしております。

○有岡浩一議員 次に、公共工事の施工中に周辺住民や地権者からの振動等のクレームや相談があった場合、どのような対応をしているのか、再度お尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 施工中に振動等の問題が発生した場合には、直ちに工事を中断しまして、現地の確認や原因を調査し、速やかに住人等関係者への説明を行いますとともに、使用機械の変更など、必要な対策を講じることとしております。

○有岡浩一議員 次に、損失補償業務として、先ほどおっしゃいました建物の事前調査を行っていますが、事業の施工期間中、実際に周辺家屋等に損害が生じた場合、どのように対応し、関係者の理解を求めているのかをお尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 工事の施工によりまして周辺家屋等に損害が生じるおそれがあると認められる場合は、工事の着手に先立ち、家屋等の事前調査を行っております。その後、施工中に住人の方から損害発生等の申し出が行われた場合は、中間調査を実施しまして、原因や緊急性を判断し、給水施設の損傷などの応急的な措置について補償することができるようになっております。また、工事完成後1年以内に費用負担の請求が行われた場合につきましても、同様に事後調査を行いまして、工事の影響が認められたときには、補償を行うこととなります。

○有岡浩一議員 一つの事例でございますが、

工事開始1年前後で雨漏りが3カ所発生し、トイレの排水ができなくなった等のふぐあいが生じたという現場がございました。現場の機械を変更するなど対応は行いましたが、結果として、損害発生から2年経過した今月、事後調査を行う予定であります。そこで、建設技術推進の最後の質問としますが、公共工事に対する住民の信頼を失うことは、宮崎県として最も危惧されることとございます。公共工事を円滑に進めるためには、十分な損失防止対策を図っておくことが必要であり、そのための職員の技術力や意識の向上が不可欠だと考えますが、県土整備部長の所見をお尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 公共工事を円滑に実施するためには、職員一人一人が、確かな技術力とコミュニケーション能力を身につけることが重要であると認識しております。このため、県土整備部におきましては、建設技術センターの研修や各種講習会等により、これまでも継続的に職員の技術力や資質の向上に取り組んでおります。さらに、平成23年度末には、人材育成の基本方針を策定しまして、職員間における着実な技術の継承、効果的な現場経験の習得、さらに研修に関する組織的なサポート体制づくりを3つの柱として定めまして、取り組みを強化しております。今後とも、この基本方針に基づき、人材育成に努め、円滑な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今回の案件につきまして、私も何度か足を運びまして、関係者からいろいろお話を伺いました。関係者の方は、担当する職員が何度も足を運んでくれた、そして一生懸命やってくれていると。そういう職員との信頼関係ができておりました。ぜひ工事施工後の事後調査に立ち会っていただきまして、現状復旧へ

の補償と住宅の補修工事が無事終えたとき、そのときが公共工事の現場が完了したことになると思いますので、最後までしっかり対応されることを希望します。建設技術推進により人材育成に努め、工事の安全と住民の安心、業者の安定、行政運営の円滑化を今後とも期待するものです。

次に、3番目の土曜日の授業実施についてであります。

新学習指導要領の実施に伴い、小学校、中学校それぞれに授業の時間数がふえていて、教師や児童生徒に負担が増大していると危惧されますが、現状を教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 新学習指導要領につきましては、小学校では昨年度より、中学校では本年度より実施となりましたが、これまでの学習指導要領と比べますと、小学校1、2年生では、1週間当たり2時間、小学校3年生から中学校3年生までは、1週間当たり1時間、授業時間数がふえております。これらに対応できるようにするため、県内の各市町村教育委員会におきましては、例えば、子供たちの負担過重にならないようにするため、1週間当たりの授業時間数の増加ではなくて、長期休業期間の短縮を行うなどの対応をしながら、必要な授業時間数の確保をいたしております。また、各学校におきましては、行事の精選なども行いながら、授業時間数の確保に努めており、現在、県内すべての学校におきまして、授業時間数の確保に適切に対応できているところでございます。

○有岡浩一議員 ただいま教育長から答弁いただきましたけれども、お話の中に、長期休業期間の短縮等で対応しているというお話がありました。しかし、今後は、学校行事や教育相談、

生徒会活動など、さまざまな授業が確保されることが望まれるわけで、時間の確保が難しくなりつつあるんじゃないかと思っております。そこで、土曜日の授業の実施の可能性について、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 子供たちの生きる力をはぐくむためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、強い連携のもと一体となって教育力を高めていくことが大切であると思っております。その意味において、地域の方々や保護者が参加しやすいように、学校が土曜日や日曜日などに教育活動を行うことは意義あることだと考えております。本県におきましては、すべての小中学校で、より多くの保護者の方々が参加できるように、運動会などの学校行事等を年に数回程度、平日の授業を振りかえて、土曜日や日曜日に実施している状況にあります。平日の授業に加えて土曜日に授業を実施することにつきましては、子供たちや保護者に定着している1週間のリズム、現在、土曜日に実施している部活動や地域の行事などとの関係も考慮しながら、市町村教育委員会の意向も十分に踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 一つの例になりますが、東京都においても、以前より区市町村教育委員会や学校の自主的判断により、学校週5日制の趣旨を踏まえた上で、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進める観点から、土曜日の授業を実施しています。これは私の所見ではございますが、例えば、学力とコミュニケーション力の向上として、子供同士で教え合う授業や先生同士の情報交換の時間など、目的を持って学校の特徴ある取り組みをぜひ検討していただきたいと思っております。

ここで、一つ御紹介したいことがございます。「日本のこころの教育」という本の中の、言葉の力、言葉の意味を紹介したいと思えます。お母さんという言葉には、太陽という意味があるそうです。お母さんの「か」は、古い言葉では「かか」や「かあかあ」「かっかっ」で、太陽が燃えている様子をあらわす擬態語です。お母さんは、太陽のようにいつも明るく、温かく、恵みの力で子供たちの命を育ててくださいます。歌舞伎では今でも「かか様」といい、「1,000年以上前から子供たちは母を太陽さんと呼んでいたことになる」とあります。お母さんにそういった意味があるならば、お父さんはいかがでしょうか。昨日は父の日でございましたが、歌舞伎では「とと様」と呼ばれ、「とと」はとうとい人だそうです。「とと」の「と」が残ってお父さんとなり、太陽のようとうとい人を意味する呼び名だそうです。今度から、子供たちからお父さんと呼ばれたときには、背筋を伸ばして、しゃきっとする必要があるかなと感じております。そのように、言葉の意味、呼び名には多くの意味がございます。

そこで、先生について思いを伝えたいと思えますが、一般的には教師と呼ばれています。しかし、子供たちの目線では、先生は、教師は恩師です。恩とは恵みとありますが、喜びを与えてくれる、気づかせてくれる、進むべき道を御指導いただく恩師です。先生方には、ぜひ子供たちの恩師として自信を持って接していただき、宮崎の子供たちの成長を一緒に応援していきたいと願うものであります。

次に、4番目の質問に入りたいと思えますが、生活保護と自立支援について、昨年引き続き、福祉保健部長に質問させていただきます。

先日の新聞報道にあったように、厳しい雇用経済情勢により、生活保護世帯数は、平成23年度、月平均1万2,655世帯となっております。前年度より679世帯、5.7%の増加となっております。特に、昨年同様、稼働年齢層と言われる15歳から64歳の割合が増加しているようです。そこで、本県における生活保護世帯の世帯類型別の状況と、稼働年齢層の自立・就労支援の取り組みの状況をお尋ねします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 被保護世帯を世帯類型別で見ますと、議員のお話がありましたとおり、平成23年度、全世帯で1万2,655世帯、うち高齢者世帯が5,632世帯で、全体の約45%を占めております。次に、傷病者世帯が約20%、障がい者世帯が約11%、母子世帯が約5%、その他世帯約19%となっております。議員の御指摘のとおり、個々の世帯員の生活状況やその能力に応じた自立支援に取り組みますことが大変重要と考えております。県では、稼働年齢層で就労が可能な方に対しましては、各福祉事務所に就労支援員を配置いたしまして、ハローワークと連携しながら支援に努めているところでございます。平成23年度は163名が就労を開始いたしております。厳しい雇用経済情勢の影響もあり、就労開始に至るには難しい状況もありますが、引き続き、ハローワークと連携いたしまして、自立支援に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま部長のほうから答弁いただきましたが、一昨年度108名の就労開始がございましたが、23年度は163名ということで、ハローワークとの連携による成果が上がってきているというふうに理解しております。その中で、もう一つ大きな宿題になるかと思えますが、生活保護者の自殺についてであります。10

万人当たりの自殺率は、生活保護者が2倍以上という厚生労働省の報告があります。また、20代は6倍とも言われておりまして、精神疾患が主な原因とありますが、私は、生活保護受給者自身に社会からの孤立などの課題があると考えております。そこで、福祉保健部長に、生活保護受給者を孤立させない対応についての御所見をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 社会の最後のセーフティーネットと申しますか、生活保護を受給と申しますか、そういう提供をしながら自殺者が出るということに対しましては、本当に大変残念に思っております。これははっきりした統計に基づくものではありませんけれども、私も担当課のほうに以前、なぜ生活保護世帯で自殺者が出るのかというお話を聞いたことがありますけれども、他の世帯と同じように、大体、病気とか離婚等の家庭問題。経済問題といたしましては、財産とか預金・貯金等を全部なくしてしまっただけというようなこともあったとお聞きしております。ただ、この生活保護世帯に対しましては、福祉事務所のほうでケースワーカーが定期的に、または随時に訪問いたしておりますので、一般の世帯と比べまして、いろいろな相談なりを持ちかけることもできますし、また、福祉事務所のほうも、その世帯の状況等を見詰めるという状況にはございます。今後とも、引き続き、その世帯のそういった孤立を防ぐと申しますか、世帯の状況を十分――ケースワークの中でもそういう自殺という視点を持ちながら対応してまいりたいというふうには考えております。

○有岡浩一議員 ただいま部長のほうから答弁いただきましたように、ぜひとも稼働年齢層の

自立に向けたハローワークとのタイアップ、さらには、受給者が孤立しないための地域参加や相談システムとしてのケースワーカーの充実、こういったものが今後とも求められますので、御尽力をお願いしたいと思っております。

次に、もう1点、質問させていただきますが、現在、国において社会保障制度見直しが議論されている中で、今後の生活保護制度の動向に伴う取り組みを教えてくださいたいと思ます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成24年2月17日に閣議決定されました「社会保障・税一体改革大綱」でございますけれども、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略（仮称）」をことし、平成24年秋を目途に策定することとされております。先般、この生活支援戦略の骨格が示されたところでございますが、生活保護制度の見直しについては、まず、当面の対応といたしまして、電子レセプトを活用した点検指導や主治医以外の医師の意見聴取による医療扶助の適正化、それから、金融機関調査の本店一括照会方式の導入による資産調査の強化などが議論されております。さらに、今後、検討を進める事項といたしまして、生活保護基準の検証・見直し、それから、扶養可能な者には適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みの検討など指導の強化、3点目といたしまして、ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化などが議論されてお申しまして、先週末の3党合意におきましても、その基本的方向については確認されたようでございます。県といたしましては、今後とも、国の動向を十分注視してまいりたいというふうには考えております。

○有岡浩一議員 生活保護制度の見直しにつき

ましても、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、5番目になりますが、古事記編さん1300年について、総合政策部長にお尋ねいたします。

平成32年の日本書紀編さん1300年までの9年間というスパンで取り組む記紀編さん1300年の、本年はスタートの年であります。しかし、県民の皆さんの立場で考えると、なぜ9年間やるのか、何を目指してやろうとしているのかなど、疑問があると思います。そこで、古事記編さんからのスタートの年として、どのような思いを込め、どのような軌跡、足跡を期待されているのか、所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 私の出身地であります延岡市に、行滕山のヤマトタケル伝承というのがございます。多分どなたも御存じないんじゃないかなというふうに思っていますが、このように余り知られていないものを含めまして、県内には神話・伝承やゆかりの地、さらには、神楽などの伝統文化や史跡等が数多く残されております。このことは、「神話のふるさと」としまして、他県ではまねることのできない、私たちが誇るべき本県固有の宝であるというふうに思っております。そのような足元にあります宝を見詰め直して磨き上げ、郷土に対する愛着や誇りを深めることが、記念事業の目的であります。古事記編さん1300年に当たります本年を絶好の契機ととらえ、取り組みを始めたわけでございますが、記念事業を一過性のものにするのではなくて、「神話のふるさと みやざき」を定着させるためにも、まずは、私たちが改めて神話や伝承を学び直し、さらには、次代を担う子供たちへと語り継いでいくために、日本書紀編さん1300年に当たります平成32

年までの9年間、教育・文化、観光、地域づくりなど幅広い分野で、腰を据えてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○有岡浩一議員 どうぞ本県固有の宝として取り組まれて、9年間ということですから、小学1年生に今入学したとするならば、中学3年生という大きく大きく成長する事業かと思っておりますので、大変期待したいと思っております。

そこで、古事記編さん事業をスタートする今年、関連しまして、商工観光労働部長にお尋ねしたいと思います。今回の事業に、観光業の皆さんが大いに期待されております。そこで、神話と観光を結びつけた事業を進める上でどのような取り組みが必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ことしは古事記編さん1300年の節目を迎えますことから、本県の観光を古事記、さらには日本書紀という視点で見詰め直し、新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、売り込んでいく絶好の機会であると考えております。このような考えのもと、県では、みやざき観光コンベンション協会が実施する神話巡りワンコインツアーや、NEXCO西日本が実施する神話ゆかりの地をめぐるドライブラリーなどと連携し、観光客誘致につながる取り組みを行いますとともに、古事記ゆかりの観光ルートとしての「日向神話旅」を新たに開拓し、その定着を図り、PRを行っていくこととしております。また、県内のホテルや旅館等におきましても、神話にちなんだ食事メニューやスイーツの開発、宿泊プランの造成などの取り組みが広がっており、7月にはカーフェリーを利用したツアーが実施されるなどの動きが始まっておりますので、今後

とも、ホテルや旅館、観光関連団体等と連携を深め、神話と観光を結びつけた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長からお話がありましたように、さまざまな事業を展開され、種まきを始められたと感じております。いろいろな種類の種まきをすると同時に、県民参加が必要だというふうに考えております。そこで、2つほど提案させていただきますので、おつき合いいただきたいと思っております。

まず参加の一つとして、例えば神話の紙芝居等を作成しまして、夜のお宿の紙芝居として、宿泊のお客様に宮崎の神話を紹介し、県内各地に興味を持っていただく、さらにはリピーターとしてその地域を守っていただく、口コミで全国に宮崎の神話を紹介していただく、そのようなアイデアがどんどん広がってまいります。いろんな形のいろんな色の花が咲くことを期待したいと思っております。ただ、先日、タクシーの中で古事記編さん1300年という話をしましたら、「それは何ですか」という世界であります。そういう意味では、これから種まきをすると土壌は大変広いようでございますので、しっかり皆さん一緒に種まきをしていただければと思っております。

その種まきの一つとして、もう一つ提案させていただきますと思いますが、プロジェクトの案として、震災以降、Uターン者や宮崎に定住したいという方がふえております。また、東日本大震災支援ネットワークを通じて、情報をもとに多くの方が宮崎県内に定住されています。高知県に行きましたときに、人口問題について、高知県では、総人口が77万人を切り、さらに減少率も高いということで、県庁内に人口問題対策室を設けているというふうに伺っており

ます。そういった社会情勢の中で、一つの提案としまして、平成32年までに1300人の宮崎定住者を受け入れる、そのようなプロジェクトを立ち上げてみてはいかがでしょうか。宮崎に来てくださる方を、青島の裸まいりのように心からお出迎えする、そのような気合いで取り組み、日本のふるさと宮崎、神話の国宮崎へ、10年後の姿をデザインすることも必要な考えではないかと思っております。これはアイデアとして、また参考にお話しさせていただきました。

では次に、6番目の儲かる農業と食育についてお尋ねいたします。

本県においても、「みやざきの食と農を考える県民会議」を中心に、食育・地産地消推進に取り組まれております。そこで、これまでの取り組みの状況と今後の方針について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県における食育・地産地消の推進につきましては、昨年3月に策定した「食育・地産地消推進計画」に基づき、「みやざきの食と農を考える県民会議」を核に、「いただきますからはじめよう！みやざきの健全な食生活」を基本目標として進めております。具体的な活動といたしましては、平成23年度には、1,300名を超える地産地消推進協力員などによる111回もの料理教室や体験学習会などの自主的活動、農業高校や農業大学校などの6施設を活用した食農体験などを実施するとともに、県内の外食・中食産業やスーパーなどの小売業等における「みやざきこだわりの店」の登録店舗数を232店まで積み上げるなど、地域に根差した継続性のある取り組みを進めてきたところであり、今後は、県民運動としての面的な広がりをさらに強化するとともに、新たに地域経済循環システムの視点も取り入れ、学

校給食や量販店等における地場産物の消費拡大の推進、季節を感じる「旬」と、鮮度等によりその場所でないと食べられない一瞬の「瞬」を切り口に、地場産物ならではの新たな魅力を掘り起こす「しゅんかんグルメ」などを重点的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 ただいま部長のほうから、地域に根差した地産地消というお話がありましたし、具体的な説明もございました。地産地消に取り組める、食育に取り組めるということは、大変幸せなことだと私は考えております。先日、瓦れきの視察を兼ねまして、宮城県名取市の閑上地区に行つてまいりましたが、広大な田園が手つかずの状態に放置され、農家の皆さんの気持ちを考えると、やるせない思いでございました。この宮崎に帰ってきますと、緑豊かな田園風景が続いておりまして、豊かな自然の中で豊かな食材に恵まれている、そして地産地消という取り組みができるというこの幸せを、もう一度かみしめる必要があると思っておりますし、私ども宮崎県は、食の安全に対する取り組みは先進県であります。そういった自信を持って取り組める宮崎は大変恵まれていると感じております。その中で、子供たちの学校給食の安全などを含めまして、地産地消と食育の推進を宮崎の顔として、さらに取り組んでいかれることを希望いたします。

次に、儲かる農業の新しい取り組みとして、本県農産物の直接輸出がございます。本年4月には、シンガポールへカンショを試験第1号として細島港から出港しています。JA宮崎経済連では、本日、宮崎牛をタイへ初輸出しようとしております。そこで、これまでの本県農産物の輸出の実績、さらには今後の取り組みについて、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) これまでの本県農産物の輸出につきましては、フェアや商談会の開催を重ねることにより、平成18年度の55トンから昨年度の220トンまで着実に輸出量をふやしてきた反面、産地主導による販路や取引の拡大ができないことなどの課題もございました。県といたしましては、本県農業を新たな成長産業にする観点から、農林業や商工業などの分野が一体となった「オールみやざき」による輸出のエンジンとして、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会を本年4月に設立し、さらなる輸出促進に向けた体制を整えたところであります。今後は、本協議会を核に、生産者、輸出商社、物流業者が連携した、県内の港から直接輸出するためのモデル的な取り組みや最適な鮮度保持対策を確立するための輸送試験に取り組むなど、関係機関・団体が一体となって、カンショやキンカン、宮崎牛を初めとする本県農産物の輸出拡大を進め、農家所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ことし、直接輸出に関しましては取り組みが始まったばかりではございますが、夢のある取り組みだと思っておりますし、顔の見える農産物として、今後とも発展することを期待しますし、輸送期間の短縮、流通コストの削減、最終的には農家の所得向上につながるということで、これは一つの取り組みとして大きな成果を上げられることを期待するものでございます。きょう輸出される経済連の牛肉についても、また成果を教えてくださいたいと思っております。

次に、7番目の質問に入りたいと思っておりますが、“1130”県民運動というお話を、先ほど県民スポーツ祭の中でも知事がおっしゃいましたので、“1130”県民運動についてお尋ねしたい

と思います。

これは本年度の新規事業ということでこの名称が使われておりますが、「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」の目標と具体的取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本事業名の「1130」というのは、1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしようという意味であり、本県成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成26年度までに50%以上にすることを目標といたしております。具体的な取り組みといたしましては、関係部局や関係団体等で構成する推進会議を開催し、県民運動として効果的な普及・啓発を図るための取り組みについて御意見をいただくとともに、気軽にスポーツに取り組んでいただくような運動プログラムを現在作成しているところであります。今後は、日ごろ、運動・スポーツをなさらない方を対象として、市町村スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブが主体となって実施するスポーツイベントや継続的なスポーツ教室、自治公民館や職場等に出向いての運動指導等に対する支援をしていくことといたしております。より多くの県民の皆さんが、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう、「みんながスポーツ“1130”県民運動」を普及・充実させていきたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、教育長のほうから、県民運動として「みんながスポーツ“1130”県民運動」を進めていきたいというお話がございました。通告はしておりませんが、知事にお尋ねしたいと思います。スポーツ振興ということで、この“1130”運動が定着していくことを願うわけですが、次の段階として、例えば昨日行われました第1回宮崎シーガイア100kmリレー

マラソンなどを楽しみながらみんなでやっていく、そういうふうを広げていく、次の段階まで準備をしていく必要があるんじゃないかと思っております。「スポーツランドみやぎ」として定着しました。今度は、あわせて県民のスポーツランドとして、県民の健康、そして県民の明るさに比例して、こういうスポーツ振興に取り組む必要があると思っておりますが、知事の思いをお聞かせ願えればと思っております。

○知事(河野俊嗣君) スポーツ振興、県民の健康増進のためにも、また明るい地域づくりという観点からも、非常に重要なものというふうに考えております。昨日のシーガイアの100kmリレーマラソン、7時スタートで、私も第一走者で4キロほど走らせていただきましたが、186チーム、1,700人以上の参加ということで、大変マラソンブームという中、またグループで楽しみながら参加するというので、すばらしい取り組みであり、こういったものがどんどん広がるといいなという感じを受けたところでございます。スポーツというと、生涯スポーツから競技スポーツ、さまざまあるわけですが、この“1130”県民運動のように、すべての県民が手軽に体を動かして健康を保持する、増進する、そのような取り組みというものをもっともっと広げていきたい、そのためには、総合型地域スポーツクラブとか、いろんな関係団体との連携を図っていく必要があるかというふうに考えております。これからもさまざまな形での連携をしながら、「健康みやぎ」づくりに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。県民の皆さんが楽しみながら参加していただけるようなスポーツが普及されることを強く願いまし

で終わりたいと思いますが、最後に、一つお礼を申し上げて終わりたいと思います。ことし3月に、県の鳥、コシジロヤマドリの放鳥式に牧元副知事に出席いただきまして、宮崎の豊かさのシンボルとして、次の世代へ伝えていただくことをお話ししていただき、深く感謝しております。今後とも、宮崎の自然、宝を守る取り組みに御指導をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時1分開議

○中野一則副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 本日3番目の質問に入らせていただきます。宮崎市選出、新みやざきの渡辺創です。

私たちが暮らす日本は、まさに閉塞感の渦の中にあります。長く抱えてきた社会の制度疲労、そして、矛盾、偽りが、政権交代という統治システムの変化や東日本大震災という人知を超えた災害によって露呈し、国民は混乱と不安の中にいます。物事の本質が明らかになり、事の真相がわかることは決して悪いことではありません。ただ、今、私たちの社会に欠けているのは、事実が明確になった足元を踏みしめて新しい方向を定めて歩み出すこと。そして、歩み出す決断をすることではないでしょうか。決断できない政治、決断しない政治を抜け出すことが日本再生の一步と信じます。

国会では、税と社会保障の一体改革をめぐる議論が最終局面を迎えています。この問題も、まさに今述べてきた「決めない政治」、「決められない政治」の典型ではないでしょうか。社会保障の水準を維持し、新しい分野に対応する財源の確保ができないことは、20年前から予想のついた事態だったはずですが。しかし、先行きを楽観視し、判断を先送りにしてきた。問題の本質を国民に伝えることなく、是正に向けた取り組みからも目を避けてきた。その結果が今の惨状ではないでしょうか。

私は、特定政党の責任という問題だとは思いません。これまでの政治にかかわってきたすべての政党に責任はあるし、国民にも責任があるはずですが。私は、所属する民主党宮崎県連の青年局の若い仲間と、税と社会保障の一体改革の理解を得るために繰り返し街頭に立っています。先日は、宮崎駅前前で街頭演説中に知事にもお会いをしたところです。所属政党の宣伝のためにやっているわけではありません。正直、憤りがあるのです。ことし35歳の私は、これまでの政治のツケに責任を持つことはできません。しかし、若い世代であるからこそ、これからの社会のあり方には無関心でも無責任でもあることはできない。だからこそ、国政に参画する者でなくても、今後の国のあり方、ひいては宮崎県のあり方にも大きくかかわる問題から逃げることはできないと感じています。党派を超えて解決への歩みを進めない限り、未来のビジョンは描けない状況にこの国はあると思います。現実的な与野党協議を経て、今まさに前に進むために決断をしたこの問題が、不合理な党内対立などで「決められない政治」の渦から抜け出せなくなることを心から危惧するところです。

さて、目を宮崎県政に転じます。知事も就任

から1年半、この間、多くの課題に直面し、かじ取り役としてさまざまな決断を迫られてきたことと思います。その決断は常に注目を浴びるわけですから、御苦労も大変なものだと推察をいたします。私もかつて新聞記者時代に、大きな選択を迫られた政治家を近くで取材し、その重圧を背負いながら責任にこたえようとする姿を目の当たりにしてまいりました。そういう状況にある政治家というのは、自然とその言葉の端々からも、まなざしからも、そして一つ一つの動作からも、その気迫とわずかな不安が読み取れるものでした。

先ほど来お話をしていますように、今、国民が、県民が求めているのは、決断をする政治、決める政治だと私は感じています。その意味では、知事もこの定例議会中も、瓦れきの広域処理、国と地方の関係、原子力政策のあり方など、明確なその判断を問われる場面が続いています。私は、この本会議場で知事の目の前に座っておりますので、答弁の真意がなかなか伝わらないと苦悩する表情をたびたび目にしてまいりました。少し生意気なことを申せば、震災瓦れきの広域処理の問題などでは、意思を明確に示すという意味で、メッセージの発し方に課題があったのかなという印象を持っておりますが、この場での議論は控えます。

方針を決め、施策を推進するとき、その土台となる議論を大に行うことは重要です。しかし、物事によっては、すべてがゼロからの議論ではなく、トップの姿勢が明確でなければ進まないこともあるのが事実です。基本的な判断を行い、方向を指し示し、柔軟な議論をして、最終的な決断をする。リーダーに求められる基本的な役割だと思います。物事が決まらない政治から一日も早く抜け出したいとの思いですが、

就任から1年半の知事の実験の振り返りも含めて、県政リーダーにとっての「決断」について、知事の自由なお考えをお伺いしたいと思います。

以下の質問につきましては、質問者席で行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県政を担う者としての決断、役割についてあります。本県を取り巻く状況、さまざまな厳しい状況があるわけですが、県政運営を担う私の役割は、そういった数々の問題から逃げず、しっかり直視をする。そして、重荷というものを担っていくことでありまして、宮崎の将来をしっかりと見据え、将来に向けて責任ある判断というものを決断すべきときには、逡巡なく決断をすることが大変重要であるというふうに考えております。そして、県民の皆様に対し、明確な方針と政策というものを示し、先頭に立って実行していくこと。そして、その結果に対し、しっかりと責任を持つことが大事であるというふうに認識をしております。

知事に就任して以来、口蹄疫を初めとするたび重なる災害というもの、また、さまざまな山積する県政の重要課題への対応におきまして、そうした姿勢を心がけてきたところがございます。被災地の支援、「みやざき感謝プロジェクト」、それから、本県における経済の活性化に取り組む「みやざき元気プロジェクト」、それから、古事記編さん1300年の記念事業なり、「みやざき元気！」地産地消”県民運動」、さまざまな方向性というものを示し、県民の皆様との対話と協働のもとに力を合わせて取り組むということに取り組んでまいりました。今、質問議員から、苦悩という言葉で御指摘がござい

ましたが、この瓦れきの問題も含めてさまざまな課題に対する自分の思い、考え方というものをいかに適切に、またわかりやすくお伝えするか、コミュニケーションを図っていくか、その問題におきまして、いろいろ反省すべき点なり、さらに精進を図るべき点というものを考えておるところでございます。私といたしましては、引き続き、先ほど述べましたような姿勢に基づいて、県民の皆様に対してしっかりとした方向性を示して、決断すべきところは決断する、そのような姿勢で本県の発展に向けて全力で取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 知事から、重責を担うと、責任ある判断を行うという力強い答弁をいただいたとっております。先日の福田議員の一般質問で、松形県政の話がありました。もし私の認識が間違っていれば申しわけないんですけども、福田議員の質問を伺いながら、もちろん議会と知事という緊張関係はありながらも、強いリーダーシップで大きなビジョンを描いて力強く県民を引っ張っていく、また、宮崎県政にかかわるものも引っ張っていくというふうに過ごしてこられた松形知事に対する敬意といいますか、そのような感覚を質問を伺いながら感じたところです。また、ベテランの議員の先生方からも、よくそういう話を聞くところだというふうに思っています。もちろん私たちは、厳しい視線で知事が進める県政をチェックしていかなければならないわけですけども、宮崎県をよくしていきたい、質を今よりも高めていきたいという大きな思いは同じわけですから、ある意味では、諸先輩方はともかくとしても、私のような若い世代の議員にとっては、やはり知事と

いうのは、緊張関係はありながらも、誇りであったり、そして宮崎県全体を引っ張っていくリーダーであってほしいと、そういう思いをある種、私たちも抱きたいと思っておりますし、そういう思いを抱けるリーダーだというふうに私も思っております。通告はしておりませんが、今私の、リーダー、そういう知事になっていただきたいという思いについて、知事、御意見がありましたら、御答弁いただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 大変ありがたい叱咤激励をいただいたものだというふうに思っております。そういうさまざまな先人、これまでの宮崎を築いてきた先人にも学びながら、自分なりのリーダー像というものを築いてまいりたい、責任ある仕事を果たしてまいりたい、そのように考えています。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に移ります。今いろいろなリーダーの話をしてまいりましたけれども、宮崎県のリーダーというのは、もちろん県のことを考えるのも当然ですけども、これからの国全体、日本全体がどういう将来ビジョンを描きながら進んでいくのかと、そういう考えもあわせて持っていただきたいところだというふうに思います。その意味で、先日、井上議員の質問にも少し出ておりましたが、東京大学の前の総長を務めていらっしゃった小宮山宏さんの掲げる「プラチナ構想」に私は非常に強い関心を持っております。説明は省きますが、日本社会が課題先進国として乗り越えてきたノウハウを生かしながら、今度は課題解決の先進国となって、21世紀の新しいモデルをつくっていかうという考え方でありますが、この構想を推進するための「プラチナ構想ネットワーク」というのができてい

ます。全国でも多くの自治体のトップが参加していて、都道府県レベルでは28人の知事が加わっておりますし、県内でも都城市長、五ヶ瀬町長が会員となっております。宮崎県もかつては研究会の会員であったことがあったかと思うんですけども、現時点では構想のネットワークには入っていませんが、その入会の可能性も含めて知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） プラチナ構想ネットワークの取り組み、また掲げておられます課題設定なり方向性というものは、私どもとしても深く共感のできるものでございます。本県の総合計画「長期ビジョン」におきましても、やはり同じような問題意識のもとに、今後の人口減少社会に対して、資源、環境問題、医療、さまざまなそういった重要課題に対する対処というものの方角性を出しておるところでございます。このネットワークにつきましては、首長本人の参加ということでございまして、これまで前任も含めて参加はしていなかったということでございますが、今後、参加の可能性があるのかどうか、その手続的にはちょっとわかりませんが、私も大変関心を持っておりますし、可能であればそういう議論というものに参画をしてみたい、そのような思いでございます。

○渡辺 創議員 有意義な取り組みかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

さて、テーマを変えますけれども、国政における政権交代からことしの夏で3年になろうとしています。その評価はさまざまだろうと思えます。民主党に所属する議員であっても、日々悩ましく思う事態が続いてきたことも一つの事実です。今回は、政権交代以降のことを、印象論としてではなくて、県内における状況の変化という意味で考えてみたいというふうに思っ

ています。

まず、高校教育について教育長にお伺いをいたします。私も子供がおりますが、今、子供を県立高校に通わせる場合、3年間で諸経費も含めておおよそ幾らの経費がかかるのか、また、そのうち、授業料の無償化によってどれだけの分の経費が軽減されているのか、御答弁いただきたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立高等学校に納入する経費につきましては、ある普通科高校の本年度の例で申し上げますと、模擬試験代や副教材費などの学校徴収金に授業料相当分を加えますと、3年間で必要となる経費の総額は約72万3,000円となります。同じく、ある専門高校の例で申し上げますと、実習で必要となる作業着代や資格試験代、部活動の派遣費などに授業料相当分を加えますと、3年間で必要となる経費の総額は約56万6,000円となります。また、平成22年度からの授業料無償化により、3年間で35万6,400円の負担が軽減されております。

○渡辺 創議員 普通科で72万中の35万、専門高校で56万中の35万の負担軽減ということですが、続けて教育長にもう1問お伺いします。全国的には、経済的な理由による高校の中途退学者が減った、一説では36%ほど減ったというふうにも言われておりますが、同じ内容について県内ではどういう状況になっているのでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 県立高等学校における中途退学者の退学理由としましては、学校生活・学業不適應や進路変更によるものがほとんどであります。経済的な理由による中途退学者数は、平成19年度から平成21年度までの3カ年の平均15.7名に対しまして、平成22年度は4名となっております。なお、23年度の調査結果に

については現在集計中でありまして、8月に発表予定であります。県教育委員会といたしましては、中途退学対策対応教員や学校カウンセラーを配置するとともに、各種の研修会を実施するなど、学校の取り組みを積極的に支援しながら、中途退学の防止に努めているところでございます。

○渡辺 創議員 数字で言えば60%減ったということになります。400名前後の中退者のうち、予想以上にといいますか、経済的な理由の中退者は少ないということで、少し母数が小さいわけですから、その辺は吟味をしたほうがいかなというふうに私も思いますけれども。平成21年のデータによれば、2万4,519人の県立高校生のうち、11.74%の2,879人が授業料の減免を受けていたということですから、そういう意味で考えれば、高校生本人であったり、保護者の方々にとっても、減免を受けるということでの精神的な負担みたいなものは減った要素があるかもしれませんし、すべての保護者にとって大幅な負担の軽減が図られたわけですから、その意味では大きな効果があったのは間違いないというふうに思っております。

続いて、福祉保健部長にお伺いをいたします。名称は、「子ども手当」から「子どものための手当」と変更になりましたけれども、かつての児童手当5,000円を基本に、0・1・2歳の乳幼児加算、そして3子目以降の加算があった時代に比べて、この3年間でお子さんを持つ家庭にどれだけの支給が県内全体であったか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内の支給額、それから受給者数についてでございます。平成21年度、これは児童手当であります。県内支給額約90億円、受給者数約8万9,000人と

なっております。平成22年度、これは子ども手当であります。支給額約226億円、受給者数約9万7,000人となっております。平成23年度の子ども手当につきましては、支給額約216億円、受給者数約9万3,000人となっております。

○渡辺 創議員 今の答弁を聞いていますと、子供のために支給された額というのは、対象が1万人ほどふえただけで、額全体としては2倍にふえているということになるわけです。この3年間の合計特殊出生率も1.61、1.68、そして23年度の速報値も1.68と、上昇傾向にある状況です。個人的には、子ども手当を現金ではなくて、制度を整える手間はあったとしてもバウチャーで支給していれば、理念はしっかりと理解をされた上で要らない批判を受ける必要もなかったかなというふうに思って、その辺は今でも残念なところですが、ある一定の効果があったというふうに考えております。

続けて、県土整備部長にお伺いします。県内高速道路網のこの3年間の整備計画の変化をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 県内の高速道路整備に係る今年度の国の予算は、対前年度比1.06倍の244億円となっております。今年度中に東九州自動車道の5区間37キロメートルが開通予定でございます。また、来年度に予定されている日向一都農間の開通によりまして、宮崎市から延岡市までつながることに加え、大分までの供用予定年度が新たに示されるなど、着実な整備が図られているところでございます。しかしながら、一方で、今年度新たに計画段階評価を進めるための調査箇所として示された東九州自動車道日南一志布志間や、九州中央自動車道の山都一蔵田間に残る未事業化区間につきましては、事業化の時期がまだ不透明という状

況でございます。

○渡辺 創議員 端的に言えば、大分県との連結が28年度以降となっていた部分が、明確に28年度というふうになったわけですが、これは党派を超えて、また官も民も超えて、県内のすべての皆さんの思いとして強く、それが国にも伝わったところかなと。さらなる前進に努めなければならない課題だと思っています。

続けて、病院局長にお伺いをいたします。平成22年度に診療報酬の改定がありましたが、その改定が県立病院の経営に与えた影響をお伺いしたいというふうに思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 平成22年度の診療報酬改定は、全体の改定率が、平成12年度以来、10年ぶりに0.19%のプラス改定となりました。その中で、救急医療や難易度の高い手術料など、急性期医療に対する評価が引き上げられたところがございます。このことから、県立病院事業では、医療スタッフの充実を図るなど、改定に対応した取り組みを強化したところがございます。その結果、平成22年度決算では、入院・外来収益が、前年度と比較しまして全体で約13億5,000万円の増収となったところがございます。そのうち、診療報酬改定に伴う増収効果としましては、おおむね9億円程度と見込んでいるところがございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。続いて、農政水産部長にお伺いします。農業者戸別所得補償制度の県内での取り組み状況と、それに伴う効果と課題をお伺いしたいというふうに思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県における農業者戸別所得補償制度の昨年度の加入者数は約2万9,000件で、販売農家数は約3万1,000件であることに照らしても、一定の浸透が図られ

ているものと考えております。交付金の総額は約83億円で、このうち、水田活用の所得補償交付金が約65億円と約8割を占めており、本制度の導入前の平成21年度における、いわゆる転作作物の生産者に対する産地確立助成金等の交付額が約32億円であったことや、本制度の導入により飼料用稲の大幅な作付増加が見られたことなどを踏まえすと、農家所得の向上や県内畜産農家における自給飼料の確保等に大きな効果があったものと考えております。

一方、本制度においては、例えば、本県が推進を図ろうとしております加工用米の助成水準が低いなどの課題もありますので、国に対し、地域の実情を十分反映した制度としていただくよう要望しているところであります。県といたしましては、今後とも、関係機関・団体との連携を図りながら、本制度を最大限に活用して、生産性の高い水田農業の確立に努めてまいります。

○渡辺 創議員 関連して、先日の押川議員の質問とも重複しますが、新しい農業の担い手確保のために、国が青年就農給付金制度を始めますが、県内の応募状況とその効果をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 担い手と農地の一体的な課題解決を図るために、今年度創設された青年就農給付金事業には、研修に専念する就農希望者を支援する「準備型」と、経営が軌道に乗るまでの新規就農者を支援する「経営開始型」があり、県が5月に行った調査では、準備型で92人、経営開始型で295人の要望があったところでした。この給付金により、就農に当たっての研修中の生活費の確保や、就農初期の技術不足から来る所得確保の不安などの課題が軽減され、無利子資金や補助事業などの他の支

援措置と組み合わせることで、意欲ある新規就農者の着実な確保・定着が進むものと期待しております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

各部長、局長からお話を伺ったところですが、ちょっと思い出していただきたいんです。ことしの4月1日、今年度のスタートの日、日曜日でしたけれども、知事には、私たち民主党宮崎県連が強く党本部に求めてきた地域対策協議会のトップになっております樽床伸二幹事長代行と、県庁で会談していただきました。約1時間、熱心にお話をいただき、県の実情を丁寧に伝えていただいたところでした。私たち民主党の県議団も、国政・与党との関係を重く受けとめて、宮崎の実情や要望を伝えるために、これまでも努力をしてきているつもりです。改めて知事にお伺いしますけれども、先ほどまでの答弁等を踏まえて、政権交代後の県内の状況変化について、知事の率直な評価をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、それぞれの部局長が答弁しましたように、さまざまな支援策が講じられてきたところでございます。私自身も先日、家内と、県立高校に通う高校3年、高校1年の子供、それから小学生の子供がおるものですから、いろんな恩恵を被ってきているなということをしみじみ話したところでございます。そういう状況の中で、いろんな施策を講じていただいているわけですが、まだまださまざまな課題というものがあるわけですが、本県には山積しておるわけですが、大震災を教訓とした南海トラフ地震等への備え、防災の強化というのがあります。国全体で見ますと、円高・デフレの問題なり、大震災からの再生復興と、さまざまな課題もございまして、今後とも、しっかり

と国と連携を図らせていただきながら、本県としての要望というものをお伝えしてまいりたい、そのように考えております。

○渡辺 創議員 もう一步、具体的に聞きたいところでもありますが、きょうはこの辺にしたいと思います。

新しいテーマに話を移したいというふうに思います。職員の人事配置についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、総務部長にお伺いをしますが、県は、国から職員の派遣を受けていると思いますけれども、その目的と、現在の派遣の状況を教えてください。

○総務部長(四本 孝君) 県政の重要課題に的確に対応し、県民本位の県政を推進していくためには、行財政運営につままして豊富な知識と経験を有する人材を、県庁の内外から幅広く求めるという考え方から、国との人事交流を行っているところでございます。本年4月1日現在で、15名の職員について国から派遣を受けているところでございます。

○渡辺 創議員 豊富な知識と経験を有する人材を得たいということのようですが、続いて、今度は逆に、国から来ている職員の筆頭である副知事にお伺いしたいと思います。国家公務員にとって、地方自治体での勤務経験というのはどういうふうに活かされていくとお考えか、私見でも構いませんので、御答弁いただきたいと思います。

○副知事(牧元幸司君) まず、私の例から申し上げますと、私も若いころは、鹿児島県喜界町の町役場に勤務をさせていただきまして、その後、兵庫県庁で勤務させていただき経験をいただいたところでございます。この中で、町役場におりましたときには、地域のコミュニティ

一、集落というものはこうやって回っていくのかとか、あるいは町役場というのはいかような感じで仕事をしているんだということを経験させていただきまし、また、県庁におきましては、同じ県とはいってもさまざまな地域があるなど。これは自然環境とか文化とかさまざまな面でございますけれども。それからまた、県庁の組織とはいかにいかにということを経験させていただいたところでございます。

これらの経験は、その後、国に帰ってから、例えば、補助事業で市町村実施主体の事業をつくるようなときに、いかにいかに事業をつくら役場はいかにいかに受けとめるのかとか、現場はいかにいかに受けとめるのかということを経験するわけでござい、また、法律をつくるときに、県が作成主体となる計画・制度をつくるようなときには、県はいかにいかに受けとめるのかというようにいかにいかにすることを学ばせていただいたところでござい。

一般的に申し上げても、いかにいかに地方での職務経験につきましても、国家公務員にとりて、より幅広い視野からの、また住民の目線に立った細やかな施策の立案につながるというふうにいかにいかにござい、地方での経験というものは大変貴重なものだというふうにいかにいかにござい。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。国にとっては、人材育成という面でも大きな意味があるでしょうし、自治体にとっては、即戦力の確保という面でも大きな役割があるんだろうというふうにいかにいかに。

具体的な質問に入りますが、総務部に財政課長というポストがあります。その役割、何を役割として果たしていくポジションな

のか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 財政課長は、県内外の経済・財政情勢や、国における予算編成の動きなどを踏まえながら、予算査定を通じた政策実現や財政改革の推進、事務事業の見直しのほか、執行部における県議会担当としての業務も所管してござい、本県行財政運営のかじ取り役として重要な役割が求められているものと考えてござい。

○渡辺 創議員 重要な役割を果たされていると思ひますが、その財政課長のポストが、この春の異動で、県のプロパーの職員から総務省からの派遣の職員の方にかわりまし。そのねらいについて、知事にお伺いしたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 国との人事交流の基本的な考え方は、先ほどからも議論があったところでございますが、本人の知識、経験という面もござい、やはり国のそれぞれの役所とのパイプ役というのもござい。また将来、この宮崎での経験というものをしっかりと生かしていただく、さらには、宮崎の応援団としての人的なネットワークの形成という観点もあるわけでござい。今、個々具体的な財政課長のところの御指摘があったわけでござい、国との人事交流の今のような考え方に基つき、知識、経験ということ、それから、地方財政全般についてのさまざまな経験というものを生かす、そのような発想で任命をしたところでござい。

○渡辺 創議員 国とのパイプの強化、宮崎の応援団をつくるための人的ネットワークの形成というようにいかにいかにあったところですが、今の状況の中で、総務省から来られている方の人材の起用が有効だというふうにいかに、知事は御判断な

さったということだと思えるんですけども、財政課長というポストは、県のプロパー職員よりも、一般論でいって、総務省の出身者の方がほうが向くというふうに知事はお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) そのように一般論として、どちらが向いている、向いていないということではないというふうに考えております。その時々で求められる人材の適材適所ということ、それから、将来にわたっての国との関係なりパイプなり、また人的ネットワークを築いていく、そのような視点というのも大変重要であるかというふうに考えております。

○渡辺 創議員 人事は、適材適所で、また、時によって、状況によって求められるものが変わってくると、また優先されるものもあるというのは、そのとおりだというふうに思います。だからこそ、固定化ではなくて、まさにフレキシブルな対応があるべきだろうというふうに思えるんですけども、知事の答弁は、十分に理解できる場所もありますし、もっともな内容に聞こえました。ただ、その反面で、きょうは今、答弁の中にありませんでしたけれども、事務方の方とお話をしている中では、今回の登用に関しては、第三期財政改革推進計画——昨年度から26年度までが推進期間となっておりますが——の推進のためには、そういう人材が必要だというお話があったんですけども。実際、財政改革の取り組みというのは、その年度が終わればというものではなくて、これから決して短くない間続く取り組みでしょうし、また、現実的に——もちろん知事が知事になられる前の話ですけども——この20年間を振り返れば、実際、県のプロパーの職員の方がこのポストについたというのは2人しかないというのも、歴

然とした事実かというふうに思います。民間でも役所でも、人事というのはまさにトップの腕の見せどころと。その人事にかかわった方だけではなくて、多くのその組織体にかかわる人間にとって、それだけがモチベーションではないでしょうが、やはり頑張ろうと思ったり、自分たちが頑張ることによっていろんな効果を生めると思うことでもあると思います。だからこそ、慣例化に陥るのではなくて、必要な人材を登用していくという姿勢を、これからも知事の県政下で示し続けていただきたいというふうに思います。

続けて、テーマを職員の地域貢献という話題に移したいと思います。東日本大震災がありました。そういう意味で、地域の中でのネットワークであったり枠組みを構築していくことの必要性というのが強く言われるようになっておりますし、また、基礎自治体が大規模化していく中で、その自治体の中での地域の声をどうまとめて意思形成をしていくかというのも、重要なテーマになってきています。私も宮崎市で暮らす住民の一人ですが、自分の身の回りの状況を見ると、県庁の職員の方が自治会長だったり、自治会の役員を務めていらっしやったり、または、地域の小学校、中学校等のPTA会長をされていたりという例をよく見ます。先ほどもお話ししましたように、地域が果たす役割というのは今どんどん大きくなってきていると思います。その意味では、地域の役割が重くなってきて、地域に貢献をするというのは非常に重要なことだと。これまでよりもその重要性が増してきているという観点で、ぜひ宮崎県で、各市町村を引っ張ったり、民間会社を引っ張るためにも、地域貢献特別休暇というようなものをつくってはいかがかだと思います。一定の役職を

やっぴらっしゃる方々が、きちんと事前に登録をして、日にちは1日や2日でもいいと思うんです。地域のことに取り組んでいるということ、県としても、雇用者というか雇っている側としても、きちんと評価をするんだという姿勢を示すためにも、そういう休暇の創設があるべきではないかというふうに考えますけれども、総務部長のお考えをお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 職員が地域活動に積極的に参加をするということは、地域のきずなを深めるだけではなく、ワークライフバランス推進の観点からも大変有意義なことであると考えております。このため、みやぎき行財政改革プランにおいては、県民等の社会貢献活動の促進とあわせて、職員の地域活動への参加促進を取り組み項目の一つとして掲げているところでもあります。このような職員の地域活動への参加を促進するため、御質問にありましたような休暇制度を設けることは、有用な方策の一つとは考えられますけれども、休暇制度は、基本的に国や民間との均衡を失ないように定めることとされておりまして、職員の自発的な活動を対象とする有給休暇については、さまざまな議論もありますことから、慎重に判断をしてみたいと考えております。地域活動の担い手を広げるという御提案の趣旨は大変重要でございますので、今後とも、職員に対しましては、積極的に地域活動に参加するよう働きかけてみたいと考えております。

○渡辺 創議員 ちょっと残念な答弁ですが、私が本質的に言いたかったのは、地域活動への参加促進という意味ではなくて、地域で果たす役割が——もちろん人間が生きていく上では、仕事もあり、家庭もあり、地域もありといういろんな要素があるわけですが、その中で地域と

いうのが占める役割が大きくなってきていると。そのことを、いわば県も県としてみずからの職員の皆さんたちに示す中で、その価値をしっかりと認識しているということ、人事制度を使ってアピールすることが、市町村や民間企業を引っ張っていく要素になるのではないかと、いうところでの考えでしたので、今、なかなか難しいという御答弁のようですが、行政が実践の中でそういう評価をきちんとしていくということをとらまえて、また御検討いただきたいというふうに思います。

テーマが変わります。松林の保全・観光価値の再評価について質問をさせていただきます。

私の暮らす宮崎市の沿岸部には広い松林が広がっております。実は私も先日、梅雨の前でしたけれども、自転車でその松林の中を走ってまいりましたが、本当にいい気持ちで、すがすがしい気持ちになるところでした。県都宮崎市の中心部からわずか車で10分ほどでたどり着く、全国的にも貴重な松林だというふうに思います。その管理は、国や県などさまざまな関係者があるわけですが、その管理面積の現状と県有林の管理の状況について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） シーガイアを中心とした一ツ葉海岸松林の総面積は約510ヘクタールで、その内訳は、国有林が約75ヘクタール、県有林が約120ヘクタール、宮崎市有林が約15ヘクタール、そのほか、社有林などが約300ヘクタールとなっております。県有林におきましては、従来から、巡視、管理歩道の草刈り、松林の下刈りなどを実施しており、平成24年度の予算は約840万円を予定しております。また、平成20年度から4年間、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等を活用して、松林の樹勢回復を

図るための松葉かきを総額約2億2,000万円をかけて実施し、集中的な県有松林の維持増進を図ったところであります。

○渡辺 創議員 平成20年度以降の4年間は、緊急雇用創出事業で2億2,000万円使って整備ができたものが、今年度からは、いわば通常の予算規模に戻ってというか、年間840万円しかないという状況になっていくわけで、なかなか厳しい状況だというふうに思います。そういう意味では、一ツ葉の松林の中には、先日といたしますか、ことしになって経営権の譲渡があったフェニックスリゾートなどがあって、まさに宮崎県の県央部の観光資源の大きな柱だというふうに思います。また、市民の森なども含めて市内中心部から至近の距離で、松林内での散策やサイクリングなど、いわば森林セラピーと言っているかどうかわかりませんが、そういう要素も含んだ場所だというふうに思っています。この機会に、改めて観光資源としての松林の再評価が必要だというふうに思いますけれども、一ツ葉周辺地域の魅力、そして今後の可能性について、観光行政という面でどのように考えていらっしゃるか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 一ツ葉地域周辺の松林につきましては、例えばシーガイア周辺に限りますと、ゴルフ場、ホテルなどのリゾート施設や、雄大な日向灘とのコントラストが、本県を代表する美しい景観を生み出していると考えております。また、松林には遊歩道が整備されており、豊かな自然環境の中、先ほどお話がございましたように、ウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができ、県民や観光客のいやしの場ともなっております。また、周辺には、江田神社やみそぎ池などの古事

記ゆかりのスポットや、フローランテみやぎき、動物園などの観光施設があり、一ツ葉地域は、県央エリアの観光の重要な地域でありますことから、県としましては、宮崎市と連携を図りながら、一層の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今の答弁は、現状の認識にとどまった感がどうしてもぬぐい去れない気がします。できれば、県の姿勢として、新しい価値であるとか今後の可能性について、もう少し積極的な評価があってもいいのではないかという気がします。それは意見にとどめます。

先ほどまでの答弁にもありましたように、この地域の松林は管理者が複数あります。トータルでの環境維持のためには、関係者が広く協力をする必要がありますけれども、その意味では、具体的に申せば、この数年間、県が非常に厚目の予算を投じて維持管理ができたこともあって、逆に国有林の部分の状況が非常に厳しい状況に、見た目も含めて厳しい状況にあるというのを感じています。その整備について、県や市が関係者と十分な意思疎通を行って、林野庁、国に対しても働きかける必要があると私は思いますけれども、環境森林部長、いかがお考えでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 一ツ葉海岸松林は、その多くが保安林に指定されており、潮害防備等の機能を発揮させるため、それぞれの管理者が責任を持って適正な保全を図っているものと考えております。また、この松林が観光資源としての機能も有しているため、先日、国有松林の整備について宮崎森林管理署と情報交換を行ったところであります。管理署としては、厳しい財政状況ではありますが、工夫しながら松林の維持管理に取り組んでいくとお聞き

したところであります。

○渡辺 創議員 国も何らかの対応がいただけるという答弁だというふうに受けとめました。実は、私は先日、佐賀県の虹の松原に行ってきました。御承知のとおり、虹の松原はその大半が国有林ですけれども、松林の中を散策できるように、十分な形での整備が行われているという印象を持ちました。宮崎の一寸葉も、決してそれに負けない価値のある松林だというふうに、私は思います。今までの議論も踏まえて、林野庁での勤務経験もある副知事に、所感を伺いたいと思います。

○副知事(牧元幸司君) 御指摘がございました一寸葉海岸の松林は、本当に美しい松林でございまして、シーガイアと相まって、本県の重要な観光資源であるというふうに考えているところでございます。ただ、一方、この松林につきましては、言うまでもなく、津波や高潮から住民を守っている保安林であるということとございまして、この公益的機能を発揮できるような森林として維持するというのを求められているわけとございまして、観光資源としての活用と、森林としての機能をどうやって守っていくのかという、これを両立させなければいけないわけとございまして、そのためにどのような整備を行うのかということにつきましては、松林の管理者だけではなくて、地域住民の皆さんも含めた関係者の皆さんが、いろいろと知恵を出し合いながら、適切な維持管理を図っていくことが望ましいと考えているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。答弁にも、管理者だけでなく地域を含む県民全体で知恵を出し合いながらというお話がありましたけれども、まさにそこがポイントだと思う

んです。国にしても県にしても、予算が限られていることは十分にわかっているわけですから、ぜひ一寸葉の松林にさまざまな思いを持つ皆さんにかかわっていただき、そして、それを行政も支援しながら、松林の環境の維持であったり、また魅力の磨き上げに取り組めるように、ぜひ県のほうとしてもお力添えいただきたいというふうに思います。

次に、テーマは変わりますが、県の広報戦略について質問をいたします。

現在、知事は定例の記者会見をされています。その内容は、テレビや新聞等を通して、私達も時折目にするところですが、どのような方法で、またどのような頻度で実施しているのか。また、最近のテーマについても具体的に教えてください。

もう一つ、就任以降、発表事案のない、いわゆるノーテーマでの定例記者会見を何度行っているのか、総合政策部長に御答弁いただきたいと思っております。

○総合政策部長(稲用博美君) 知事の定例記者会見は、県政運営の方針や施策、事業の発表のほか、県民への協力要請など、その時々重要な事項を知事が直接、発表・報告するものでありまして、県政記者クラブの主催によりまして、原則として月2回開催されております。ことしの会見では、古事記編さん1300年記念事業や口蹄疫からの再生・復興の取り組み、総合防災訓練の実施内容の発表のほかに、県民への夏場の節電の協力要請や通学路の安全確保のメッセージ発信などを行っております。知事就任以来、25回の記者会見が行われておりますが、このうち発表等の事項がなかった会見は4回となっております。

○渡辺 創議員 もう一つ数字を教えてください

い。1年間の中で、県政クラブに対する各部局でのリリースまたは報道発表がかなりの数あると思いますが、その件数と、記者会見もしくはレクチャーとして対応した件数がそのうちのどのくらいあったか、御答弁いただきたいと思いません。部長にお願いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 平成23年度中に報道機関に対しまして資料提供した件数は、2,464件でありまして、そのうち記者会見を行ったものは76件となっております。

○渡辺 創議員 関連して、この春に県は広報戦略室を新たに設置しましたが、そのねらいを部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） インターネットの普及や情報受発信手段の多様化などによりまして、広報を取り巻く環境は大きく変化しております。この中で、県民の県政に対する理解や関心を高め、県政への参加を促進するためには、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な広報が、これまで以上に重要になると考えております。このために、4月から広報戦略室を新設しまして、新聞やテレビなどの従来の広報媒体に加え、ソーシャルメディア等の新たな媒体による積極的な情報発信に取り組むとともに、これらの各種媒体の連携の推進や職員の情報受発信力の強化を図るなど、機動的で効率的な広報体制の構築を目指すこととしたものであります。

○渡辺 創議員 今お話にありましたように、ソーシャルメディアなど新しい媒体向けの対応というのは確かに重要だというふうに思います。けれども、一方で、既存メディアといえますか、記者クラブに対するアプローチの仕方として、もう少し十分なねらいを持って取り組むべきではないかというふうに私は思います。例

えば定例会見は、就任以降、ノーテーマでやった会見は全体の6分の1です。伺っているところでは、知事の会見は約1時間だと聞いています。行政の危機管理という面で考えても、発表事案もなくて、何でも聞いてください、どんなテーマでもどうぞという形で月に2回、1時間出ていくというのは、なかなか知事としては重いものだろうと思います。そういう状況の中で、私がかつて新聞記者時代に担当した横浜市は、毎週、市長会見を行っていました。当時、中田宏さんが市長をしていた時代ですが、職員の皆さんに対して、市長が必ず毎週1本でも2本でも発表できるような事業展開をしてきなさいと。事業をつくっていく中に、その事業をきちんと——横浜の場合は市民の皆さんですが——市民の皆さんに伝えていく。そういういわゆる広報マインドを持って、自分たちのやっている事業をきちんと市民に訴えていくという、いわば事業を進めていく上での観点をしっかりと位置づけて、市長が必ず毎週発表できるような事案を——たくさんの部局があるわけですから、毎週同じ部局がやるわけじゃありませんので、例えば年間1本と考えれば、本来、それほど重い負担ではないはずですが。そういう広報マインドをしっかりと職員の皆さんの中にも植えていく必要があるという取り組みだったというふうに思っておりますが、そういうことに取り組んでいらっしゃいました。

また今回、宮崎県を見ても、知事会見以外に、年間76回の会見・レクチャーがあっているわけです。その中身を精査してもう少し磨き上げれば、知事の発表として出せるものも必ずあったはずだと思います。そういう意味で、既存のメディアへの対応、もちろん報道によれば訴える力も大きいわけですから、そこをもう一

回きちんと戦略を磨き直して、定例会見の価値をもう一度再確認していく必要があるというふうに思いますが、知事の考える戦略的な広報というところについてのお考えをお伺いしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） これまでの経験を踏まえた御提言をいろいろいただきまして、ありがとうございます。

まず、定例会見の位置づけということですが、ノーテーマのものが6分の1あったのではないかとごさいます。テーマがその時々であった場合は、冒頭に報告事項ということで、テーマといいますか、設定をさせていただいて報告しておるところですが、私の思いとしては、実は、その時々でさまざまな課題というものに県政は直面しております。それに対して、報道機関の皆さんから、県政を預かる知事の方考え方をさまざまな角度から質問いただく、そういう場面、まさにフリーでさまざまな課題について御質問いただく場面であって、その機会を利用しながら、こちらから発表事項がある場合は、というような位置づけなり整理でございました。したがって、必ずテーマなり報告事項を設定しなければならないというふうに考えておったわけではございません。

ただ、今、議員からも御指摘がありましたように、定例会見の場で、より戦略的・効果的な話題、トピックを選んで発信することによって、もっともっと効果的な発信ができるのではないかとするのは、そのとおりであるというふうに考えております。各部局がやっておったもの、それはやはりスピードを求められるということで定例会見の場にそぐわないものもあると思えますが、いずれにせよ、そういったものもしっかりと整理をしながら、効果的な発信を

考えてまいりたいというふうに考えております。それからまた、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアも活用しながら、既存のメディアの発信力というもの、もちろんそれを中心に据えて、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 宮崎県庁の中で定例会見をやられているのは、知事お一人なわけですから、宮崎県の唯一のスポークスマンが知事なわけですから、定例会見の場というのは大事に扱っていただきたいというふうに思えます。

定例会見に関して1つ提案なんですけど、今、インターネット等で見ておると、知事は記者会見で、テーブルの後ろにイスを置かれて——後ろにパネルの工夫とかはされていますが——座って会見をやられているというふうに思うんですが、ぜひ立っていただきたいというふうに思えます。私も記者時代にかんりの会見を見てきましたが、地方自治体でも、国の役所で大臣とか政務官でも、また政党でも、座って会見をやっているというのはほとんどありません。座っていないと答えられないというような状況ならいざ知らずですが、座ったまま会見しているというのは、普通、不祥事の緊急会見ぐらいです。そういう意味では、若くてスポーツマンでエネルギッシュな知事なわけですから、定例会見を発信の場と考えていただければ、前に演壇を置いて、立ってきちんとアピールしていくというような形をとられるほうが格好もいいんじゃないかとごさいますけれども、通告していませんが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） そこは問題意識を全く持っておりませんでした。確かに立って行われる会見というのも多いというふうに、今お話を伺いながら思ったところでごさいます。私は余

り腰がよろしくないものですから、立つと負担になるかなと思いつつも、いかなる形がより伝わるのか、そういうところも含めて——座っているから決して失礼ということではなしに、座ってじっくり話をするという思いもあるわけですが——どういう形が望ましいのか、これからも問題意識を持っていきたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 座っているのが決して失礼という意味で申しているわけじゃありません。

大きなテーマとしては最後のテーマにしたいと思いますが、通学路の安全確保についてお伺いしたいと思います。今回の議会でたびたび質問も出ておりますので、重複するところもありますが、御勘弁をいただきたいというふうに思います。

全国でああいう事故が相次いで起きたわけですが、その後、宮崎県としてどのような対応をされたのか、教育長と警察本部長にお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） このたびの児童生徒の痛ましい交通事故を受けて、市町村教育委員会や各公立学校に対しまして、地域や学校の実情及び過去の事故発生状況等を参考に、通学路の再点検や通学方法の検討を行うよう通知するとともに、通学路の危険箇所等に関する調査を行い、今月末までに報告するよう依頼しております。また、小中学校、県立学校の校長会におきまして、登下校中の児童生徒の事故防止の徹底を図るとともに、通学路の安全を確保するために、各学校が家庭や地域、関連機関と十分連携して、適切に対応するように指導したところでございます。

○警察本部長（加藤達也君） 警察といたしましては、京都府亀岡市等で発生した重大事故を

受けまして、通学路における登下校中の交通事故防止を図るため、直ちに県内警察署等に対し、学校等関係者と連携した児童生徒の保護・誘導活動等の強化と、学校周辺の交通規制の実態について、現状に合致しているかどうか調査を指示するとともに、さらに、警察庁の通達を受け、緊急合同点検を実施中であります。

○渡辺 創議員 引き続き教育長に伺いますが、県内の通学路で危険だという認識のある箇所、もちろん、子供が通っていて車が通ればすべて危険とも言えるわけですが、教育委員会として、通学路の危険箇所がどの程度あるというふうな認識でしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 先ほど申し上げましたように、危険箇所に関する調査に現在取り組んでいるところでありまして、その調査結果を待っているところであります。その結果を受けましたら、すぐに具体的な危険箇所を把握して、関係機関と対策をとっていききたいと思います。

○渡辺 創議員 警察本部長に伺います。過去3年間の、登下校中の生徒さん、児童さんの事故の件数と、また重大な事案の発生がございましたら、御紹介いただきたいと思います。

○警察本部長（加藤達也君） 県内の児童生徒にかかわる登下校中の交通事故は、平成21年が435件、平成22年が376件、平成23年が382件の合計1,193件で、死者はありませんでした。過去においては、平成16年の2月25日早朝、西都市内の市道において、居眠り運転の普通車が集団登校の小学生の列に突っ込み、5人が軽傷を負った事故が発生しております。

○渡辺 創議員 続いて県土整備部に伺います。県管理道路の通学路がどういう現状になっているのかということと、どういう安全確保策

に取り組まれているか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県が管理する道路におきましては、通学路として約720キロメートルが指定されております。そのうち歩道が整備されているのは現時点で約70%で、約219キロメートルが未整備区間として残されております。県では、交通量などを勘案し、優先度の高い箇所から順次整備を進めますとともに、歩行パトロールを実施するなど、日ごろから利用者の安全確保にも努めているところであります。また、今回の一連の事故を受けまして、警察や学校関係者などと合同点検も行うこととしております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。最後に、横田議員の質問でも既に出ておりますけれども、宮崎市田野町の県道宮崎田野線鷺瀬一法光坊区間の歩道整備が地域の方々から求められております。実は私も、地域の方々と一緒に見学会といいますか、実際に通行時間に小学生が通っていくところを見るということにも参加をしました。このぐらい（50～60センチ）の道幅の歩道——路肩と言ったほうがいいんでしょうか——の区間を、隣の家を庭木もせり出して、本当に車道とすぐというところをお子さんたちが歩いていっているのが実態でした。横田議員のところでも答弁がありましたけれども、ぜひこの整備を急いでいただきたいという思いを持っておりますので、改めてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 宮崎田野線鷺瀬・法光坊地区につきましては、御指摘のとおり交通量が多く、歩道整備の必要性は高いと認識しております。県土整備部といたしましては、できるだけ早期に整備に着手できるよう、

今後検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。通告しておりました記紀編さん1300年の事業に関する質問は、今回の議会で同様の質問がかなり出ておりますし、また改めて次の機会に行いたいというふうに思っております。

最後に、冒頭の部分でも申しましたけれども、私のほうが若いですが、若い知事でいらっしゃるわけですので、宮崎県政にかかわる私たち若い議員にとって、大きく引っ張っていただける、そして敬意を持って知事と一緒に——よく車の両輪という話がありますけれども、そういう意識で私どもも進んでいけるような知事でこれからもあり続けていただきたいとエールを送りまして、一般質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で渡辺議員の質問は終了しました。

次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） いつも私の質問のときには傍聴席が過疎地帯になるんですけども、きょうは多くの傍聴者が来ております。はるばる私の地元の諸塚からも来ております。

新聞に、だれがどういう質問をするかということが出ますけれども、私は今回、木材価格の暴落の要因と対策ということを出しました。そうしたら、ある人から電話が参りました。木材価格は暴落していないよ、大暴落だと言われました。今回もまた森林・林業の問題に関して質問を続けてまいります。

ここ数カ月急落を続けております木材価格でございます。私が宮崎市に来る途中の日向市の東郷町には県森連の木材市場があります。そこ

の6月5日の市でとうとう総平均が7,000円を切りました。再生産可能価格の半値というかつて経験したことのない事態に、これがどこまで続くのか、林業に従事する人もそうでない人も、山村は大変な不安の中にあります。かつて木材価格が高く景気がよかったときには、県議会において、「椎葉村の奥の不土野というところに広大な県有林がある。それを処分して医科大学をつくったら」と主張した議員がいましたし、「宮崎県林業史」という資料によりますと、昭和34年から36年にかけて、県庁1号館の建設に約1億4,000万円を県営林会計から繰り出したことが書かれてあります。今やその面影は山にはありません。

民間シンクタンク東京財団は、ことし1月、「失われる国土～グローバル時代にふさわしい「土地・水・森」の制度改革を～」と題した政策提言の中で、消滅集落が国際商品として出回り、投資交渉が進んでいること、山林所有者の4人に1人は不在地主で、インターネットオークションによる競売が広がっていることを指摘し、警鐘を鳴らしています。この木材価格の状況を見ますと、本県でもこのような事例が出るのではないかと懸念されます。

ことしの1月の終わりから2月の初めに、オーストラリアの農業事情の視察に行きました。オーストラリアは、ここ数年来干ばつに見舞われており、稲作、酪農、肉用牛など、行く先々の農場で水不足に対する不安の声を聞きました。できるものならオーストラリアの土地と日本の水と交換したいという人もおり、その深刻さがうかがえました。干ばつに悩むオーストラリアの農業地帯で、人口が減少し荒廃していく日本の山村・森林のことを思いました。「水と安全はただ」と言われる日本、今やそれが過去

のものになろうとしています。水は当たり前のようにあるものではないことを考えておくべきではないでしょうか。

拡大造林で一斉に植林が行われ、収穫の時期を迎えています。先人が苦勞して守り育ててきた森林を資源としてどう生かしていくのか、50年、100年先を見据えた、動物とも共生でき、循環可能な森林づくりをどう進めていくのかが、今、我々に問われているのではないかと思います。宮崎県はこれからも日本の林業をリードしていかなければならないと思いますが、森林・林業に対する知事の基本姿勢についてお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

本県は、県土の76%を森林が占め、杉素材生産量が21年連続して日本一となるなど、我が国を代表する林業県としての地位を築いております。また、森林は、林産物の供給はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有しておりますことから、県民共有の財産として将来にわたって守り育て、そして活用していくことが大切であるというふうと考えております。しかしながら、森林を支える山村地域が、高齢化に加え、担い手が減少するとともに、ただいま御指摘がございましたように、木材価格、長引く円高等の影響により、過去最低を記録した価格に近づいております。私といたしましても大変危機感を持っているところであります。

このような状況を踏まえ、本県の豊かな森林を地域の資源として最大限に生かし、森林所有者の所得確保や山村地域の活性化のために、私

が本部長を務める「チームみやぎきスギ」により県産材の県内外や海外への販路拡大を初め、林業担い手の育成などの取り組みを加速化させていくとともに、今回の価格の低迷に対する対策というものを講じていかななくてはならない、そのように考えているところでございます。今後とも、本県の林業・木材産業が力強い産業として再生していくとともに、先人が守り育ててきた森林を次世代に引き継ぐ取り組みをさらに進めることによりまして、森林・林業が本県にとってまさに宝の山となりますよう、その振興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 知事は、森林・林業が宝の山になるよう、振興に全力で取り組むと言われましたけれども、最近読んだ本の中に、秋田藩家老の渋江政光という人の言葉が紹介されていました。「国の宝は山なり、然れども伐り尽くすときは用に立たず、尽きざる以前に備えを立つべし、山の衰えはすなわち国の衰えなり」。どうか宮崎県の衰えにならぬように取り組んでいただきたいと思っております。

市場価格が7,000円を切ったと言いましたが、大ざっぱに1立方メートル7,000円で計算をしてみますと、伐採して搬出する作業費が4,000円、それから、例えば、私のおります諸塚村から東郷の原木市場に運ぶとしますと、運賃が2,300円、市場の手数料が1,200円、森林組合の手数料が350円、それを合計いたしますと7,850円となります。つまり、もうその時点で森林所有者は850円の赤字となるわけです。このような状況になりますので、地元の森林組合では、木材を出すのをしばらく様子を見ようとしておりますし、素材生産業者の中には失業保険を検討しているという話もあります。建設業から林業にシ

フトした人もおりますので、また仕事を失うのではないかと心配されます。価格急落の要因についてどう思われているのか。また、厳しいのは林業だけではありません。しかし、この事態にどのような対策が考えられるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 木材価格、このところの急激な低下ということでございます。木材関係団体等を対象に聞き取り調査などを行ったところでございます。こうしたところによりますと、従来であれば素材の出荷量が減る時期であるにもかかわらず、木材市場への出荷量が減少しない、需給バランスが崩れているというところがまずございます。そして、住宅着工が依然として低水準にあるということ、また、円高による木材価格への影響を不安視する声というのが多く寄せられたところでございます。

木材価格の低下がこのまま続きますと、林家経営や木材産業の振興に大きな影響があることから、県におきましては、庁内に特命チームを設置いたしまして、関係団体と連携を図りながら、木材価格の回復に向けて、今後の対策というものを検討してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 特命チームをつくって対策を検討するというところでありますけれども、この状況は今後どうなるのか、見通しはなかなか難しいと思っておりますけれども、特命チームをつくっただけということにならぬよう、しっかり対策を講じていただきたいというふうに思います。今の答弁によりますと、価格急落の要因は、木材出荷量が多いこと、需要が弱いこと、円高といったことが複合してこうなっているということでしょうか。

次に、森林経営計画についてでありますけれ

ども、前回は質問したのですが、さきに高橋議員の質問にもありましたけれども、森林の所有形態もそれぞれ違いますし、また、なかなか理解されていない。地域によって取り組みの状況も差があるようですし、今後心配されることもいろいろあります。今の木材価格の中で特に安いのがB材、C材です。森林経営計画では搬出間伐が促進されることから、これまで手の入らなかった山林から質の悪い木材が市場に出てくる可能性も考えられ、さらに価格を下げることにできないのか、また、現在の価格では計画作成そのものに興味を示さなくなるのではと心配されますが、森林経営計画の作成状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 森林経営計画は、森林所有者やその委託を受けた森林組合等が計画を作成し、市町村長等が認定するものですが、現時点で認定を受けたものはありません。県内の森林組合に確認したところ、今年度中に終期を迎える森林施業計画の認定面積と同程度の約16万ヘクタールの森林について、年度内に経営計画を作成する予定であり、現在、森林所有者への説明や合意形成に向けた取り組みを積極的に行っていると聞いております。

○黒木正一議員 国内のいろいろな林業地帯に行きますと、それぞれ地域によって山づくりへの思いや志が違うなと思います。所有形態も違いますし、木の育て方も違う。民有林か公有林かでも違う。森林経営計画、県内においても取り組む思いが違うように思えてなりません。森林・林業再生プランは、条件に恵まれたといいますか、合った地域、平地山林とか加工業が進んでいるところにおいては、効率化が進んで大きな効果を生む。一方、急峻で複雑な地形で、流通・加工業も未発達な地域では、逆に放棄林

がふえることにならないかと心配でもあります。それぞれの地域に応じた計画、プランが必要なのではないかと思います。

それでは次に、木材の流通のことについてお伺いします。本県の素材生産量のうち、公有林の生産量はどれほどか、お伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 国の木材需給報告書には所有形態別の素材生産量はありませんが、統計資料や市町村への聞き取り調査結果によりますと、平成20年度の県内の国有林、公有林の素材生産量は、推計ですが、全体の約21%、約32万立方メートルであります。

○黒木正一議員 何かちょっと奥歯に物が挟まったような答弁だと思います。よくわからない。大体これぐらいと思うけれども、正確かどうかはわからないというような答弁ではなかったかと思うんです。本県の国有林の面積は全体の3割ですが、人工林の蓄積量はそれ以上という数字がありますから、かなりの生産量であると思います。国有林は、製材工場や合板工場などと協定を締結し、それに基づいて安定的・計画的に供給する、いわゆるシステム販売をしているということですが、木材価格下落要因の一つが供給量が多過ぎるということであれば、国有林、県有林で供給の調整ができないのか、ぜひ特命チームで可能性を検討してもらいたいと思います。本県においては原木市場を通さない流通がふえているようですが、木材は価格が下がるほど生産量がふえる、市場メカニズムのない産業と言われます。森林・林業再生プランという大きな政策の変わり目であり、需要と供給を考えた流通システムづくりが必要と考えます。そうしなければ、山に金を返せる仕組みはいつまでたってもできないと思います。

先日、西諸地区森林組合と同地区内の民間林

業会社とで、木材の安定的な供給体制の構築に向けた協議会を設立したと聞きました。民有林からの供給量を大きなロットにまとめることが必要ですし、それが国産材の需要拡大にもつながると思います。木材価格の安定のためには、山側と需要者側による協定取引が有益と思われますが、環境森林部長の見解をお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 協定取引は、素材生産業者と製材工場が、あらかじめ取引価格や納入数量、供給期間などを取り決めるもので、原木の安定的な供給や確保、市場価格に左右されない価格での取引、市場手数料が不要となることによるコスト削減などのメリットがあると考えております。一方、協定取引は、素材生産業者側には山林の購入や原木を安定的に生産するための資金が、また、製材工場側には安定的に原木を引き取るための資金がそれぞれ必要となりますので、資金確保の面での課題があるのではないかと考えております。

○黒木正一議員 資金確保の面で課題があるということを強調されましたけれども、協定取引は安定供給策の一つであり、それがすべてだと思って質問したわけではありません。宮崎県は、高性能林業機械導入台数が北海道に次いで第2位であり、長期計画においても大きく伸ばすことになっています。機械化はコスト削減にはつながるでしょうけれども、市場関係者の話では、「きょうから山に入る」という連絡があったその日から大量の木材が集まるそうです。それが価格を不安定にしているという人もおります。大型機械導入を進めるに当たっては、出口対策とともに需給調整システムづくりが必要だと思います。

木材価格が安くなりますと、国有林が民有林を圧迫しているのではないかという声が聞こえ

てきます。確かにそういうことはあるのかもしれませんが、相手は、問題は、外材です。これからは、国産材の需要拡大について質問いたします。日本における木材需要の約4割、国産材需要の約55%が建築用材であり、新設住宅着工戸数の約半分を占める木造住宅の動向が木材需要全体に大きな影響を与えているそうです。住宅メーカーが国産材にシフトすれば需要拡大に大きくつながることになりますが、円高の中で国産材の利用状況はどうなっているのか、また、県はどのような取り組みをしているのか、お伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 大手住宅メーカー等で組織する日本木造住宅産業協会の実態調査によりますと、平成21年度の木造軸組工法住宅での国産材使用率は約3割であります。部材別の使用率は、柱が7割、土台が4割、はり・けた材では1割となっております。このような中、国内最大手の住宅メーカーによりますと、柱や土台のほか、壁の下地材や合板等を外材から国産材へ切りかえ、主要構造材の国産材率を約70%まで高めており、[※]期間限定で国産材100%の住宅も提供しているとのことあります。県としましても、円高の逆風の中ではありますが、このような取り組みを広げていくため、昨年度、官民一体となって立ち上げた知事をトップとする「チームみやぎすぎ」を中心に、県産材の営業活動等を行い、需要拡大に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今後、人口、世帯数が減少することから、住宅着工戸数が大きく減少することが予想されております。木材の需要拡大は、個人の住宅分野だけではなく、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用、輸出など、あの手この手での取り組みが必要となり

ます。

そこで、公共建築物への木造化についてお伺いします。「公共建築物等木材利用促進法」が施行され、需要拡大への環境づくりはできたものの、継続することになった森林整備加速化・林業再生事業にあった木造公共施設整備がメニューから外れました。この事業では、公共施設の木造化が大きく前進しましたが、新規事業でこれまでのような取り組みができるのか、お伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県では、法律に基づきまして、平成22年11月に、「県産材利用推進に関する基本方針」を改正し、民間が整備する病院や老人ホーム等を含めた公共建築物の木造率を、平成20年度の約15%から、平成32年度には倍増の30%とする数値目標を掲げ、取り組みを進めているところであります。この方針に基づきまして、国の森林整備加速化・林業再生事業や森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し、諸塚村立診療所や西米良村の村所駅の整備など、木造公共施設の整備に取り組んできたところであります。さらに本年度から、木材利用の波及効果の高い木造公共施設等の整備を進める「木のある生活づくり推進事業」によりまして、老人ホームの整備など、引き続き公共建築物における木材利用を推進しているところでございます。

1点修正をお願いしたいと思います。先ほど木造住宅メーカーによる国産材の利用状況について御説明しましたが、その中で、国内最大手の住宅メーカーが100%の住宅を提供しているというところで、「期間限定」と申し上げたようでございます。「地域限定」の間違いでございました。申しわけございません。

○黒木正一議員 新たな事業で取り組んでおる

ということでありまして、心配されるのは、これまでどおりの予算が確保できるのかということでありまして、大丈夫と考えていいわけですね。公共建築物は、需要拡大だけではなくて、木のよさを広く知ってもらいたいということになりますので、それを心配しての質問でありましたが、ぜひ十分な予算を確保していただいて、公共建築物の木造利用を進めていただくようお願いしたいと思います。

「公共建築物等木材利用促進法」ができましたけれども、これは国産材だけではなく外材も利用対象になるのか、お伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林野庁によりますと、この法律では、木材の利用の対象を、国内において生産された木材その他の木材と規定し、国産材の利用拡大の重要性を示しているとのことであります。しかしながら、国が木材の利用を法令により促進する際には、WTO協定の内外無差別の原則との整合が求められますため、国内で生産された木材の利用のみを優遇したり、外国で生産された木材を排除する条項はないとのことで、外材も利用対象としております。

○黒木正一議員 公共物はできる限り木造にしようというふうに取り組んでも、外材が使われる可能性もあるということです。ユーロ安でヨーロッパ材が輸入しやすくなっているようですが、ヨーロッパで開発された集成材を使った大規模木造建築物の構法を日本に導入する取り組みが本格化しているということが本に書いてありましたが、ヨーロッパの企業が製品を輸出してきて、気がついたときには外材で公共建築物が作られていたということがないように、気をつけていかなければならないというふうに思います。

次に、企業誘致についてお伺いをいたします。県は、重点的誘致企業として、医療機器関連産業、太陽電池やリチウムイオン電池などの低炭素関連産業、農林水産資源を生かした食品関連産業、コールセンターなどの情報関連産業の4つを対象として、雇用補助金を増額するということですが、森林資源を利用した企業の誘致には力を入れて取り組む考えはないのでしょうか。2～3年前に、県外調査で東京神田にある日本立地センターに行った折に、宮崎県には豊富な森林資源があるから、それを活用した企業誘致をするべきというふうに話しておりましたが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、地域の特色や資源を生かした企業立地の推進は大変重要でありまして、本県の強みである農林水産資源を生かした産業集積に取り組んでおるところでございます。この5年間の企業立地130件を見ても、食品関連分野が34件と最も多く、次いで情報サービス業の24件なんですが、その次に木材関連分野が12件となっているところでございます。県産杉・ヒノキの集成材製造工場や、林地残材等を活用しました国内最大の製造能力を有する木質ペレットの製造工場などが立地をしているところがございます。今後とも、こうした森林資源を活用した、本県にとっての強みを生かした企業立地にも取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 確かに、数の上では木材関連分野の企業立地が進んでおります。本県は、人工林が6割を占めておりますし、そのうちの7割が伐採可能というふうになっております。木材生産量より成長量のほうが大きいというわけでありまして、この資源を生かすためにも、先ほど知事も、宝の山となるように積極的に推

進してまいるといふことでありましたから、どうか積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。企業誘致は必ずしも中国木材だけではない、ほかにもいろいろな企業があると思います。青森県の例を話せば、青森県は杉の生産量が40万立方ぐらいだったと思います。宮崎よりもかなり低いんですけど、将来を見越して、有利性を生かし、研究開発型の木材を利用した企業誘致に重点的に取り組むという話も聞いております。ぜひ、宮崎県が日本の林業をリードするためにも、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、木材輸出の取り組みについてお伺いします。木材の輸出はかつて減少傾向にありましたけれども、平成13年から増加しておりまして、特に近年、木材需要の増加が著しい中国、韓国をターゲットとする取り組みが広がっています。本県においても、韓国や中国など東アジアへの輸出促進に取り組んでおります。この地域への輸出は、他県や企業、また外国との競争でもあり、十分な現地ニーズに対応することが必要であると思います。一方、平成23年の日本の金額ベースでの木材輸入先は、1位が中国で輸入総額の15%を占めており、主な輸入品目は合板、集成材などのボード類や割りばしなどで、大きく増加しています。丸太を輸出して製品となって返ってくる、いわゆるブーメラン現象があり、木材の輸出拡大ではあっても、国内の木材産業や地域経済の活性化を考えると、複雑なところではあります。本県の木材輸出の状況はどうなっているのか、また今後の取り組みについてお伺いします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 本県では、韓国を中心に、杉、ヒノキの原木や内装材、構造材などの製材品を輸出しており、昨年度の輸出

額は約1億5,000万円です。特に韓国においては、平成19年度以降、1億円を超えて推移しております。このような中、県では、今年度、みやぎ材東アジア輸出促進事業を創設し、環境・健康志向の高まりや戸建て住宅の増加などから、さらなる需要が期待できる韓国や、好調な経済成長を背景に需要が拡大している中国などの東アジアをターゲットに、住宅展示会への出展や海外企業を招いての県内製材工場等の見学会の開催など、輸出促進の取り組みについて支援することとしております。今後とも、チームみやぎスギを中心に、現地のパートナー企業と連携を図りながら、県産材の輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日、十屋議員と一緒に、細島港に建設されているガントリークレーンを見に行きました。7月17日が竣工式のようなのですが、コンテナのメンテナンスを行う作業場も建設されるということで、コンテナ荷役の利便性が大きく向上することが期待されます。細島港は重点港湾に選定され、17号岸壁整備も進められており、また、沖防波堤工事も進んでおります。インフラが大きく充実してくることになります。そのガントリークレーンを見に行った帰りに、岸壁に大きな丸太が並べてあるのを見つけました。聞いてみますと、ドイツから輸入されたモミの木でした。加工業者の話によりますと、円高・ユーロ安でドイツモミが安くで手に入るということでした。インフラの整備が進んだ結果、木材の輸入港になって、豊富な森林資源の持ち腐れになるようなことになってはいけないと思います。細島港における木材の輸出入の状況、推移についてはどうなっているのか、お伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 細島港におけ

る木材の輸出入は、韓国や台湾との定期航路を利用しまして、主に原木の輸出入が行われております。平成19年と23年の年間コンテナ取扱量で比較いたしますと、20フィートコンテナの数に換算しまして、輸入が159個から224個に、輸出が27個から1,163個に、いずれも増加しております。

○黒木正一議員 輸出のほうはかなり伸びているということで、この推移については安心をしたところではありますが、モミの木は何に使われているかお聞きしましたところ、お寺さんで使う塔婆とか、化粧箱に使われているということでありました。無意識のうちに我々はヨーロッパの木材に手を合わせたり、無意識のうちに棺おけに入ったり——意識のある人は棺おけに入らないと思いますけど——実際そういうことが行われているということで、こういうものは杉で十分できるんじゃないかという意味で、そういったものの提案もしていく必要があるのではないかと思ったところでありました。

インフラの整備が進めば、荷物をどう集めるかが課題であります。港湾整備を進めている各自治体とも、利用促進を図るための積極的なポートセールス支援事業を行っていると聞いております。本県においては、物流効率化事業でその促進を図っておりますが、利用状況と効果についてお伺いします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県物流の効率化を目指す物流効率化支援事業は、県内港発着の海上定期航路や貨物駅の利用増加分に対しまして、例えば、40フィートコンテナであれば1個当たり1万円の補助を行うもので、平成21年5月に開始しまして、現在4年目を迎えております。過去3年間の事業実績の合計であります。46件の3,025万1,000円であります。その

内訳は、新規貨物や陸上のトラック輸送からの移行などによります利用増加分が29件の2,263万4,000円、県外の港からの移行によります利用増加分が17件の761万7,000円となっております。当事業によりまして、県内の港や駅への荷の集約に一定の効果があったものと考えております。

○黒木正一議員 いろいろな意見というか話があるんですけども、物を集める、そして、インフラを整備して利用促進を図るということにおいて、部局横断的な取り組みが行われていないんじゃないかという声も聞きますので、ぜひその点は十分に協議をしていただきまして、連携して取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

次に、木質バイオマスの取り組みと再生可能エネルギーの全量買取制度についてお伺いをいたします。本年度中に策定予定の今後10年間を見据えた新たな新エネルギービジョンの骨子案が明らかになり、重点的に取り組む新エネルギー4項目の一つにバイオマス発電・熱利用が挙がっております。本県においては、森林バイオマス流通効率化事業で、林地残材の供給・加工など、利活用の促進に向けた取り組みを行っており、林地残材が57万トンぐらいあるだろうと言われておりますけれども、こういう中にあって、7月から再生可能エネルギーの全量買取制度がスタートいたします。木質バイオマスの買い取り価格は、林地残材など未利用材の有効活用につながり、低迷している木材価格の上昇に影響することが期待されます。経産省の調達価格等算定委員会で検討しているようでありますけれども、木質バイオマスの買い取り価格はどのようになると考えられるのか、林地残材を収集し納入してもペイするかと考えてもいいのか、お

伺いをいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 先般、国の調達価格等算定委員会が公表した電力会社による買い取り価格案は、間伐材などの未利用木材を利用した場合、1キロワットアワー当たり税抜き32円で、製材残材などの一般木材を利用した場合の24円に比べ、8円高く設定されております。この買い取り価格につきましては、国のコスト等検討委員会の議論や事業者のヒアリングを経て算定されたものですので、山側から供給される未利用木材の取引価格は、収集運搬などの必要なコストが反映され、採算がとれるものになるのではないかと期待しているところであります。

○黒木正一議員 ドイツでは、再生可能エネルギーを非常に効率よく使っています。かなり利用しておりますけれども、日本は、ドイツの2倍以上の森林面積を有しておるのだから、かなり大きなポテンシャルがあると言う人もおりますが、一方で、エネルギー利用の潜在量は小さく、あくまで地域エネルギーとして考えるべきで、大きな期待をしてはいけないという考えもあります。いずれにしても、未利用資源が少しでも木材価格の底上げにつながり、山元の所得になる取り組みが期待されると思います。

次に、不在村森林所有者の森林施策対策についてお伺いします。国土交通省の調査によりますと、不在村所有者の森林の78%が放置され、所在の把握が難しい所有者は約16万人と推計されるそうです。そのうち、相続時に登記などの手続をしていない人が16%、その中で現地に行ったこともない人が60%ということで、不在村森林所有者の山林への関心のなさがよくあらわれていると思います。今後、不在村地主の増加が予想されます。森林施策、作業道の開設な

どに困難な事態が予想されますが、どのような対策をされているのか。また、本県での不在村森林所有者が保有する森林面積はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県内の不在村森林所有者の森林面積は、2005年農林業センサスによりますと約6万5,000ヘクタールで、民有林全体の16%を占めております。不在村者の森林につきましては、一般的に、手入れが行き届かず荒廃を招きやすいこと、管理不足により境界不明になりやすいこと、所有者の所在が不明な場合に森林経営計画の作成に必要な合意がとれないことなどが懸念されます。このため、県では、例えば、緊急に間伐が必要な森林につきましては、所有者名等を調査し、その情報を市町村等に提供するとともに、森林組合が行う合意形成、境界の確認、経営受託等の活動に対して支援するなど、適正な森林施業を進めてまいります。

○黒木正一議員 本県の不在村森林所有者の面積は16%ということで、全国の24%に比べてまだまだ少ないようでありまして、これからふえる可能性はあるのではないかというふうに思います。

県内各地の市町村が行っております住宅新築・リフォーム助成事業が非常に人気を集めておるようでありまして、地元産業への波及効果も大変大きいものがあるというふうに考えます。今後、住宅着工戸数が減少することが予想される中で、住みかえとか建てかえ、リフォームの増加に木材需要の活路を見出すことは重要なことであるというふうに思います。本県においては、みやぎスギ新築・リフォーム支援事業で、県産材を使った新築や増改築などに対して購入経費の一部を助成しておりますけれど

も、その状況はどうなっておりますか。また、市町村の取り組みはどうなっているのかをお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県では、木造住宅の振興及び県産材の利用拡大を目的に、社会資本整備総合交付金を活用し、今年度、みやぎスギ新築・リフォーム支援事業を創設し、県産材購入経費を助成することとしております。その内容は、新築の場合10万円を30棟、リフォームの場合5万円を20棟に助成するものであります。また、このほか市町村におきましては、地元産材の使用等を条件に、新築については11市町村、リフォームについては4町村で助成が行われております。

○黒木正一議員 大手のハウスメーカーではなく地元の中小建築業者は、もともと外材ではなくて県産材を使うことが多いことから、このような支援事業は、県産材の需要拡大と地元業者の育成にもつながり、さらに充実していただきたいというふうに思います。

地域経済活性化・防災対策特別枠として、本年は木造住宅耐震化リフォーム支援事業ができました。これまで木材需要の拡大対策として質問してきましたが、本事業も需要の拡大につながると思います。どのような進行状況にあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 木造住宅耐震化リフォーム支援事業につきましては、市町村に対し事業の活用を要請しましたところ、東日本大震災を契機として住民の防災意識が高まってきており、今年度すべての市町村において、これまでの耐震診断事業とあわせ、耐震改修事業にも取り組むこととなったところであります。現在、耐震診断につきましては15件の応募がございますが、耐震改修につきましては、事

業を開始したばかりということもあり、既に募集をしている5市町村においては、今のところ申し込みはございません。県といたしましては、市町村と一体となって事業の周知に努め、さらなる促進を図ってまいります。

○黒木正一議員 ある素材生産業者の話によりますと、東日本大震災を受けて、昨年、復興へ向けた木材供給余力についてのアンケート調査があったということでもあります。「いよいよ東北の復興に向けて需要が起り、木材価格が上がると正直期待していた。しかし、全く逆になった」と言っておりました。本格的な復興はこれからでしょうけれども、東北復興需要の可能性についてどのようにお考えか、お伺いします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 岩手、宮城、福島の被災3県での4月の新設住宅着工戸数は3,536戸で、前年同月の約2.6倍と増加し、住宅復興が本格化しつつあるのではと考えております。本県は被災地から遠隔地にありますため、県産材の被災地への供給は、輸送コスト面で不利な状況にあります。しかしながら、今後、被災地での住宅等の再建に伴う木材需要の増大が見込まれていることから、県としましては、全国の木材需給動向を注視しながら、消費地のニーズに対して的確に対応できるよう、供給体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 木材関係についてはまだ幾つか質問がありますけれども、時間の状況で先に進みまして、後で時間があつたら質問させていただきます。

鳥獣害の対策についてお伺いをいたします。新聞によりますと、これまで確認されていなかった北東北(岩手県や秋田県)などでも、イ

ノシシによる被害が拡大しているということが書いてありました。生息域の拡大は、イノシシだけではなくて、シカなども過去25年間で1.7倍に広がったということでありまして、ほかのいろんな鳥獣も生息域を拡大しているというふうに思います。本県におきましても、生息域が広がっております。新富町の酪農家でもトウモロコシがイノシシの食害に遭ったり、西米良村に山上げしたシンビジウムの花芽をシカに食べられたり、先ほど松村議員から、猿が出たという話がありましたけれども、2月に川南町の山手に行きましたら、猿の群れがハウスの中からミカンを抱えて出てきました。畑を横切って山に帰っていきましたが、物すごい数の群れで、あのハウスのミカンはなくなったのではないかと、いうぐらい抱えて帰っていきまして。完全にえづけに成功しているということで、サファリパークのようです。恐ろしくて車から出ていけない、そういう状況がありました。

そういうふうに、県内でも生息域が拡大している中で、4月19日に、美郷町にある林業技術センターに鳥獣被害対策支援センターが設置されました。ちょうど2カ月になりますけれども、状況はどうなっているのか。また、林業センターに設置された意義について、開設に来てあいさつされた副知事にお伺いいたします。

○副知事(牧元幸司君) 鳥獣被害対策支援センターについてでございますが、まず、なぜ林業技術センターに設置をしたかという点でございますけれども、やはり、この鳥獣被害、今、議員から御指摘のとおり、大変深刻だということで、とりわけ被害の深刻な中山間のできるだけ現場に近いところがいいのではないかと、いうこと、それから、被害対策に係る人材育成に活用できるような研修・宿泊施設も同センターは

備えているということでございます。また、中山間地域を支援する拠点として、もっと林業技術センターを活用してほしいという地元の町村長の皆様方からの御要望もあったという、これらの諸点をあわせまして、鳥獣被害対策支援センターにつきましては、林業技術センターに設置をしたところでございます。なお、林業技術センターに設置をいたしましたけれども、林業関係だけにとどまらず、広く鳥獣被害全般について技術的な支援を行うセンターということでございます。

設置後の活動状況につきましては、これまで、65件の技術指導、研修等を行っているところでございまして、具体的な中身といたしましては、地域の要請に基づく現地指導や講演などの活動が25件でございます。また、試験地の設定・調査、研修会の開催などが13件でございます。さらに、一般県民等からの電話等による相談、問い合わせ等が27件となっているところでございます。今後とも、地域住民や市町村の皆様方と連携を図りながら、現地の実情に即した被害対策の技術指導や人材育成、情報の受発信、新たな被害防止技術の実証・研究などに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○黒木正一議員 問い合わせも多いようですし、職員も大変張り切っているようでありますから、この問題が一步でも解決することに期待をしたいというふうに思います。

それでは、教育問題について教育長にお尋ねしたいと思います。

私の地元諸塚村に七ツ山小学校という小学校があります。校区には5つの集落がありまして、ゴールデンウィークを中心に春祭りがそれぞれの集落で行われます。僻地の学校はどこも

そうかもしれませんけれども、七ツ山小学校の教職員は家族そろって祭りに参加しております。子供が一人もいない集落もありますが、そこにも同じように来ます。学校が一つの家族のように動いております。先生方はゴールデンウィークに遊びにも行けずに大変だろうなと思いますけれども、小さい集落では先生方のほうが人数が多いぐらいで、地域の祭りを盛り上げていただくのは大変ありがたいことです。私も一緒に参加しながら、このような山間僻地の学校にも当たり前のようにすばらしい先生方が来ていただいて、地域の人たちとも解け合っている姿に感謝をしております。

そこで、教育長にお伺いします。市町村教育長連絡協議会において、教職員の人事権の移譲について検討されたと聞いておりますが、どのような話し合いが行われたのか。また、教育長の見解をお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 教職員の人事権移譲につきましては、昨年度、市町村教育委員会が合同で設置し、県教育委員会も参加した「人事権移譲に関する検討委員会」において検討が行われたところであります。その委員会では、人事権移譲のメリットとしては、地域に帰属する意識が高まり、地域に根差した教育が推進できることなどがある一方で、デメリットとして、市町村に新たな事務や財政負担が生じ、山間地の人材確保や地域間格差が懸念されることなど意見が出され、課題の洗い出しや整理が行われたところであります。県教育委員会といたしましては、県全体の教育水準を維持することは大変重要であるととらえておりまして、教職員の全県的な適正配置に努めているところであります。人事権移譲につきましては、今後とも、国の動向等を注視するとともに、必要に応じ市町

村の御意見も伺いながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 地元の学校の歴史を調べてみますと、今の学校制度ができ上がる過程において、教員の確保に苦労したことが書かれてあります。幾つかの町村の教育長に話を聞きますと、「人事権の移譲は、特色ある学校教育を行い、地域に根差した優秀な人材を育成・確保するために必要ということは理解できる。ただ、中核市などへの人材の偏在化を招いて教育水準の格差が生じること、とりわけ僻地において人材の確保が困難になる」という不安を持っています。日本の教育は、どんな山の中でも離島においても同じ水準の教育が受けられる、世界に誇る制度で、フランスが日本に近いけれども、アメリカもできていないという話をお聞きしました。人材を確保する仕組みが確実に担保されない状況においては、人事権の移譲はすべきでないと思います。

それから、もう一点、教育長にお尋ねをいたしますけれども、新卒者の就職率の向上についてであります。県内の景気が依然として悪い中で、新卒者の就職率が非常によかったとお伺いいたしました。これまでの向上に向けての取り組みと、就職率がよかった原因といたしますか、要因はどうか、お伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 厳しい経済状況の中、あるいは東日本大震災の影響を受けて、求人激減するのではないかという危機感を関係者すべてが持ちながら対応してきたことが、就職率の向上につながったのではないかと思います。各学校におきましては、進路対策専門員を初めとして、関係職員が県内企業への求人要請をこれまで以上に実施いたしました。また、各地区のハローワークのジョブサポーターには、

各学校の要望を踏まえながら企業等を訪問していただきました。県教委といたしましても、関係機関と連携しまして、県内の主要経済団体を訪問するとともに、各地区の商工会議所や企業を直接訪問し、求人要請をいたしました。こうした取り組みの結果、県内企業の方の深い御理解により、求人票の提出が早まったなどの御協力をいただいたところであります。そして、何より生徒たち自身が、厳しいということを踏まえて一生懸命努力したことが成果につながったと思っております。

○黒木正一議員 大変すばらしいことであると思います。この状況が続くことを期待したいというふうに思います。

先ほど、七ツ山小学校教職員のゴールデンウィークについて述べましたけれども、同じゴールデンウィーク中に、諸塚村立岩というところでも春祭りが行われました。この集落は50世帯ぐらいの小さな集落ですけれども、そこにあつた立岩小学校は数年前に廃校となりました。立岩小学校は廃校となって、児童は諸塚小学校に通うようになったんですけれども、諸塚小学校の教職員、そして、かつて立岩小学校に勤務したことのある教師が教育事務所におられますけれども、そこから10数人関係者を連れて祭りに参加して、それに中山間盛り上げ隊も加わって祭りを盛り上げていただきました。学校の先生方は、地元の人前でそれぞれ自己紹介をいたしました。この神社に参拝した御利益で、ことし校長になりました、ことし教頭になりましたということ、それぞれ口々に話をしておりました。大変御利益のある神社であると思います。その神社は、諸塚神社という神社です。諸塚神社は、諸塚山の山腹にあつたものを明治時代に移転したそうであります。そこで知事にお

伺いますのですけれども、「日本一早い山開き」と銘打って、3月の第1日曜日は諸塚山の山開きが開かれます。ことしは古事記編さん1300年記念イベントとして開催されましたが、なぜ記念イベントになったのか、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 諸塚山というものが、イザナギノミコト、イザナミノミコトの御神陵とも言われ、天孫降臨の地との一説もあるということでございます。私も、日本一早い山開きというのは存じておりましたが、古事記とのこういう関係があるというのは実は知りませんで、目からうろこが落ちたところでございます。まさに、そういうことを知ると物の見方が変わってくるわけございまして、そういう新鮮な驚きというのを県民の多くの皆様に知っていただくように、古事記ゆかりのいろんなものを、宝を探してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○黒木正一議員 大がかりで派手なイベントも必要かと思えますけれども、今まで知らなかった資源を知って、それが自信となり、地域の活性化につながることも、この事業の意義ではないかというふうに思います。山開きには、雨にもかかわらず県庁からも参加していただきました。赤星たみこさんの「漫画で読むひむかの神話と伝説」にはこう書いてあります。「諸塚は宇宙の中心」。

これで質問を終わります。(拍手)

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は午前10時開会です。台風が接近しておりますけれども、予定どおり開催をいたします。本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時51分散会

6月19日（火）

平成 24 年 6 月 19 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 十 屋 幸 平 (同)
- 25 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 博 美 | 牧 元 博 美 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 孝 | 稲 用 博 孝 |
| 総 務 部 長 | 四 本 憲 次 郎 | 四 本 憲 次 郎 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 正 弘 | 橋 本 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 誠 | 土 持 正 誠 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 隆 夫 | 堀 野 隆 夫 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 巖 和 | 米 原 巖 和 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 良 敏 | 岡 村 良 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 美 公 一 | 濱 田 美 公 一 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 砂 亮 | 豊 島 砂 亮 |
| 企 業 局 長 | 濱 渡 邊 好 子 | 濱 渡 邊 好 子 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 好 子 | 渡 邊 好 子 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 洋 達 | 近 藤 洋 達 |
| 教 育 長 | 飛 田 尊 秋 | 飛 田 尊 秋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 博 秋 | 加 藤 博 秋 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 博 秋 | 宮 本 博 秋 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問最終日、トップバッターになります、会派自由民主党、二見康之です。

振り返れば、1年前の6月議会が初めての一般質問でございました。当時、清山議員の一般質問の前段におきまして、同期になる私と渡辺議員とを引き合いに出され、「体重は重量級」の御指摘をいただきました。その真意が何であったのか確認しないまま今日に至っておりますが、私としましては前向きな御指摘と受けとめさせていただいております。そして今日は、私の後に、同会派5期、6期の議員3名による重量級の質問が控えております。執行部にとりまして大変緊張する一日となるかと思いますが、その中で私の質問が執行部にとってのひとときのオアシスとならないように、しっかりと県政の課題についてただしてまいりたいと存じます。

さて、まず初めに、私ごとで恐縮ではございますが、先日、4日に第2子、長男が生まれました。今後、この宮崎県において教育を受け、社会へと羽ばたいていくことになるのですが、本県における教育環境というものについて改めて考えさせられた出来事でした。先日の質問におきましても取り上げられました、不祥事や通学路などの課題もあります。また、私も一人の

親として子に望むことといえば、いろいろと将来の目標等希望するところもあります。しかしながら、すくすくと、そして伸び伸びと成長していってくれば、それが一番望まれることではないかなと、そういうところに集約されるのではないかと思います。これからもこの宮崎県に生まれてくる子供たちが、家庭や幼稚園・保育所において受ける幼児教育、小学校、中学校における義務教育、専門性の高まる高等教育、さらには生活を取り巻く地域社会においてどのような教育を受けていくのか。まず初めに、宮崎県の教育方針として幼稚園、保育所、小中高の教育を通じどのような子供を育てようとしているのかについて、教育長に伺います。

以上、壇上からの質問を終わり、以後は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県が幼保小中高の教育を通じてどのような子供を育てようとしているのかについてであります。社会が発展する原動力は人そのものであり、未来を託せる人材の育成こそ教育が担う重要な役割であると考えております。このため県教育委員会では、昨年6月に第二次宮崎県教育振興基本計画を策定し、この10年間に取り組む人づくりの方向性を明確にしたところであります。計画においては、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとして掲げ、他人の幸せのために生きる幸せを感じられるような思いやりの心や謙譲の心など心の豊かさとともに、変化の激しい時代においても荒波に負けず、「私たちに未来社会は任せてください」、そう言えるような困難に立ち向かう気概や自立する心、たくましさを持った知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成

を目指しているところであります。〔降壇〕

○二見康之議員 今お答えいただきました中に、未来を切り拓く心豊かでたくましい子供の育成を図るとありましたけれども、もっと具体的に、実際にどのように取り組まれているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 未来を切り拓く心豊かでたくましい子供の育成を図るためには、子供たちに、みずから課題に積極的に向き合い解決する力や、他人を思いやる豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などをバランスよくはぐくむことが大切であると考えております。そのために、まず、学校における日々の教育活動において、何より子供たちの可能性を信じ、教えるべきは丁寧に教え、やらせるべきことは教師が手を出さずに子供自身にやらせ、一人一人を伸ばし、成果を本気で褒めるなど、心も体も鍛えるべきところはしっかりと鍛える教育を推進してまいります。さらには、自立した一人の人間として生き抜く力をはぐくむキャリア教育や、感謝の気持ちや家庭のきずななどをはぐくむ「みやざき弁当の日」などの取り組み、県民の皆様に積極的に情報を提供し、社会全体で人づくりに取り組む機運の醸成を図る取り組みなどを全力で進めてまいり所存であります。

○二見康之議員 わかりました。弁当の日の取り組みとかを、私もいろいろと聞き及んでおりますけれども、先日の一般質問においても、教育長より、「宮崎に根づいている不易の部分というものをしっかりと子供たちに伝えていきたい」との御答弁がありました。教育における不易とは一体どういった内容なのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 教育は、人格の完成

を目指し、国家や社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な人材の育成を目的として行うものであり、このことがまさに教育における不易であると考えております。学ぶことを中心に据えて、子供たちをしっかりと鍛え、確実に基礎・基本を身につけさせることや、あいさつや返事、履物をきちんとそろえるなど、当たり前のことを当たり前にできるようにしつけること、また、健やかな身体を養うことや、他者を尊重するとともに、正義と責任を重んずるなどの豊かな人間性を培うこと、さらには、主体的に社会の形成に参画する態度や、我が国と郷土の歴史や伝統などを大切にする心をはぐくむことなど、時代を超えて変わらない価値のあるものをしっかりと身につけさせることであると考えております。

○二見康之議員 恐らく、心身の健全性、学力の基礎、そして身の回りのしつけというところにまとめられるのかと思います。私は、教育において、背骨といいますか教育の柱になる方針として、もっとわかりやすいものを打ち立てるべきではないかと考えておりました。森信三さんが提唱されておりました「立腰教育」というものを教育の中に取り入れてはどうかというふうに考えております。これは、腰骨を立てた姿勢をとる、そして心の腰骨を立てるという教育方法なんですけれども、今も実際に取り組んでいる小学校や保育所等がたくさん全国にございます。この立腰教育の内容としましては、「腰骨を立てる」、そしてしつけの三原則というものがあまして、「あいさつをする」「返事をする」「履物をそろえ後始末をする」というものです。これらは、今お答えいただいた内容と重なっているところがたくさんあると思うんです。また同時に、これは大人や社会人になって

も当然に必要なことだと感じます。また、どの時代においても、当たり前のこととして子供たちにしつけていかなければならないことではないでしょうか。教育長の先ほどの答弁にありましたように、時代を超えて変わらない価値あるものをしっかりと身につけさせていくことであるとお考えであれば、そのことをしっかりと教育の基本的な部分に明確に示していくことが必要なのではないかと考えます。

そして、今現在、宮崎において立腰教育の一部分である「立腰指導」というものを取り入れていらっしゃるようですが、第二次宮崎県教育振興基本計画を読ませていただきましたら、この中にも、スポーツ振興の主な取り組みとして立腰指導というものを取り入れているとありました。まずは、立腰指導というものを取り入れることになった背景について、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 議員が今御指摘になりましたように、立腰指導というのは、腰骨を立てた正しい姿勢を身につけさせる指導のことです。県教育委員会では、平成17年度から体力向上研究推進モデル校を指定し、児童生徒の体力向上の研究実践を進めておりますが、最初のモデル校となりました小林市立細野小中学校が立腰指導を取り入れた実践を行い、その後のモデル校も引き続き取り組んできたところであります。その成果といたしまして、「総合的な体力が向上したことに加え、学習活動に対する集中力、意欲等の高まりが見られた」などの報告を受けております。このようなことから、昨年6月策定の第二次宮崎県教育振興基本計画においても、「体力向上の推進」の中に立腰指導を効果的な取り組み例として示し、県下の全学校に広めることといたしました。

○二見康之議員 体力向上の研究の結果というところから、総合的な体力が向上し、学習等においても集中力、意欲等が高まったという効果が出ているようですけれども。では、今現在の県下の学校における立腰指導の取り組み状況と内容について、改めて教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会の取り組みといたしましては、立腰指導の実施方法などを掲載した体力向上リーフレットや「体力・運動能力調査報告書」等の啓発資料を県下の全公立学校に配付するとともに、校長会を初めとする会議等におきまして、学校が作成する体力向上プランに立腰指導などを位置づけて、体力向上を推進するよう指導しているところであります。各学校では、体育の授業はもとより、朝の会、帰りの会、授業開始時、授業終了時などの時間を使って立腰指導が実施されております。また、姿勢指導や礼法指導と関連づけて指導するなど、学校の実情に応じた取り組みも行われております。今後とも、市町村教育委員会や学校と連携を図りながら、立腰指導の取り組みを県下の学校に広げてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 要するに、立腰教育の中の立腰指導というのは、立腰の腰骨を立てるという部分だけを取り上げて今指導されているということだと思うんです。立腰教育と立腰指導との違い、要するに、しつけの三原則というのを先ほど申し上げたんですけれども、この部分に一体となって取り組むことによって、子供たちの意欲とか集中力もあわせて向上していくということ、そして授業と遊びの時間の切りかえといいますか、メリハリが子供たちについてくるんです。なおかつ、先ほど申したように、あいさつをすとか返事をする、整理整頓というもの

は、今の教育の中でも実際取り組んでいる内容であると思うんです。であれば、もう既に実施している内容なので、これをもっと教育の基本的なものとして明確に打ち出していいんじゃないかと思うんです。なおかつ、立腰教育というものは、実践を通じて相手を思いやる心や物を大切にすることを育てるものなんです。子供と大人がともに実践する中で、そのよさを実感し、ともに育っていくことを目標にしたものなんです。

これら子供たちにしっかりと教育するというふう明らかにすることによって、当然ながら先生たちも、これを実践しなければならなくなります。子供たちにこうしろああしろと指導しながら自分ができなければ、子供たちも言うことを聞かないと思います。教師みずからが模範となって取り組む、これが表裏一体となった取り組みになると思うんです。ですから教師自身も、子供たちに見られているという感じを受けることによって、ふだんの生活態度というものをみずから顧みるいい機会になると思います。つまり、先生自身が、自分をまず分析し、自分の日ごろの生活態度はどういったものなのかというふうに考えることができます。そして、自分の生活態度を反省し改める。それによって、教師の資質といいますか、先ほど申し上げましたように、社会人としての当たり前の常識といいますか、そういったものをきちんと身につけていく効果があると思われるんです。先日、一般質問で出ましたように、不祥事の内容を見てみますと、学校での行動の仕方とか、地域社会における一般常識から外れたことをすることによってああいった問題として取り上げられるわけなので、まずは大人としての判断ができるような取り組みというものを前向きな方

向で取り組んでいくことが、非常に大事だと感じております。繰り返し申し上げますけれども、この取り組みの目標というものは、主体的に取り組み実践する子供を育てるところであるんですが、その実践は子供と大人がともになすものでなければならぬんです。立腰教育を取り入れることによって、教師の基本姿勢、自主性、主体性、また自律心というのにもよい効果があらわれると思うんですけれども、心理学の専門家でもある教育委員長に、その効果についてお伺いしたいと思います。

○教育委員長（近藤好子君） 私は平成21年11月に、立腰指導に取り組んでいます小林市立東方小学校と東方中学校を訪問いたしました。教師も子供たちも姿勢を正し、整然とした中で展開される授業に心地よい緊張感を覚え、大変よい取り組みであると感じたところです。心と体は深いつながりを持っており、姿勢を正すということが、集中力を高めるなど精神面にもよい影響を与えると思います。また教師にとりましても、姿勢を正して子供と向き合うことが指導する際の原点であるということを再確認できる効果があるものと考えております。

○二見康之議員 今のいろんな問題とかに対して対症療法的に、これをしちゃだめ、あれをしちゃだめ、こういうことはしてはだめということ教えるのではなくて、自分で判断して、これはいいことなのか悪いことなのかということ自分の規範の中で決めること、それが自己責任につながるわけです。「これをしちゃだめと言われたからしませんでした」とか、そういったマニュアル化というものが、今非常に社会問題となっているんじゃないかなと危機感を覚えているんです。人間というものは説明書や取扱書で動くものではないんです。一人一人の意思

と判断で行動して、その責任は自分自身にあるという原点に返ることが、今必要だというふうに感じております。そういったことも踏まえて、今お答えいただいた中で、指導する際の原点を再確認させる効果があるというのであれば、ぜひこれを教育の基本方針として盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 議員御指摘の立腰教育は、体力の向上にとどまらず、学習に対する集中力、けじめ、しっかりとしたあいさつなど、子供たちの生きる基盤を養うものだと考えております。このことは、第二次宮崎県教育振興基本計画が目指します姿と同じねらいを持っているものと考えておまして、その計画の中では、「あいさつができる子ども 日本一」「思いやりの心を持っている子ども 日本一」「ふるさとや社会に貢献したいと考えている子ども 日本一」などの目標を設定したところですが、そのような理想像の実現に向けて、教師が範を示しながら、今後ともひたむきに取り組んでいきたいと考えているところであります。

○二見康之議員 この基本計画の中に立腰指導という形で出てきたことだけでも非常に大きな前進ではないかなというふうには考えているんです。しかし、たびたび申し上げるとおり、宮崎の普遍的な教育はこれだというものを一つ打ち出していくことは、10年だけの計画とかではなくて、宮崎らしさというものを全国にPRするためにも非常に有効ではないかなというふうにも感じます。そういったところに、さらにこの立腰指導、そして立腰教育というものをもっと研究していただいて、ぜひ宮崎県の子供たちの教育向上に生かしていただければと感じます。

次に、教育行政における定員に関連して質問してまいります。先日、私立高校を経営される方にお話を伺ってまいりました。そして、いろいろと御意見を伺ううちに、現在の私立高校の現状というものは喫緊の課題を抱えているものと感じたところです。まず、この課題の内容に入る前に、県として私立高校に対しどのような支援をしているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県の私立高校は、建学の精神に基づきます個性豊かな教育を実践しますとともに、本県の高校生の約3割が就学するなど、本県の高校教育において大変重要な役割を果たしております。県では、人件費や運営費などの経常的経費や、キャリア教育、国際化などの特色ある取り組みに対する補助を行い、学校経営の健全性を高めますとともに、魅力ある学校づくりの支援を行っております。また、公立高校授業料相当額の就学支援金を交付するとともに、私立高校が行います生活困窮世帯への授業料減免に対しまして補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図っているところであります。

○二見康之議員 基本的には資金的補助を行っているということかと思えます。

では次に、教育長に伺います。公立高校と私立高校それぞれのあり方というものについて、教育長はどのようにお考えであるのかお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 私立高校が、各学校の建学の精神や独自の教育理念に基づき特色ある教育を行われているものであるのに対しまして、公立高校は、全県的な視野に立ち、県民の幅広いニーズにこたえながら高校教育の機会を提供するものであると認識いたしております。

公私立設置の理念という点では異なる部分はございますが、本県や日本の未来を切り開いていけるような心豊かでたくましい人材づくりを担うという点は同じであると考えております。本県で学ぶ高校生が、それぞれの能力を高校時代に存分に伸ばし、宮崎で学んでよかった、この学校で学んでよかった、そう感じられるような、公私立を問わずよりよい教育を提供することが大切であると考えております。

〇二見康之議員 私立では特色ある教育を行って、公立は教育の機会を保障するという部分については、私も同じ意見であるんですが、定員に対する実際の充足率を見ていくと、非常に大きな課題が含まれていると思うんですけれども、今の公立高校の定員充足率についてどのようなお考えでいらっしゃるのか、教育長に伺います。

〇教育長（飛田 洋君） 平成24年度入試における県立高校全日制課程の定員充足率は、全県下で96.6%でございました。例年ほぼ同じような結果となっており、県全体ではおおむね定員を充足いたしておりますが、定員を満たしていない学校もあることから、今後とも魅力ある学校づくりと適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

〇二見康之議員 同じように私立高校の充足率について、こちらは総合政策部が所管になるということですので、総合政策部長にお伺いします。

〇総合政策部長（稲用博美君） 平成24年度入試における私立高校の定員充足率につきましては、少子化による影響もございまして、87.4%と大変厳しい状況にございます。このような中で、それぞれの私立高校におきましては、個性豊かな教育を推進し、文化・スポーツ活動にも

すぐれた成果を上げるなど魅力ある学校づくりに努めるとともに、オープンキャンパスや合同説明会等によりまして、学校の魅力の情報発信にも力を入れております。県といたしましては、今後とも、このような私立高校の魅力ある学校づくりを支援してまいりたいと思っております。また、それとともに、生徒数の確保など私立高校が抱える課題につきまして、関係団体とも十分意見交換を行ってまいりたいと考えております。

〇二見康之議員 24年度の私立高校の定員充足率が87.4%、県のほうが90%後半ぐらいが平均だと思いますので、約1割ほど私立のほうが少ないのが宮崎県全体の状況だとわかりました。しかし、今の県全体の充足率の状況と、私の手元にある資料とは若干違いがありまして、この資料は作り方によって若干誤差があります。公立については高校の合格者で計上してしまっていて、私立については5月1日現在の在籍者ですので、県のほうが何人か合格者より少なくなる可能性があると思うんですけれども、無視できるような誤差だと思いますので、このまま説明させていただきたいと思っております。

県立高校の定員に対する合格者の充足率、平成19年度から申し上げていきたいと思っております。公立高校の平成19年度の定員が8,320人、それに対して合格者が8,124人、充足率が97.6%、平成20年度が定員が8,280人、合格者が8,141人、充足率が98.3%、大体同じような数字が続いて、平成23年度で定員が7,960人に対し合格者が7,684人、充足率が96.5%なんです。先ほどおっしゃいましたように、私立のほう、平成19年度、定員が3,983人に対し入学者が3,461人、充足率が86.9%、平成20年度、定員が3,948人に対し入学者が3,429人、充足率86.9%、平成23年

度、定員が3,868人に対し入学者が3,375人、充足率が87.3%となっておりまして、先ほどお聞きしました公立の充足率と私立の充足率、例年大体同じような傾向で一定しているとわかりません。

これをさらに分析しまして、宮崎県内の高校を3つの地域に分けて集計し直してみました。

1つ目は、宮崎、南那珂、西都児湯を含む中部教育事務所管轄の県央・県南地域、2つ目は、北諸・西諸県を含む南部教育事務所所管の県西地域、3つ目は、西臼杵、東臼杵を含む北部教育事務所所管の県北地域というふうに3つに分けたんですが、まず1つ目の県央・県南地域についてです。公立高校から順に申し上げます。平成19年度の定員4,400人に対し合格者4,228人、充足率が96.1%、平成20年度が、定員4,400人に対し4,235人の合格者、充足率が96.3%、飛んで平成23年度、4,240人の定員に対し合格者が4,067人、充足率が95.9%となっております。これに対して県央の私立の部分です。平成19年度が、定員2,563人に対し入学者が2,465人、充足率は96.2%、平成20年度、定員が2,543人に対し入学者が2,485人、充足率は97.7%、同じような傾向で、平成23年度、定員が2,533人に対し入学者が2,411人、充足率は95.2%と、これは公立と私立ほぼ同じような充足率となっております。

これに対して県西地域を順にまた読み上げてまいります。公立、平成19年度の定員が2,040人に対し合格者が2,021人、充足率が99.1%、平成20年度が定員2,000人に対し合格者が2,027人、充足率は101.4%、同じような数字が続きまして、平成23年度も定員が1,920人に対し合格者が1,840人、95.8%なんです。これに対して私立のほう、平成19年度、定員が920人に対し入学者

が629人、充足率は68.4%、平成20年度は、定員910人に対し入学者が637人の充足率70%、平成21年度が、定員870人に対し入学者が633人、充足率が72.8%、平成22年度も、定員が840人に対し入学者が666人、79.3%、平成23年度、定員が840人に対し入学者が601人、71.5%です。

続きまして、県北。平成19年度の公立の定員が1,880人に対し合格者が1,875人、充足率が99.7%、公立のほうは同じ傾向でいきますので省略させていただきます。それに対して私立のほう、定員が500人に対し367人の入学者、充足率が73.4%、平成20年度はさらに下がって、495人の定員に対し入学者が307人、充足率は62%なんです。大体70%台を前後しているというような状況となっております。

全体としてみれば、公立と私立では1割しか変わらないんですけども、各地域に分けてみたときに2~3割の現実の学生の差があるわけなんです。こういう状況を御認識されていたのかと思うんです。これに対して、今現在、公立と私立の学校が公私協という場で協力して協議されているということです。宮崎県の教育環境を向上していこうと取り組まれているそうなんです。私立と公立の入学者の状況に対していかがお感じになられるのか、教育長に所見をお伺いしたいんですが。

○教育長(飛田 洋君) 正確な数字ではありませんが、平成15年度までは、入学予定者数に対して県立、私立合わせた定員がほぼ同じ状況で推移してまいりました。それにつきまして、恐らく16年度からだったと記憶しているんですが、県立高校は、地域のニーズとか動向等いろんなことを勘案しながら、おおよそ入学予定者数の7割というような定員管理をしてきたところであります。ですから、地域ごと、あるいは

学校ごとについても、その中で再編整備を行うとか、あるいは、今度の計画も出しましたが、いろんな配慮をしながらやってきたところがあります。私立高校がどうであるかについては、状況は知っておりますが、私は定員について申し上げる立場ではございません。ただ、県立については、先ほど言いましたが、教育の機会をできるだけ提供できるような思いで取り組んできたところがございます。

それから、あわせて申し上げますが、公立高校だけではなくて、県教委としては県民の子供たちを大事にすることは大切だと思っております。教育センターの講座に案内をさしあげたり、合同学習会等も私立にも案内をさせていただいたり、この前、県南の3つの学校の共同の取り組みについても支援させていただくということを申し上げましたが、今後とも可能な限りいろんな支援をさせていただこうと思っております。

○二見康之議員 さらに申し上げますと、今、地域において7割が公立というふうなお話だったと思うんですが、都城地域において中学校の卒業生と高校の定員についての変遷を見ますと、都城、三股町の平成14年度の中学校の卒業生が2,542人、これに対して高等学校の定員が公立、私立合わせて2,465人というふうになっています。大体卒業生数よりか若干少ないぐらいに設定されていますよね。これが平成22年度まであるんですけれども、平成22年度を申し上げますと、卒業生が2,152人に対し、定員の設定が2,090人となっています。だから90数%のところ定員は設定されているんです。定員の設定はそれでいいと思いますが、実際にはそのような形で子供たちは動いていないという現実があるということじゃないかと思うんです。なおか

つ、県北・県西地域において7割ほどの定員充足率しかないということは、要するに宮崎県の子供たちはどこかに行っている、もしくは高校に行かないで就職するなり——今の時代、就職する子供たちは余り多いほうじゃないと思うんですけれども——そういった現実が今あるということなんです。高校の定員は子供たちの数に沿ってつくられるかもしれませんが、定員に満たない入学者数がここ数年ずっと続いているわけなんです。

学校としましては、クラス編制や教育カリキュラムをつくるときに経営計画を立てます。これだけ子供が減ってしまったら、どこの私立学校においても非常に経営が苦しくなるのは明らかなことだと思うんです。確かに公立の学校から私立に対して意見する立場にないかもしれませんが、しかし、全体の宮崎県の教育環境として、総合政策部が私立のほうの担当にならるのであれば、公私協の立場でいろいろと協議をされるだけのみならず、さらにもっと現状を何とかしていくような取り組みをしていただかないと。県立としましては、今、中高一貫や理数専門のコースをつくったり、非常に特色ある取り組みをしていらっしゃる。これは公立学校の魅力づくりにとって非常に大事なことでわかるんですが、最初にお伺いしたように、公立と私立のあり方というものを考えた場合、果たしてそれだけでいいのか。公立がそういった取り組みをするのであれば、私立はどのような形で振興していかないといけないのか。もうちょっとそここの議論を深めていく必要があるんじゃないかなというふうに感じるんですが、そのことに対しては、まだこれからも議論を深めていきたいと思っておりますので、今後、教育長、また総合政策部長におかれまして

も、これをしっかりと——これはここ数年続いている問題ですから、本当に喫緊の問題だと思います。何とか対策を講じられるように取り組んでいきたいというふうに申し上げておきます。

次に、幼稚園、保育所の定員数について質問してまいります。私立保育所、そして私立幼稚園の定員変更はどのように決められているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、私立保育所の定員変更であります。保育所が市町村を經由して県へ届け出を行うこととなっております。その際、市町村は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や過去の入所者数の状況、地域の保育需要の見通しなどを踏まえまして、適当との判断を行った場合、県へ提出することとなっております。

次に、私立幼稚園の定員変更につきましては、幼稚園の申請に基づき県が認可を行うこととなっておりますが、認可に当たっては、国の幼稚園設置基準や他の幼稚園との競合状況について審査いたしますとともに、私立学校審議会への諮問を行い、その答申を踏まえて決定することといたしております。

○二見康之議員 では、私立幼稚園について伺いますが、私立幼稚園に対する補助金はどのように決まるのか。同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 私立幼稚園振興費補助金でございますけれども、この交付に当たっては、県の「私立幼稚園振興費補助金配分要領」に基づき行っております。平成23年度の補助金の配分に当たっては、総額の76%を教職員の数等の外形的基準に基づき配分しており、その内訳といたしましては、教職

員数割が46%、園児数割が18%、法人や園への均等割が12%となっております。また、残りの24%は保護者負担の軽減状況や定員遵守状況等の政策的基準により配分をしているところでございます。

○二見康之議員 今、外形的基準の中に園児に対する補助の割合があるということだったんですけれども、園児に対する補助の要領の中で、それは要するに定員が上限になっているわけですよね。全体的な幼稚園の状況としましては、定員に対する充足率が平成23年度で県内合計が56.9%ですので、全体としては定員を満たすところは少ないと思うんですけれども、幾つかの園においては定員を超過するところもあるのは現実です。そういう園は、さらにもっと教育内容を充実したり取り組んでいきたいと考えているところもあると思うんですが、幼稚園の園児が定員を上回った場合、補助金の交付額に影響があるんですけれども、これは見直すべきではないかと考えるんですが、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおりでございますが、県では、私立幼稚園振興費補助金の配分に当たりまして、幼稚園を取り巻く環境変化や関係団体の意見を踏まえながら、随時、配分要領の見直しを行っているところでございます。その中で、定員を上回った幼稚園につきましては、他園との不当な競合の抑制を図る観点から、減額の対象の一つとしていただいておりますが、お話のとおり、魅力ある園運営に積極的に取り組んでいる側面もございまして、平成22年度から減額の割合を引き下げてきているところでございます。県といたしましては、質の高い幼児教育環境の充実を図りますために、今後とも関係団体の意見

を伺いながら、補助金の配分方法などについて検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 平成22年度から減額の割合を下げているという事なんですが、その具体的な内容について、同じく福祉保健部長に伺います。どのような減額をされているのか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 先ほど申し上げました政策的基準の中に、専任教諭1人当たりの園児数とか保護者負担の軽減状況、そして定員遵守状況等がございます。23年度で言いますと、政策的基準の24%のうちの10%といいますか、全体の10%が定員遵守状況で配分される補助金の額でございます。その割合は、21年度までは16%でございました。22年度13%に落としまして、23年度も10%まで落としてきているという状況でございます。

○二見康之議員 そのように、定員というものが、変更するのに非常に課題があると。要するに、定員をふやしたいところが申請をしてきても、諮問機関である私立学校審議会の中にライバルの園が入っているのであれば、それは簡単には「いいですよ」ということにならないでしょうし、園の定員を決めるのに、まず県のほうで利用者の数を当たられるわけでしょうから、地域における子供たち、利用者数がある程度把握されているわけですね。それを増減させるためには、やはり県のほうからの指導が必要じゃないかなというふうに感じております。もちろん、地域の均衡ある発展のために不当な競争をとるというふうにおっしゃいましたが、それを避けるために、均衡ある発展のためには必要な施策もしないといけない。しかし、伸ばしていきたいと思っているところを抑制するような働きがあると感じております。

今、幼保一元化で子供たちの教育環境の充実を図っていこうという機運がありますから、さらにそのところを検討していただきたいと思っております。

続きまして、理容学校について質問してまいります。

一時期、カリスマ美容師など美容師ブームと申しますか、県内各地においても美容室がたくさんできました。その傍ら、県内の理容業においては、後継者不足などの課題を抱えているということです。まず初めに、現在、県のほうで把握されております理容業の現状と後継者の確保について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 理容業の現状ではありますが、若者の理容離れや新たな低価格チェーン店の出現などによりまして厳しい経営環境が続いており、県内の理容業の施設数は減少傾向にございます。また、県内に1カ所ある理容学校においては、近年、昼間課程、通信課程とも定員割れをしている状況でありまして、後継者の確保が難しくなっております。このため県といたしましては、後継者育成及び業界の活性化を図るために、財団法人宮崎県生活衛生営業指導センターが設置いたします後継者育成支援協議会に参画して、若年者が体験学習を行うインターンシップモデル事業の活用などを、一緒になって検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○二見康之議員 これから御検討いただけるということですので、よろしく願いいたします。

それと、今いろいろと学校の方等の話を聞きますと、昼間生であれば2年間で大体100数十万円、授業料、また器具等のお金がかかるそうなんです。それに対してこの学校に、支援制度と

いいですか、日本政策金融公庫の教育ローンというものがあるそうなんですが、この教育ローンを申請した生徒の中で、毎年数名、融資審査に通らないで融資を受けられない生徒がいらっしゃるということなんです。今、理容師を目指している学生のためにも、理容学校の生徒が各種奨学金制度を利用できないのか。教育のほうの所管になりますから、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 教育委員会では、奨学金を利用するというような制度が考えられると思うんですけど、宮崎県育英資金におきましては、貸与を希望する生徒等が、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校等の専門課程及び高等課程に在籍する者であることが条件となっております。また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金につきましては、大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程に在籍する者であることが条件となっております、今回お尋ねのありました学校は、各種学校であれば、制度上これらの奨学金の利用はできないこととなっております。

○二見康之議員 奨学金は利用できないということですが、その他、現在の制度において、この理容学校に対する各種助成制度はないのか。こちらは総合政策部長の所管になるということですので、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 私立学校への助成につきましては、学校法人に対し、教育の振興上必要がある場合、国または地方公共団体が助成を行うことができることになっており、本県では、学校の運営に要する経費など、学校法人に対して助成を行っております。本県で運営されております理容あるいは和裁など各種学校が5校ございますが、学校法人立ではないた

めに、助成の対象とはなっていないところであります。

○二見康之議員 ここは助成の対象になっていないということなんですが、同じ各種学校でも準看護学校などの場合には、厚生労働省等の支援制度があったりするわけなんです。今回、理容学校について調べてみましたら、いろんな支援策、労働のほうでも職業支援といたしますか就業支援、介護関係の訓練校をつくったり、さまざまな支援があるのに対し、理容師になりたいと思った子供たちは、公庫の教育ローンは借りられない。経済的に苦しいからローンを借りたいと申請するのに、返済能力がなくて審査が通らないというような現実があるわけなんです。今わかったような内容でして、これから理容を目指す子供たちのためにも、数は少ないかもしれませんが、そういったところに光を当てることが政治の役割の一つじゃないかと考えております。これは、たまたま理容の分野でしたけれども、ほかのところでも同じようなことがないように、目を光らせて、アンテナを張っていただきたいというふうに願います。

続きまして、上海事務所について伺います。

平成22年度でソウル事務所は閉鎖され、上海のほうにシフトしていこうというお考えでいらっしゃるようですが、この上海事務所について、その設置目的、業務内容、また人員や職員の派遣状況などについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 上海事務所は、観光誘客や県産品の販路拡大、国際交流といった県が行う事業はもとより、県内企業等が行う経済活動などをサポートすることを目的に、現在の県物産貿易振興センターに委託し、平成14年3月に設置したところであります。具

体的な業務内容としましては、県内企業等の貿易や投資を支援するための現地情報の収集・提供、本県観光・コンベンションのPR、現地を訪問する際の政府機関等との連絡調整及びアテンドなど多岐にわたっているところであります。また、職員は、現在、県からの派遣が1名、宮崎銀行からの派遣が1名、現地採用が2名の合計4名体制となっております。県職員につきましては、平成17年度より派遣を開始し、これまで4名が上海事務所勤務しておりますが、いずれも、上海外国語大学で1年間語学研修を行った後、2年間上海事務所勤務し、これまでは、帰国後も経験を生かして部内でさらに2年間、経済国際化業務に従事しているところであります。

○二見康之議員 続きまして、この上海事務所に係る予算規模及び執行がどのように行われているのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 上海事務所の平成24年度の県予算につきましては、事務所の借り上げ料、現地採用職員の人件費、現地活動費など約1,398万円を計上しております。この予算は、委託先であります県物産貿易振興センター本部において全体管理を行っておりますが、旅費を初めとする現地活動費や通信運搬費などの事務所運営に係る経費については、上海事務所において必要に応じた執行が行われているところであります。

○二見康之議員 予算が1,400万円ほどということですが、現地のほうで伺った話によりますと、現地活動費が200万円ぐらいたと聞いております。これは感覚もあるんでしょうけれども、上海の経済事情とかを考えると、物価とかも結構高いから、私としては若干少ないのではない

かなというふうを感じるんです。それ以上に、まずは1年間語学研修を行って、その後2年間勤務されるわけなんです。そうしたときに、中国は人間対人間の信頼関係というものを結構重んじられる方が多いそうなんです。政府関係にアテンドして、しっかりと人間関係をつくられて、でき上がってこれから仕事をしようと思ったときに、宮崎のほうに帰ってこられて国際関係業務に携わられる。現地のほうとしましては、もっと現地で働いてくれるような人を望んでいらっしゃるんですが、派遣の期間を長くすることができないものか、商工観光労働部長に続けて伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 上海事務所においては、先ほどもお答えしましたとおり、派遣している県職員が所長として現地での人脈づくり等に努めてきているところであります。現在、それに加えて、宮銀から派遣いただいている職員と日本語の堪能な現地職員1名を副所長という形で配置しております。いわば事務所全体として現地の人的なネットワーク形成を図ってきているところであります。お尋ねのありました件については、今後の事務所のあり方にも関連するとともに、人材育成、人事管理面といった整理すべき課題もありますことから、関係部局と十分協議しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○二見康之議員 アジアに注目されるのであれば、多少重点を置いてもいいのではないかとこのように考えております。

林業公社の件など、時間が来ましたので残してしまいました。一般質問でも木材価格の課題とか出ておりますが、さきの2月議会の際にも、知事にもお越しいただいて委員会のほうで

御答弁いただきましたように、木材価格というものは国際的に非常に不安定な状況でありますので、しっかりとした改善策並びに、今後、長期にわたって残すのではなくて、何とか自分たちの任期中に片をつけられるような視点も踏まえて、林業公社の問題については取り組んでいただきたいというふうにお問い合わせしまして、一般質問を終わります。(拍手)

○中野一則副議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) きょうは一般質問の最終日。今、我が会派の若手のホープが先鋒としてここに立ったわけですけれども、次鋒で立たせていただきました。山のにぎわいと言われぬように、ちょっと頑張らねばという強いプレッシャーを背中に感じながら、まずは知事に、政治姿勢に関する問題から伺ってまいります。

九州広域行政機構についてでありますけれども、これについては、この議会でたくさんの議員が質問いたしましたので、重複を避けまして、この場からは、まず、この機構を立ち上げるに至っての手順はどういうことを踏まえてなされるのかということ。それからもう1つは、これが設立された際には、宮崎県はそこに参入していくということが前提条件とされているのか。この2つについて伺いまして、後は自席からお尋ねをいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

九州広域行政機構の設立についてであります。厳密に申しますと、九州広域行政機構というのは、国の検討に際し九州地方知事会として提案した制度の名前でございまして、それを受けて、具体化をされる出先機関の廃止、地方移管の受け皿となる組織の設置についてというこ

とになるかと思っております。現在、政府から示されている法律案におきましては、国の出先機関の受け入れに当たっては、移管を希望する地域において広域連合を設置するとともに、移譲対象機関や移譲開始日、組織体制等を定めました移譲計画の認定を受けなければならないものとされております。具体的な手続としましては、広域連合の設置について、構成団体の議会の議決を経て総務大臣の許可を受けるとともに、出先機関の移管について、あらかじめ関係市町村の意見も聞いた上で、構成団体の議会の議決を経て移譲計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けるといった流れになっておるところでございます。なお、受け皿となる組織の区域につきましては、現在の国の出先機関の管轄区域を包括する区域とされておりまして、九州におきましては、沖縄県を除く全県が対象区域になることが想定されますので、その場合は本県も加入することが前提となるものと、制度的にはそのようになっておるところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議員 1県だけでも抜けたら、これは設立できないんだということでもあります。知事もこの議会で特に感じられていると思うんですけれども、たくさんの議員から、知事のリーダーシップ、政治姿勢に関してかなり厳しい質問がありました。これはどういうことかということ、私も含めてなんですけれども、今、県議会には、河野知事というのは本当に宮崎のためになるんだろうか、このままでいいのかという懸念がだんだん広がってきているんです。ですから、このことを知事は率直に聞いていただくことが必要だな、肝要だなということを申し上げて、再質問に入ります。

今言われたように、これは宮崎が抜ければだ

めだ。それから、これまでの流れの中で、知事として宮崎のためにどうあるべきかということいろいろな場で発言してきているということでありました。宮崎のことを一生懸命考えていただいている。結果的に、知事が主張されてきたことがルールとして制度設計なりに盛り込まれなかった、あるいは九州地方知事会の中で合意がとれなかったとき、言いかえすと宮崎のためにならないなという判断に至ったときに、果たして知事は、いや、おれは入らないよと拒否されるだけの勇気をお持ちかどうか大変心配なんです。今の答弁にありましたように、いやいや、これは市町村の意見を聞くことになっていますから、あるいは議会の皆さんの議決が要るんですよと。今回の瓦れき問題と一緒にしてしまうんじゃないかという強い懸念を持っているんですけれども、まず、宮崎のためになるなら判断と、加入することに対しての知事のしっかりとしたスタンスを、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、政府が示しております法律案におきましては、今回の改革の可否を左右する幾つかの課題というものが具体的になされていない、もしくは政令にゆだねられている、そういう状況でございます。したがって、九州知事会としましては、現時点において、政府の制度設計に沿って出先機関の受け皿の設立を目指すというところまでの結論に至っているわけではございません。関連法案の提出を含め大変不透明な状況でございますが、仮に受け皿の設立を具体的に検討することとなった場合には、大事なことは、本県におきましてさまざま議論がなされております、またいろいろな御意見をちょうだいしております、インフラ整備等の地域間格差の是正、そして九州の

均衡ある発展に資する仕組みづくりに向けて、本県の考え方を改めて強く主張するとともに、県議会、市町村、そして県民の皆様の御意見を十分に踏まえた上で、最終的には、宮崎県知事として軸足を宮崎に置いた上で、本県にとって最良となるような判断をしてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 しっかりここに基軸を置いてリーダーシップを発揮していただくということを、ぜひともお願いしておきます。

そこで、これに係ることで、今、インフラ整備等を言われました。それで、例えば地域自主戦略交付金を見てみますと、4月7日だったですか6日だったですか、配分額が決定して配分されました。沖縄県を除く全国46都道府県総額が5,406億5,700万だったですか。沖縄を除いて九州7県が875億7,000万円でした。宮崎県が83億3,300万円、これは7県トータルの中の9.52%しかないんです。もちろん最下位です。しりから2番目はどこかといったら佐賀県なんです。佐賀県は90億3,400万、本県より7億100万多いんです。隣の鹿児島県154億4,000万、本県の1.85倍。鹿児島の54%しか本県はないんです。このことについて知事はどうお考えになるのか。それから、なぜこんな数字が出てくるのか、その算定手法はどうなっているのかを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘ございました地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金は、昨年度創設されて、ことし2年目でございます。昨年度の数字も含めて大変低い数字になったと、不本意に思っておったところでございます。今年度は、全体のおおむね8割が各都道府県が要望します継続事業の見込み額を基礎といたしまして、残りの部分が道路延長や財政力な

どの客観的な統計指標に基づき配分される仕組みとなっておるわけでございます。本県が強く要望しておりました、客観的指標に未改良の道路延長を加えるというのが今年度は認められたものですから、全国に占める本県の割合というものが一定程度増加しておるものでございますが、継続事業分の配分につきまして、昨年度の交付実績をベースに算定がなされたことから、大幅な改善には至っていないところでございます。算定の全体が本県のようにインフラ整備がこれから行われるというところに有利になっていない状況がございまして、これにつきまして強く見直しの要望を行っているところでございますが、今言いましたように一定程度改善がされたということで、少し伸びがあったところでございます。今後、本県にとって有利となりますような客観的指標による配分割合を高めることを求めていきますとともに、社会資本整備のおくれた地域の実情、また財政力の弱い本県のような団体に配慮した算定となるよう、国に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今の2号算定、客観算定が18億余りで2割ぐらい、そのとおりなんです。ただ、これは長年かかって本県が、まず、基準財政需要額の算定の中に未改良区間を入れてくれということはずっと引き続き努力してきた。これがかなえられたというのは一步前進かなと思います。しかしながら問題は、8割を占める1号算定額、ことしであれば64~65億ぐらいになるんでしょうか、ここのところが問題だと思うんです。これについては要望額に基づいて云々となっているんですけど、どうしても佐賀県より7億も少ない数字が出るということが理解できないんです。どうなっているのかまず知りたいわけです。

そして、今のは一括交付金ですから、まずは内閣府が示したものを、各省庁から具体的に必要な予算が配付されるわけですね。その中で、例えば県土整備に係る補助公共事業と交付金の総額を見てみますと、今年度内示された分は302億1,800万なんです。これを対前年度と比較しますと、前年度は暫定でしたから、3次補正の後を見ると341億6,500万、ですからマイナスすると39億4,700万も少ないわけなんです。このところも、なぜこうなったのかということ、まず知事にお伺いいたします。また、これをどう感じているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今御指摘がありました国土交通省の予算の配分方針におきましては、国民生活の安全・安心の確保や真に必要な社会資本の着実な実施に重点を置くとしておるところでございまして、残念ながら、今回、具体的な配分につきまして、国の判断によりそのような数字となっております。社会資本の整備がおこなわれている本県にとって、大変厳しい状況であると考えておりますので、引き続き、必要な補助の額というものについて要望に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 国の判断でこうなってしまった——そうなんです。だから、なぜ国がそんな判断をしたかということなんですけれども、これだけ不足しているというのは、とにかく裁量的な部分をばっさり切られてしまった結果だと思うんです。対前年度比11.6%の減です。こんなことになったわけですが、この予算というのは、2月定例会で知事が我々に提案された補助公共事業費、県土整備に係る分です。これについては351億1,800万を計上されたんです。我々は真剣にやってそれは認めた。これと

比べると49億円も足りないわけなんです。このことが今後どんな影響を与えるのか、極めて心配なんですけれども、まずはその入り口として、我々に予算を上程されるときに予算編成に際しての基本的な姿勢、それとこのことに対しての所見をあわせてお伺いしたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） この公共事業予算でございますが、厳しい状況の中で財政改革の推進に取り組む中で、第3期の財政改革推進計画に基づき、前年度の95%の範囲内というのがまず基本姿勢としてございます。一方、国の公共事業予算についてでございます。近年の削減方針に加え、今年度は東日本大震災の復興分を除く一般会計ベースで8.1%の減となっております、本県の補助公共事業等への当初内示額は、御指摘のあったように大変厳しい状況ということでございます。今年度予算におきましては、何とか県でできる範囲でということで、県単公共事業につきましては、23年度に対前年度比24.1%増としたのに続いて、さらにその上、2.3%増ということで最大限の配慮を行ったところでございますが、本県の公共事業予算の大宗を占めるのは補助公共事業でございます。一方で、直轄事業はある程度の事業量は確保できたわけでございますが、この補助事業予算の確保に向けて引き続き努力をしまいたいと考えております。

○坂口博美議員 特別枠については、本当に感謝もしているし、ありがたいなと思っております。高い評価をしております。ただ、国の予算が8.1%減ったからということに関連づけられましたけど、では、九州7県の減額率がどれだけになっているかということと5.7%なんです。宮崎は11.6%ですから、九州平均の2倍以上なんです。だから、ここのところは真剣に受けとめて

対応していただかなければいけない。申すまでもないことですが、当初予算を組むに当たっては、財政改革の視点から必要最小限度というのが一つあると思います。それから当然、プロですから歳入見通しというのも立てられると思うんです。幾ら来るかわからんのに予算が組めるということはないわけですから。だが結果的にこうなってしまったわけでありまして。言えますことは、見通しを立てていた、充てていた県費の裏負担というのが当然塩漬けになってしまいます。せっかくの知事の配慮の特別枠というのはそこで吹っ飛んでしまうことになる。だから、予算編成にはもっともっと真剣な取り組みと、やっぱりいただくものは何があってもいただけてくるんだという取り組みが必要だと思うんです。今申し上げました補助公共の39億4,700万ですか、この中の95%、37億4,000万は道路費なんです。道路費だけがごっそり落ちたわけなんです。県土整備部長に伺いますけど、県土整備行政としてこのことはどう本県に影響を与えるのかをお答えいただきたいと思っております。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県の道路関係予算の内示状況でございますが、東九州自動車道を初めとする直轄事業につきましては、要望額の上限で前年を上回る配分が示されましたことから、着実な事業進捗が図られるものと期待をしております。しかしながら、御質問の県の補助事業と交付金事業につきましては、対前年度比18%の大幅な減少となっております。このように急激に予算が減少しますと、計画的な道路整備が困難となり、県民生活の利便性向上にも支障を来しますとともに、地域の経済や雇用を支えている建設産業に対する影響も懸念されるところでございます。道路を初めとする予

算の確保につきましては、これまでも国に対し繰り返し要望を行ってきたところでありますが、今後とも、さらなる予算の獲得に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

今言われたように、いろんな影響——ただ道路が延びないだけじゃないんです。申すまでもないことですが、土木行政の果たすべき役割は、資本のストックは当然ですけれども、地域における経済への貢献でありますとか雇用への貢献、それから法が求めております健全な建設産業あるいは建設業の育成、この責務も県に課せられているわけなんです。それがために県はいろいろ知恵を出しながら、一般競争入札、そして総合評価制度というのを、試行を重ねながらやってきているわけなんですけれども、本県の総合評価制度というのは、専門性を物すごく狭く求めていく総合評価制度なんです。言いかえますと、よし、おれのところは道路で専門性を高めて道路の技術で飯を食っていこうというところは道路に特化していく、あるいはほかの河川だ港湾だというところはそっちに行ってしまう。そこで、こんなに県が考えた、あるいはいろんなことを総合的に判断しながらこれだけの予算を確保しようといったところが、極端に抜けてしまった。

今、直轄と言われたけど、直轄の港湾なんて330%からふえているということです。県の場合には港湾50%ですけれども。そんなことの中で一生懸命やっていた。どの点数から見ても100点取れるような業者が入らないわけです。一方では、ことしはいよいよいかなかな、点数ぎりぎりだなと思ったところが、K値だなんだが機能していったら思わぬ仕事が入ってくる。これは健全なる企業の育成という精神にはちょっと問題

ありじゃないかなと思います。まじめに一生懸命頑張っている業者でも契約に結びつかない。倒産をすれば途端に経済混乱、失業者です。まじめに取り組む者が報われるような制度に改めるべきだという気がいたします。ですから、この道路予算、何としても確保しなきゃいかんわけですけども、これについての知事の考え方というのをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、道路予算は、インフラ整備のためにも、またさまざまな産業の振興、地域社会の維持という観点からも幅広く効果のある、本当に重要なものだという認識でございます。今回の内示を踏まえ、補正予算なども含めまして、必要な道路予算の確保とおくれている地方への重点配分がなされますよう、先日も、私が都合がつきませんでしたので、副知事に国交省のほうへ要望に行ってもらったところでございますし、近々、九州地方整備局長と意見交換をする機会等もございませぬ。そのような機会というものをとらえまして、私も東京に足を運ぶなり、積極的に国等へ強く要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひそれは何が何でもやらないかんと思うんです。補正なんかもことしはある意味ではチャンスが来るんじゃないか。今、国は全く言っていないけど、消費税増税でしょう。それから選挙でしょう。こんな経済状況。やっぱり準備を整えるべき。ただそこで、道路の補正予算を獲得するんだと言われたって、道路、経済対策で補正をやろうと国がしたときに、用地がなければこれは成り立たない話です。今、用地のストックはほとんどない。本気でやるならば、まず用地のストックを早速始めるべきだと思うんです。そして、補正いつでもいらっしゃいと。「うちは、補正されるけど

土地がないから要りません」が今までの繰り返しだったんです。こんな轍を踏まないことを要望しておきます。

それから、本県の場合は総合評価制度というのが、工事内容とか物すごく専門性を問われるわけなんです。ですから、企業の努力とか技術力が公平に報われないと今言いましたけれども、これについては受注が偏り始めたという指摘が、この議会でも2人ほどの議員からあったと思います。こういったことについても本気で是正していかなければいけないと思っております。そのためには、まず予算の張りつけ方、それから入札制度のあり方。入札制度も、指名競争入札は談合が起こった。だからいい点、悪い点がある。一般競争入札に行った。なかなか出口が見えずに試行錯誤を繰り返している。両方とも、何がよくて何が悪かったのか、悪い点は排除できないのか、あるいはストッパーをかけられないのか、そういったことを一回全体を見直して——一番大切なのは、発注者側の立場で判断してもいけない、受注者の立場で判断してもいけない、エンドユーザーのためにいかにいいものを提供できるか、納税者感覚にいかに沿っていけるか。この視点から総合的に判断する必要があると思うんです。今までかたくなに、一般だ一般だとこだわってきてたんですけど、そこらを、エンドユーザーのため、それから納税者のための見直しというものに、いま一度本気で取り組まれる気はないのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘をいただいたものと受けとめておるところでございます。これまで入札制度改革というものの、県民の県政に対する信頼回復ということで、公正・透明で競争性の高い一般競争入札へ移行したと

ころでございしますが、その後、さまざまな御意見、また現場の実態等を踏まえて、今御指摘にありましたような見直しがなされ、地域に貢献している建設事業者が受注しやすい環境づくりに努めてきたところでございます。今後とも、建設産業の果たす重要な役割をしっかりと踏まえ、幅広くさまざまな御意見を伺いながら、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方も含めて、必要な改善というものに努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 一般競争入札という枠組みの中でということとわがわからないんです。指名にしてくれというんじゃないんです。そんな枠は一たん外して、何が本当に県民のためか、総合的にどれがすぐれているか検討したらどうですかと言っているんです。ここにも柔軟に聞く耳を持ってほしいと思います。これは要望にしておきます。

今、知事の政治姿勢に絡んで交付金絡みのことを申し上げてきたんですけれども、とにかく九州の中で交付金の限度額が最下位という中で、仮に広域行政機構が設立をされた、そこでさまざまなことをやっていって——一括交付金というのはそこに入ってくるわけです。そうなると、どんな分け方をするかとなったときに、「いや、宮崎はインフラがおくれているから、JRもだめだ、飛行場もまだまだだ、国道、県道だってまだまだだ。だから余計くれ」と言たって、よその知事はうんと言えないですよ、立場上。そのとき、やっぱりベースになるのは、宮崎県は全体の9.52%じゃないか、ここから勝負だよということで、今のおくれはずっとついてくるんです。こういったことも含め考えたとき、なぜ宮崎だけがこんなにぼっさりやられたのか。「宮崎の道路は命の道なんです。

何とか国土交通省さん、やってくださいよ」とお願いしながら、一方では、「ちょっと待ってくれ、こんなもの廃止しろ廃止しろ」でしょう。僕が国土交通省だったら、宮崎の道路なんか全部ぶっちぎれとやりますよ。それは僕のげすの勘ぐりかもわからないけど、こういうことも心配している。だから、もっと宮崎の立場に立った判断をしていって、これはだめだぞとなったときは、「いや、おれは抜ける」という奈良県のような英断も必要かなという気がいたします。先ほど知事のスタンスを聞いたんですけど、改めて、こういったことに対しての考え方を聞いておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな御指摘がありました。整理しますと、奈良に関しましては、今回の出先機関の受け皿いかんというのはまた別の理由で広域連合には加入されていないというところがあるわけでございます。

それから、今回、本県だけがぱっさりというところを出先機関改革と結びつけての御指摘もございましたが、九州地方知事会議の中でも知事の中に温度差があるわけでありまして、もっともっと積極姿勢の知事もいらっしゃる状況の中で、ほかのところは削られていないという状況もあるものですから、必ずしもそこが直結するというふうには考えておらないところでございます。

済みません。御質問に対するところでございますが、いずれにせよ、国の出先機関改革につきまして、県議会を初め、市町村、経済団体、本県選出の国会議員、さまざまな懸念の声というものを真摯に受けとめておるところでございます。今回の改革の正否というものは、あくまで制度設計がいかになされるのかにかかっていると考えております。政府から具体案が示され

ていないわけでございますが、今回の改革が真の地方分権に向けたものとなるように、いかに制度設計に向けて本県の立場というものを求めていくことができるか、そういう具体化ができるかというところがポイントになるということでございます。今回の議論の具体化の中で、本県の対応については慎重に考えてまいりたい、あくまで宮崎に軸足を置いて考えてまいりたいと思っております。

○坂口博美議員 ほかの県が切られてなくて本県が切られたから心配しているんです。鹿児島にしても佐賀にしても、総務省ではあるけれども、やっぱり百戦錬磨かもわからない。だから、なぜ宮崎がというところにどうしても懸念を持つわけなんです。

この後にやる質問、防災拠点整備に関して、前もって、知事、副知事、それから各部局長が去年1年間どれぐらい在庁していたんだろうということを報告してもらいました。一番県庁によくおられたのが知事なんです。一日じゅう県庁にいましたよというのが昨年は215日、ちょっと来て出ましたというのが44日、合わせて259日、断トツなんです。よく考えてみると、土日祭日を引いたら244日しかない、それ以上おられた。頑張っておられるなど改めて敬意を表すこともあるんですけど、いや待てよ、事あるごとに、おれは国に頼んでいるんだ、自分の国との関係を生かして宮崎のために要望活動をやっているんだと言うけど、一体いつ東京に行かれたんだろうという疑問が生じたわけなんです。古い話になりますが、故松形知事は歩かれることで有名だったんです、霞が関に行っても。エレベーターを使われない。僕も委員長でついていったことがあります。当時陳情が多かったからですね。エレベーターを使われないはずで

す。各階を歩いて、課長、主幹、係長のところまで事細かに全部回るんです。だからエレベーターに乗っている間がないから乗らないだけで、運動のためじゃなかったということをして、行って初めて知ったんです。知事、もうこれは要望にとめますけれども、今後、陳情のあり方をもうちょっと工夫していただく必要があるのかなというふうに思います。これはお願いをしておきます。

続いて、防災関連ですけれども、去る3月31日、阿部勝征東京大学名誉教授を座長とする「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、2003年の想定を大きく上回る震度分布でありますとか津波高の発表をいたしました。これを見ると、震度7に該当する面積というのが約20倍の7,000平方キロメートルです。それから津波高20メートル以上の津波を受けるよという自治体数、これはこれまでの想定ではゼロだったんですけれども、23の市町村に上っております。今回、その基本としたというんでしょうか、想定したマグニチュードを「9」で想定しているんです。この9はどういった根拠に基づいての想定なのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 南海トラフの巨大地震の想定規模につきましては、議員から今御指摘がありましたように、内閣府が公表した昨年12月27日の中間報告、及びことし3月31日に第1次報告ということで説明されているところでございます。一般的に地震の想定規模につきましては、震源域の面積と平均応力降下量（地震の際に断層がずれることによって解放される力の大きさ）を示しておりますが、これらによって算定されているところでございます。今回の報告書では、東日本大震災の状況を

踏まえまして、新たに南海トラフで連動して地震が発生する可能性がある想定震源域を示しております。その面積は11ないし14万平方キロメートルと大幅に拡大されたところがございます。これに伴いまして地震の規模がマグニチュード9.0ないし9.1とされているところでございます。内閣府では引き続き、南海トラフの巨大地震の地震・津波想定についての検討が進められているところでございまして、今後さらに詳細な報告がなされるものと承知しております。

○坂口博美議員 では、今までの古い2003年基準での設定、それから今回のマグニチュード9を比較したとき、地震のエネルギー量はどんなぐあい違うのか、統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） これまでの想定地震の規模につきましては、東南海・南海地震については、中央防災会議が平成15年度に公表した地震・津波の検討結果をもとにマグニチュード8.6、また日向灘地震につきましては、県独自の検討によりマグニチュード7.5を想定しておりました。マグニチュードと地震エネルギーは対数関係にございまして、一般的にマグニチュードが0.2上がるごとに地震エネルギーはおおむね2倍になるという関係にございます。したがって、今申し上げました数字等の関係で申し上げますと、マグニチュード9の地震エネルギーは、マグニチュード8.6との比較では約4倍、またマグニチュード7.5との比較では約178倍ということになります。

○坂口博美議員 そうなんです。だから、先ほどの11万平方キロメートルは東日本大震災より1万平方キロメートル多いんです。14万平方キロメートルというのは、トラフから境界面10キロメートルより浅い水域を足したものだからと

いうことで、九州からパラオあたりまで延びる可能性があるということで、膨大な地震エネルギーの可能性を持った宮崎県ということに立場が変わってしまったということ認識しなきゃいけないと思うんです。そうなりましたときに、県が設定すべき震度分布と揺れの長さ、そしてまた宮崎市における津波高と、津波が発生して宮崎市までどれぐらいで到達するのか最短到達時間、これについて教えてください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 内閣府が公表した資料によりますと、震度分布につきましては、本県において沿岸の3市5町で震度7の揺れが発生すると見込まれております。その揺れの長さにつきましては、これまでの報告もそうなんですけど、特に公表はされておられません。また、津波につきましては、今回、11パターンのケースを想定して検討がなされ、沿岸の各市町ごとに最大の津波高が示されております。最も高い数値といたしましては、串間市の15.8メートルでございます。また、御質問の宮崎市につきましては、最大の高さが14.8メートルと示されているところでございます。津波の到達時間につきましては、各ケースごとに1メートルの津波が沿岸に到達する時間が計算されておりまして、津波発生から到達まで13分から14分とされているところでございます。

○坂口博美議員 揺れの長さは示していないと思うんですけど、当然ながら、178倍のエネルギーでしょう。震度7にしても時間が短縮されることはないと思うんです。長くなれば津波の心配がよほど出てくると思うんです。そういった中で、危機管理機能の万全を期すべく事業計画、いわゆる本庁版BCPを県は策定しています。ここにある第1グループ、すわというグループですね。これの位置づけとその体制につ

いて教えてください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） ただいま御紹介いただきましたように、BCPに県庁で今取り組んでいるところでございます。これは「組織における業務継続計画」の略称でございます。現在、大規模な自然災害や深刻な感染症が発生した場合等に備えまして、本庁版BCPの策定作業を行っているところでございます。この中で、万一、巨大地震等が発生した場合には、直ちに非常時体制に移行し、通常業務を一たんすべて停止した上で、地域防災計画等に定めた初動対応の業務に全庁的に当たることとしております。あわせて、その他の業務の中でも優先的に行うべき業務を3段階に分類し、直ちに実施・再開する業務を第1グループとして位置づけることとしております。第1グループの具体的内容につきましては、現在検討を進めている最中でございますけれども、想定されますのは、庁舎内の人命にかかわること、ないしは重要なインフラの復旧等が該当するものと想定しているところでございます。これらの業務遂行に当たりましては、責任ある組織体制が不可欠でありますので、知事や部局長等が対応できない場合の代理の規定、ないしは業務が長期にわたる場合の交代勤務のあり方等についても盛り込む必要があると考えているところでございます。

なお、今年度は、出先機関におきましても、地方連絡協議会や県外事務所ごとに地域版のBCPを策定することとしておりまして、それぞれの地理的条件や事務所の立地環境等を踏まえた検討を行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 では、仮に大規模な地震あるいは津波が起きたときに、市町村との連携はどう予定されているのかお伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 大規模な災害が生じた際には、県、市町村を挙げて対応していくことが必要だと考えております。その防災行政の県と市町村の役割分担につきましては、災害対策基本法において定められておりますが、この中で、大ざっぱに申し上げますと、県は、災害から住民の生命、身体、財産を保護するため防災計画を策定し、市町村等が行う防災に関する事務・業務を助け、かつその総合調整を行う責務を負う。また、市町村につきましては、各地域における防災計画を策定し、実施するとされているところでございます。具体的には、例えば県としましては、単独の市町村では対応できない大量の物資・要員の確保などにより市町村の業務を直接支援、また、複数の市町村、さらには県を超えた広域的な連携、あるいは自衛隊、警察等の関係機関との連携を行う上での総合的な調整業務を行うということになっているところでございます。一方、市町村では、住民への災害情報の伝達、避難場所の確保、誘導、避難所の運営など、直接、住民、地域の方々への対応を行っていただくこととなります。

なお、今回の東日本大震災におきましては、市町村の庁舎が被害を受け、行政機能が完全に失われてしまうというケースも発生いたしました。県といたしましては、このような状況も想定し、市町村の災害対応活動のバックアップ体制が必要であると考えておきまして、議員から御指摘のありました平時からの連携について、重要な課題として検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 そういった中で、せんだって県は第1駐車場のボーリング調査をやったんだけど、これはその施設を整備しようという

目的の一つだと思うんです。その評価がどうであったのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点施設の整備につきましては、昨年度の庁内の関係課長等から成る検討委員会におきまして、本庁域の敷地が望ましいとされたものであります。この本庁域の敷地につきまして、議会の皆様から、大地震発生時の液状化の可能性について御指摘をいただいたところでございます。このため、県庁外来者第1駐車場につきまして、専門的な見地から候補地として適当かどうかを検討するため、ボーリング調査1カ所を実施したものであります。この調査結果によりますと、地下43.6メートルに、くいの支持層となる基盤岩があることや、地下3メートルから8.6メートルの砂の層において液状化が発生する可能性はあるが、大規模な地震が発生した場合においても、地表変位は3.8センチメートルと軽微な程度であるということでした。また、この結果を踏まえますと、建物部分は一般的なくい基礎とし、駐車場等の建物以外の部分は地盤改良を行うなどの技術的な対策によりまして、液状化への対応は可能であると考えております。

○坂口博美議員 金をかければ液状化は問題ないんです。1カ所穴を掘られたけれども、大淀川の底を見られたことがありますか。宮崎観光ホテル前は軟岩が出てきます。あの岩がここに来たときには、先ほど言われたように46メートル幾つまで深くなる、そんな変則的なところなんです。でもそれは、先ほど言いましたように金をかければ、建物は。例えば東京スカイツリーだってそうです。軟弱なところに。日本海の石油掘削基地なんていうのは、もっと荒い条件のところのしっかり台風でももっています。金をかければどうにでもなる。問題は、先ほど

言いましたように津波です。知事に先ほど申し上げましたように、平日は244日、1日9時間職員の皆さんが拘束されたにしても2,196時間でしょう。365日掛ける24時間、8,760時間で割ったら25.07%です。4分の1にしかならない。確率で言うと、災害が起こったときに県庁にいる割合と比べて、いろんなところにいる割合、とにかく県庁に人がいない割合というのは3倍なんです。3・11を見てください。気仙沼の映像でも、あんな状況で音を立てて、13分後に最初の1メートルが来るんです。それからわんと来る。だれがここに出てくれますか。そんな職務命令を出しますか——出しちゃいかんですよ。だから、こういったことを真剣に検討し直して、これはゼロから考え直すべきだと思いますが、知事に改めてこの考え方を伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな危機管理の観点からの議論、また御意見を今拝聴しておったところでございます。現在の検討状況というものをもう一回整理して御説明いたしますと、昨年の大震災の直後から、いかに業務機能を維持するかということで検討を進めてまいりました。そして7月に庁内の関係課長等から成る検討委員会を立ち上げて、その結果を12月の議会においても報告させていただいたところでございますが、そのときに、液状化の視点、それから今御指摘もありました津波の視点というものも御指摘をいただいたところでございます。そういった御指摘を踏まえて、現在、あくまでこれまでは庁内レベルの検討でございましたので、専門的な見地からの検討を有識者の検討委員会でさせていただいております。施設の場所、機能について、一つのたたき台ということで、今、本庁周辺ということでボーリング調査

などを行ってやってきたわけですが、有識者から成る専門委員会では、さまざまな整備パターン、選択肢というものを踏まえた検討を行う必要があると考えておるところでございます。県議会を初め県民の皆様の御意見も今後十分お聞きしながら、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひそこらは、いろんな人から意見を聞いて総合的に判断を……。

県土整備部長あたりはおわかりになると思うんですけども、ボーリングをお願いした。3.8しかない、5層になっているから大丈夫だ、液状化は心配要らない。では、液状化が起こらないのなら、なぜ岩着でやれと言うんですか、そんなに深くまで。摩擦でもちます。周りはみんな摩擦でもってます。県がこういう方向からやってくれないかと言えば、業者さんは忠実だから、それに沿ってやります。でも、ここが強固な建物ができたにしても、岩着の民間の建物がこの周りにいかほどありますか。それらが倒れる——倒れないんです、摩擦で。くいが打ってあればですね。重さで支えるだけじゃなくて摩擦で抜けない。液状化が怖いのは、摩擦ゼロになって抜けるから怖いだけです。そこらももう一回、総合的に何をやるべきか、みんなの知恵を出し合って。最後にはお金が要るわけなんです。総務部長に再度伺いますけど、仮にこれをやるとするときに、その財源の性格はどうなっていくのか、それから本県の財政力の余力というのはどうなるのか、伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点につきましては、今後、施設の機能や規模、建設方法などについて調査・検討を行うこととしておるわけですが、その財源につきましては、

これらの検討と並行して進めることにしております。具体的な財源の内容等につきましては、施設の機能や規模等がどのようになるかにより異なってくるものと認識しておりますけれども、財政基盤の脆弱な本県にとりまして相応の負担が生じるものでございますので、できるだけ負担の少ない方法等について検討を行うとともに、国に対しても必要に応じた財政措置を要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ずっと先のことで、今からのことだけれども、今の答弁を聞いていると、財政力が弱いんだよなということ。ですからできるだけ負担の少ないものがほしいんだよな、国とも相談するんだよといったとき、具体的にはそれが行き着くところといったら、まず起債を出して、よしんば、後年度交付税措置がある起債を出して建てなきゃ金もないんだよということだと思っております。そうすると、震災に直接かかる真水部分だけにしか、国はそんなもの認めません。おのずと財源の限界もある。以前、庁舎整備計画があったときはちゃんと管理基金を積んだんです。400億だったか700億だったかその数字が歩いたけれども、それでもやっぱりやれなかった。だから、これをやるとしたら本当に真剣に検討を重ねて、目的を必ず達成できる、無駄もない、市町村ともぴっしやりいくという検討を重ねていただきたいということを、くどいようですが、もう一度知事に確認をいたしたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおりでございます。厳しい財政状況の中でどのように財源をやりくりするかという背景がある中で、この喫緊に迫る南海トラフの地震に対してしっかりと防災機能を維持していく、大変重要な課題でございますので、専門家の意見も伺いなが

ら、幅広い選択肢、整備パターンというものも想定をして、みんなの知恵を集めて宮崎の安全・安心というものを守ってまいりたい、そのように考えております。

○坂口博美議員 くどいなと思われるかもしれませんが、口蹄疫のときを思い出してほしいんです。最初すごく混乱しました。おれの責任、おれの責任、いや、国の責任だ、県の責任だ、市町村だ。結果的には、やっぱり役割分担があって、出先が一番その場を知っている、対応も早いということで、おのずと役割分担が決まりました。そこらをもう一回思い起こして役割分担もしっかり整理してほしい。災害というのは県内一円に満遍なく同じような状況じゃない。あるところはこう、あるところはこうということで、市町村でなければ把握できないし、対応の適正さこれらもやりようがないと思うんです。本当にくどいんですけれども、まず、県がそんなものをつくる必要があるのかないのかも含めて、検討をゼロからスタートすることをお約束していただきたいと思います。知事、お願いします。

○知事（河野俊嗣君） ゼロからということでもございましたが、今の時点で何も決めているものではないわけでありまして。大震災の教訓を踏まえて、防災機能の維持をどのようにしたら図ることができるのかということで、たたき台として庁舎ということを庁内の検討委員会が示したわけでございます。繰り返しになりますが、専門家の意見を踏まえ、今御指摘がありましたような、災害対応の場合の市町村との連携、それから職員の登庁の便宜というようないろんな御指摘がございました。このようなさまざまな御意見を踏まえて、よりよい結論を求めていきたい、そのように考えております。

○坂口博美議員 大切なことだから、一分一刻を争うという気持ちもあわせ持っているんですけども、後悔しないということ、機能するということが何よりも大切だと思うから……。当然のことですけど、あらゆる危機に際して、県民の命を守るということは、県としては何が何でも間違えちゃいかん優先すべき事項というのはわかってお聞きをする。わかっているがゆえにくどくお聞きをするんですけどもですね。そういった観点から、どうしても甘いなと思ったものだからくどくなりました。

今申し上げましたような、例えば、津波と地震を想定したとき、市町村は耐え得るのかといったようなこと、あるいは宮崎空港はどうなるんだ、宮崎港はどうなるんだといったようなこと、ここに人は来れるのか。さらには、知事公舎と副知事公舎が一緒にあります。利便性の上からは一緒のところがいいです。危機管理上はいかがなものか。あるいは県の官舎はいかがなものか。和知川原、霧島ですか、水につかる。ここらでいいものかどうなのかとか、洗い出せばたくさん出てくると思うんです。だから、みんなが知恵を出すことが必要だと思うんです。そのほかにも、例えば宮崎市は、事務管理一括でやっているから、万が一のためにというようなことで、せんだって何か決められました。書類の保存とかそういうことだったのかな、詳しくは知らないけど、一元一括管理ということの盲点をつかれちゃいかんということ。そういった視点も大事なと思うんです。当然御案内と思うんですけど、企業なんかの要人が出張等で移動するときは、飛行機を変え、時間を変え、幾つかの移動手段で。これは万が一のことを考えてリスク分散なんです。これだけの事業ですから、万全を期して、想定外だっ

たということだけは絶対許されないということをお願いしたいと思えます。

次に、温暖化対策についてお伺いをしてまいりたいと思うんですけど、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCが2007年の第4回の評価報告書で、「21世紀の末には、大気中のCO₂濃度は過去65万年の中で一番高い濃度になるだろう。それから大気温度、これは75万年の中で一番高い気温になるだろう。そして海水のpH、これは2000万年の中で最も低いpHになるんじゃないか」というようなことを幾つも公表したわけです。そういった中で温暖化が進んでいるんですが、例えば埼玉県では、温暖化が進むということで、これまでは南国特産とされてきた、例えばマンゴー、バナナ、温州ミカン——実際普及もしているんですけども——こういったものを新たな品目として導入するというので、プロジェクトを立ち上げて今取り組んでいるんです。言うまでもないことですが、温暖化というのは暖かくなることですから、北限とか南限とかいったものが、北半球ではだんだん北上していくことになるわけです。宮崎県は最南端にあるから、これにはいち早く対応しなければいけないんですけども、とりあえず、本県の林業、農業、畜産業、水産業について、どう把握され、どう取り組もうとされているのか、それぞれ部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 現在、本県の林業の分野において、地球温暖化の影響は確認されておりませんが、今後、温暖化の進展に伴いまして、集中豪雨による山地災害や病虫害、干害等の気象害の発生、樹木の成長や分布の変化、シイタケ等の収量の減少等が懸念されると

ころであります。このため、国の研究機関等が調査研究しております温暖化に関する研究報告等の情報の収集・分析に努めるとともに、林業技術センターにおいて、国の試験研究機関や大学等と連携を図りながら、樹木成長を阻害する気象害や病虫害に関する研究、温度変化に対応したシイタケの生産技術に関する研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業、畜産業、水産業などは、天候や自然環境の影響を最も早く、かつ直接的に受けるため、常日ごろからあらゆる変化にアンテナを張りめぐらせておくことが大変重要でございます。とりわけ南九州に位置する本県においては、近年、米の品質の低下、乳用牛の乳量の低下、海中の藻場の衰退などが頻繁に確認されており、進行する地球温暖化への対応は避けて通れない喫緊の課題であると認識をしております。県としましては、平成20年に農水産業温暖化研究センターを設置し、今後の温暖化のシミュレーションや温暖化に対応した本県農水産業のあり方についての研究を進め、本年3月、温暖化を生かす、守る、抑制するの3つの観点から品種や生産技術の今後の方向性を取りまとめた、「農水産業地球温暖化対応方針」を策定したところであります。今後とも、この対応方針に基づき、本県において将来にわたって持続した生産が可能となるよう、技術の開発や普及に力を入れてまいります。

○坂口博美議員 厳しいことばかり言ったから、最後にちょっとほっとするものを……。時間が足りなくて随分残るんですけども、代表して、水に関してですが、県では40年以上かけて高温耐性のニジマスを経営選抜されました。この報道の中で、どうもCOX-2遺伝子が高

温耐性じゃないかという報道がなされて期待がかかっていたんですけど、これはその後どうなったんですか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 通常のニジマスよりも比較的高温に強い高温耐性ニジマスをつくり出す技術は、地球温暖化による養殖の飼育環境の変化にも応用することが期待されております。しかしながら、高温耐性をつくり出すための選抜育種は長い年月を要することから、その短縮が課題であり、県では、高温耐性を発現させている遺伝子を標識とし、この遺伝子を持つ個体を選抜することで育種の短縮化を図るため、その遺伝子の解明を進めているところであります。その結果、お話にありましたCOX-2という遺伝子の有効性が示唆されましたが、標識としては実用的ではなかったことから、新たな遺伝子を探しているところであり、最近の研究では、次の候補の一つとして熱ショックたんぱく質に関与する遺伝子が有効である可能性が明らかになってきたところであります。今後、さらに研究を進め、標識となる遺伝子を明らかにした上で、ヤマメを初めさまざまな魚種に応用してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ今後欲しいですよ。頑張ってください。

それから日本一チョウザメなんですけれども、チョウザメは逆に、低緯度地帯にいたのが、生存競争で追い上げられてだんだん高緯度に逃げてきた魚です。だから、もともと暖かいところの遺伝子を持っていると思うんです。これはぜひ日本一につくり上げていただきたい。チョウザメのキャビア日本一産地づくり100億、これをどう具体的に取り組んでいかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県では昨年、全国で唯一、シロチョウザメの稚魚を大量かつ安定的に供給する体制が整いましたことから、現在、この稚魚を養殖する民間業者の掘り起こしを行っているところであり、これまでに15経営体が養殖を開始しております。県といたしましては、稚魚の安定供給という強みを生かし、養殖を県内に一層普及させて日本一のチョウザメ産地を確立することで100億円産業を創出し、地域の活性化につなげることを目指しております。しかしながら、現在の技術では、卵であるキャビアがとれるまでに10年程度を要することや、キャビアがとれない雄を雌雄判別できるまでの3年程度飼育しなければならないなど、経営効率上の課題があります。このような課題を解決するため、現在、成長や成熟を促進する技術、雌のみの稚魚を生産する技術、さらには、比較的短期間でキャビアがとれる種類の稚魚を生産する技術などの開発を進めているところでございます。今後とも、養殖業者を初め地域の方々との連携を図りながら、本県の目指す姿を早期に実現できますよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 時間が参りましたので、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） それでは、質問をしたいと思います。

午前中の坂口議員の財政問題の質問は、本当にすばらしい質問でありました。私は、もうこれでやめようかなと実は思ったけど、敵前逃亡もできないし、眠いひとときでありますけれども、つき合っていただけたらと思います。

「定常型社会」について御質問しますが、私は、経済というのは専門的に勉強したことがありませんけれども、今の日本の経済を見ているといろんなことが疑問であるわけです。バブルがはじけて以来、ずっと不景気だということで、「失われた20年」という言葉さえも出てきます。それから、デフレの問題もありますし、また、金利がずっと低いということもあります。また、あのバブルはどうして起きたんだろうか、リーマンショックは何で起きたんだろうかと、いろいろ疑問に思うことがあるんですが、水野和夫さんは、リーマンショックを10年以上前から予言していたという方でありまして、この人はエコノミストであります。今、非常に注目を浴びている。そういう方の本を読みまして、なるほどなと思ったものですから、水野和夫さんの話を少しばかりさせていただきたいと思います。

日本は、バブルがはじけて以来、それこそ不景気な状態であったわけですが、実は、2002年から2007年までは好景気だったというんです。景気がよかったというんです。しかも、戦後最長期の、一番長い好景気時代だったと言われてるんです。ところが、我々は、景気がよかったという実感が全然ないわけでありまして。景気がよかったなら、必ずだれかもうかっておるわけです。調べてみたら、大企業がもうけていると。それこそ、高度成長期並みにもうけている

というんです。ところが、そういう好景気時代にも、労働分配率は実はずっと下がっているというんです。どういうことかと、これは。この人に言わせれば、大企業は、グローバルゼーションを利用するというか活用して、そしてもうけることができた。要するに、中国とか東南アジアに人を出して利益を得るということになるわけでしょうけど、ところが、中小企業、それから一般労働者は、そういう力がないものですから、結局、中国やらあるいはベトナムやらと賃金争いをせにゃいかんということで、賃金がますます下がっていくということから、逆に格差がそれで開いてしまっているんだということでもあります。国が、とにかく景気をよくしようと思ってお金を入れる。結局だれがもうかるかということ、大企業がもうかっている。そして、労働分配率はますます下がるということで、その格差がますます広がるんだと、こういうことを言っているわけでもあります。これは多分当たっているんじゃないのかなという気が私もしております。

低金利が続いておりますが、一番金利が高かったときは1974年だそうです。それからじりじり下がってきたんです。そして、バブルがはじけて以来、ずっと低金利が続いておりますが、低金利が続いているのも、投資して、そしてもうけて、金利を払って会社を運営していくというか事業を運営していく、それだけの魅力がないと、この日本に、産業としての伸び代がないんだということを言っております。何でバブルが起きたのかということ、結局投資するところがないものだから、お金が余ってああいうバブル状態を引き起こしたんだと、そういうことを言っております。

そして、リーマンショックですけれども、こ

れも同じようなことだというんです。アメリカもやっぱり投資するところがない。アメリカの場合はスケールが大きくて、レーガン時代から既に——「金融空間」という言葉を使っていますけれども、一つの産業としてこれをつくろうということで——金融の空間をつくりだした。ところが、皆さん御存じのように、リーマンショックということではじけてしまった。日本のほうが実は先行しているんですというんです。先にバブルがはじけた。

今、「日本化」という言葉が使われていますね、御存じだと思いますけど、ヨーロッパやアメリカが日本化しつつあると言われていたんです。何かというと、簡単に言えばデフレです。日本がデフレになったように、アメリカやヨーロッパもデフレになる可能性があるということをおっしゃるわけですね。なぜデフレになるかということ、今さっき言ったように、「底辺への競争」という言葉があるそうですが、とにかく我々労働者というのは、中国やらベトナムやらあの辺と競争せにゃいかんということで、賃金は下へ下へと、これがデフレの大きな原因だということでもあります。そういうことで、一国だけでデフレを直そうというのは、これは無理じゃないかということをおっしゃる。

こうしてみると、グローバルゼーションというのは、結局、次に続くブリックスのためにあるということだそうでもあります。決して日本にとって希望のある話ではないんですが、私は、素人ながら直観的に思いますことは、日本はもう、あの行け行けどんどの右肩上がりの経済成長の時代は過ぎたんじゃないかと。人間で言えば、ある意味じゃちょうど私ぐらいの年かもしれません。若いばりばりのときは過ぎたんじゃないのかなと。もうぼちぼち落ちついた国

にしていかなきゃいかんのではないかと思うわけでありませう。既に製造業はピーク時より2割、3割生産高は落ちております。昔みたいに物をつくって外国に売って、そしてそれでもうけるという時代では実際なくなっているんです。かつて日本がヨーロッパ、アメリカに追いついた。それと同じように、次に続く国が日本に追いついてきたんじゃないのかなと思うわけでありませう。

そういうことで、これからの日本の社会であります、今の現状を維持していく持続可能な定常型社会ということを考えなきゃいかん時代が来ているんじゃないかなと、私は素人ながら思うわけでありませう。この定常型社会というのは、千葉大学の広井良典教授が言われたことでありますが、この言葉は今、随分広がっているみたいであります。前の議会で、私は、知事の先見性について問いました。今後、世の中はどうなるかという問いを出したわけでありませうけれども、私は、今後、このような定常型社会というものを考えた上でいろんな施策を考えていかなきゃならんのではないかなと、思っているわけでありませうが、知事のお考えを聞かせてもらえたらと思っております。

以上、壇上での質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

定常型社会、また、これからの社会のあり方についての考え方ということでございませう。議員御紹介いただきました「定常型社会」というもの、これは、「経済成長を絶対的な目標としなくても十分な豊かさが達成されていく社会」、つまり「ゼロ成長社会」という考え方の

ことであらうかというふうに考えております。これまで、人口増加や経済拡大を基調とします社会経済システムや価値観の中で、経済的な豊かさを追い求め、そしてそれを手に入れてきたわけございませうが、その過程におきまして、都市と地方の格差の拡大や、コミュニティーにおける人間関係の希薄化など、さまざまな課題に直面している、それが今、私たち日本の置かれている状況かと思ひます。市場や社会の成熟化が一層進みまして、人々の意識や価値観が多様化していく中では、一定水準の経済的な豊かさは必要ではあります、恵まれた自然環境、また、人と人とのつながりといった、生活の質の充実というものが、今まで以上に重要視されるように考えております。

このような時代認識のもとに、昨年度、総合計画を策定いたしました、県づくりの基本姿勢といたしまして、「経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換」を掲げたところでありまして、地域のきずな、また、安全・安心な暮らし、あるいは低炭素・循環型社会づくりといった「新しい「ゆたかさ」」の創造を目標に掲げたところございませう。議員御紹介いただきましたようなさまざまな議論というものも踏まえながら、現在、この新しい豊かさという目標に向けて施策を展開しているところございまして、今後とも、社会情勢の変化というのも十分に見きわめながら、本県の確かな未来を築いてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございます。知事もよくわかっておられるようで少し安心しましたけれども、いろんな問題が今、日本にもあります。格差の問題やら、コミュニティーの問題やら、たくさんあると思ひますが、きょう、

1つ聞きたいのは、とにかく今、若者に仕事がないんですね。これが本当に私はかわいそうでかわいそうでしょうがない。自分の仕事を持つということが人間にとって一番幸せだということを福沢諭吉が言っておりますけど、若くありながらこの世に希望を持って生きることができないということは、本当に私はかわいそうなことだなといつも思っているわけです。

そこで、私は、ワークシェアリングの話を取り上げたことがありますけど、先進国ではみんなこれをやっているんですね、ヨーロッパでは。やっぱりこれは真剣に今考えなきゃいかんのではないか。格差の問題もあるけど、格差は国のやることだろうから、知事じゃ格差是正はなかなか難しいでしょうけど、ワークシェアリングだったら何とかなるんじゃないのかなと思っておるわけです。知事、何とかその辺を考えてもらえんかと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 雇用の確保という課題は、わが国における成長、または地域の社会の維持という観点からも、大変重要な課題であります。私も、口蹄疫以来、さまざまな災害が続く中で、何とか経済を活性化していきたい、そして、若者がこの宮崎で活躍する場というものをつくってまいりたい、そのような思いというのは強くあるわけでございまして、ワークシェアリングは、雇用の受け皿の確保として有効な手法の一つというふうに考えられるわけでございますが、制度的に、やはり賃金体系の問題、社会保障制度の問題、さまざまな仕組みの見直しが必要になってまいりますので、国全体としての議論が必要かというふうに考えております。今後とも、議員の御指摘、問題意識を持って議論の動向というものを見守ってまいり

たい、そのように考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、メディカルバレー構想についてお聞きします。

今の話でもわかりますように、今後、日本の製造業というのは、特殊な分野、高度な分野、そういうものに特化して生きていかなきゃしょうがないだろうという気がするんです。そういう意味でも、このメディカル分野というのは見込みがあるんじゃないかと思っておりますが、このメディカルバレー構想について、知事のお考えをまずお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） まさにそのとおりであります。国の新成長戦略におきましても、医療機器関連産業というものが日本の成長牽引産業として位置づけられている。そのような状況の中から、昨年末、全国で26選ばれた特区の中に、この東九州メディカルバレー構想というものが選ばれた、そのような状況でございます。血液・血管関連の産業・研究施設、そういったものの集積を生かしながら、県内の製造業、また医療の充実にも結びつけていきたい、そのような考えておるところでございます。医療機器産業の拠点づくりというものを取り組みの一つと掲げまして、現在、地場企業の参入や取引拡大を図るために、コーディネーターの設置、また、関係企業等で構成します研究会を発足させまして、セミナーの開催や展示会への出展など、さまざまな支援を行っているところでございます。また、医療機器関連産業というものを、重点的に取り組む企業立地の分野の一つとして位置づけて、補助事業についての見直しも行うところでございます。今後とも、地元なり大分、幅広く関係者が連携をしながら、この構想の推進によりまして産業の活性化等に結びつ

けてまいりたい、そのように考えております。

○井本英雄議員 次に、昨年12月には、国より、地域活性化総合特区の指定を受けることができましたが、その後の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。そして、最終的にどのくらいの経済的効果があるのか、どのくらいの雇用を見込んでおられるのか、お聞かせ願えたらと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 総合特区指定後の動きといたしましては、県と延岡市が共同で、宮崎大学医学部に血液・血管先端医療学に関する講座を設置し、県立延岡病院に県北拠点施設を開設したほか、新しい医療・福祉分野の研究開発を目指した宮崎大学の医学部と工学部の連携プロジェクトが発足するなど、研究開発拠点づくりの取り組みが進んでいるところであります。また、昨年10月に発足させました宮崎県医療機器産業研究会の会員企業の中から、新たに医療機器製造業許可を取得する動きや、中核となっております企業においても工場増設の動きが出てきているなど、構想の取り組み効果があらわれ始めたものと考えております。さらに、総合特区として提案している規制緩和及び財政支援の要望については、関係省庁と協議を実施してきており、一部の要望は認められる方向になっております。

次に、将来的な経済効果等についてであります。構想推進によりまして、地場企業の医療機器への参入や医療関連企業の立地、さらには企業間の取引拡大などを期待しているところであります。そこで、特区の目標として、平成26年の——これは宮崎、大分両県合わせた数字になりますが——医療機器生産金額を、平成21年ベースから15%増の1,584億円と設定しており、この生産増加による経済波及効果といたしまし

ては318億円、雇用創出効果といたしまして1,167名と試算しているところであります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

では、次に、公務員のあり方についてお聞きします。

私も県会議員になりまして15年以上過ぎましたけれども、県の職員さんたちとも随分つき合わせていただいておりますが、県の職員は非常に優秀だなと思うことはよくあるんですね。一つのことに対して、これがだめというならば、だめになる理由をわあっと並べるし、これがいいとなれば、また、いいという理由をばあっと並べるし、本当に見事なものだなと思って感心するわけでありまして。しかし、私が感ずるのは、いま一歩勇気を出して前に踏み出すという、これがどうしてもできないというか、「県民のためだから頼むがね」と言っても、「先例がありません」「規則でそうになっております」と、こうやられるんですね。「そういう制度は何のためにあるのか。その制度の趣旨からすりゃこれは大丈夫じゃがろうね」と言っても、「いや、これは先例がありません」、そんな話でなかなか前に進まん。私としては、もう一歩県の職員に勇気というかやる気というか、そういうものを出してもらいたいなと常々思っているわけでありまして、知事は、そういう部下のやる気、勇気というものをどのようにして引っ張り出したらいいとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ただいま、公務員、また県職員に対する微妙なお褒めの言葉をいただいたわけでございますが、ただ、大事なことは、今御指摘のように、チャレンジしていくこと、県民の福祉の向上のために、場合によってはさまざまな新しい課題にも果敢にチャレンジ

していくこと、これは大変重要であろうかというふうに考えております。これまでも、さまざまな研修制度、リーダーシップ、マネジメントに係る研修などを行うというのは一つございますし、職員のやる気、意欲というものを喚起するために、例えば庁内公募制度ですね、こういう仕事をしてみたい——例えば被災地に行って支援をしてみたい、そういう公募制度も行っておりますし、職員の提案制度、いろんな施策なり事務改善、そういう提案制度などを行って、大変意欲的な取り組みは評価する——例えば知事賞を贈ると、そのようなことを行っているところでございます。また、私自身がいろんなところで直接職員に声をかけて議論していく、そしてやる気を喚起する、これも大変重要な取り組みであろうというふうに心がけておるところでございます。まじめで丁寧で安定的な仕事というのはある程度できるということですが、それを一步踏み出す、より意欲を持った果敢な公務員の形成といいますか、そういった人材をつくっていくための努力をこれからもしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 部下は、トップに立つ人によって随分変わってくるものであります。河野知事になって随分仕事がしやすくなったと、そういう県職員の話も漏れ伝わってまいります。でも、これで安心してはいけません。もしかすると部下になめられているのかもしれないから、気をつけてもらいたいと思うんですが、今度の「文藝春秋」に塩野七生さんという——「ローマ人の物語」なんかを書いた人ですが——人が、東北大震災の瓦れきということで書いております。もちろん瓦れき処理というのは最優先課題と言っておりますが、そこに書いてあるのを読みますと、東京都庁に行って苦

情処理係の部署と会った話を書いてあるんです。文章のまま読みますと、「まず、印象的だったのは、話してくれた二人の表情が明るかったことだ。抗議には「黙れ」と言えればいい、なんていうトップを持つと、下にいる人たちの気持ちも明るくなるのか」と書いてありました。トップというのは石原慎太郎知事のことなんです。知事、これが私は政治家だと思いますよ。知事も政治家になったわけでありましてから、そして、今さら知事をやめても向こうに戻るわけにはいかんわけでしょう。だから、官僚気分はさっぱり捨てていただいて、政治家として大成していただきたいと思うわけでありまして。宮崎県庁の職員をもっとやる気にさせていただきたいと思うのでありますが、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 叱咤激励ありがとうございます。政治家として、リーダーとして、今議会におきましても、さまざまな御指摘をいただいております。それを踏まえて、私としましても精進に努めてまいりたいというふうに考えております。県庁組織は、本県にとって最大のシンクタンクであり、最大の組織といいますか、地域振興を図っていくためには、重要な組織であるというふうに考えております。一人一人が意欲を持ってチャレンジする、新しい宮崎を築いていく、そのような気概で仕事をしていくことは大変重要でございますので、これまでも職員とのいろんなコミュニケーションを密にするなど、恐らくこれまでの知事よりは、例えばランチミーティングでいろいろ議論する、出先に行ったときに話をする、それから、庁内の情報システムを使ったメッセージを発するというものは頻繁に行っているというふうに思っているところでございます。今、なめられてはい

かんという御指摘もございましたが、厳しいところは厳しく指摘をしつつも、しっかりコミュニケーションを図りつつ、職員の意欲を喚起できるようなリーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 それから、現在、事業評価をしておりますが、あれを始めてもう既に何年かたっておりますが、これと個人の役目を連動させて、責任を明確にして、それを評価することによって、やる気のインセンティブにするようなことはできないのかどうか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 県が行っております政策評価でございますが、これは総合計画のアクションプランに基づきまして、県の重要施策について、進捗及び成果の状況を分析・検証いたしまして、次年度以降の施策展開に生かすものであります。政策評価の対象である業務に従事している職員が、その熱意と努力によって大きな成果を上げているというような場合には、そのような点も十分考慮いたしました上で勤務評定が行われているものと考えております。

○井本英雄議員 勤務評定が行われているものと思っております。そういうシステムをなぜつくらんのかなという気がするんですけど、もう一度、総務部長、お聞かせください。

○総務部長（四本 孝君） 今申し上げたとおり、政策評価の対象は県の重要施策に限られておりますので、今の政策評価の中で、すべての業務を対象に職員を評価していくということはちょっと難しいのではないかと考えております。実績に応じた職員の評価制度ということにつきましては、今後、地方公務員法の改正の動き等もございますので、これを踏まえまして、

また、国や他県の制度も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

○井本英雄議員 わかりました。

それから、警察官もまた公務員でありますので、警察本部長にお聞きいたします。昨年の全国の警察の不祥事は、懲戒処分が367人、免職と停職を合わせた128人は前年より10人多く、過去5年で最多であります。権力は、権力濫用にならないように、必ずほかからの牽制によってバランスをとるようになっているわけでありませぬ。しかし、警察は、強力でしかも大きな権力を持つ割には、そういう他からの牽制する力がちょっと弱いんじゃないのかなと私なんか思うわけですが、外部からの牽制としてどのようなものがあるのか、警察本部長、お聞かせください。

○警察本部長（加藤達也君） 警察は、強い執行力を有しており、独善的な運営がなされたり、政治的に利用されることがあってはならないことから、その民主的運営と政治的中立性を確保するために、都道府県の住民を代表する合議制の機関として都道府県公安委員会を置き、都道府県警察の管理に当たらせることが警察法により定められております。この管理につきましては、「警察の業務運営における大綱方針を定め、その業務運営が大綱方針に則して行われるよう、事前事後の監督を行うこと」とされております。具体的には、宮崎県警察運営方針や公安委員会規則等を定めるとともに、運営方針等に関する指示を行っていただいております。さらに、毎週開催する定例会における報告、審議、警察署等への視察、各種行事への出席等を通じて、適切な管理を行っていただいております。なお、全国的には、警察職員の不祥事が多数報道されておりますが、本県では、本年中、

これまでのところ、懲戒処分者は出ておりません。今後とも、公安委員会の管理のもと、職員に対する指導教養や、身上把握の徹底を図り、規律違反の未然防止対策を着実に推進し、県民の信頼確保に努めてまいり所存であります。

○井本英雄議員 外部からの力の牽制というのもさることながら、恐らく内部では、自律心を醸成するために何らかのいろんな努力もなされているだろうと思われまます。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○警察本部長(加藤達也君) 警察職員に対する教育につきましては、警察職員一人一人が警察法の精神にのっとり、警察の責務を自覚するとともに、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を高める教育を、さまざまな形で実施しております。

まず、県警察学校におきましては、新規採用時の教育といたしまして、警察職員としての職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性をはぐくむとともに、警察活動に必要な基礎知識、技能の習得及び体力・気力の錬成を図り、適正に職務を執行し得る警察職員の育成に取り組んでおり、本年度は86人を入校させております。県警察学校では、このほかに、第一線で勤務する警察職員に対し、パトカーの運転技術や鑑識業務等、警察業務の特定分野に関する専門的な知識や技能を習得させるための教育・訓練を実施しており、昨年度は、年間を通じて29種類の研修を実施し、合計364人を参加させております。

次に、職員の昇任時に行う教育として、警部昇任者は、警察大学校に約4カ月、警部補及び巡查部長昇任者は、九州管区警察学校に約2カ月入校させるなど、各階級に必要なとされる管理者としての能力の習得に努めさせ、同じく年間

を通じて合計115人を入校させております。なお、これら学校におけるすべての課程において職務倫理に関する授業を実施し、職務に係る倫理の保持に努めているところであります。

また、昨年度は、前警察本部長が県下全13警察署を巡回し、第一線の署員への直接指導を実施し、本年度は、私自身も全警察署を巡回し、署長及び副署長等の幹部に対する直接指導を行っているところであります。今後とも、職員に対する職務倫理教育を組織を挙げて推進してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、交通違反の取り締まりについてお聞きしたいと思います。私も、恥ずかしいことでありますけれども、この前、一時停止違反で捕まりまして3,000円反則金を払ってまいりましたが、そのときのお巡りさんは非常にこやかな対応をしていただきまして、私も別に何も悪い気はしなかったんです。ただ、私の周りに、シートベルトの違反とか、今言った一時停止で捕まった人とか何人かおって、その人たちが私に言うんですね、やったのはもちろん悪いんだけど、捕まえ方が、見えんところに隠れておって、そうして出てくると。これは警察官としてこすいじゃないかというわけです。ああいうやり方をすれば、世の中はますますすぎすぎしてしまうんじゃないかと言っております。それと、捕まえた後のあれが一番大切なんだろうけど、態度が横柄だというわけです。それでむかむかすると言って私に言うてくるわけですが、交通違反の取り締まりは、事故防止のための予防的観点から行っているのか、それとも違反検挙のために行っているのか、警察の基本的スタンスを、このような話を踏まえてお聞かせ願いたいと思います。警察本部長、お願いします。

○警察本部長（加藤達也君）　ここ数年の交通事故の発生状況を見ますと、全国的には減少傾向にあるにもかかわらず、本県におきましては、平成21年と22年が過去最高の1万1,000件、平成23年が1万967件と、高どまりの状況にあります。そのため、県警の運営重点の一つに「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」を掲げ、交通事故防止のために、交通指導取り締まりを初めとした各種対策を強力に推進しているところであります。交通事故は、時間、場所に関係なく発生しているのが現状であり、運転者に交通ルールを遵守していただくため、いつ、どこで取り締まりが行われているかわからないとの意識を持たせることも必要であり、また、限られた警察力で効果的に交通秩序を維持するためには、御指摘のあった警察官の姿を見せない取り締まりも、一般的抑止力の観点から必要な場合があると考えているところであります。警察といたしましては、今後とも、県民の理解と共感を得ながら、適正な取り締まりと違反者に対する説明をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員　次に、神話伝説についてお聞きしたいと思います。

私は、この記紀1300年事業を今、非常に評価しているところであります。この期間を思い切って9年間としたことも、よく英断したなど本当に思っているところであります。恥ずかしいことではありますが、梅原猛さんの「天皇家の“ふるさと”日向をゆく」という本が出版されたときに、私もちらっと読んだんですけど、余り感動を受けなかった。今度こういう記紀1300年事業ということで、梅原猛さんが来るというので、もう一回私もあれを読んでみました。そして梅原さんの話も聞きました。それからま

た、大学の先生たちの古事記の話も聞かされました。そうして、私は、「なるほど。この宮崎県というのは天皇家のふるさとなんだなあ」ということを実感いたしました。天皇家のふるさとなんだ、ここは間違いなくふるさと。神話じゃないんだ。事実、ここは天皇家のふるさとだということを実感いたしました。最初のころに、これは文化事業か観光事業かということの話がありましたけれども、まちおこしで成功したところを私も全国何カ所か見て回りましたが、必ずといっていいほど、まちおこしで成功したところの住民は、そのふるさと、自分の住んでいるところに誇りを持っているんですね。誇りを持っている。これは間違いのない。100%あります。誇りを持っていないところは絶対まちおこしは成功しません。ですから、私は、宮崎県の住民が、自分の住んでいるところは天皇家のふるさとだということを実際に自覚したら、大いなる誇りを持つことができるんじゃないかという気がしているわけでありまして。ですから、知事がまずもって、最初に県民にこの事実をもっと自覚してもらおうという事業を今展開しておられますが、これはいいことじゃないかなと評価しているわけでありまして。

そこで、一つの提案であります。キャッチフレーズであります。今、「神話のふるさと」というキャッチフレーズですね。神話というと、あったかなかったかわからんような言葉です。はっきり言って、事実だというのは信じられん。これを私は、梅原猛さんの言葉どおり、「天皇家の“ふるさと”宮崎」というキャッチフレーズを掲げてみたらどうかなという気がしているんです。知事、ちょっとお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　一つの御意見として

承ったところでございます。議員の御指摘にございましたように、地域を元気にしていくためには、住んでいる住民というものが、その地域に対する愛情、理解、誇りを持っていく、大変重要なことでありまして、古事記編さん1300年という機会をそこに結びつけていきたい、そのような思いで取り組んでおるところでございます。今の具体的なキャッチフレーズにつきましては、梅原先生も講演の中でおっしゃってありました。そういうタイトルで、またそういうテーマで書くことについて、さまざまな御指摘なり厳しい指摘もあるかもしれないけど、自分はまだキャリアの最後なので、そういうことを恐れずれにあえて書いてみましたということかというふうに思っております。本県のよき理解者、そしてよき発信者。あの講演の後も東京新聞の夕刊において、日向神話のコラムを書いていたこと、先日お会いする機会がありましたので、お礼を申し上げてきたところでございます。県として、行政としてそのキャッチフレーズを掲げるというのはいろいろあると思いますが、ただ、よき理解者である梅原先生がそのような本を書いているということは、アピールにしっかりと活用させていただきたい、そのように考えています。

○井本英雄議員 天皇家のふるさと宮崎、ぜひとも考えていただきたいと思っております。

それから、もう一つ提案であります。島根にしても、あそこは出雲大社ですか、それから、三重県に行くとも伊勢神宮という、それだけで人が集まる目玉があるんです。私も行って見ましたが、本当に大きいというか、すばらしいものです。宮崎もああいう目玉をつくらにゃいかん。この9年間の間に何としても目玉をつくっていただきたい。ところが、神社を今さら

大きくするというわけにも、政教分離原則がありますので、そういうわけにはいきませんので、私は、目玉といえ、西都原のあの古墳群じゃないかと。男狭穂塚・女狭穂塚、あの上の木を切る。これをやらにゃいかんと私は思います。宮内庁は余り金を持っていないんですよ。宮内庁に行って、木を切る費用はこちらで出しますと。そして、静ひつ、平穩がどうのこうのと、これも必ず守りますと。大体切ったところでだれが困るんですか。だれも困る人はおらんじゃないですか。天皇家でさえ困りませんよと。知事、この9年の間に宮内庁にお百度を踏んでほしい。そしていろんな手づるを使って木を切る。そして、あれを目玉にしてほしい。そう思っておりますが、知事、よろしく願います。

○知事(河野俊嗣君) 今、目玉となるような地域という話がありました。出雲大社なり、伊勢神宮なり、確かに各地においてはこれという大きなところがあるわけですが、本県を見ますと、もしかすると、いろんな各地に、中規模かもしれませんが、スポットがあるというのが本県の特徴であり、売りなのかなという思いもいたしております。その中でも一つの基軸となるのが西都原ではないかという御指摘と受けとめたところであります。男狭穂塚・女狭穂塚につきましては、先日も答弁したとおりでございますが、宮内庁において陵墓参考地ということで、静安と尊厳の保持を基本にということでございます。これまでもその開発について、開発といいますか、せめて木を切るということも要望したところでございますが、なかなかガードが高いところでございます。ですから、この前、答弁させていただきましたが、周辺を少し県として整備させていただいて、あの

地域がもう少し外から形が見えるような取り組みも今しようとしておるところでございますし、今後さらに、もう少し形が見えるように努力していただけないか、協力いただけないかということを宮内庁にも要望してまいりたい、そういうふうに考えております。

○井本英雄議員 知事、ひとつこの9年の間に必ずこれをやっていただきたい。これをやるだけで知事は名知事になります。よろしく願います。

それと、もう一つ提案ですが、この9年間でどこまでこの事業を持っていこうとなさっているのか。だれかが言っておりましたけれども、目標を定めて、そして、工程表をぜひともつくっていただきたいと思うんですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) この記念事業、9年間という長いスパンをとらえて、やはり大事なものは、地域に根差した自分たちの宝というものを改めて見詰め直していく、特にこれからの社会を担う、この宮崎を担う子供たちに、宮崎の宝というものをしっかり植えつけていく、そして、そういう理解もとの大人を育てていくことは大変重要な取り組みであろうかというふうに考えております。それとあわせて、観光振興にも結びつけていくような、例えばこの秋にめがけてさまざまな事業を今、盛り上げを組んでいるところでございますが、9年というスパン、来年の置県130年、さらにその次の延岡までの高速道路開通、そういう節目節目の、本県にとって大きな節目となる記念すべきタイミングをとらえて、本県のあり方について改めて見詰め直すというようなことを進めていきたいというふうに考えておりますし、9年間どのように見通しを持って進めていくのか。古事記の編さ

ん1300年というのは、全国的に見ると、恐らく2年、3年たつとどんどん意識が薄れていくというふうに思っております。でも、宮崎の宝探しは続けていくんだ、そのような気概でしっかりとした全体の工程というもののイメージを持ちながら進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 延岡市が今度、古事記に関する漫画を出しました。ごらんになりましたでしょうか。延岡には愛宕山という山がありますが、実はこれは、古事記に出てくる、昔は笠沙の山と言われた山でありました。笠沙の山というのは、ニギノミコトとコノハナサクヤヒメが出会ったという場所です。明治時代に名前を愛宕山と変更したんだと思うんですが、時の政府は、薩摩が非常に強い時代でありましたから、古事記を向こうのほうに持っていかうということであつたんじゃないかと、うがった見方をする人もおりますけれども、本当かどうかわかりません。今、延岡では、愛宕山を昔の「笠沙の山」に変えようじゃないかという動きさえあるのであります。

それから、北川には、可愛岳の下に、ニギノミコトの御陵という宮内庁管轄の御陵墓があります。直径30メートルぐらいの円形の古墳です。私が小さいころは芝居小屋まで出て、本当ににぎわっていた祭りでありました。それから、祝子川という川もあります。祝子と書いて何で「ほうり」と読むんだろうと思っておりましたら、山幸彦の別名が「ホオリノミコト」ということで、山幸彦が生まれたのを祝って、子を祝うということで、あの水を使ったということで祝子川と名づけたという伝説もあるわけです。ほかにもありますが、このような話は知っておられるか、お聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 笠沙の御崎のことにつきましては、それが書かれた本もいただいて読んだこともございます。可愛山稜、祝子川、それも承知しておるところでございます。

○井本英雄議員 このように、宮崎県内にはいろんな神話がところどころにありますので、私は、この記紀1300年事業を機会に、県民の意識を底上げするために、1市町村1神話運動を展開してみたらどうかと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) ユニークな提案ということで承っているところでございます。1市町村に1神話というものがあるかどうかはともかくも、先日も、県内に伝わる神話や伝承、民話をまとめました「みやざきの言の葉」という冊子をまとめたところでもあります。大変これも需要が高いものですから、何とか増刷をというように今検討しておるところでございますが、今回の記念事業というものが、身近にあるいろんな宝を見詰めていく、それぞれの市町村にある史跡、神社、いろんなイベント、そのゆかりのものをたどっていく、そしてそれを磨いていくという取り組みでございますので、今の御提言も踏まえながら、市町村、それから地域の皆様と一緒にしながら、宝探し、宝磨きをしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 一応御検討ください。

それでは、港湾住民の要望に入りたいと思います。

余り時間がありませんので、ちょっと急ぎますが、港湾住民の要望として、まず第1に、南海トラフの巨大地震などによる巨大津波に対して、沿岸住民の避難場所、避難経路の確保が必要だと考えますが、県としてどのように対応を進めているのか、危機管理統括監、お聞かせく

ださい。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 南海トラフの巨大地震につきましては、現在、内閣府において、東日本大震災を踏まえた想定の見直し作業が進められているところです。ことし3月31日に発表された中間報告では、沿岸市・町ごとの津波の最大の高さが示され、最も高いところで15.8メートルと、これまでの想定を大きく上回るものとなったところです。県といたしましては、昨年度から、沿岸の市・町と連携して、避難場所や避難経路の点検・見直し、海拔表示、防災意識の向上のための啓発などに取り組んでまいったところでございます。今後、内閣府から示される検討結果をもとに、早期に県としての地震・津波の想定見直しを行い、市・町におけるハザードマップの整備など、引き続き対応を進めてまいります。

○井本英雄議員 プレジャーボートの件でお聞きしますが、プレジャーボートの係留場所の確保をどのように進めているのか。それから、係留場所については使用料に差があるようですが、どうして差があるのか。それから、放置艇はどのようにして処理しているのかをお聞かせ願えたらと思います。

○県土整備部長(濱田良和君) 港湾におけるプレジャーボート対策につきましては、係留場所をめぐるトラブルや、周辺環境への問題等に対処するため、港湾法及び県の条例に基づきまして規制を行い、利用者の合意を得ながら係留場所の確保を図っているところでございます。係留場所につきましては、既存の岸壁のほか、航行の安全が確保され、管理上支障のない護岸や防波堤等を有効活用していくこととしております。

次に、使用料につきましては、プレジャー

ボートの長さ1メートルにつき、年額6,000円以内としておりますが、係留場所の利便性に応じ、段階的に使用料を減額しております。具体的には、台風やしけの際に避難が必要な場合や、乗りおりに著しい不便がある場合に減額しており、このため、係留場所により使用料の差が生じているところでございます。

次に、長期間放置あるいは水中に沈んでいるプレジャーボートにつきましては、所有者の調査を行いまして、所有者が判明すれば、係留場所への移動や撤去をお願いしております。また、所有者がわからないものにつきましては、所要の手続によりまして、廃棄物処理または売却を行うことしております。

○井本英雄議員 きょうも台風が来ておりますが、この台風の後、流木が上がるんですね。たくさん浜なんか打ち上げられます。この流木は、間伐材の放置じゃないかと言っておるんですが、この流木はどうして発生するのか。そしてまた、流木をどうしたら発生しないようにできるのか、環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県は、急峻な地形に加えまして、脆弱な地質が広く分布しており、台風や集中豪雨等により、山腹崩壊等の災害が発生しやすい条件下にあります。流木は、森林内に放置された間伐材が原因であるとの指摘がございますが、大半は、異常な降雨による山腹崩壊や溪流の侵食に伴って、生育していた樹木が流れ出たものであります。このため、県では、広葉樹の植栽や広葉樹の侵入を促す間伐を行うなど、植生が豊かで根茎がよく発達した災害に強い森林づくりを進めているところであります。また、災害で荒廃した山腹や溪流等において、緑化や治山ダム等を施工して流木発生未然防止に努めますとともに、森林環

境税を活用して、溪流等に堆積した不安定な流木等の除去にも取り組んでいるところであります。今後とも、これらの事業の実施により、流木の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 それでは、県北の道路に入りたいと思います。

延岡市の県道改良率は、宮崎市や都城市と比較してどのような状況であるのか、お伺いいたします。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 延岡市内の県道改良率は39%となっております。宮崎市の76%や都城市の82%に比べ、低い状況となっております。延岡市の改良率の内訳を見ますと、主要地方道の改良率は80%で、県平均の71%を上回っているのに対し、一般県道が24%と、県平均の46%を大きく下回っている状況となっております。これは、山間地を抱える市町村に共通して言えることではございますが、延岡市でも、一般県道の多くが急峻な山岳部を通過しておりまして、その改良には多額の予算を要することから、整備が進まず、改良率が低くなっているものでございます。

○井本英雄議員 そのとおりであります。三北の北浦、北川、北方が合併されて、私もずっと回ってみますと、北方の道路が一番悪いんです。北方には今3つほど中に入っていく県道があります。県道檜原細見線、大保下曾木停車場線、上祝子綱の瀬線、これについての進行ぐあい、どのようになっているのか、お聞かせ願えたらと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） まず、県道檜原細見線につきましては、黒仁田地区におきまして、部分的な改良や待避所などの設置により、見通しや離合場所を確保します1.5車線の道

路整備に、平成20年度から取り組んでいるところでございます。全体計画としましては、檜原から小川までの4.1キロメートル区間におきまして、21カ所の整備を予定しており、これまでに2カ所が完了し、本年度は3カ所を整備することとしております。

次に、県道大保下曾木停車場線につきましても、1.5車線の道路整備として、藤の木地区におきまして、平成22年度から整備に取り組んでいるところでございます。全体計画といたしましては、藤の木から曾木までの5キロメートル間におきまして、18カ所の整備を予定しており、これまでに2カ所が完了し、本年度は4カ所を整備することとしております。

次に、県道上祝子綱の瀬線につきましても、現在、瀧下地区におきまして、待避所の整備を進めているところでございまして、本年度は、さらに、菅原地区におきましても整備を予定しております。本路線は、沿線に比叡山や鹿川溪谷などの魅力ある景勝地も点在しますことから、引き続き、景観にも配慮し、待避所設置などの部分的な改良工事を進めることとしております。

○井本英雄議員 私は、前回、上祝子綱の瀬線の連結を質問しました。あれから4カ月ぐらいになりますけど、知事は鹿川に行かれましたか、その後。ちょっとお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) まことに申しわけありません。まだ現地に入れなくております。来月何とか調整して現地を見せていただく、そのような予定にしております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。マラソンをする暇があったら、何とかひとつ県道ぐらいは見て回らなきゃいけません。よろしくお願ひします。

次に、県道浦城東海線の浦城地区の今後の整備についてお伺ひします。県土整備部長、お願ひします。

○県土整備部長(濱田良和君) 県道浦城東海線につきましては、この路線も改良率が16%と非常に低い状況でございますが、これは海岸線沿いの急峻な地形や通過交通量などから、抜本的な整備が厳しい状況となっております。このため、浦城地区におきまして、平成21年度と23年度に、特に見通しが悪く、通行の支障となっている区間におきまして、県単独事業により待避所の整備を行ったところでございます。また、今年度は、安井地区におきまして、落石危険箇所の対策にも取り組む予定としております。今後も、必要に応じた部分的な改良や防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 県道稲葉崎平原線の南延岡駅付近がいつも渋滞しておりますが、これの渋滞対策について、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長(濱田良和君) 県道稲葉崎平原線の南延岡駅付近につきましても、朝夕を中心に、日常的に渋滞が発生しているということは認識をしております。現在、県では、延岡市街地における交通混雑の緩和を図るため、西環状線の整備を市と連携して進めているところでありまして、本年3月には五ヶ瀬大橋が完成するなど、順調に推移しているところでございます。お尋ねの県道稲葉崎平原線のうち、旭化成柔道場前から南延岡駅前交差点までの区間を4車線、南延岡駅前交差点から平原町2丁目交差点までの区間を2車線で、都市計画決定しているところでございますが、西環状線の事業進捗の状況や、それに伴います交通量の変化を踏ま

え、市と連携を図りながら、今後、渋滞解消に向けた道路整備について検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 それでは、最後に、国道218号北方延岡道路は、現在、県が管理しておりますが、国が直接管理すべきであります。国への管理移管に向けた県の取り組み方針についてお伺いいたします。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長(濱田良和君) 一般国道218号は県管理でございまして、北方延岡道路は、国が権限代行事業で整備しましたことから、現在は県において管理をしております。しかしながら、将来は、九州中央自動車道と一体となって機能する自動車専用道路でありますことから、県といたしましては、国において管理していただくよう、従来から要望しているところでございます。今後は、東九州自動車道の新たな供用開始に伴い、高速交通ネットワークが拡大し、これまで以上に高度な管理が必要となりますことから、県といたしましては、引き続き、国への移管を要望してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 どうも皆さんありがとうございました。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 一番最後になりましたが、思いもよらず傍聴席は満員でありまして、私のためにおいでいただいたのかどうか分かりませんが、一応、ありがとうございます。この台風のさなかにおいでいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

さて、それでは、一般質問に移っていききたいと思います。

「外国の賞賛浴びし同胞の絆は脆し瓦礫を拒

む」。これは、朝日新聞に投稿された一句であります。今の一部の日本人の身勝手さを如実にあらわした一句であると思います。去る2月定例議会の最終日、3月22日でありましたが、初めて県議会全会一致で瓦れきの受け入れを決めたところでありました。何回も知事に質問ありましたが、知事はどのような形でこれを受けとめられたか。軽く受けとめられたのか、重く受けとめられたのか、これを伺いたいと思います。

後は質問者席で質問させていただきます。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

災害廃棄物の広域処理についてであります。本年3月22日に、県議会におきまして、全会一致により決議がなされました。私は、この決議を、二代表制のもとでの一つの民意のあらわれとして、大変重く、また真摯に受けとめたところでございます。東日本大震災によって被災された地域の復旧・復興に力を注ぎたい、何とか力になりたいという気持ちは、だれもが持っていることだと思います。特に本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火等の災害に際し、全国から多大なる支援をいただいております。その恩返しの意味からも、できる限りの支援をしてみたいという気持ちは、私も同じでございます。また、市町村長と意見交換をする中で、何とか協力できないかと、その思いを共有する中で、議論、さまざまな検討を進めてきたところでございます。これまで、国の担当者の説明会、また有識者の説明会、さらには現地調査などを実施してきたところでございますが、残念ながら、現時点では受け入れを表明した市町村がないところでござい

それから、もう一つ、佐賀県の武雄市の市長、この人は、早くから瓦れきの受け入れを表明されておりました。ところが、昨年12月でしたが、12月1日の定例議会のとき、苦渋の決断だと、瓦れきは受け入れられませんと、こういう話をされたんだそうであります。なぜかという、地元の人たちからの抗議じゃないんです。延べ1,000人ぐらいといいますから、県外からメールとかいろんなもので抗議のものが来た。今から武雄市のいろんなイベントは徹底的に邪魔をしてやる。武雄市の食材等々は不買運動をするんだと。こういうようなことで、本人もそうでありましょうが、職員も苦しめられたので、一時やめますということ言われたんだそうあります。非常に遺憾に思うわけであります。

私は、こう考えたときに、これは日本人のノイジーマイノリティーだけじゃないんじゃないか。日本人が騒ぎもせず、粛々と大震災に対処した。このことを外国が知っているわけです。だから、日本人が粛々と動くということは非常に脅威なんです。これを何とか阻止してやろうと。私のうがった考えですが、これは日本人だけのノイジーマイノリティーじゃないんじゃないか。外国の、我が国が仮想敵国としているところの皆さんが組んでやっているんだらうと思わざるを得ないんです。そうでなければ、こんな大々的にやれるはずがないんです。だから、私は、知事初め宮崎県の首長さんたちが恐れをなして、これだったら選挙が危ないからかわり合はんほうがいいというふうな思いで、これをじっとやり過ぎそうと思ったら大変なことだと思う。知事はその辺のことをどう思っているのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のありましたノ

イジーマイノリティー、その言葉を使うことはちょっとどうかということですが、御指摘の趣旨、そういう声というもの、私もツイッターとかフェイスブックをやっておりますので、たくさん届きました。また、「県民の声」にも賛否両論届いたところでございます。ただ、これまでも繰り返し申し上げておりまして、一番大切にすべきは、受け入れるようになったときの施設周辺の住民の皆さんの考えであり、その皆さんに対して、しっかりとした安全・安心の説明ができるかどうかという、そこであるというふうにご考えておるところでございます。さまざまな意見があるということは承知の上でございますが、私としましては、それから、市町村長としても、そこを大切に考えてこれまで検討・議論を進めている、そのように認識をしておるところでございます。選挙云々の話でしたが、今、御指摘ありましたように、マイノリティーというのは少数派ということですし、県外の人が多いんじゃないかということもございます。一切そういうような選挙云々ということではなしに、大事なものは、繰り返しになって恐縮でございますが、将来に向けて責任ある判断をしなくてはならない。将来に向けて廃棄物処理というものの協力をお願いしていくべき周辺の住民の皆さんといかに合意形成を図っていくか、そこがポイントであろうというふうに認識をしております。

○中村幸一議員 まあ安心しましたが、選挙というのは、私ももう7回か8回か選挙をやりました。落選もしました。4年間一生懸命やっておれば何とか結果は出るんです。ところが、有権者というのも浮気なもので、なかなか結果が出ない部分もあります。これだけやっているのにと思いつつも、私などは歯にきぬ着せぬ言

葉を言いますし、有権者におもねない。そしてまた愛想も言わない。金を持っていないから飲み会もしない。そういった人間については、毎回、一番びりから上がってくるような状況で、有権者というのも難しいなと思っております。しかし、知事が、私はそんなことはありませんよということを聞いて安心しました。そういうことを気にしてもしも知事が政治をやっているなら、宮崎県はだめだというふうな思いをしたもので、こういうことを言ったところであります。

今議会で知事は何回となく、さっきも言いましたが、「安全・安心なものを受け入れなくちゃならない」と、こうおっしゃいます。我々も2月定例会で決議したのは、安全・安心と思えばこそやったわけで、聞いていると、我々は安全・安心をちゃんとやっていないような物の言い方に聞こえるんです。私だけが安全・安心に苦労しているんだというような感じに聞こえるんですが、我々だって39名おります。知事は1人です。我々、宮崎県に39名張りついて、そして、地域の皆さんと一緒に安全・安心を語っているんです。ですから、知事が1人で安全・安心を担っているんじゃない。我々県議会議員も安全・安心を担っているんだということをお忘れになっているんじゃないかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○知事(河野俊嗣君) 整理して話をさせていただきますと、議会の決議というものは、今御指摘がありましたように、「科学的な知見に基づく放射能の影響の検証がなされ、安全性が確認されたものを受け入れる」、そういう指摘があるわけでございまして、議会としては、安全・安心なものというものだというふうに認識しておるところでございます。これまでいろん

な形で答弁をさせていただいておりますのは、いろんな不安が広がっている、その住民の皆さんの不安というものが、国が示した安全、国に対するさまざまな不信感もあると思います。その安全の基準というものが安心に結びついていないのではないかとということでございます。そこをどういうふうクリアするかということで、現地調査を行う、専門家の意見を聞く、さまざまなデータを提供するというところで、その乖離を何としても埋めようという取り組みをしているということでございます。あくまで、県議会としての総意としては安全なものを受け入れる、その方向で市町村に働きかけなさい、そのようなものとして受けとめ、取り組んでいるところでございます。

○中村幸一議員 そうおっしゃいますけど、知事が各市町村長と話されるときに、一回たりとも、「このようにしましょうよ」とおっしゃったことはありますか。やっていないでしょう。「どうしましょうか」でしょう。私どもだって、何人か近隣の人を集めて——例えばいい話があります。今度、私の施設で夏祭りをやるんです。「夏祭り、どうしましょうか」「どうしましょうじゃないだろう。自分たちでちゃんと決めなさいよ」と。知事は、「市町村長の皆さん方、こうしましょうよ」と言うんじゃないくて「どうしましょうか」でしょう。やっぱり指針を示さないと動かないんです。どうしましょうかというんだったら、黙っていますよ。その辺が知事はちょっと違うんだと僕は思う。リーダーシップというのは、「自分はこういう考えを持っている。こういうふうに瓦れきの処理はやろうじゃないか。皆さん方も協力してください」、こう言えば、首長さん方も、「そうですか。知事がそこまでおっしゃるなら、国とのパ

イブをちゃんと持って予算等もちゃんと取ってくるんだらう」ということを思うわけじゃないですか。それを示さない限り、派遣しました、見学に行きました、それをおっしゃったって全然進みませんよ。どうですか。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘を反省も含めて受けとめておるところでございます。私としましては、まさに決議にもあったところでございますが、受け入れ判断の主体であるのは市町村長であると。その市町村長に判断をしていただくにどのようなやり方をすればいいかということでこれまで進めてまいりましたが、やっぱり一番大事なのは、地域の住民の皆さんとの合意をしっかりと形成していく。その中で、どういうものを受け入れるのか、どういうルートで受け入れるのかという具体的な話になっていくんだと思いますし、その段階で、県として独自の厳しい基準を設けていくのかどうなのかということも築いていくということかと思えます。住民の皆さんとのしっかりとした理解なり意見交換がない中で、県としてこうしましよというものを、廃棄物行政に対して、市町村のものに対して権限のない県というものが言うとかえって反発を招くおそれがあるのではないかということ。私も以前、愛知県のある市役所で勤務したことがあります。県から頭ごなしにいろいろ言われることが大変不本意なことが多々ございました。そして、この宮崎におきましては、エコクリーンプラザの問題というものは、住民の皆さんとの信頼関係が壊れてしまった。それを一つ一つ築いていく、取り戻していく。いかに大事にそれぞれの市町村において施設周辺の皆さんとの対話、信頼関係を築いてきたか、それを考えるときに、こうしましよというものを最初から押しつけるというの

はいかがなものか。今、ほかの県の状況を見ておきますと、県知事として受け入れを表明された県が幾つかございます。ただ、その県で、市町村が受け入れが進んでいるかという、実は進んでいない状況もございます。ある県に至っては、県が所有する産業廃棄物の処理場に受け入れると表明をされましたが、地元との十分な意見交換、地元に対する説明がない中で強い反発を受けて、物事が進まなくなっているという状況がございます。大事なものは、しっかりとした地元の皆さんとの合意形成というものを図っていくことだというふうに考えておりますので、最初から、こうでどうでしょうかというようなやり方はしていなかったということでございます。

ただ、今、そうするともっと前向きに進んだのではないかというふうな御指摘があったものですから、それを受けとめているところでございますが、私としては、廃棄物行政における市町村と住民との関係というものを、それから、市町村と県との関係というものを大切に考えながら、丁寧に物事を進めよう、そういうことで取り組んできたところでございます。

○中村幸一議員 すばらしい言葉で答弁いただきました。でも、僕は違うんです。やっぱり知事の考えと私の考えは違うんです。押しつけはいけませんよ。だけど、リーダーシップというものは押しつけと違うと思うんです。「こういうことでやったらどうでしょうかね。これが、口蹄疫あるいは新燃岳で被災を受けた我々県民が、全国に恩返しする一つの方法じゃないですか」、そう誘導される、押しつけじゃなくて誘導されるほうが私はいいんだと思うんです。僕は、知事は、県議会の重みとか決議というものを余り高く評価されていないんじゃないかなと

いう気がするんです。いや、本当です。

なぜこういうことを言うかという、知事には前例があるんですよ。私が議長時代に、串間の土木事務所の統合問題がありました。予算については県議会で否決したことがあります。しかし、執行部提案で否決されたことはないんです。執行部提案が否決されるということは、ある意味では執行部の恥なんです。そういうことは余り考えていらっしやらないかもしれませんが、私も20数年おって、そういうことはなかった。そして、我々自民党の中でも串間の統合問題について党議がありました。そのときにこういうことを言った人がおります。「串間の議員もいらっしやいます。同じかまの飯を食べているんです。しかし、執行部の提案を否決するのはおかしい。やはりこれは粛々と執行部に賛成の意を表するのが当たり前じゃなかろうか」、こう言った人がおりました。私は議長という立場でしたから、コメントしませんでしたけれども、そういう勇気ある発言をした人もいます。それはやはり、その当時の総務部長とか副知事が丁寧に説明をして回ればよかったです。総務部長は回りましたよ。知事は一回も副知事時代にその努力をされませんでしたかね。努力をされましたか。私はされなかったと思っています。だから、ああいう否決されるようなことになりました。今、副知事もそこにいらっしやいますけど、今後、またいろいろなことが出てきますよ。執行部提案が否決されるのかな、賛成を得られるのかというのはあります。今、皆さん、4役だと言っていますが、4役はうまくいっているんですか。予定になったけど、ちょっと聞いてみましょう。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな重要課題に際しまして4役が集まって、また、その担当部

長もあわせて集まったの意見交換というものを行っているところでございます。

○中村幸一議員 私は、もっと強い言葉で知事に言いたかったんですが、傍聴者も多いことでずし、私も遠慮しております。非常に知事はスマートですよ。スマートというのは、体のスマートじゃないんです。頭もスマートだし、今聞いている答弁だって、私は4人の知事と相まみえてきましたが、ほかの3人の知事に比べて、甲乙つけがたいところはあるんですよ。しかし、こういった議場での答弁というのは、1年半のうちでちゃんとやっぴらっしやると高く評価しているんです。厳しいことを言うんですけど、知事、大好きなんです、私は。私を好かんでもいいというような顔をしています、私は、好かんのじゃなくて、知事に長くいてもらって、そしてこの宮崎をよくしてもらいたい。だから、あえて苦言を呈するわけです。私も69歳になりました。今期やって、あと1期やればいいがなというぐらいの年です。（発言する者あり）1期やれないかもしれませんが、それか、そんなことを言ったのは。1期やれないかもしれませんが、そういう年になりました。ですから、おる間、耳ざわりなことばかり言うかもしれませんが、あえて耳ざわりなことを言って、いい知事をつくり、そしてまた、いい後輩を育てる。何も自分に利害はありません。そういった意味で、今後処していきたいなというふうに思っておるところでございます。

ですから、知事ね、やっぴら八方美人だけでもだめですよ。思い当たる節があると思いますが、僕はあえて言おうと思ったんです。知事があちこち出かけるのはいいんです。余りあちこち出かけるのはいかなものかなと思うんです。今までおられた知事は、分別をつけてあち

こち出かけていらっしゃるんです。このことでと言ったら大変なことになりますから言いません。だけど、節度を持ってやはり行動していただかないと、千手観音じゃだめです。八方美人になったらこっちの七方がだめになるんです。だから、やっぱりそこそこの八方美人じゃないと私はいけないと思うんです。八方美人と一部で言われていることについてどう思われますか。

○知事（河野俊嗣君） 私は、政治姿勢としまして、対話と協働、現場主義というものを掲げておりまして、八方美人だということもございしますが、いろんなどころに行きまして、いろんな県民の皆さんとの対話というものを心がけておるところでございます。ただ、今の御指摘というものは、TPOといたしますか、いろんな物事を考えるべきではないか、立場を考えるべきではないかという御指摘かと思えます。具体的なところはともかくも、その基本的な姿勢なり御提言というものはしっかり受けとめて今後処してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 知事に耳ざわりなことも言いましたけれども、決して知事を嫌いと言っているわけじゃありませんので、そのことは御理解をいただきたいと思えます。

次に、産業廃棄物問題についてに移りたいと思えます。

私の住んでいるところは都城市ですから、旧薩摩藩であります。旧薩摩藩の百姓でありましたが、旧薩摩藩というところは0986で電話が始まります。0986を回すと10円でいくんです。これはお隣の鹿児島県の末吉町、財部町——志布志までか知りませんが——までいくんです。

「0986（まるくやろう）会」というのもありました。そのぐらい経済圏が一緒なんです。そう

いうところに我々は住んでおるんですが、近接しているわけですから、友達もいっぱいおります。私の義理の妹も志布志に住んでおられます。土日になったら帰ってきて墓参りに来るんですが、都城に買い物に来たということで来るんですけれども、そういう近接したところに住んでおって、鹿児島県の末吉、財部で、例えば建物を壊したい、家を新築したい、こういうことがあるんです。ところが、自社の産業廃棄物の処理場があっても、壊して持ってこられないんです。今そういう状況になっているんです。

これは、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」、こういう長ったらしいのがあるんですが、その要綱の第4条と第5条で、「県外産業廃棄物を搬入してはならない」、5条の2項に、「前項の規定にかかわらず、県外排出事業者は、知事が認めたときに限り、特例として、宮崎県内において処分し、又は保管するために県外産業廃棄物を搬入できるものとする（県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議）」ということが明記されておるのであります。

こういうのがあるものですから、隣県で発生した産業廃棄物を自社の処分場に持ち込んで処理できないんです。県境に物すごい量の仕事があるんです。宮崎県の人たちに、壊してくれんか、そして家を新築してくれと。ところが、運び込めないものだから、お断りするしか仕方がない。事前協議があるんだけど、事前協議の体をなしていない。後でまた環境森林部長に聞きますが、体をなしていない。門前払いに近いような状況になるんです。何十億円という損失をしているんです。こんなことで本当にいいのかどうかと、私は思うんです。

九州各県の要綱、取り組みを私は調査してみ

ました。福岡県、これは要綱ありません。そして事前協議も運用もありません。佐賀県、要綱があります。事前協議もあります。原則搬入禁止、運用等は、九州以外からの搬入は認めない。長崎県、要綱あり、事前協議あり。運用等事前協議を行い、適正に処理されれば問題はない。熊本県、要綱あり、事前協議あり。受け入れ業者ごとに県外の産廃の割合を処理施設の年間処理量の3割までに制限する。年間500トン未満は事前協議は不要だと。大分県、条例、事前協議あり。県外の産廃を搬入する場合は、環境保全協力金を納入する必要がある。最終処分、1トン500円、年間10トン未満は事前協議は不要だと。宮崎県、要綱あり、原則禁止、九州外からの搬入は認めない(王子製紙は除く)、九州内であっても排出県内で処分できるものは認めない。鹿児島県、要綱あり、事前協議あり。原則搬入禁止、基本的に熊本・宮崎県以外は認めない。こういうことがいろいろあるんです。

宮崎県が一番厳しいと思います。そしてまた、隣県の鹿児島県は、熊本、宮崎以外は認めない。ですから、そういう仕事が出たら、鹿児島の業者の人に宮崎県の方は持っていかれる。自分のところのものも持っていかれる。踏んだりけったりなんです。そういうふうな大きな経済的損失を受けているわけでありまして。鹿児島県は偉いじゃないですか。そういうことを見越して、仕事ができるようにちゃんと行政が目配りをしていたということです。私のところはそういう目配りをしなかったと言われても仕方ないんじゃないかと思います。先ほどから出ていた土木・建築の入札だってそうじゃないですか。一般競争入札をさも格好よさそうにやっていますが、どれだけ業者の人たちを苦しめていますか。先ほどありましたからもう言いません

が、こんなこともやっぱり抜本からちゃんと改善していかなくちゃだめなんです。

そこで、環境森林部長にお伺いしますが、この要綱ですね、私は、産業廃棄物を県内に持ち込もうとは思いません。原則禁止で結構なんです。ただ、隣接している都城と鹿児島県とか、あるいは延岡と熊本県というようなところは、運用の面でちゃんとすべきじゃないかと思うんですが、環境森林部長の見解をお伺いしたいと思います。

○環境森林部長(堀野 誠君) 本県におきましては、平成2年の香川県の豊島に代表されるように、県外産業廃棄物の不適正処理が全国で多発したこと、また、現実に、千葉県の産業廃棄物処理業者から、首都圏の産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入したいとの相談があったことなどから、県外産業廃棄物の無秩序な搬入や不適正処理の増加を防ぐことにより、県民の生活環境の保全などを図るため、指導要綱に基づき、平成4年から、県外からの産業廃棄物の搬入を原則禁止しているところであります。

ただ、一方で、県内の産業廃棄物の一部が九州各県に搬出され、処理されている実態から、九州内で搬出された産業廃棄物に限り、排出県内に処理する施設がないか、処理施設があっても処理能力が足りない場合など、やむを得ないと判断される場合に限り、事前協議を行った上で、特例として県内搬入を認めているところであります。

また、要綱制定当時から、県の考え方につきましては、業界団体である宮崎県産業廃棄物協会や県外排出事業者、県内処理業者にも丁寧に説明し、御理解をいただいていたと考えております。また、搬入規制につきましては、福岡県を除く九州各県においても、処理施設の整備状

況など、それぞれの事情に応じて、実態に合った搬入規制をしていると認識しております。この規制につきましては、今申し上げたように、今後も継続してまいりたいと考えておりますが、その時々、社会経済情勢の変化等に伴った検討が必要だと思っておりますので、御指摘のあったような事例につきましては、どのような範囲とするのか、また、どのような影響があるかなどを含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 県当局が「検討したい」というときは、しないということなんです。こんなことじゃだめです。運用をちゃんと見直すのかどうか、再度その点に限って答弁してください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 繰り返しになりますけれども、検討してまいります。

○中村幸一議員 検討してまいりますね。本当にちゃんと運用の面を変えていくということでもよろしいですね。うなずいてください。そこでもいいから。決まりました。みんな見ていましたから、そういうことで、私も今後ちゃんと対処していきたいというふうに思います。

これは歴史的な経緯があって、20年ぐらい前は、産業廃棄物処理者というのは案外でたらめな人も多かったんです。20年前に小林で、ある業者の人たちが県外から持ち込んで、悪臭はするわ、たれ流しがあったんです。私の同期の小斉平議員というのがいましたが、後に参議院議員になりましたけれども、加藤司さんとか。僕は議事録を全部見てみた。20年前やっているんです。絶対受け入れ反対だということをやっているんです。今の廃棄物業者は違います。だから、さっきおっしゃったように、廃棄物業者の人たちとじっくり話し合って、ケース・バイ・

ケースで対処していただきたい。これはひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、平成17年、九州各県で一斉導入しました産業廃棄物税を課すことにしましたね。多分、1億幾らだったと思いますが、最近の税収はどのくらいあるのか。運用、使途はどのようになっているか。総務部長と環境森林部長にお伺ひしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 産業廃棄物税の税率でございますが、焼却施設への搬入は1トン当たり800円、最終処分場への搬入は1トン当たり1,000円と上回っております。また、税収の額につきましては、平成17年度は2億462万1,000円、直近の平成23年度は2億2,712万7,000円の見込みということになっております。

○環境森林部長（堀野 誠君） 産業廃棄物税につきましては、宮崎県産業廃棄物税条例におきまして、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てることとされております。今年度の主な使途といたしましては、産業廃棄物のリサイクル施設整備に対する補助、産業廃棄物処理施設に搬入する際、廃棄物の計量を行うトラックスケールの設置費用に対する補助、不法投棄等を監視する廃棄物監視員の配置等の事業があります。

○中村幸一議員 先ほど聞いた中で、要綱の中で、王子製紙は除くとありましたが、あれは何でしたかね、王子製紙を除くというのは。

○環境森林部長（堀野 誠君） 王子製紙日南工場は、平成17年度に、廃タイヤ、木くずを燃料とし、発電や熱利用を行うボイラーを設置しておりますが、この施設は、平成9年に制定された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき、国に認定された計画により

設置された施設であります。したがって、この施設への燃料としての搬入は、新エネルギーの利用等を円滑に進めるというこの法律の趣旨に沿ったものであることから、県外搬入禁止の例外として、九州外からの搬入を認めているところであります。

○中村幸一議員 次に、人事問題ですが、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」、武田信玄はこんなことを言っております。武田信玄じゃないかもしれないと言われておりますが、人材を見分ける能力を挙げておるとは思いますが、ここに並んでいる幹部職員は、知事の専権事項ですから、私がとやかくこの人事問題に口出しするわけにはいきませんけれども、ちゃんとした大きな見地から見ているんじゃないかなということだけお聞きしたい。

○知事(河野俊嗣君) 部長級の幹部職員は、本県県政推進に当たりまして、大変重要な役割を担うという考えのもとに人事を行っているところでございます。経験、能力、部下の職員のやる気を引き出す、さまざまな観点、役割が求められるわけございまして、適材適所で登用に努めているというところでございます。

○中村幸一議員 人事に関することですから、知事の専権事項でしょうから、私はこれ以上のことは申しませんが、ただ、20数年おって、職員の一一人一人をずっと見ておるとのことだけはお忘れのないようにしておいていただきたい。

それから、生活保護の適正化についてであります。日本憲法第25条「生存権、国の社会的使命」というのがあります。「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」、生活保護法の根拠法は憲法25条であろう

というふうに私は思います。

私の同級生から手紙が来ました。幸一さんへということで、「私どもも、もう年金をもらう年になりましたね。細々とひとり暮らしをやっています。やっとやっと年金で暮らしています。ところが、隣に、生活保護をもらいなから、パチンコをしたり、遊びほうけている人がいらっしやるんです。何ということでしょう。夜になったら、夜な夜なパートナーが来るんですよね。こんなことでいいんでしょうか」、こういう話がありました。これはよく聞くことですよね。

一昔前は、生活保護をもらうということは我が家の恥だというぐらいに皆さん考えておった時代があったんです。今は、もらわなきゃ損だという考えなんですね。私は、日本人の心が非常に墮落してきたというふうに思えて仕方ないんです。私の父も民生委員をいたしておりました。非常に厳しい人でしたから、生活保護に対しても厳しい態度をとっておりました。また、私も、父の後にやった人が倒れましたので、40代そこそこの若さで民生委員をやりました。新聞にも最年少民生委員ということで書かれたこともありますが、厳しく民生委員の仕事を1期半ぐらいやったことがあります。やっぱり生活保護を受け持ったんですが、不正を見きわめるのは非常に難しいんですが、どうかこの不正はちゃんと暴いていただきたいというふうに思うんです。

私も忙しいさなか、日曜日、家におりましたら、障がい者の方から電話が来ました。「とにかく来てくれ」と。「いや、おれはパソコンを打って質問をつくっているんだ」と。仕方がないから行ってみました。そうしたら、視覚障がいの方が4人お見えになっている。そして、

1人は小学4年生から目が見えなくなった、あとの3人は生まれつきそうなんだと。「我々は小学1年生のときから盲学校に行ったんだ。盲学校に入ったときには、選択肢は、はり、あんま、きゅう、この仕事しかなかったんだ。一生懸命やりました」。皆さんそれぞれ診療所を持っていらっしゃるんですが、「俺たち目の見えない者でも、生活保護をもらわなくて一生懸命頑張っているんだ。あの生活保護をもらっている人たちは何な。このことを議場で言ってください」、そのことで呼び出されたところでした。このこともちゃんと考えていただいて、福祉保健部長、どうお考えですか、どういうふうに今から処していきたいと思っっているか、お聞かせいただきたい。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活保護受給のあり方についての御質問でございます。ただ、今、議員のほうからお話がありましたとおり、生活保護を受けるべき人が受けないという状況、これは避けなければならない。そういう意味で、漏給防止と申しております。それから、生活保護を受けるべきでない人は、当然受けるべきではないということで、我々もそのことについては、調査等を通じまして徹底をしているところでございます。

先般、報道がございましたけれども、平成23年度生活保護に係ります不正受給件数というのが200件となっております、内容といたしましては、就労収入の無申告や過少申告といった事案でございました。このような不正受給を未然防止、早期発見するために、各福祉事務所におきましても、収入申告義務の周知徹底を図りますとともに、収入状況を客観的に把握するため、市町村の税務担当部局の協力を得まして、被保護者全員に対する課税の状況を調査するな

ど、不正受給の防止に努めているところでございます。また、そういう不正受給に対しましては、不正受給に相当する金額の返還は当然でございますけれども、悪質な場合には、刑事告発等の対応も行っているところでございます。そういった適正な生活保護の受給ということに対しまして、今後とも、福祉事務所一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村幸一議員 どうかよろしく申し上げます。こういった目の見えない人たちだって、俺たちは頑張るぞ、生活保護もらわんで頑張るぞとやっっているから、不正受給は絶対許しちやならんと思いますから、よろしく御指導いただきたいと思っております。

それから、はしよりますが、障がい者の工賃引き上げについてであります。私は、委員会で何回も工賃引き上げのことについては部長にも申し上げました。この件につきましては、前、2万2,000円ぐらいの目標額を掲げられておりました。とても2万2,000円の工賃はあげられないんです。ですから、何回も委員会で言いましたように、あげられないということで、今は、目標を上を持ってくださいということになりました。そういうのをやっておりますが、ただ、発注する側が低価格で発注してくるんです。うちの職員にやらせてみて、一日一生懸命やって400円しかない。こんなことを平気で持ってこられるんです。福祉施設に持っていけば何でもしてくれるがと。そういう状況で持ってこられて工賃引き上げできるはずがないんです。だから、私は、部長にも言いましたように、何とかして工賃引き上げに、いわゆる発注側の人たちも集めて、商工会とかいろいろ集めてお話しできませんかということをおっしゃったので

すが、その後、そのことをしていただいたかどうか。委員会で言ってもいいんですが、皆さん方にも聞いていただきたいと思うので、きょうは質問させていただきました。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障がい者の工賃向上を図りますためには、議員御指摘のとおり、障害福祉サービス事業所の取り組みに対する発注企業の理解、協力が不可欠でございます。現在、策定中でございますが、新たな工賃向上計画におきましては、地域で障がい者を支える仕組みを構築するということの重要性を踏まえまして、市町村における企業向け広報の実施とか、地元商工団体への協力呼びかけなど、市町村の福祉サービス事業所に対する支援を新たに盛り込むことといたしております。そのため、県といたしましても、計画策定後は、速やかに商工団体等関係機関を訪問するなど、計画の趣旨を周知いたしまして、福祉サービス事業所への理解促進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、引き続き、新商品の開発、販路開拓などのニーズに対応する経営コンサルタントや地元商工団体の経営指導員等で構成いたします工賃向上支援チーム、この派遣を行いますとともに、共同出店による販売促進など、工賃向上に向けた支援にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村幸一議員 私どもこういう施設の理事長をしていまして、1円でも多くあげたいという気持ちはやまやまです。一生懸命我々も頑張りますから、県当局も力をかしていただきたい。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号まで並びに請願委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第9号まで、並びに報告第1号から第3号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から25日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

6月26日（火）

平成 24 年 6 月 26 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 十 屋 幸 平 (同)
- 25 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 博 美 | 牧 元 博 美 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 孝 | 稲 用 博 孝 |
| 総 務 部 長 | 四 本 憲 次 郎 | 四 本 憲 次 郎 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 正 弘 | 橋 本 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 誠 | 土 持 正 誠 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 隆 夫 | 堀 野 隆 夫 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖 | 米 原 村 巖 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 良 和 | 岡 村 良 和 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 美 敏 | 濱 田 美 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 砂 一 | 豊 島 砂 一 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 亮 一 | 濱 砂 亮 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 好 子 | 渡 邊 好 子 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 洋 夫 | 近 藤 洋 夫 |
| 教 育 長 | 飛 田 勇 達 | 飛 田 勇 達 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 社 秀 | 佐 藤 社 秀 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 秀 尊 | 加 藤 秀 尊 |
| 人 事 委 員 長 | 村 宮 本 | 村 宮 本 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 | 宮 本 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 詔 | 福 嶋 幸 詔 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 谷 幸 二 | 伊 豆 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 一 臣 | 関 谷 一 臣 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 | 川 崎 一 臣 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号までの各号議案、並びに請願第19号から第21号まで及び継続審査中の請願第16号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第16号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第19号に基づき、「集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、ことしの夏の電力需給対策についてであります。

このことについて当局より、「政府の方針として、本年7月から9月にかけて節電要請を行

い、特に、お盆を除く7月2日から9月7日までの平日午後1時から5時までの間は重点的な節電を求める。また、計画停電は実施しないことが原則であるが、発電所のダウン等により実施せざるを得ない場合も想定されるため、万が一に備えて準備を進めることが示された」との報告がありました。

これに対して委員より、「節電を要請するに当たっては、供給者である電力会社が、県民に対し、電力の供給能力と需要見込みなど説得力のある資料を示すべきではないか」との質疑があり、当局より、「供給能力と需要とのギャップや効果的な節電方法等について広くアナウンスするなど、県民に対してきめ細かく対応していただくよう九州電力へ申し入れたところであり、県民への周知については県としても積極的に協力していきたい」との答弁がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

このことについて委員より、「当事業の事業期間は、平成32年までの9年間という大変長い期間であるが、年次的なスケジュールを作成すべきではないか」との質疑があり、当局より、「年内には、推進協議会において今後の全体的な展開方針を議論いただき、早い段階で明確にするよう努力したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「どのような効果をねらって事業を推進するのかを明確にし、予算の裏づけも含めてしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、平成23年度における行財政改革の取り組み状況についてであります。

本県では、平成23年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」に基づいて行財政改革に取り組んでおり、当局よりその状況について説

明がありました。

このうち、公正で透明性の高い県政運営について、委員より、「コンプライアンスについて職員の理解が不十分なのではないか」との質疑があり、当局より、「平成20年3月に庁内にコンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守や服務について、全所属に配置したコンプライアンスリーダーへの研修や、当リーダーによる職場での研修を実施している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「本来、自治体のコンプライアンスとは、住民の負託にこたえるため、組織が十分な機能を発揮することを目的として取り組むべきものである。本来の目的がしっかりと果たせるよう基本に立ち返って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）の概要についてであります。

本計画は、東日本大震災のような大規模災害や深刻な感染症等が発生した際に、災害への対応や県民生活の安定確保などを図るため、本庁において必要な業務継続や早期再開ができるための方策などを定めておくものであります。

このことについて委員より、「BCPは、市町村や民間企業、自治会等においても作成すべきものであり、当計画がモデルとして広く活用されるよう積極的に広報していただきたい」との要望がありました。

次に、地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてであります。

これは、基本的に、地方が自由に使える交付金として平成23年度に創設されたものですが、本県への配分額が非常に少なく、24年度は前年度と比較して増額されたものの、九州では最低の配分額という状況であります。

このことについて委員より、配分額が少ない理由について質疑があり、当局より、「全体のおおむね8割が継続事業分として配分されたため、同事業分として認められた額が少ない本県には厳しい配分額となった。国に対しては配分方法を見直すよう要望しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県の社会資本整備の推進や地域経済の活性化等を図るため、さまざまな方策を検討し、国の交付金がより多く配分されるよう努力していただくことを強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県立病院における看護師確保対策についてであります。

このことについて当局より、「主に新卒者を対象としたこれまでの看護師採用試験では、近

年、受験者数が減少し、優秀な人材を採用するために必要な受験者数を確保することが難しくなっている状況にあった。このため、試験時期の早期化や教養試験の廃止など採用試験の実施方法を見直し、受験者数の増加を図ることとした。また、多くの看護学生に受験してもらうには、県立病院をよく知り魅力を感じてもらうことが大変重要であるので、今年度から「看護学生向け県立病院見学バスツアー」を開催することとした」との説明がありました。

このことについて委員より、「今回の採用試験の見直しは時宜を得たものであり、変更内容もよいと思うので、受験者がふえることを期待している」との意見がありました。

また、別の委員より、「福祉保健部と連携を図り、県立看護大学の学生の多くが受験するように取り組んでいくことも必要ではないか」との意見がありました。

次に、自殺対策についてであります。

このことについて当局より、「本県の自殺者は、平成9年以降15年連続して300人を超えており、平成23年の自殺死亡率は全国で3番目に高くなっている。このような厳しい状況を踏まえ、自殺対策の一層の充実を図るため、地域の絆づくり強化事業や悩み事一斉相談の実施など、より身近な地域での対策を強化することとした」との説明がありました。

このうち、地域の絆づくり強化事業について、委員より、「地域コミュニティを高めることは難しい現状の中で、きずなづくりにどのように取り組まれるのか」との質疑があり、当局より、「地域での声かけや見守りなどの活動を行うキーパーソンとなる人材の養成を行い、地域のきずなづくりに図っていききたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「自殺のサインは家族でさえ見逃している。地域でどのように発見して救っていくのか」との質疑があり、当局より、「例えば、声かけなどの小さな活動から始め、見守りなど地域の実情に応じたきめ細やかな運動を少しずつ展開させていく、そのような取り組みを想定しており、事業の実施に当たっては、市町村や関係団体等と効果的な活動方法等を検討していく」との答弁がありました。

また、悩み事一斉相談の実施について、委員より、「日常的に相談できる体制を整えることが大切ではないか」との意見があり、当局より、「期間中の1週間は86カ所の相談窓口で一斉に相談を受け付けることとしており、この相談窓口については新聞広告やテレビCMなどで広く情報発信するので、このような窓口があるということも多くの方が認識するものと期待している」との答弁がありました。

次に、生活保護の状況等についてであります。

このことについて委員より、「生活保護費の不正受給がマスコミで取りざたされているが、本県の状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局から、「平成23年度は、保護世帯数1万2,655世帯、保護人員が1万7,010人となっている。また、同年度の不正受給は200件で、不正受給額は6,600万円余となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「生活保護の指導にはケースワーカーが重要な存在であるが、県内のケースワーカーが不足しているのではないか」との質疑があり、当局より、「県の福祉事務所のケースワーカーは配置基準を満たしているが、市の福祉事務所においては、配置基準を満たしておらず不足している市もある。そのよ

うな市に対しては、これまでもケースワーカーの適正配置について機会あるごとにお願ひしてきたが、今後も引き続き申し入れを行っていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、生活保護の不正受給者に対しては毅然とした姿勢で臨み不正をただすとともに、最近の不正受給者の報道等により、生活保護者の印象が悪くなったり、生活保護が真に必要な方が申請しづらくなったりすることがないように適切な措置を講じるよう要望するものであります。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、東九州メディカルバレー構想についてであります。

このことについて当局より、地域活性化総合特区指定以降の動きについて説明がありまし

た。

このことに対して委員より、「特区の目標として、医療機器生産金額を平成26年には平成21年から15%増の1,584億円と設定し、この増加額を含めた経済波及効果を318億円、雇用創出効果が1,167名と試算しているが、大分県と宮崎県の比率はどうか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「今後の目標については両県を合わせた数字であり、それぞれの比率を正確には示せないが、全体として高めていくことによって本県の経済波及効果も高まっていくものと考えている」との答弁があり、委員より、「本県への雇用や経済波及効果を考えていく上で、宮崎県側の比率を上げていくよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新卒者等の就職支援についてであります。

このことについて当局より、県内の主要な経済団体を訪問し、知事、県教育長、宮崎労働局長の連名で、求人枠の拡大、求人票の早期提出等について要請を行っていることについての報告がありました。

このことに対して委員より、「県内の経済団体の求人数を把握し、下部団体までの徹底した求人要請を行っていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「求人要請については、県が先頭に立って県内の若者の就職を支援しているという姿勢を要請団体に示すためにも、訪問に際しては知事または副知事の出席を検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、スポーツキャンプの受け入れについてであります。

このことについて当局より、県外からのスポ

ーツキャンプ・合宿の受け入れ実績についての報告がありました。

このことに対して委員より、「Jリーグについては、全40チーム中23チームが本県で実施しているという実績は評価できるが、プロ野球については、練習試合ができる環境をつくるなど、既存球団のキャンプ継続に全力で取り組むとともに、以前キャンプを実施していた球団等への誘致活動も継続して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「「スポーツランドみやぎ」の推進は重要な施策の一つなので、スポーツキャンプが本県にもたらす年間の経済効果について、県民にわかりやすく示していただきたい」との要望がありました。

次に、古事記編さん1300年についてであります。

このことについて委員より、「それぞれの地域に住んでいる人が、その地域と神話とのかかわりを知り、そのことについて誇りに思うような施策を実施するべきではないか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「神話にちなんだ観光ルートの掘り起こしや講演会を開催するなど、さまざまな取り組みを行っていききたい」との答弁があり、委員よりさらに、「地域の人々が神話とかかわる機会がふえるように、市町村と連携し盛り上げていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第7号及び第8号「損害賠償の額の決定について」であります。

これは、平成22年8月に門川町において発生した県有自動車による公務上の事故に対して、その損害賠償の額を決定するものであります。

このことについて複数の委員より、「議案審

議を行う際、詳細な事故の状況を把握する必要があるため、損害賠償の原因となった事故等に係る職員の所属、氏名を含めて議案書等への掲載について検討していただきたい」との意見がありました。

また、複数の委員より、「当該事故に係る職員は懲戒処分を受けていないとのことだが、懲戒処分の基準は妥当なのか」との意見がありました。

このことに対して当局より、「県土整備部だけでは判断しかねる案件のため、主管部局へ報告させていただきたい」との答弁がありました。

次に、社会資本整備についてであります。

このことについて委員より、「地域自主戦略交付金については、継続事業の量に応じて配分されるため、継続事業の量が減少すれば当該交付金の配分が減少する。本県の社会資本整備は他県に比較しておこなわれている中で、今後の将来展望をどのように考えているのか」との質疑がありました。

このことに対して当局より、「公共事業費の急激な減少により社会資本の整備がおくれ、県民生活の利便性向上にも支障を来し、地域の経済・雇用を支えている建設業界に対する影響についても懸念される状況である。さらなる公共事業費の確保に向けて全力で取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、地域自主戦略交付金を含む国の公共事業予算をより多く獲得するためのあらゆる方策を検討していただき、本県の均衡ある発展に向けて取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び

土木行政の推進に関する調査」につきまして、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、報告第1号の1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)のうち森林環境税基金積立金の補正で、190万円余の増額補正の専決処分です。この結果、この積立金の補正後の額は2億8,000万円余となります。

このうち、森林環境税の使途についてであります。

このことについて委員より、「この税の使途等を審議する森林環境税活用検討委員会において、木材価格の下落対策を新たに使途事業に加えるようにという意見はなかったのか」という質疑があり、当局より、「森林環境税は県民参加の森づくりなどを主な使途としており、木材価格の下落対策に係る意見は特に出なかった」との答弁がありました。

これに対し委員より、「この税の使途につい

ては、広く森林・林業の課題に対応できるよう、環境森林部から積極的に使途事業の提案を行ってほしい」との要望がありました。

次に、木材価格対策特命チーム及び相談窓口の設置についてであります。

このことについて委員より、「具体的な対策やその予算措置についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「できるだけ早く現状を把握するとともに原因分析を行いたい。予算措置については、森林環境税を財源として活用できるかどうかを含め検討していきたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「木材価格対策については、既に待ったなしの状況であるので、早急に具体的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、災害廃棄物の広域処理についてであります。

このことについて委員より、「迅速に議論を深め、早急に県としての立ち位置を明確にするべきだ」との意見がありました。

また、別の委員より、「市町村へのアンケート調査の結果が出た後、速やかに県が独自基準を示すべきではないか」との意見がありました。

次に、人・農地プラン及び青年就農給付金の取り組み状況についてであります。

このことについて委員より、「今後、人・農地プランの作成が進むことにより、対象となる新規就農者が増大することが考えられるが、予算は足りるのか。また、不足する場合はどのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「予算不足が懸念される場合は、予算の確保について国に強く要望するとともに、市町村と連携して真剣に農業を目指す者に給付できる

よう対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新規の就農者を青年就農給付金事業により積極的に支援するとともに、新規就農者が経営を継続できるよう、さまざまな施策を展開しフォローアップしていただくよう要望いたします。

次に、「現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を求める意見書」についてであります。

このことについて委員より、「長引く円高や素材生産の拡大等により需給バランスが崩れ、現下の木材価格は過去最低水準となっており、こうした状況が長引けば、林業の存続が危ぶまれ、森林を支える山村地域の衰退を招く事態になりかねない」との意見がありました。

このことについて委員協議を行った結果、当委員会といたしましては意見書を発議することとしたものであります。

次に、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書」についてであります。

このことについて委員より、「我が国がTPPに参加すると、本県農業は衰退の一途をたどり、関連産業を含めた地域経済は崩壊の危機を迎え、農地の多面的機能が失われ里山の維持等も困難となることが懸念される」との意見がありました。

このことについて委員協議を行った結果、当委員会といたしましては意見書を発議することとしたものであります。

なお、これらの意見書の提出につきましては全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の御報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、農業用水路におけるマイクロ水力発電設備の推進についてであります。

このことについて委員より、「マイクロ水力発電については、地元からの要望もあるので、企業局としても農政水産部と連携して取り組むべきではないか」との質疑があり、当局より、「農政水産部との連携は重要であり、今後一層強化してまいりたい。また、企業局としては、みずからの小水力発電への取り組みと、市町村や農業団体等に対する技術的支援の2つの側面から進めていきたい。これにより県内に小水力発電が普及することで、農村地域の活性化にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「利用できる水路は数多くあると考えられるので、地域の要望にこたえるように努めてもらいたい」との要望があ

りました。

次に、議案第5号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」であります。

これは、現在の貸与額は学校等の区分ごとに定額となっているが、生徒や保護者からは定額を下回る額での借入れ要望があることから、現行の額を上限とする選択制を導入するとともに、貸与の停止または休止の要件をより明確にするために、所要の改定を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「借りる側の将来の償還負担に配慮し、必要額の選択について適正な指導に努めてほしい」との要望がありました。

次に、児童生徒の模範となるべき教職員の不祥事が依然として後を絶たないことから、6月1日に議長から教育長に対して行った「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」に対する回答についてであります。

このことについて教育長より、「教職員の不祥事防止のため、これまで、小中学校及び県立学校の校長会や各種研修の場を活用した教職員に対する綱紀保持の指導や、さまざまな機会をとらえて服務規律遵守を求める教育長通知を发出するとともに、新規採用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用時における服務誓約書の提出等の取り組みを行ってきたところであります。しかしながら、相次ぐ不祥事により、児童生徒や保護者、さらには県民の信頼を著しく損なったことは痛恨のきわみであります。教職員一人一人に危機感が届いていなかったことは、これまでの取り組みが十分でなかったと反省しております」との発言がありました。

また、今後の取り組みについて、「県及び市町村の教育委員会等で構成する「宮崎県公立学

校コンプライアンス推進協議会（仮称）」を本年7月中に立ち上げるとともに、各学校が主体的に取り組むための体制の整備を図ります。この推進体制のもとで、不祥事が発生した原因等の調査・分析を行うとともに、教員採用選考試験における人物評価のさらなる充実、懲戒処分の公表のあり方について調査研究を行い、不祥事の発生が多い学校への重点的指導及び全学校への指導強化、服務及びコンプライアンスに関する研修の充実、服務規律強化月間の設定と取り組み、風通しのよい職場環境づくりなどの具体的な対策について検討・推進し、教職員の不祥事防止及び一層のコンプライアンスの徹底を全県的かつ組織的に図るよう粘り強く取り組んでまいりたい」との説明がありました。

このことについて委員より、「服務監督権が、県立高校は県教育委員会、市町村立小中学校は市町村教育委員会とそれぞれ分かれているため、責任の所在があいまいとなっているのではないか。人事権を県教育委員会が持っているので、コンプライアンス推進についてはもっと踏み込んだ指導を行ってほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「自己点検であるコンプライアンス一斉点検については、教職員の意識づけになると思うが、コンプライアンス推進を学校全体の問題ととらえ、教職員相互でチェックできる体制を整えてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「教育委員会の懲戒処分の協議過程等は非公開であるため、どのような議論がなされたのか県民に見えない。透明性を高める検討をしてほしい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「懲戒処分を受けた

教職員の氏名公表については、現在、免職に限って原則公表としているが、他県ではすべて氏名公表している県もあり、不祥事抑制効果という側面もあると思われる。すべて公表すべきというわけではないが、故意と過失の違い等についても配慮しながら、公表基準を検討・見直すべきではないか」との質疑があり、当局より、「他県の状況等を調査研究し、検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会としては、懲戒処分を受けた教職員の氏名等の公表基準について十分に検討していただき、今が信頼回復の最後の機会であるという気概を持ち、市町村教育委員会と一体となって真摯に取り組むよう強く要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 請願第16号「消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願」の不採択に反対する立

場から、討論いたします。

例えば、2009年8月30日の衆議院選挙で、地方の切り捨て、格差拡大の是正を求めて、国民は政権交代という歴史的審判を下しました。民主党、社会民主党、国民新党は、その連立政権樹立に当たって、選挙前に合意された「衆議院選挙に当たっての共通政策」を踏まえ、9月9日に歴史的な三党連立政権合意書を確認したわけであります。その合意書を今読んでみますと、消費税の項では、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」とあります。「消費税5%は据え置く」ということを国民の前に約束したのであります。このほかにも、この合意書では、「郵政事業の抜本的な見直し」「後期高齢者医療制度の廃止」「日雇い派遣、スポット派遣の禁止を含む労働者派遣法の抜本改正」「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」など、今読んでみると、国民の熱意に裏打ちされ、歴史的な政権交代をなし遂げた、時の政権の光り輝く躍動感とエネルギーを感じます。

さて、この三党連立政権合意書のほぼ最初に来るのが、「現行の消費税5%は据え置く」という約束、公約であります。政権交代というのが、これらの約束事によって国民の支持を得てなし遂げられたとするならば、民主党政権の今のありようは、その政権を担当し続けることの正当性を主張できないのではないか。もっと言うならば、頼んでもいない消費税を引き上げ、しかも政権交代で否定した相手である自民党と全面的に同化してしまったとするなら、

「国民生活が第一」という言葉に期待した国民の多くを裏切ることであり、国家的な偽装であります。

私は常々一般質問等でも、「消費税については問題があり、今の日本で景気回復や格差是正をするためには、せめて個人所得に対する所得税の最高税率、いわゆる超過累進税率を現在の40%から60%に上げて所得再配分してはどうか」と訴えてきました。そのことで6兆7,000億円の税収が生まれるという試算もあります。昭和49年には最高税率が75%の時代もあったわけですから、税率を引き上げることを議論すべきではないかと、議場配付資料も添えながら訴えてきました。そのことは、地方自治を守り、地方財政を確立するためにも必要だと考えたからです。

かつて、消費税導入後の平成2年のことですが、日本の税収はその当時60兆円ありました。そのうち所得税と法人税で44兆円です。ところが、現在は、税収が40兆円で、所得税と法人税はその半分、22兆円強です。所得税、法人税が、消費税導入後いつの間にか半分になっています。このことは不景気の影響もありますが、消費税導入後に所得税・法人税率の減税を行ってきたことが税収減の最大の要因であります。だとするならば、税の改革はここにメスを入れ、応能負担の原則に立って税率を過去の水準に戻していくことです。

今回、民主党、自民党、公明党との社会保障と税の一体改革の修正合意の中で、所得税の最高税率を現行の40%から45%に引き上げる内容ですらかなぐり捨てられてしまいました。消費税を上げることで、その財源が地方に回ってくるからいいではないか。また、年金などの財源になるからいいのではないかなど期待すること

は、地方にとっては、三位一体改革や市町村合併などと同様、まるで毒まんじゅうを食わされることになると思います。

このほか、消費税の問題は、デフレ下で不況を招くことや、その逆進性の問題もさることながら、輸出戻し税の問題や派遣労働者を大量に生んでいく問題があることを訴えてきました。輸出戻し税とは、輸出企業が国内で調達した原材料にかかる消費税分を、仕入れ税額控除によって還付を受ける制度のことです。2007年度分の統計では、輸出企業上位10社だけで1兆1,450億円の消費税の還付を受けています。当時、トップのトヨタ1社だけでも3,219億円の還付を受けています。翌年の2008年で見ると、消費税収16兆9,829億円に対して、40%に当たる6兆6,700億円が企業に還付されています。何のために徴収したのかと思えるほどおかしな制度であります。この還付制度は、税の国境税調整ということで国際的に認められた制度ではありますが、国内の企業は消費税込みでの価格競争を強いられているのに対して、輸出企業に限っては消費税抜きで価格競争できるという不平等な制度であり、しかも価格支配力を持った大企業は下請単価を引き下げることができ、その分、この還付額は輸出補助金となっているのです。もし消費税が5%から10%になれば、輸出企業はさらに2倍の輸出戻し税を受けることになるのでしょうか。何とも不合理な制度であります。

また、派遣労働者の賃金は、会計処理上、人件費扱いではなく物件費扱いとなるため、仕入れ税額控除方式による税の控除を受けることができます。そのため企業にとっては、正職員を雇うよりも派遣労働のほうがさらに有利になります。今日、既に働く者の3分の1が非正規雇

用となっている現状を考えると、まさにこの消費税は派遣労働をつくり出すということを証明したのではないのでしょうか。このことは将来の無年金者をもたらし、結果的に生活保護受給者を増加させることとなります。

そう考えると、消費税というものは社会保障の財源としては最低の税制であるということです。消費税を払えずに滞納額が急激にふえた年、1998年は、初めて自殺者が3万人の大台に乗った年であることも銘記しておくべきことです。

私は、たまたまある零細な印刷会社の奥さんに話を聞く機会がありました。その奥さんが言うには、「お客さんにできるだけ安いものを届けようと、私たちは1銭、2銭、いや、0.何銭の世界で生活しているのに、消費税が上がるともうやっていけない」と、手でそろばんをはじくしぐさをしながら説明してくれました。これが今の日本の国民の生活ではないのでしょうか。

政治は、主権者である国民の願いがかなえられるよう進めなければなりません。1票に託した願いを、我々政治家が政治の場でかなえ表現できてこそ、政治や政治家に対する国民の健全な全幅の信頼が培われると思います。国民の6割もが反対している消費税、国民の意思と政治が乖離した今の現状を是正し、閉塞感のない生き生きとした政治をつくるためにも、何のために政治家になったのかということを中心に問いかけながら、今回の請願の不採択に反対することに議員各位の御賛同をいただきますよう心からお願いして、私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました

議案及び請願について、報告第1号及び請願第16号の不採択、請願第21号の継続審査について、反対の立場から討論いたします。

まず、報告第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第7号)において歳入歳出をそれぞれ16億7,040万6,000円追加し、予算の総額を5,908億3,293万8,000円とする予算専決です。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など県税8億5,000万円の追加を行い、県有施設維持整備基金に19億2,669万円の積み立て等を行っています。税金などについては、的確な把握を行い予算化して県民施策に生かすことが必要です。2月補正以降の増収については、決算であらわし翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めたいと思います。

次に、請願についてです。

まず、審査が継続されておりました請願第16号「消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願」についてです。

委員長報告は不採択でありましたが、採択を求めるものです。今、どんな世論調査でも、国民の5割から6割が消費税増税に反対しています。それは、国民の所得と消費が長期にわたって落ち込んでいるもとで、消費税増税が国民の暮らしも経済も壊してしまうことが、これまでの経験で既に明らかになっているからです。消費税増税反対を求める意見書を採択した自治体は、5月10日現在で、本県も含め全国で133自治

体に上っています。国会では会期を大幅に延長しながら、きょうにも消費税増税法案が、十分な審議もなされないまま、民主、自民、公明の合意のもとに強行採決が行われようとしています。国民の声に耳をかさないやり方は民主主義にもとるものであり、許されないものです。

請願者も、「長引く不況で赤字経営を余儀なくされている中小零細業者の間には、高過ぎる国保税や年金保険料、住民税や消費税といった支払いが重くのしかかり、食えば払えず、払えば食えずの事態にも限界が及んでいます」と、県民生活の状況をリアルに訴えられておりますが、今回の消費税増税が、こうした必死で生きる県民、国民の暮らしや経済を直撃することは明らかです。ところが、政府は、この増税を社会保障の財源として国民に理解させようとしています。ところが、社会保障は改悪でしかないことが国会論戦の中でも明らかになっています。

そもそも消費税は、低所得者、弱い立場の人々に、より負担が及ぶという最悪の大衆課税であり、不公平税制です。社会保障の財源に一番ふさわしくないのがこの消費税であり、増税に何の道理もありません。今必要なことは、消費税に頼らない財源確保の道を目指すことです。税の原則である応能負担に徹し、大企業や大資産家への行き過ぎた減税をやめて適切な課税をすることや、260兆円にも及ぶ巨額の内部留保を日本経済に環流させることです。また、米軍思いやり予算や政党助成金など無駄遣いは聖域なく一掃することです。そして何より、国民の雇用や所得をふやして内需を拡大させ、経済を活性化させることです。そのためにも、働くルールを確立させることなど国民の立場に立った改革を進めるならば、消費税増税などの国民負担に頼らず、財政再建も、そして社会保障の充実

も図ることは十分可能です。ぜひこうした方向を政府にも求め、県民の切実な思いをしっかりと受けとめて、消費税の増税に反対する請願の採択を強く求めるものです。

次に、新規請願第21号「平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願」についてです。同請願については継続審査との報告がありました。採択を求めます。

内閣府の発表でも県民所得の減少が報じられており、2009年度、宮崎県の県民所得は206万8,000円で全国45番目、依然として最低クラスにあります。賃金の低廉な労働者にとって、賃金の最低額を保障することが労働者の暮らしの安定、ひいては経済の発展にも寄与することが、最低賃金法でもうたわれています。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題です。昨年、宮崎県の最低賃金は全国平均に及ばず、4円の引き上げにとどまり646円でした。全国最下位が645円ですから、わずか1円の差で、依然として最下位クラスにあります。例年、8月末には最低賃金が決定をされています。ですから、9月議会で結論を先送りすることなく、今議会で、県内の状況、県民の暮らしの実態をしっかりと受けとめ、県民の暮らしや地域経済を守るためにも、同請願の採択を行い、最低賃金引き上げのために尽力することが県議会にも強く求められているのではないのでしょうか。

議員各位の賢明な御判断を求めて、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 報告第1号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

◎ 議案第1号から第9号まで並びに
報告第2号及び第3号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第9号まで、並びに報告第2号及び第3号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願第16号採決

○外山三博議長 次に、請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第19号採決

○外山三博議長 次に、請願第19号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第21号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けまし

たので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年6月26日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

東九州自動車道の早期の全線開通を求める
意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

防災・減災対策を重視した社会基盤再構築
を求める意見書

議員発議案第4号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環
境整備を求める意見書

議員発議案第5号

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造
会議広域行政懇話会への議員の派遣

平成24年6月26日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 総務政策常任委員長 黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に
関する意見書

平成24年6月26日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 環境農林水産常任委員長

松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森
林・林業の再生を求める意見書

議員発議案第8号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交
渉参加に反対する意見書

平成24年6月26日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則

宮原 義久

丸山裕次郎

外山 衛

井上紀代子

高橋 透

河野 哲也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

宮崎県議会基本条例

◎ 議員発議案第1号から第9号まで

追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議

員発議案第1号から第9号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号から第8号まで採決

○外山三博議長 まず、議員発議案第1号から第8号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第8号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第9号「宮崎県議会基本条例」について、発議

者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで不断の議会改革に努めてきたところであります。一方、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきたため、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が政策立案及び政策提言に努め、県民にわかりやすく議論を尽くすことがますます重要になってきております。

このような社会情勢を背景に本県議会では、昨年の6月定例会において、議会の今後のあり方について協議や調整を行う「県議会のあり方に関する検討委員会」を設置し、議会の基本的事項を定める条例の策定を行うこととともに、別途、ワーキンググループを設け条例案を作成・検討したところであります。

この条例では、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係などを定めておりますが、具体的な特徴といたしましては、まず、「第3章 議会運営の原則」の中で「第7条 質問等の充実」として、知事等に対して、質問等の趣旨確認のための発言の許可について規定しております。

次に、「第4章 議会の機能強化」の中の「第10条 予算審議の強化」で、予算関連議案の審査等の機能の充実強化について、また、「第13条 大規模災害等への対応」で、迅速かつ機動的な調査活動等のための機能の充実強化について規定しております。

さらに、「第6章 議会と県民との関係」の中で「第21条 広報及び広聴の充実」として、多様な媒体を活用した積極的な広報及び広聴に

ついて規定しております。

午前11時7分閉会

このように、議会に関する基本的事項を定めることによりまして、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とするものであります。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第9号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年6月定例県議会を閉会いたします。

資

料

平成24年6月定例県議会日程

19日間

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 | 備 考 |
|------|---|-----|--|----------------------------|
| 6. 8 | 金 | 本会議 | 開会 議席変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 | 議会運営委員会 9:30 |
| 9 | 土 | | (閉 庁 日) | |
| 10 | 日 | | | |
| 11 | 月 | 休 会 | (議 案 調 査) | 一般質問通告締切 12:00 |
| 12 | 火 | | | |
| 13 | 水 | 本会議 | 一 般 質 問 | 議会運営委員会 9:30 |
| 14 | 木 | | | 請願締切 12:00 |
| 15 | 金 | | | |
| 16 | 土 | | (閉 庁 日) | |
| 17 | 日 | | | |
| 18 | 月 | 本会議 | 一 般 質 問 | 議員発議案締切 17:00 (会派提出) |
| 19 | 火 | | 一 般 質 問 議案・請願委員会付託 | 議会運営委員会 9:30 |
| 20 | 水 | 休 会 | 常 任 委 員 会 | |
| 21 | 木 | | | 議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く) |
| 22 | 金 | | | 特 別 委 員 会 |
| 23 | 土 | | (閉 庁 日) | |
| 24 | 日 | | | |
| 25 | 月 | 休 会 | (議 事 整 理) | |
| 26 | 火 | 本会議 | 常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決 閉会 | 議会運営委員会 9:30 |

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成24年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 工事請負契約の変更について
- 議案第7号 損害賠償の額の決定について
- 議案第8号 損害賠償の額の決定について
- 議案第9号 損害賠償の額の決定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月13日(水)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 1 | 新みやぎ | 西村 賢 | 10:00～11:00 | |
| 2 | 自由民主党 | 山下 博三 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 3 | 自由民主党 | 福田 作弥 | 13:00～14:00 | |
| 4 | 日本共産党 | 前屋敷恵美 | 14:00～15:00 | |

6月14日(木)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 5 | 社会民主党 | 高橋 透 | 10:00～11:00 | |
| 6 | 自由民主党 | 横田 照夫 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 7 | 社会民主党 | 鳥飼 謙二 | 13:00～14:00 | |
| 8 | 新みやぎ | 井上紀代子 | 14:00～15:00 | |

6月15日(金)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 9 | 自由民主党 | 内村 仁子 | 10:00～11:00 | |
| 10 | 自由民主党 | 押川修一郎 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 11 | 公明党 | 重松幸次郎 | 13:00～14:00 | |
| 12 | 公明党 | 新見 昌安 | 14:00～15:00 | |

6月18日(月)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 13 | 自由民主党 | 松村 悟郎 | 10:00~11:00 | |
| 14 | 郷中の会 | 有岡 浩一 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 15 | 新みやぎき | 渡辺 創 | 13:00~14:00 | |
| 16 | 自由民主党 | 黒木 正一 | 14:00~15:00 | |

6月19日(火)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 17 | 自由民主党 | 二見 康之 | 10:00~11:00 | |
| 18 | 自由民主党 | 坂口 博美 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 19 | 自由民主党 | 井本 英雄 | 13:00~14:00 | |
| 20 | 自由民主党 | 中村 幸一 | 14:00~15:00 | |

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|-------|---|----------|----|----------|----------------|----------------|
| | | 総務 政策 | 厚生 | 商工 建設 | 環境 農林 水産 | 文教 警察 企業 |
| 第1号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | | | | | 可決 |
| 第2号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 可決 | 可決 | 可決 | | |
| 第3号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | | 可決 | | | |
| 第4号 | 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 | | | 可決 | | |
| 第5号 | 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例 | | | | | 可決 |
| 第6号 | 工事請負契約の変更について | | | 可決 | | |
| 第7号 | 損害賠償の額の決定について | | | 可決 | | |
| 第8号 | 損害賠償の額の決定について | | | 可決 | | |
| 第9号 | 損害賠償の額の決定について | | 可決 | | | |
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて * 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第7号） | 承認 | | | 承認 | 承認 |
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例 | 承認 | | | | |
| 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて * 職権調停事件に係る調停案の受諾について | | | 承認 | | |

[請願]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|------|--------------------------------|----------|----|----------|----------------|----------------|
| | | 総務 政策 | 厚生 | 商工 建設 | 環境 農林 水産 | 文教 警察 企業 |
| 第16号 | 消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願 | 不採択 | | | | |
| 第19号 | 集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する請願 | 採択 | | | | |
| 第20号 | 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願 | 継続 | | | | |
| 第21号 | 平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願 | | | 継続 | | |

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成24年6月定例会

| 委員会名 | 事 件 | 理 由 |
|-------------|--|----------------|
| 総務政策常任委員会 | 請願第20号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願 総合政策及び行財政対策に関する調査 | 慎重な審査・調査を要するため |
| 厚生常任委員会 | 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査 | 調査を要するため |
| 商工建設常任委員会 | 請願第21号 平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査 | 慎重な審査・調査を要するため |
| 環境農林水産常任委員会 | 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査 | 調査を要するため |
| 文教警察企業常任委員会 | 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査 | 調査を要するため |
| 議会運営委員会 | 次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査 | 円滑な議会運営を図るため |

議案議決件名一覽表

| 議 案 番 号 | 件 名 | 議 決 月 日 |
|-----------|-------------------------------------|----------|
| 知事提出議案第1号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 6月26日・可決 |
| 〃 第2号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第3号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第4号 | 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第5号 | 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第6号 | 工事請負契約の変更について | 〃 |
| 〃 第7号 | 損害賠償の額の決定について | 〃 |
| 〃 第8号 | 損害賠償の額の決定について | 〃 |
| 〃 第9号 | 損害賠償の額の決定について | 〃 |
| 報 告 第1号 | 専決処分の承認を求めることについて | 6月26日・承認 |
| 〃 第2号 | 専決処分の承認を求めることについて | 〃 |
| 〃 第3号 | 専決処分の承認を求めることについて | 〃 |
| 議員発議案 第1号 | 東九州自動車道の早期の全線開通を求める意見書 | 6月26日・可決 |
| 〃 第2号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 | 〃 |
| 〃 第3号 | 防災・減災対策を重視した社会基盤再構築を求める意見書 | 〃 |
| 〃 第4号 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書 | 〃 |
| 〃 第5号 | 九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への議員の派遣 | 〃 |
| 〃 第6号 | 集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書 | 〃 |
| 〃 第7号 | 現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を求める意見書 | 〃 |
| 〃 第8号 | 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書 | 〃 |
| 〃 第9号 | 宮崎県議会基本条例 | 〃 |

議員発議条例、意見書、その他

東九州自動車道の早期の全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万人住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、さらに通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっている。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9,000億円の生産額が増加するとされており、本県にとっても、県北部の「東九州メディカルバレー」構想の実現や県央・県南地区の産業活性化に欠かすことができないものとなっている。

さらに、東南海・南海・日向灘地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっている。

こうした中、これまで供用時期が示されていなかった北浦～須美江間について、今般、国土交通省から「平成28年度供用予定」として新たに公表されたところであり、一段階踏み込んだ対応として評価するところである。

しかしながら、高速道路は「繋げてこそネットワーク」であり、その一刻も早い構築のためには、北九州～大分～宮崎間の一体的な供用に向け、北浦～須美江間についても他の地区に合わせ、平成26年度に前倒しして供用することが必要である。

さらに、清武南～北郷間、北郷～日南間の早期完成及び日南～志布志間の早期事業化も図る必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、九州を循環するネットワークの構築に向けた東九州自動車道の早期完成について、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 平成26年度までに完成する他の区間と一体的な供用を図るため、供用予定を前倒しして、「北浦～須美江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2 新直轄方式による整備区間である「清武～北郷間」及び「北郷～日南間」の早期完成を図ること。
- 3 基本計画区間である「日南～志布志間」の早期事業化を図ること。
- 4 国が責任を持ってスピーディーに整備を進める為の必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮崎県議会

| | | |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長 | 横路孝弘 | 殿 |
| 参議院議長 | 平田健二 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦 | 殿 |
| 財務大臣 | 安住淳 | 殿 |
| 国土交通大臣 | 羽田雄一郎 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 藤村修 | 殿 |

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。平成24年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成25年度予算においても、平成24年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、国におかれては、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記の事項について対策を強く求めるものである。

記

- 1 東日本大震災の被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の復興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再配分機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対応を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮 崎 県 議 会

| | |
|-------------------------|--------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘 殿 |
| 参議院議長 | 平田孝健 殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦 殿 |
| 総務大臣 | 川端佳夫 殿 |
| 財務大臣 | 安住淳 殿 |
| 経済産業大臣 | 枝野幸男 殿 |
| 内閣官房長官 | 藤村 修 殿 |
| 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) | 古川元久 殿 |

防災・減災対策を重視した社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだところである。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能となる。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えられる。

よって、国においては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資するよう、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮崎県議会

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘殿 |
| 参議院議長 | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦殿 |
| 総務大臣 | 川端達夫殿 |
| 文部科学大臣 | 平野博文殿 |
| 厚生労働大臣 | 小宮山洋子殿 |
| 経済産業大臣 | 枝野幸男殿 |
| 国土交通大臣 | 羽田雄一郎殿 |
| 内閣官房長官 | 藤村修殿 |

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

平成23年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績(2005年環境省)で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、国においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示すこと。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮崎県議会

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘殿 |
| 参議院議長 | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦殿 |
| 財務大臣 | 安住淳殿 |
| 経済産業大臣 | 枝野幸男殿 |
| 環境大臣 | 細野豪志殿 |
| 内閣官房長官 | 藤村修殿 |

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への
議員の派遣

- 1 目 的 「九州広域行政機構（仮称）」等に関する調査、論点整理、
協議等を行うため
- 2 派遣場所 福岡市
- 3 期 間 平成24年7月17日（火）
- 4 派遣議員 丸山 裕次郎
横田 照夫
西村 賢
重松 幸次郎

以上4名

集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と、依然として高い水準が続いている。

一方で、現在の訴訟制度の利用には相応の費用と労力を要することから、事業者に比べて情報力や交渉力、資力に劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難な状況にある。また、従来の消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結び付かないという課題がある。

そこで、平成23年8月に、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会において、消費者のための新たな訴訟制度の案が、報告書として取りまとめられ、現在、消費者庁において、その法案化が準備されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象事案とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し、簡易な手続で被害額を確定の上、被害回復を図るという仕組みとなっている。そのため、現行制度と比べて、費用や労力の面で、消費者の負担が軽減されるものである。また、対象事案には、紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定するなど、事業者側にも配慮ある制度となっている。

よって、国においては、消費者委員会の報告書の内容を踏まえ、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、早期に国会に法案を提出し、その創設を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮 崎 県 議 会

| | |
|--------------------------|-------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘殿 |
| 参議院議長 | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦殿 |
| 総務大臣 | 川端達夫殿 |
| 内閣官房長官 | 藤村修殿 |
| 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) | 松原仁殿 |

現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を求める意見書

我が国の森林はまさに今、戦後の先人達の弛まぬ努力により造成してきた人工林の多くが主伐期を迎えており、この資源を最大限活用して森林・林業の再生を図ることが、疲弊した地方の再生と持続可能な循環型社会の形成の鍵と言える。

また、森林は、林産物の供給はもとより、国土の保全や地球温暖化の防止など、国民に多くの恩恵を与えてきていることから、国民共有の財産として、将来にわたって、守り育て、活用していくことが極めて重要である。

しかしながら、長引く円高や素材生産の拡大等により需給バランスが崩れ、現下の木材価格は、過去最低水準となっており、こうした状況が長引けば、森林の荒廃が進むとともに、我が国の林業の存続が危ぶまれ、森林を支える山村地域の衰退を招き、ひいては国土の崩壊に陥る事態になりかねない。

よって、国においては、現下の厳しい木材価格の現状を打開し、森林・林業の再生を実現するため、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 厳しい木材価格の現状を打開するため、国有林における伐採の調整機能を発揮させること。
- 2 森林所有者等が行う皆伐から間伐へ転換するための資金や市場での原木ストックへの助成制度の創設等木材需給バランス調整に必要な措置を講じること。
- 3 木材需給の動向に応じた弾力的な運用が図られるよう、森林整備事業における除伐の補助対象年齢の見直しなど、必要な措置を講じること。
- 4 公共建築物への国産材利用促進のための実効ある取組や地域材活用を評価した住宅エコポイント制度の延長・拡充等木材の利用拡大を図るための措置を講じること。
- 5 低利な制度資金等融資制度の円滑な活用など、林家等の経営安定化のための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮 崎 県 議 会

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | 横 | 路 | 孝 | 弘 | 殿 |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | 平 | 田 | 健 | 二 | 殿 |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 野 | 田 | 佳 | 彦 | 殿 |
| 内 | 閣 | 官 | 房 | 長 | 藤 | 村 | | 修 | 殿 |
| 財 | | 務 | 大 | 臣 | 安 | 住 | | 淳 | 殿 |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | 郡 | 司 | | 彰 | 殿 |
| 国 | 土 | 交 | 通 | 大 | 羽 | 田 | 雄 | 一 | 郎殿 |

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に反対する意見書

政府は、４月の日米首脳会談に引き続き、先日の主要２０カ国首脳会談でも当然ながら「交渉参加入りの表明」については明言しなかった。

国民的議論も国民合意も十分行われていない中で、「交渉参加表明」を行うことは、国民への背信行為であり、断じて許されるものではない。

ＴＰＰは、物品の例外なき関税撤廃が前提で、金融・保険、労働、医療などの幅広い分野を対象としており、究極の自由貿易である。

我が国がＴＰＰ交渉に参加するとなれば、本県農業は衰退の一途をたどり、関連産業を含めた地域経済は崩壊の危機を迎え、農地の多面的機能が失われることで美しい農村風景や里山の維持も困難となることが懸念される。結果として、国民の食と暮らし、いのちの安全と安心をそこなう恐れもある。

よって、国においては、地域農業や地域社会、安全・安心な「食」や「暮らし」を守り、次世代に引き継ぐためにも、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く申し入れる。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年６月２６日

宮 崎 県 議 会

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | 横 | 路 | 孝 | 弘 | 殿 |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | 平 | 田 | 健 | 二 | 殿 |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 野 | 田 | 佳 | 彦 | 殿 |
| 内 | 閣 | 官 | 房 | 長 | 藤 | 村 | | 修 | 殿 |
| 外 | | 務 | 大 | 臣 | 玄 | 葉 | 光 | 一 | 殿 |
| 財 | | 務 | 大 | 臣 | 安 | 住 | | 淳 | 殿 |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | 郡 | 司 | | 彰 | 殿 |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 大 | 枝 | 野 | 幸 | 男 | 殿 |

宮崎県議会基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
- 第4章 議会の機能強化（第8条－第15条）
- 第5章 議会と知事等との関係（第16条－第18条）
- 第6章 議会と県民との関係（第19条－第23条）
- 第7章 議会活性化の推進（第24条－第26条）
- 第8章 政治倫理（第27条）
- 第9章 議会事務局等（第28条・第29条）
- 第10章 補則（第30条・第31条）

附則

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）や地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責務が増大し、議会機能の充実強化が求められるなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

今、我が国においては、これまでの動きに加えて、更なる地方分権の進展を求め、地方から次世代に向けた新たな取組が始まっている。しかしながら、一方で、地方財政は、国家財政とともに極めて厳しい状況に陥っており、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきた。

したがって、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。

ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを

改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会等をいう。
- (3) 委員会等 委員会及び協議等の場をいう。
- (4) 協議等の場 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (5) 質問等 質問又は質疑をいう。

(基本理念)

第3条 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。

2 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。

3 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、県民の代表として常に県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応えるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

- 3 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとする。
- 4 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければならない。
- 3 会派は、円滑かつ効率的な議会の運営に資するため、必要に応じて、会派間の協議及び調整に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第6条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 3 議会は、公正かつ県民に開かれた運営に努めなければならない。
- 4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 5 特別委員会は、社会情勢の変化等に伴う新たな県政の課題に対応して設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
。

(質問等の充実)

第7条 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、第4条に規定する議員の責務及び活動原則を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

- 2 本会議等において、説明のため議会から出席を求められた者は、議長、委員長又は協議等の場の会務を総理する者の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第8条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(議会の会期等)

第9条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

2 議会は、緊急の課題等に対応するため、迅速かつ機動的に臨時会を開くことができるよう努めるものとする。

(予算審議の強化)

第10条 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとする。

(議員間討議)

第11条 議員は、議会の機能を十分に発揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(専門的知見の活用)

第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(大規模災害等への対応)

第13条 議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 議員は、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、県民の負託に応えるため、調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第15条 議員の調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条例」という。）で定めるところにより、会派及び議員に政務調査費を交付する。

2 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、政務調査費の用途を明らかにしなければならない。

第5章 議会と知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第16条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組みなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第17条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第18条 議会は、議員提案による条例の制定又は決議、特別委員会等の審査又は調査等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会と県民との関係

(県民の議会活動への参画の確保)

第19条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の制度の積極的な活用にも努めるものとする。

(議会の説明責任)

第20条 議会は、議会運営、政策立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(広報及び広聴の充実)

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(委員会等の公開)

第22条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第23条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 議会活性化の推進

(議会活性化の推進)

第24条 議会は、その機能を十分に発揮し、県民の負託に応えられるよう、議会活性化に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。

(議会活性化推進会議)

第25条 議会は、議会活性化の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会活性化推進会議を設置することができる。

(議員定数及び選挙区)

第26条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数を定める条例（平成14年宮崎県条例第26号）及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）で定める。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第27条 議員は、県民の負託を受けた代表として県政に携わる権能と責務を深く認識し、県民全体の利益の実現を図るため、議員としてふさわしい品位と識見をもって行動するものとする。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年宮崎県条例第38号）の定めるところによる。

3 前2項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第9章 議会事務局等

(議会議務局)

第28条 議会は、政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会議務局職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会議書室)

第29条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会議書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第10章 補則

(この条例と他の条例等との関係)

第30条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第31条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

請 願 一 覽 表

| 委員 会 | 請 願 | | 計 | 備 考 |
|--------------|------------|--------|---|--------|
| | 新 規 | 繼 続 | | |
| 総 務 政 策 | 2 | 1 | 3 | |
| 厚 生 | — | — | — | |
| 商 工 建 設 | 1 | — | 1 | |
| 環 境 農 林 水 産 | — | — | — | |
| 文 教 警 察 企 業 | — | — | — | |
| 計 | 3 | 1 | 4 | |

新規請願

| | | | |
|--------------|--|-------|------------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第19号 | 受理年月日 | 平成24年6月13日 |
| 請願者 住所・氏名 | 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子 | | |
| 請願の件名 | <p>集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する請願</p> <p>第1 請願の趣旨</p> <p>宮崎県議会が国会及び政府に対し、内閣府消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書の内容を踏まえた集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、早期に創設することを求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。</p> <p>第2 請願の理由</p> <p>全国の消費生活相談の件数は、2010年度で約89万件と、依然として高い水準が続いています。一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要することから、事業者に比べて情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難です。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結び付かないという課題があります。</p> <p>そこで、消費者のための新たな訴訟制度案が、2011年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書（以下「専門的調査会報告書」といいます。）に取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されています。</p> <p>しかし、同年12月に消費者庁が公表した「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」では、対象事案が専門調査会報告書で提案されたものより限定され、消費者被害の範囲が狭まっていることから、国会及び政府に対し、専門調査会</p> | | |

| | |
|------|---|
| | 報告書の内容を踏まえた訴訟制度を創設することを求める意見書を提出することを採択していただくことをお願いします。 |
| 紹介議員 | 新見 昌安 鳥飼 謙二 前屋敷恵美 有岡 浩一 関師 博規 井上紀代子 横田 照夫 |
| 摘 要 | |

新規請願

| | | | |
|--------------|---|-------|------------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第20号 | 受理年月日 | 平成24年6月13日 |
| 請願者 住所・氏名 | 宮崎県宮崎市霧島2-17 川野 周平 | | |
| 請願の件名 | <p>「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願</p> <p>[請願趣旨] 地方自治法第99条の規定により、本議会から、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出していただきたい。</p> <p>[理由] 今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。 我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。 また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。 平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。 よって、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を本議会から、提出していただきたい。</p> | | |

| | |
|------|-------------|
| | |
| 紹介議員 | 横田 照夫 松村 悟郎 |
| 摘 要 | |

新規請願

| | | | |
|----------|---|-------|------------|
| | | | 商工建設常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第21号 | 受理年月日 | 平成24年6月14日 |
| 請願者住所・氏名 | 宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山節夫 | | |
| 請願の件名 | <p>平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願</p> <p>〔請願要旨〕 平成24年度の宮崎地方最低賃金の改正に関して、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますよう請願いたします。</p> <p>〔理由〕 わが国の最低賃金制は、昭和34年に最低賃金法が制定されて以来、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、その労働者の改善を図ってきました。最低賃金は、賃金、物価の動向等に応じてそのほとんどが毎年改正されており、労働者の労働条件に重要な役割を果たしています。こうした中、政府は雇用戦略対話における最低賃金引き上げについては、（第4回会合2010年6月3日）2020年までの目標案として、新成長戦略で掲げている2020年までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長を前提とし、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」との数値目標が初めて示され、2008年7月1日には40年ぶりに最低賃金法が改正施行されました。</p> <p>更には、非正規労働者の増大やそれにとまなう低賃金層の増大に対し、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大きくなる一方で、最低賃金の影響を直接的に受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状態にあります。</p> | | |

宮崎県地域別最低賃金はこの3年間で、19円が引き上げられましたが、平成23年度の宮崎県最低賃金額は646円であり、全国でも低い水準です。

地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 平成24年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みでの改正を図ること。
2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
4. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実をはかること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう国に対し要請すること。

| | |
|------|--|
| 紹介議員 | 田口 雄二 西村 賢 徳重 忠夫 渡辺 創 井上紀代子 函師 博規 有岡 浩一 高橋 透 鳥飼 謙二 太田 清海 前屋敷恵美 |
| 摘 要 | |

継 続 請 願

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第16号 | 受理年月日 | 平成24年3月2日 |
| 請願者 住所・氏名 | 宮崎市大字小松936-3 消費税廃止宮崎県各界連絡会 前 孝秀 | | |
| 請願の件名 | 消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める 請願 | | |
| 紹介議員 | 鳥飼 謙二 凶師 博規 前屋敷恵美 有岡 浩一 | | |
| 摘 要 | | | |

議 事 經 過

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|-------|---|-------|--|
| 6月8日 | 金 | 本 会 議 | 開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（黒木正一議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第9号、報告第1号～第3号上程 知事提案理由説明 |
| 6月9日 | 土 | | |
| 6月10日 | 日 | | |
| 6月11日 | 月 | 休 会 | (議案調査) |
| 6月12日 | 火 | | |
| 6月13日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問（西村 賢議員、山下博三議員、福田作弥議員、 前屋敷恵美議員） |
| 6月14日 | 木 | | 一般質問（高橋 透議員、横田照夫議員、鳥飼謙二議員、 井上紀代子議員） |
| 6月15日 | 金 | | 一般質問（内村仁子議員、押川修一郎議員、重松幸次郎 議員、新見昌安議員） |
| 6月16日 | 土 | | |
| 6月17日 | 日 | | |
| 6月18日 | 月 | 本 会 議 | 一般質問（松村悟郎議員、有岡浩一議員、渡辺 創議員、 黒木正一議員） |
| 6月19日 | 火 | | 一般質問（二見康之議員、坂口博美議員、井本英雄議員、 中村幸一議員） 議案・請願委員会付託 |
| 6月20日 | 水 | 休 会 | 常任委員会 |
| 6月21日 | 木 | | |
| 6月22日 | 金 | | |
| 6月23日 | 土 | | |
| 6月24日 | 日 | | |
| 6月25日 | 月 | 休 会 | (議事整理) |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|-------|---|-------|---|
| 6月26日 | 火 | 本 会 議 | 常任委員長審査結果報告 討論（請願第16号不採択に反対）（太田清海議員） 討論（報告第1号に反対、請願第16号不採択、請願第21号継続審査に反対）（前屋敷恵美議員） 報告第1号採決（承認） 議案第1号～第9号、報告第2号、第3号採決（可決または承認） 請願第16号採決（不採択） 請願第19号採決（採択） 閉会中の継続審査・調査案件採決（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第9号追加上程 議員発議案第1号～第8号採決（可決） 議員発議案第9号提案理由説明（中野一則議員） 議員発議案第9号採決（可決） 閉 会 |

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 黒 木 正 一

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也